

第2章 初動対応 (地震発生後概ね72時間)

第2章 初動対応（地震発生後概ね72時間）

第1節 県災害対策本部の初動対応

1 災害対策本部の初動対応

（1）災害対策本部の設置，組織体制

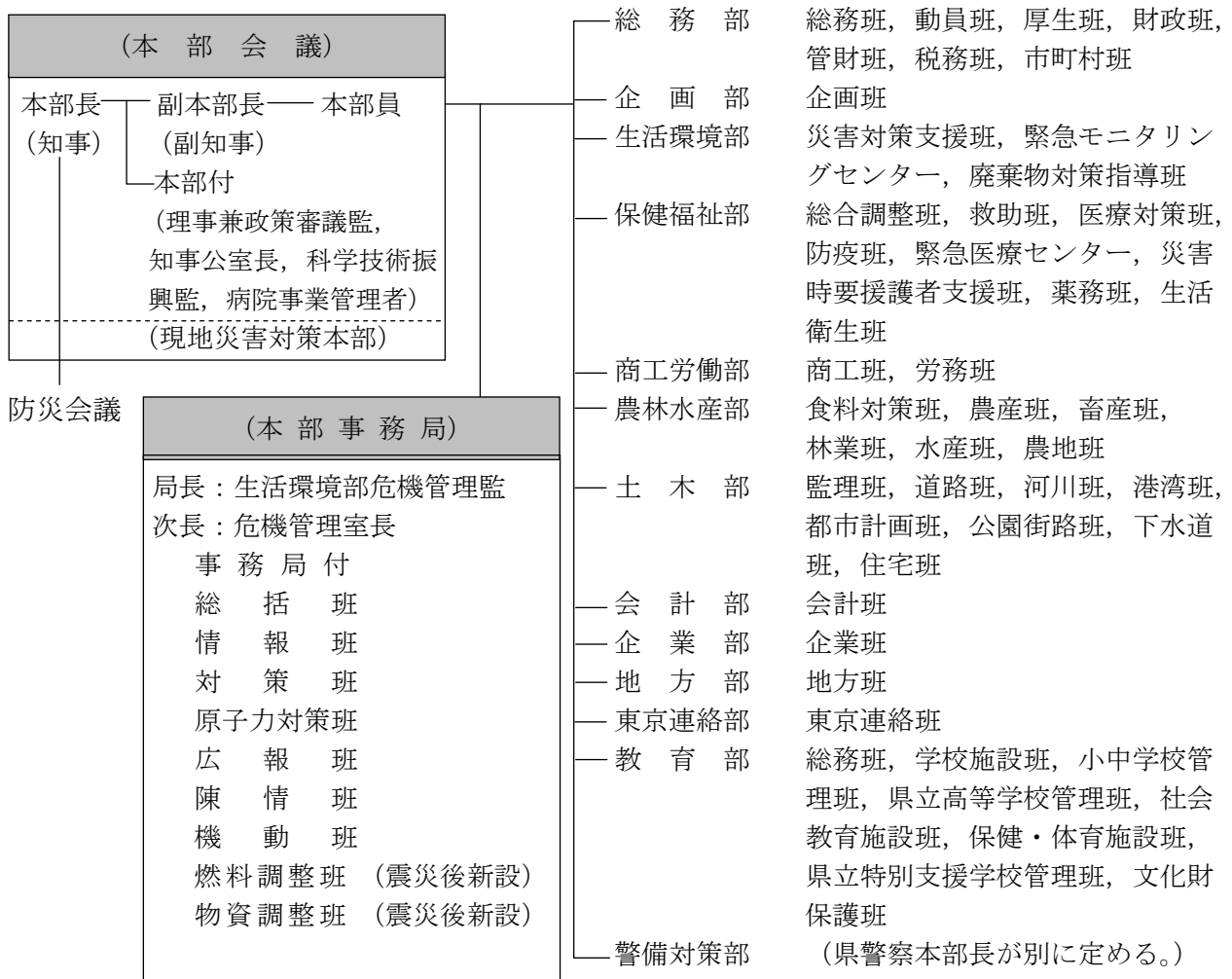
県は、震災の発生により災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、発災直後の14時46分に災害対策本部を設置した（災害対策本部は、県内震度が6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する基準がある）。

これにより、災害対策本部事務局員は、本庁舎行政棟6階の災害対策室に参集し、情報収集等の災害対応を開始するとともに、第1回災害対策本部会議開催に向け準備作業を開始した。当日は、災害対策室の被害が軽微であったこと及び平日の業務時間内であったことから、人員の確保に支障はなかった。

なお、震災当時の災害対策本部の組織体制は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の組織体制

災害対策本部は、本部長を知事、また、副本部長を副知事が務め、事務局長を生活環境部危機管理監が務める。本部には部が設けられ、各部長が本部員を構成する。



イ 災害対策本部事務局の組織体制

事務局長：生活環境部危機管理監

事務局次長：生活環境部危機管理室長

事務局付：生活環境部企画監，消防防災課長，原子力安全対策課長，
消防防災課副参事，原子力安全対策課課長補佐（総括）

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
総括班	消防防災課 課長補佐（総括）	消防防災課員 2名	人事課員 1名 管財課員 1名 生活文化課員 2名 消防防災課員 4名 原子力安全対策課員 1名	1 災害対策本部会議の開催に関すること。 2 災害対策本部及び事務局の運営に関すること。 3 事務局各班間の連絡調整に関すること。 4 その他事務局長から特に指示されたこと。
情報班	消防防災課 課長補佐 （防災担当）	消防防災課員 1名 原子力安全対策課員 1名	総務課員 1名 企画課員 1名 生活文化課員 1名 国際課員 1名 環境政策課員 1名 環境対策課員 1名 消防防災課員 2名 原子力安全対策課員 2名 厚生総務課員 1名 福祉指導課員 1名 医療対策課員 1名 保健予防課員 1名 産業政策課員 1名 産業技術課員 1名 農政企画課員 1名 監理課員 1名 道路維持課員 1名 河川課員 1名 港湾課員 1名 下水道課員 1名 企業局総務課員 1名 教育庁総務課員 1名 警察本部警備課員 1名	1 防災関係機関からの気象情報，電力情報その他の災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 事故発生事業所からの情報収集に関すること。 3 各々が収集した災害情報で主として次に掲げるものの収集に関すること。 (1) 河川，ダム砂防，道路及び港湾・漁港関係情報 (2) 農林水産関係情報 (3) 商業及び工業関係情報 (4) 災害救助，医療，防疫等関係情報 (5) 教育関係情報 (6) 警察関係情報 4 災害情報の各部等への伝達に関すること。 5 防災行政無線の監理及び運用に関すること。 6 災害情報の整理記録に関すること。 7 災害関係資料の作成に関すること。
対策班	消防防災課 課長補佐 （消防担当）	危機管理室員 1名 消防防災課員 1名 原子力安全対策課員 2名 （原子力安全対策課員のうち1名につ	総務部企画員 1名 企画部企画員 1名 生活環境部企画員 1名 保健福祉部企画員 1名	1 国（現地対策本部を含む。）及び防災関係機関との調整に関すること。 2 各部門間の連絡調整に関すること。 3 避難対策が必要な場合に

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
		いては、避難対策が必要な場合に限る。)	商工労働部企画員 1名 農林水産部企画員 1名 土木部企画員 1名 企業局企画員 1名 消防防災課員 3名 教育庁企画員 1名 市町村課員 1名 生活文化課員 1名 国際課員 1名 危機管理室員 1名 原子力安全対策課員 1名 厚生総務課員 1名 障害福祉課員 1名 警察本部交通規制課員 1名 (消防防災課員のうち1名及び市町村課員から警察本部交通規制課員までについては、避難対策が必要な場合に限る。)	おける避難に係る連絡調整に関すること。 4 避難対策が必要な場合における救助物資、資財等の輸送に係る連絡調整に関すること。 5 原子力災害時における避難地域内住民の輸送に係る連絡調整に関すること。 6 その他事務局長から特に指示されたこと。
原子力対策班	生活環境部 原子力安全調整監	原子力安全対策課課長補佐(防災・監視担当) 1名 原子力安全対策課員 1名	環境政策課員 3名 廃棄物対策課員 3名 生活環境部長が指定する者 2名	1 放射線防護対策に係る関係機関との連絡調整に関すること。 2 原子力行政機関, 事業所等との連絡調整に関すること。 3 その他事務局長から特に指示されたこと。
広報班	広報広聴課 広聴課長	広報広聴課課長補佐 2名	広報広聴課員 7名	1 災害に係る緊急広報(ラジオ及びテレビを利用して緊急に行う必要のある広報をいう。)に関すること。 2 災害に係る一般広報及び広聴に関すること。 3 災害時における広報に係る国及び市町村との連絡調整に関すること。 4 報道機関への対応に関すること。 5 災害状況の撮影に関すること。 6 住民からの問合せの対応に関すること。

班名	班長	副班長	班員	分掌事務
陳情班	政策審議室 政策監	政策審議室主任政 策員 2名	政策審議室政策員 5名 秘書課員 1名	1 政府,国会等への要望及び 陳情に関すること。 2 国の機関,国会議員等の視 察,調査に関すること。
機動班	〔総括班長〕 消防防災課副参事			1 被災地及び被災市町村に おける応急対策上の支援活 動に関すること。 2 被災地及び被災市町村の 被害情報の収集に関するこ と。 3 その他事務局長から特に 指示されたこと。
本 庁 班	〔第1班長〕 総務課課長補佐		〔第1班員〕 14名 総務部 14名	
	〔第2班長〕 企画課課長補佐		〔第2班員〕 16名 企画部 16名	
	〔第3班長〕 産業政策課課長補佐		〔第3班員〕 12名 商工労働部 12名	
	〔第4班長〕 農政企画課課長補佐		〔第4班員〕 14名 農林水産部 14名	
	〔第5班長〕 教育庁総務課課長補 佐		〔第5班員〕 14名 会計事務局 4名 教育庁 10名	
地 方 班	〔県北班長〕 県北県民センター 県民福祉課課長補佐		〔県北班員〕 6名 県北県民センター 6名	
	〔鹿行班長〕 鹿行県民センター 県民福祉課課長補佐		〔鹿行班員〕 10名 鹿行県民センター 10名	
	〔県南班長〕 県南県民センター 県民福祉課課長補佐		〔県南班員〕 10名 県南県民センター 10名	
	〔県西班長〕 県西県民センター 県民福祉課課長補佐		〔県西班員〕 10名 県西県民センター 10名	
燃料 調整班	※ 震災直後に新設。 当時は,危機管理室職員等が担当。		1 燃料の確保に関すること。 2 燃料供給に係る情報収 集・広報に関すること。 3 災害応急対策車両等への 燃料の供給に関すること。	
物資 調整班	※ 震災直後に新設。 当時は,保健福祉部次長,消防防災課職員等が担当。		1 備蓄物資,支援物資の調 達・管理・輸送に関するこ と。	

（2）災害対策本部会議の開催状況

災害対策本部は、3月11日及び12日は各2回、13日は1回、14日から27日までに12回、4月1日、8月10日及び平成24年2月16日に各1回の計20回、災害対策本部会議を開催した。会議の開催回数や開催日時は知事が決定し、災害対策本部会議の開催に当たっては、情報班が収集した市町村やライフラインの被害状況のほか、各部局等の被害状況等の資料を基に総括班が会議資料を調整し、災害対策本部室の本部員の各机上に会議資料を配付した。

2 災害対策本部事務局の初動対応

(1) 総括班

総括班は、消防防災課課長補佐（総括）を班長とし、副班長として消防防災課職員2名、班員として、生活文化課職員2名、消防防災課職員4名並びに原子力安全対策課、人事課及び管財課職員各々1名の計12名で構成される。

総括班の主な災害対応業務は、災害対策本部会議の開催、災害対策本部及び事務局の運営、事務局各班間の連絡調整等に関する業務であるが、今回の震災の初動対応については、災害対策本部事務局員の参集状況を確認するとともに、災害対策本部会議の運営及び災害対策本部事務局内を調整するための班長会議を随時開催したほか、災害対策本部事務局員や他の防災関係機関（自衛隊、東京電力(株)等）からの派遣者に係る給食の手配等の対応を実施した。

ア 職員配備体制

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
総括班 (12名)	日中	12名	12名	9名	33名
	宿直	12名	4名	7名	23名
合計		24名	16名	16名	56名

- ・ 平日の勤務時間内に発災したため、発災当日の配備体制には影響がなかったが、発災翌日以降は、災害対応の長期化を考慮し、交代で宿直対応を行った。

イ 災害対策本部会議の開催及び主な対応

防災対策の中核機関である災害対策本部では、被害状況を速やかに把握し、災害の応急対策やその他災害対応に関する重要な事項について協議するため、災害対策本部会議を開催した。

(ア) 第1回災害対策本部会議

【3月11日】

18:02 行政棟6階災害対策本部室において第1回災害対策本部会議を開催した。

- ・ 災害対策本部事務局長（危機管理監）から地震の概況や津波による避難勧告等の状況、県内の人的・物的被害の状況、県の対応状況、自衛隊への災害派遣要請等について報告し、各本部員（各部局長）、各防災関係機関から所管する施設等の被害状況について報告が行われた。
- ・ 連絡がとれない市町村や、火災情報など詳細な情報が入手できない状況もあった。
- ・ これらを踏まえ、災害対策本部長（知事）から地震、津波により県内で大きな被害が生じていることから、引き続き市町村と連絡を密にして徹底して情報を収集するとともに、迅速かつ的確な対応を行うよう指示があった。



災害対策本部会議

(イ) 第2回災害対策本部会議

【3月11日】

23:00 第2回災害対策本部会議を開催した。

- ・ 災害対策本部事務局長（危機管理監）、各本部員（各部局長）及び防災関係機関から被害状況及びこれまでの対応について報告が行われた。
- ・ NTT回線や防災無線等の通信手段が寸断して連絡がつかず、被害状況等の把握が困難な市町村もあることから、翌日から災害対策本部事務局の機動班員を市町村災害対策本部に派遣して状況を把握することとされた。
- ・ 県内の8割で停電（21時30分現在）が発生していることや、要請があった市町村に対する支援物資の供給、給水活動の手配、道路の点検予定等が報告され、災害対策本部長（知事）からは、確認すべきものは早期に行うよう指示があった。

(ウ) 第3回災害対策本部会議

【3月12日】

9:04 第3回災害対策本部会議を開催した。

- ・ 人的被害や住家屋の被害状況や、道路・河川の被害、電気や水道、交通機関の被害状況、県立学校等の帰宅困難者や住民避難の状況などが徐々に判明してきた。
- ・ 医療機関の被災に伴い、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）^{ディー・マット}による患者の移送活動が行われることとなった。
- ・ 常磐自動車道が緊急自動車の通行可能となり、自衛隊による情報収集や人命救助、物資搬送など災害派遣活動も開始された。一方、県の公的備蓄の在庫量は底をつき始めた。
- ・ 津波による避難勧告が出ている地域もあるため、災害対策本部長（知事）から、人命救助に当たっては安全に配慮して活動するよう指示があった。

(エ) 第4回災害対策本部会議

【3月12日】

17:40 第4回災害対策本部会議を開催した。

- ・ 引き続き被害状況及びこれまでの対応について報告が行われ、特に県内各地で断水による飲料水の不足と食料の不足が深刻な状況であることが判明した。
- ・ 災害対策本部長（知事）から、市町村からの支援物資の要望について十分把握・調整し、支援物資を確保して配布するよう指示があった。

(カ) 第5回災害対策本部会議

【3月13日】

11:26 第5回災害対策本部会議を開催した。

- ・ 災害対策本部会議に先立ち、災害対策本部長（知事）が防災ヘリによる視察を行い、沿岸部の津波浸水状況や液状化等の被害を把握した。
- ・ 断水地域への給水支援や、市町村の食料支援の要望把握や調整を進めるとともに、要望のあった39市町村に対しては災害救助法を適用することが報告された。
- ・ 県の施設に関する被害状況の把握は概ね完了したが、応急危険度判定士の派遣について市町村の支援まで手が回らない状況であった。
- ・ 医療機関における非常用電源用の燃料確保が難しいことや、緊急自動車や東日本電信電話(株)（以下「NTT」という。）の移動電源車、公用車の燃料も不足していること、ガソリンスタンドも混雑が生じていることを踏まえ、災害対策本部事務局において新たに燃料確保対策に取り組むこととされた。
- ・ 災害対策本部長（知事）から、今後の復旧が非常に重要であることから、各部局において全力で取り組むとともに、他県からの応援要請に対しても、県内で余裕があれば協力するよう指示があった。

ウ 災害対策本部及び事務局の運営

(ア) 災害対策本部事務局員の参集状況の確認

- ・ 発災直後に災害対策本部及び災害対策本部事務局を設置し、危機管理監を中心に消防防災課、危機管理室、原子力安全対策課の職員が直ちに災害対策室へ参集した。
- ・ 災害対策本部会議の開催に向けた準備や、県内の被害状況の情報収集を開始するとともに、参集している災害対策本部事務局員の状況を把握するため、参集時間や参集人数を確認した。

(災害対策本部事務局員の参集状況)

	参集時間			
	15分以内	30分以内	45分以内	60分以内
最終参集人数 (102名)	48名 (47%)	59名 (58%)	65名 (64%)	74名 (73%)

※ 機動班員数を除く。

(イ) 災害対策本部事務局班長会議の開催

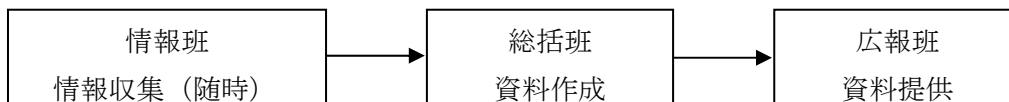
事務局内の調整を図り、各班の情報や対応状況、課題等を共有するため、事務局長、事務局次長及び事務局内の各班長により構成する班長会議を不定期に開催した。

【3月12日】

2:45 災害対策本部事務局班長会議を開催した。

a 報道機関への情報提供方法について

- ・ 次の流れに基づいて提供することとしていたが、災害発生時から暫くの間は情報が錯綜したことから、正確な情報提供に時間を要した。



- ・ 報道機関から、災害対策本部が収集した情報について、迅速な提供を要望されたため、被害の状況がある程度明らかとなり始めた3月12日朝以降、1～2時間で情報を一旦取りまとめて提供することとした。

b 災害対策本部事務局員の給食について

発災当時は、食料等の備蓄がないことから、総務部厚生班と調整を行い、県庁売店（県庁生活協同組合）の在庫品を調達した。

【3月13日】

8:30 災害対策本部事務局班長会議を開催した。

a 県ホームページ（以下「HP」という。）掲載情報について

停電の回復や給水活動の本格化など、状況の変化に対応するため、住民生活に関する情報に重点を置くこととした。

b 支援物資について

災害対策本部において対応することとした。

(ウ) 災害対策本部長の被災地視察の対応

【3月12日】

15:30 大洗町役場、大洗漁港周辺の津波被害及び大洗港区周辺の液状化被害について視察を行った。

【3月13日】

9:26 沿岸部（北茨城市、大洗町、鹿嶋市、神栖市）を中心に、地震や津波、液状化による被害や、道路の損壊などの被害状況について、県防災ヘリコプターにより上空から視察した。

(エ) 計画停電への対応

【3月13日】

- ・ 東京電力(株)茨城支店長が県災害対策本部を訪れ、茨城県の計画停電への協力要請があった。
- ・ 県災害対策本部長（知事）は、被災地した上で更に計画停電の対象とされるのは影響が大きすぎると判断し、菅直人東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部長及び清水正孝東京

電力(株)取締役社長に対し、計画停電の区域から茨城県を除外するよう要望することを決めた。

※ 災害対策本部会議資料

《第1回本部会議》

第1回 災害対策本部会議

平成23年3月11日
茨城県災害対策本部

三陸沖及び茨城県沖の地震への対応について（11日17時40分現在）

1 地震の概況

(1) 三陸沖の地震

発生日時：3月11日 14時46分

地震規模：M8.8

震源地：三陸沖（北緯38.6，東経142.5，深さ24km）

【県内各地の観測震度】

震度6強 日立市，筑西市，笠間市，那珂市，小美玉市，高萩市，
(6)

震度6弱 水戸市，ひたちなか市，東海村，常陸大宮市，石岡市，
(23) 取手市，つくば市，鹿嶋市，土浦市，桜川市，
常総市，常陸太田市，北茨城市，潮来市，坂東市，
稲敷市，かすみがうら市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，
茨城町，城里町，美浦村，

(2) 茨城県沖の地震

発生日時：3月11日 15時15分

地震規模：M7.4

震源地：茨城県沖（北緯36.0，東経140.2，深さ約80km）

【県内各地の観測震度】

震度6弱 鉾田市

震度5強 土浦市，鹿嶋市，筑西市

(3) 津波情報

15時49分 津波警報発表

大洗港 第1波 1.8m (15:15)

【沿岸地域の避難状況（消防本部からの報告）】

日立市	避難勧告
高萩市	海岸の警戒出動中
北茨城市	避難を呼びかけ中
ひたちなか市	避難指示
大洗町	避難勧告
東海村	なし
鹿行広域	不明
鹿島地方	避難勧告

第1回 災害対策本部会議

2 本県の主な被害状況

(1) 人的被害

- ① 死亡 2名
高萩市(1), 稲敷市(1)
- ② 負傷 21名
かすみがうら市(子供2), 阿見町(1), 笠間市(7), 常陸太田市(5),
稲敷市(5), 龍ヶ崎市(1)

(2) 物的被害

鹿行大橋倒壊

(3) ライフライン

- ① 電気
県内の8割で停電(送電線の機器故障による)
- ② 水道
鹿嶋市で上下水道破裂
- ③ ガス
異常なし

(4) 交通機関

県内の鉄道全線, 運転見合わせ
県内の高速道路, 全線通行止め

3 県の対応状況

- 14時46分 災害対策本部設置
県防災ヘリによる情報収集
- 16時15分 自衛隊災害派遣要請
- 17時32分 厚生労働省へDMAT派遣要請

* 第1回災害対策本部会議は発災から約3時間後の18時02分に開催されたため、会議の内容は地震の概況、津波情報、人的・物的被害状況、ライフライン状況、交通機関状況、県の対応状況などであり、各部局の被害情報や対応状況については第2回災害対策本部会議以降に反映された。

総括班の検証

○災害対策本部会議の準備

- ・ 災害対策本部会議の開催が直前に決まることも多く、庁内放送による周知が間際となることもあったが、会議の準備を円滑に行うための手法を検討する必要がある。

○災害対策本部事務局員を含む職員の食料等

- ・ 職員は登庁時に3日分程度の食料等を携行するよう努めることとされていたが、勤務時間内に発生したことから、発災直後から災害対応に従事したため、確保できなかった。

- ・ 災害対策本部事務局員を含む職員の食料等の備蓄（保存食）がなかったことから、総務部厚生班と調整を行い、県庁売店（県庁生活協同組合）の在庫品を調達して災害対策本部事務局員分を確保したが、今後は災害対策本部事務局員を含む職員用の食料備蓄について検討する必要がある。

○災害対策本部事務局各班の調整、記録の整理

- ・ 燃料の確保などの新たな班編成に伴い、各班との人員調整や総括班員を臨時に配置換えするなどの対応を行った。
- ・ 対応の長期化に伴い、各班においても班員の交代が行われたが、時系列表が作成されない場合も多かったことから、今後は総括班と各班との連絡調整において、初動対応時からの記録整理担当を各班に複数名指名するなど、時系列表の作成や班員交代時の引継ぎを確実にを行う必要がある。

コラム 1

実動

宮本 満 危機管理監

県庁 12 階の生活環境部次長室で、打合せの時に、これまでに経験したことのない地震が発生。倒れる書棚を避けて壁際で揺れの収まりを待つ。直ちに 6 階の災害対策室へ向うも防火扉が阻止。扉を蹴飛ばして階段を駆け降り消防防災課へ急行。

庁内放送が、庁舎内で火災が発生し職員の避難を案内しているが、災害対策本部の立上げを指示。（後程、火災発生は誤報と判明）

災害対策本部情報班から県内の被害状況が報告されるが、時間の経過と共に被害の大きさが拡大。次第に判明する甚大な被害発生に緊張感が高まる。

市町村から自衛隊の災害派遣の要請があり対応。

40 市町村 594 所に約 78,000 人が避難し、備蓄の救援物資もすぐに不足、全国に救援を要請。また、停電、断水も全県下で発生し、医療機関の非常用発電装置の燃料と水を優先配送。併せて、災害対応に当たる緊急車両用の専用給油所の確保に奔走。

災害対策本部も県職員に加え、警察、自衛隊、電力、通信、運輸関係者など約 150 人規模に拡大。

救援物資の確保、応援要請、緊急輸送車両の確保、避難所の運営支援など、多岐多様な業務発生に応じて災害対策本部もその都度、対策班を再編成して対応。

家庭を持っている女子職員も含めて本当に多くの職員が帰宅せず、昼夜連続して災害業務に尽力。

福島第一原発の水素爆発により、福島県境にモニタリングポストを設置して放射線量の測定の開始、避難者の受入れ、避難所の確保、汚染検査の実施と、緊張感が更に上昇。

一方で、地震・津波・原発事故による甚大な複合災害への対応が円滑に進まず、災害対策本部全員の疲労がピークになり、災害対策体制の保持に一苦勞。

窓のない災害対策本部の中で、廊下に出た時に、いつの間にか、朝が来ていた、夜になったことが分かった。

時間と日にちの感覚が全く失われた初動 72 時間。

その後、大きな余震が続く不安な中、24 時間体制で 1 か月半に渡る災害対策本部での業務を継続。その間、何度も、これは実動ではなく訓練であると思いたかった。

災害対策本部職員の使命感と頑張り続けた努力を高く評価するとともに深く感謝します。

コラム 2

市川 一隆 ホテルグランド東雲 取締役社長

地震が発生した時、坂東市に外出中だった私は、急きょホテルへ車で戻ることになりました。

帰還途中の3時15分頃にも走行中の車が激しく揺れるほどの余震があり、ブロックが倒壊していたり、TXが高架橋の上で無人停車しているのを見て、改めて地震の大きさを実感したことを覚えています。

16時過ぎにホテルに着くと、300人参加のセミナーのお客様が帰られるところであり、約8割のお客様は自家用車で帰宅できましたが、電車等で来られた残りのお客様にはホテルからバスを2台用意し、電車が動くまで中で暖をとってもらうことにしました。

ホテルの被害としては、正面玄関の強化ガラスの粉碎や、窓ガラスが10枚程度割れたり、エアコンのダクトが落下したりしましたが、躯体自体には影響はありませんでした。また、幸いにも、電気も停電せず、水も地下水に切り替えて確保でき、食料の買い置きも十分あったので、ホテルの営業を続けることができました。

一方、夜になると、電気が点いていたホテルに周囲から避難者が集まり始め、一時はロビーに200人を超える人が集まりました。夜10時ごろになって、ホテル従業員による炊き出しを行い、おにぎりを配布しました。また、近くの吾妻小学校にも避難者が集まっていたため、300個ほどおにぎりを提供させていただきました。

次の日の朝にはロビーの避難者の方々は20人ほどになっておりましたが、電気・水道が不通の市内や土浦市、かすみがうら市から宿泊のお客様が来られるようになりました。

12日以降は早急に修復工事を進めるため業者の手配を始めましたが、14日以降に計画停電が本県でも実施されるということで、その対応を検討しなければなりません。

電気が通らなければ、せっかく集めた職人も作業ができず工事がストップしてしまうことや、エレベーターや冷凍庫、エアコンも止まってしまうなど考えなければならないことは多々ありました。

15日から茨城県が計画停電エリアからはずれたことを聞いたときは心からほっとしましたが、被災地に電気が通らないのは住民に大きな不安を与えるため、回避は大きかったです。しかし、停電により営業を停止せざるを得ない千葉県などの同業者のことを思うと、素直に喜ぶことはできず、少しでも節電に努めることとしました。

千年に一度と言われる今回の震災ですが、今後には教訓として活かすためにも記録などにしっかりと残しておくことが大変重要だと思います。

(2) 情報班

情報班は、消防防災課課長補佐（防災担当）を班長とし、副班長として消防防災課及び原子力安全対策課職員各1名、班員として、消防防災課及び原子力安全対策課職員各2名並びに総務課、企画課、生活文化課、国際課、環境政策課、環境対策課、厚生総務課、福祉指導課、医療対策課、保健予防課、産業政策課、産業技術課、農政企画課、監理課、道路維持課、河川課、港湾課、下水道課、企業局総務課、教育庁総務課及び警察本部警備課職員各々1名の計28名で構成される。

情報班の主な災害対応業務は、災害情報や気象情報等の収集・整理、各班・各部への提供、災害情報等の記録、防災情報ネットワーク機器の操作等に関する業務である。

ア 職員配備体制

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
情報班 (28名)	日中	10～15名程度	28名	25名	63～68名程度
	宿直	10～15名程度	12名	4名	26～31名程度
合計		20～30名程度	40名	29名	89～99名程度



災害直後の情報班（3月11日16:28）

（左：前方モニターには防災ヘリからの映像が映し出されている）

イ 災害情報や気象情報等の収集・分類・整理

災害対策本部事務局員の参集に伴い、県防災情報ネットワークシステムを活用し、各市町村及び消防本部に対し人的被害や物的被害、災害対策の体制等を報告するよう依頼した。

また、自衛隊や県警本部、東京電力(株)やNTT等の各防災関係機関、交通・社会インフラ関係事業者等に、被害や対応状況等の調査を開始した。

発災直後は、停電等により、一般電話回線が極めてつながりにくい状況であったが、防災情

報行政ネットワークシステムを利用して、市町村や防災関係機関から情報収集に努めた。その後、県内の被害情報を総合的に収集するため、市町村に対して一斉FAXにより調査票を送付し、報告を受けた。

【3月11日】

15:00 県内各市町村，消防本部に被害を報告するよう依頼した（FAX）。

【3月12日】

3:42 県内市町村へ被害を報告するよう依頼した（FAX）。

18:37 県内市町村へ被害を報告するよう依頼した（FAX）。

【3月13日】

14:30 県内市町村へ被害を報告するよう依頼した（FAX）。

（主な災害情報収集機関及び調査項目）

機 関	調 査 項 目
各市町村，各消防本部，県警本部，陸上自衛隊（施設学校），海上保安部等	人的被害（死者・行方不明者，傷病者，震災死者） 物的被害（火災件数，建物被害，浸水被害，道路・公共建築物被害等） その他（避難所開設，避難者数等）
東京電力(株)	県内の停電・復旧状況
NTT	県内の一般電話回線の通信状況，災害用公衆電話の設置状況
企業局	上水道給配水の状況（生活衛生課経由で情報を入手）
道路，港湾	被害・復旧状況（土木部経由で情報を入手）
ガス事業者	ガス施設の被害・復旧状況（美浦ガス(株)，筑波学園ガス(株)，東京ガス(株)，東部ガス(株)，東日本ガス(株)）
交通機関	
東日本高速道路(株)（以下「NEXCO東日本」という。）	高速道路の被害・復旧・通行状況（一般道路は土木部が調査）
JR水戸支社	JR各線の被害・復旧・通行状況
首都圏新都市鉄道(株)	つくばエクスプレスの被害・復旧・通行状況
ひたちなか海浜鉄道(株)	ひたちなか海浜鉄道の被害・復旧・通行状況
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線の被害・復旧・通行状況
関東鉄道(株)	常総線・竜ヶ崎線，高速バス，路線バスの被害・復旧・通行状況
茨城交通(株)	高速バス，路線バスの被害・復旧・通行状況

ウ 災害情報等の集計及び各班・各部への提供

収集した情報を取りまとめて一覧表を作成し，速やかに災害対策本部事務局の各班や防災関係機関等に提供するとともに，広報班を通して報道機関に提供した。

特に，死亡者の情報については，県警察本部と情報を突合し，震災による死亡であるか，一般的な死者であるかを確認した後に公表した。

【3月11日～13日】

- ・ 定期的に開催される災害対策本部会議に向けて資料収集、整理を行い、各班へ提供した。
(第1回3月11日 18時2分, 第2回3月11日 23時, 第3回3月12日 9時4分,
第4回3月12日 17時40分, 第5回3月13日 11時26分)

エ 災害情報等の記録

情報班で収集した情報は、内部での情報共有、人員の交代、外部からの問合せ等に適切に対応できるよう、情報の種類ごとに整理するとともに、時系列一覧等で整理した。

(ア) 時系列一覧の事例 (3月11日 23時30分までに作成した時系列一覧より抜粋)

【3月11日】

- 14:46 県災害対策本部設置
- 15:00 県内各消防本部に被害報告依頼 (防災情報NWにより一斉FAX)
各市町村, 防災関係機関, 交通機関, ライフライン事業者等への情報収集開始
- 15:10 自衛隊に連絡員派遣要請
- 15:10 各市町村や消防本部等から被害情報が入電し始める。
- 15:14 茨城県 大津波 (3m以上) 警報発令
- 15:15 大洗町 津波 1.8m
- 16:36 防災航空隊から情報提供 鹿島コンビナート上空黒煙発生
鹿島港北ふ頭, 南ふ頭かなりの浸水あり。
- 16:43 東京電力(株)茨城支店 県内8割程度で停電中 (送電線の機器故障による)
- 16:52 大洗町 津波 4.2m
- 16:56 医療対策課 (ドクターヘリについて) 無線は使えないが連絡がとれれば飛べる。
- 17:10 水戸 自衛隊派遣要請あり。
物資 (毛布, 食料, 簡易トイレ) の要請あり。
大洗 自衛隊派遣要請あり
茨城港湾:【物的被害等】 北ふ頭液状化, 道路に段差あり, 輸出自動車冠水
- 17:15 県警:【人的被害】 地震発生後 35名 (地震によるものかは不明)
- 17:33 東海村消防本部:【人的被害】常陸那珂港内火力発電煙突に9名取り残されており3名意識不明
県防災ヘリが飛べないため, 埼玉県ヘリが救助中
→ 3名 (軽傷) 搬送済, 6名取り残されている (17:50)。
- 17:40 道路維持課:鹿行大橋 一部落橋 自動車一台転落 (確認中)
- 17:50 医療対策課:DMA Tの参集拠点をつくばメディカル病院にするよう国に依頼中
- 19:09 県防災航空隊:3名を筑波大学病院に搬送 (意識清明2名, 意識不明1名)
- 20:00 東京電力(株):県内停電866,000世帯 復旧の目途立たず。
筑西, 結城, 古河, 龍ヶ崎, 江戸崎, 牛久, 取手, 守谷以外の市町村が停電
- 20:12 日本原子力発電(株)
東海・東海第二発電所:【人的被害】なし
非常用ディーゼル発電機海水ポンプ等が停止→対応中

- 20:35 東海村消防本部：常陸那珂港内火力発電煙突に取り残された6名
への救出が無理。地上部隊で救出に向かっている。
- 20:40 NTT茨城支店：
・ 171サービス（災害用伝言ダイヤルサービス）提供開始
Web 171：15時27分
電話 171：17時42分
・ 管内全公衆電話の無料化実施：17時50分
・ 原子力災害用電話提供（9市町村）
東海村：16時4分開始
ひたちなか市，那珂市，大洗町，常陸太田市，常陸大宮市，茨城町，北茨城
市，鉾田市：順次サービス開始
・ 管内停電ビル108ビル
- 22:19 教育庁高校教育課：県立高校 58校 3,318人が帰宅できず学校で待機
- 22:30 ガスの復旧状況（関係会社に連絡）
鹿島コンビナート内：東部 22/22社 問題なし
西部 5/12社 連絡とれず
高松 7/7社 連絡とれず
波崎 8/12社 連絡とれず
- 23:09 水戸協同病院：病棟破壊につき 患者40名程度を高萩協同病院に搬送予定
予定日時：3月12日（土） 10:00am
管財課でバスを手配済み（医師，県職員が同乗予定）

情報班の検証

○継続的な活動を見据えた班体制の柔軟な運用

- ・ 発災直後は情報が錯綜し，早く正確な情報を収集するためには，多くの班員と班長の的確な指示が必要不可欠である。その面では28名の人員体制は適切だったと思われる。ただし，発災後1週間を経過すると，災害も収束し，情報も固定化されてくるため，この半分以下の体制でも十分な活動ができると思われる。
- ・ 班長の指示能力は，日頃の訓練により体得するしかないので，訓練の充実が必要である。

○サブリーダーとなる人員の確保

- ・ 副班長は，消防防災課と原子力安全対策課から1名ずつ指名していたが，消防防災課職員は防災情報ネットワークシステムの運用に追われ，また，原子力安全対策課の職員は原発事故の対応に追われ，しばらくは副班長としての役割を果たせなかった。このような場合の補充要員についてもあらかじめ検討しておくべきであった。
- ・ 今回は班員の中に情報班全体を取りまとめるサブリーダーと言える人材が数名いたことから，班長不在の時も業務に支障を来すことはなかったと考えている。

○災害対応の確実な記録

- ・ 情報班では時系列での入手情報の整理を行ったが，写真撮影などを含め，俯瞰的な立場で災害対策本部の状況を記録する専門の担当を配置すべきであったと思われる。

○効率的な調査様式，集計方法などの検討

- ・ 災害対策訓練等では，入手した情報をメモ書きで提出して済んでいたが，実際の災害時には，市町村ごとに被害情報を整理した一覧表や，それを把握するための調査表などが必要になった。これらの調査様式や報告書様式は決められておらず，情報班で情報を入手しながら試行錯誤を繰り返し，現在の様式に取りまとめていった。
- ・ 今後の災害対応のため，被害の調査項目や調査表，報告様式の再検討が必要と思われる。

(3) 対策班

対策班は，消防防災課課長補佐（消防担当）を班長とし，副班長として原子力対策課職員2名並びに危機管理室及び消防防災課職員各1名，班員として各部局企画員9名，消防防災課職員3名並びに，市町村課，生活文化課，国際課，危機管理室，原子力安全対策課，厚生総務課，障害福祉課及び警察本部交通規制課職員各々1名の計25名で構成される。

対策班の主な災害対応業務は，自衛隊など防災関係機関や災害時応援協定を締結している他都道府県や団体等への応援要請や活動調整，消火活動や救出・救助活動など人命救助対策，緊急輸送対策，医療救護対策，被災者生活支援対策等に係る災害対策本部各部や防災関係機関等との連絡調整である。

ア 職員配備体制

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
対策班 (25名)	日中	25名	20名	20名	65名
	宿直	25名	8名	8名	41名
合計		50名	28名	28名	106名

イ 応援要請

市町村からの被害状況報告等から本県のみでは十分な災害対応ができないと判断し，自衛隊など防災関係機関や災害時応援協定を締結している他都道府県・団体等へ応援要請を実施した。

【3月11日】

- 15:11 自衛隊の派遣要請について調整する必要があることから，茨城隊区の窓口である陸上自衛隊施設学校へ連絡調整員の派遣を要請した。
- 15:27 津波による被害が予想されることから，茨城海上保安部へ連絡調整員の派遣を要請した。
- 15:33 津波の状況や今後の見込みを把握する必要があることから，水戸地方气象台に連絡調整員の派遣を要請した。
- 15:45 ひたちなか市の東海火力発電所の煙突に要救助者が取り残されていることから，消防庁を通じて埼玉県へ緊急消防援助隊（埼玉県防災ヘリによる救助）を要請した（本県防災ヘリについては，上空からの被害状況調査を実施していた。）。
- 16:15 陸上自衛隊施設学校へ自衛隊の派遣要請を行うとともに，沿岸部に偵察部隊を派遣するよう依頼した（勝田から北と南へ1隊ずつ）。
- 航空自衛隊百里基地に連絡調整員の派遣を要請した。

海上自衛隊横須賀地方総監に連絡調整員の派遣を要請した。

- 17:05 県内で断水が広範囲に発生していることから、災害対策本部企業部に給水車の準備を依頼した。
- 17:32 多数の病院被災や傷病者発生などが予想されることから、災害対策本部保健福祉部と調整を行い、厚生労働省へDMA Tの派遣要請を実施した。
- 17:55 総務省消防庁から緊急援助隊要請の有無について確認があったため、県内消防本部へ緊急消防援助隊の必要性について調査を実施した。
- 19:59 県内の広範囲で停電が発生していたため、被害の状況や今後の復旧見込みを把握する必要があったことから、東京電力(株)茨城支店へ連絡調整員の派遣を要請した。
- 21:05 食料や給水車の要請が多数あったことから、震災時の相互応援に関する協定（関東地方知事会構成都県（以下「1都9県協定」という。））に基づき、給水車等を幹事県である神奈川県へ応援を要請したが、神奈川県も被害が発生しており、応援県に直接要請するよう指示を受けた。
- 21:30 1都9県協定で定める応援順位に従い、栃木県、群馬県及び千葉県に連絡したが、いずれも被災しており、対応不可との回答を受けた。
- 22:00 自衛隊の市町村への派遣調整を行うため、自衛隊派遣の必要性について市町村へ調査を実施した（28市町村で要）。

【3月12日】

- 9:42 災害時応援協定を締結している設備業6団体の調整窓口である茨城県消防設備協会に給水車の確保を依頼した。

ウ 災害対策本部各部局・防災関係機関等との活動調整

災害対策本部各部や市町村、防災関係機関が実施している災害対応状況を把握し、必要に応じ自衛隊等防災関係機関の派遣や調整を行った。

【3月11日】

- 14:50 県内における全体的な被害を把握する必要があったことから、県防災航空隊に防災ヘリによる被害状況調査及びヘリテレビ伝送システムによる災害対策本部事務局への映像伝達を依頼した。
- 15:00 防災ヘリによる被害情報収集を開始した（鹿行から県北方面に沿岸部を中心に映像を伝達するよう依頼）。
- 15:20 防災ヘリによる映像等から神栖市のコンビナートで火災が発生していたことを把握し、鹿島地方消防本部へ情報提供し、状況確認を依頼した。
- 15:30 防災ヘリによる映像等から、鉾田市と行方市を結ぶ鹿行大橋の一部が落橋していたことを把握し、災害対策本部警備対策部に情報提供し、状況確認を依頼した。
- 16:30 県防災航空隊から茨城県沖50kmで津波を確認したとの報告を受け、沿岸市町村及び消防本部に情報提供を実施した（16時35分連絡完了）。
- 16:35 災害対策本部総務部に県庁舎及び三の丸庁舎の被害状況及び安全性の確認を依頼した。
- 18:45 災害対策本部保健福祉部に医療機関から非常電源の燃料が不足しているとの連絡が入ったことから、連携して県内病院の非常電源の燃料の不足状況について確認した。

- 19:10 災害対策本部保健福祉部に医療機関から入院患者の食料が不足しているとの連絡が入ったことから、連携して県内病院の入院患者の食料の不足状況について確認した。
- 20:00 陸上自衛隊の応援部隊である第32普通科連隊（さいたま市大宮駐屯地所在部隊）及び第34普通科連隊（御殿場市板妻駐屯地所在部隊）の到着に備え、県内での活動拠点の設置や3月12日の活動内容、部隊配分等について連絡調整員と調整を行った（埼玉、静岡両部隊とも陸上自衛隊施設学校を活動拠点とすることに決定）。
- 20:30 水戸協同病院から病院被災による患者輸送のためバスを手配してもらいたい旨依頼があり、災害対策本部総務部と調整し、バス1台を確保した。
- 20:30 災害対策本部教育部から帰宅困難者となっている県立高校生が約3,300人いるため、食料の確保について依頼を受けた。
- 21:10 災害対策本部総務部へ私立学校の被害・帰宅困難者の状況について確認を依頼した。
- 21:30 陸上自衛隊の応援部隊第32普通科連隊が到着した。

【3月12日】

- 4:00 陸上自衛隊の応援部隊第34普通科連隊が到着した。
- 7:30 海上自衛隊の連絡調整員が大型ヘリにより到着すると連絡を受け、県立消防学校グラウンドを臨時ヘリポートとすることに決定した。
- 8:00 茨城港日立港区及び常陸那珂港区での車両火災の処理について自衛隊に依頼した（部隊が東北に行っており、対応不可との連絡）。
- 12:25 災害対策本部保健福祉部から常陸太田市内の医療機関への発電機の手配依頼があり、災害対策本部土木部と調整を行い、茨城県建設業協会との災害時応援協定に基づき発電機を手配した。
- 16:00 災害対策本部企業部の給水車3台の活動状況を把握するとともに、茨城東病院への給水を追加するよう依頼した。
 - 1台目：新治浄水場で取水し、筑波メディカルセンター病院へ供給。
 - 2台目：鹿島浄水場で取水し、なめがた地域総合病院へ供給。
 - 3台目：水戸浄水場で取水し、県立中央病院、県立こころの医療センター、県立こども病院及び水戸赤十字病院へ供給。
- 17:00 企業等からの支援物資の提供依頼について、災害対策本部保健福祉部に対応を依頼した。

【3月13日】

- 3:15 水戸市災害対策本部から帰宅困難者が多数いるため、東京方面へのバスを確保してもらいたいとの依頼があり、災害対策本部企画部（交通対策）に調整を依頼した（関東鉄道(株)に水戸からつくばへの臨時便の検討を依頼。同日運行開始。）。
- 5:30 日立市より食料の要請があったため、災害対策本部保健福祉部に調整を依頼した。
- 7:30 土浦協同病院から透析用水がなくなる旨連絡があり、阿見町消防本部に10tタンク車による配送を依頼した。
- 10:20 筑波メディカル病院から透析用水がなくなる旨連絡があり、阿見町消防本部に10tタンク車による配送を依頼した。
- 13:40 自衛隊による津波浸水区域の消毒作業を開始した。
- 15:20 茨城海上保安部から遺体収納袋の提供依頼があったため、災害対策本部警備対策部に直接の調整を依頼した。

(3月11日～3月13日までの陸上自衛隊の活動状況)

市町村	給水活動			炊出し		
	11日	12日	13日	11日	12日	13日
水戸市		○				
日立市		○	○		○	○
土浦市			○			
石岡市						
龍ヶ崎市		○	○			
常総市		○				
常陸太田市		○	○			
高萩市		○	○			
北茨城市		○	○		○	
笠間市		○				
牛久市						
つくば市			○			
ひたちなか市		○	○			○
潮来市		○	○			○
常陸大宮市			○			○
那珂市		○	○			○
稲敷市		○	○			
かすみがうら市		○				
桜川市		○	○			
行方市						
鉾田市			○			
茨城町		○				
大洗町		○				
城里町		○	○			○
東海村		○	○			
大子町		○	○			
阿見町		○	○			
河内町		○	○			
合計	0	21	19	0	2	6
数量	0t	69.3t	220.5t	0食	800食	4570食

(自衛隊の活動状況)



(自衛隊派遣要請書 (陸上自衛隊))

消防第 1437 号
平成23年3月11日

陸上自衛隊施設学校長 殿

茨城県知事 橋本 昌

自衛隊の災害派遣について (要請)

うえのこについて、自衛隊法第83条の規程により、下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 地震、津波、火災
- (2) 災害発生の日時 平成23年3月11日14時46分
- (3) 場所 茨城県内各所
- (4) 被害状況 地震による倒壊家屋及び行方不明者多数、津波による床上浸水、沿岸部による大規模火災の発生
- (5) 要請する理由 被害が自県単独では、対応できないため

2 派遣を希望する期間 自 平成23年3月11日16時15分
至 応急救援活動終了まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域
茨城県全域
- (2) 活動内容
被害状況の把握、即時救援活動、道路の啓開等瓦礫の除去、人員及び物資の緊急輸送、給食給水・入浴等の後方支援活動

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、機材等の数量及びその状況
各市町村災害対策本部
- (2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地または宿泊施設の状況
現地において細部調整
- (3) 現地における要請者側の責任者及び連絡方法
各市町村災害対策本部長

対策班の検証

- 自衛隊の活動調整
 - ・ 今回の災害では、行方不明者や要救助者が比較的少なく、消防・警察により概ね対応できたことから、自衛隊には、初動から給水や給食活動に従事していただいたが、自衛隊における最優先事項は、人命救助であるため、多数傷病者が発生するような大災害では、今回のように初動から後方支援が実施できない可能性があることを認識しておく必要がある。
- 給水車の確保・調整
 - ・ 給水車については、市町村が保有する給水車のほか、県の災害対策本部企業部が保有する給水車、自衛隊の給水車、災害対策本部保健福祉部が所管する日本水道協会の災害時協定や災害対策本部対策班が所管する1都9県協定に基づき確保する給水車、その他、飲料水用でなければ消防本部のタンク車や設備業6団体のタンク車など複数の調整先があることから、給水先によって対応する給水車を決める等効率良く給水を実施する体制を整備する必要がある。
- 情報の整理
 - ・ 道路の復旧対策等災害対策本部各部の活動の把握については、ライフライン情報を集約している情報班等と十分に連携する必要がある。

（4）広報班

広報班は、広報広聴課長を班長とし、副班長として広報広聴課課長補佐2名、班員として広報広聴課職員7名の計10名で構成される。

広報班の主な災害対応業務は、災害に関する広報広聴、広報に係る国と市町村の調整、報道機関への対応、災害状況の撮影及び住民からの問合せの対応であるが、今回の震災では、発災直後から災害関連情報を県政記者クラブへ資料提供するなどの対応を実施した。

ア 職員配備体制

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
広報班 (10名)	日中	10名	10名	10名	30名
	宿直	10名	8名	8名	26名
合計		20名	18名	18名	56名

イ 報道機関への資料提供

災害関連情報（地震の被害状況等について）を記者クラブへ資料提供するとともに、一斉FAXによる送信で情報を発信した。

- 【3月11日】 ・ 資料提供を行った（15件）。
- 【3月12日】 ・ 資料提供を行った（27件）。
- 【3月13日】 ・ 資料提供を行った（35件）。

(資料提供 (記者発表資料) の例)

記者発表資料 3/11・19:10

平成23年3月11日
茨城県災害対策本部

三陸沖及び茨城県沖の地震への対応について(11日19時現在)

1 地震の概況

(1) 三陸沖の地震
発生日時: 3月11日 14時46分
地震規模: M8.8
震源地: 三陸沖(北緯38.6, 東経142.5, 深さ24km)
【県内各地の観測震度】
震度6強 日立市, 筑西市, 笠間市, 那珂市, 小美玉市, 高萩市,
(6)
震度6弱 水戸市, ひたちなか市, 東海村, 常陸大宮市, 石岡市,
(23)
取手市, つくば市, 鹿嶋市, 土浦市, 桜川市,
常総市, 常陸太田市, 北茨城市, 潮来市, 坂東市,
稲敷市, かすみがうら市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市,
茨城町, 城島町, 美浦村,

(2) 茨城県沖の地震
発生日時: 3月11日 15時15分
地震規模: M7.4
震源地: 茨城県沖(北緯36.0, 東経140.2, 深さ約80km)
【県内各地の観測震度】
震度6弱 鉾田市
震度5強 土浦市, 鹿嶋市, 筑西市

(3) 津波情報
15時49分 津波警報発表
大洗港 第1波 1.8m(15:15)
【沿岸地域の避難状況(消防本部からの報告)】
日立市 避難勧告
高萩市 海岸の警戒出動中
北茨城市 避難を呼びかけ中
ひたちなか市 避難指示
大洗町 避難勧告
東海村 避難を呼びかけ中
鹿行広域 避難勧告
鹿島地方 避難勧告

1

記者発表資料 3/11・19:10

2 本県の主な被害状況

(1) 人的被害
① 死亡 3名
高萩市(1), 稲敷市(1), 常陸太田市(1)
② 負傷 20名
かすみがうら市(子供2), 阿見町(1), 笠間市(7), 常陸太田市(4),
稲敷市(5), 龍ヶ崎(1)

(2) 物的被害
鹿行大橋倒壊

(3) ライフライン
① 電気
県内の8割で停電(送電線の機器故障による)
② 水道
鹿嶋市で上下水道破裂
③ ガス
異常なし

(4) 交通機関
県内の鉄道全線, 運転見合わせ
県内の高速道路, 全線通行止め

3 県の対応状況
14時46分 茨城県災害対策本部設置
茨城県防災ヘリによる情報収集
16時15分 自衛隊災害派遣要請
18時00分 第1回茨城県災害対策本部会議開催

2

ウ 記者会見対応

初動においては、知事及び危機管理監による記者会見を行い、情報を発信した。

(ア) 知事臨時記者会見 (計4回)

日付	時刻	内容
3月11日	19:10~	本日発生した地震への対応について(被害及び対応状況等)
3月12日	1:30~	昨日発生した地震への対応について (被害及び対応状況, 災害対策本部の設置状況, 避難状況等)
3月12日	11:00~	昨日発生した地震への対応について (被害及び対応状況, 住宅被害状況, 義援物資の備蓄状況, 外国人相談窓口の設置状況等)
3月13日	19:00~	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応等について (被害及び対応状況, 災害救助法の適用, 緊急車両の燃料確保及び医療機関等の非常用発電機用燃料確保の要請等)

(イ) 危機管理監記者会見 (計2回)

日付	時刻	内容
3月12日	18:00~	昨日発生した地震への対応について
3月13日	19:30~	平成23年東北地方太平洋沖地震への対応等について(被害状況等)

エ 県HPによる情報発信

広報班員2名（常時1名）、24時間体制で震災情報を更新した（3月11日～21日）。

【3月11日】

- ・ 発災直後から、県「防災・危機管理情報ポータルサイト」に震災情報を入力・紹介した。
- ・ 県ポータルサイトでは、①見づらいつの声があったこと、②フォーマットが固定的すぎて、柔軟な入力ができなかったこと、③入力端末が消防防災課にあり、入力に大きな負担がかかったこと、などの問題があった。

20:00頃 上記の問題を解決するため、県HPのトップページで「重要情報（地震情報について）」の作成を開始した。

【3月12日】

3:00 県HPのトップページで「重要情報（地震情報について）」を紹介した。

（主な内容）

- ・ 地震の概要
発生日時、地震規模、震源地、県内各地の震度について
- ・ 本県の主な被害状況
人的被害、物的被害、ライフライン、交通機関について
- ・ 県の対応状況
3月11日14時46分の茨城県災害対策本部設置について
- ・ 以降、震災情報を随時更新した。

【3月13日】

- ・ 県HPでの情報提供を継続した。

（主な内容）

- ・ 県政記者クラブへの提供資料
- ・ 震災関係問合せ先一覧
- ・ 県内計画停電情報（東京電力(株)HP）
- ・ 県内被災停電情報（東京電力(株)HP）
- ・ 災害ボランティアに関する窓口について
- ・ 県立病院の3月14日の一般診療について
- ・ 節電へのご協力をお願い

（参考）

- ・ 3月11日～13日のHP作成・追加数：約50ページ



広報班の対応状況

(3月13日 県HPのトップページ)

茨城県 English Português 中文 한국어 Myanmar 検索

サイトマップ ホームページの使い方 茨城の大きさを把握

重要情報

平成23年東北地方太平洋沖地震関連情報

地震臨時提供資料一覧

- 東北地方太平洋沖地震関係問合せ先一覧
- 県内計画停電情報(東京電力ホームページ)
- 県内被災停電情報(東京電力ホームページ)
- 災害ボランティアに関する窓口
- 県立病院の3月14日の一般診療について
- 節電へのご協力をお願いします。
- 緊急経済・雇用対策関連情報(求人情報、支援制度)
- 生活大県づくり 福祉・医療・教育への取組み
- 住みよしいばらき 人が強くいばらき 元気ないばらき

分野別のご案内

- 茨城県の紹介・概況
- 県プロジェクト | 観光・観光地 | いばらぎの広報 | フォトダウンロード
- 電子行政サービス
- 電子地図(GIS) | 電子申請・届出 | 入札情報 | 公共施設予約
- 福祉・医療
- 保健・医療 | 感染症情報 | 福祉 | 緊急医療情報システム
- 教育・文化
- 健康 | 文化 | 女性・青少年 | 国際交流
- 生活・環境
- 生活 | 防火・防災 | 食の安全 | 環境・アセスメント情報 | 税金 | パスポート
- 産業
- 産業立地 | 科学技術 | 商工業 | 農林水産業 | しごと
- プロジェクト
- 特区推進 | 情報 | 交通 | 地産 | 県のお土産
- お知らせ・案内
- 記者提供資料 | 情報誌 | 県政活動概要 | 統計・資料 | 助成・融資制度 | 選挙
- 県政情報
- 条例規程 | 県政 | 計画・施策 | 行政 | 警察 | 消防 | 福祉 | 観光 | 市町村 | 運行物・データ

茨城県の公式情報サイト

茨城県 公式情報サイト

茨城銀行 〒310-8555 水戸市笠原町978-6 電話 029-301-1111 代表

茨城県 公式情報サイト

茨城県の公式情報 | 観光 | 電子行政サービス | 福祉・医療 | 教育・文化 | 健康・環境 | 産業 | プロジェクト | 30の県内 | 県政情報 | サイトポリシー | プライバシーポリシー | 著作権・リンク | 免責事項 | 協賛 | お問い合わせ

Copyright © 1995-2010 Ibaraki Prefectural Government. All rights reserved.

オ 相談窓口対応

震災に関する住民からの相談については、災害対策本部立ち上げと同時に24時間体制で広報班で対応した。

（相談対応体制）

3月11日～12日：全日10名体制

3月13日：全日8名体制

- ・ 発災後初期に寄せられた電話や電子メールは、安否確認、避難者情報の照会、物資支援の要請、道路の被害状況やライフラインの照会、物資提供の申し出、ボランティアの申し出など多岐にわたった。
- ・ 本来、地元市町村で対応すべき事項についても、震災当初停電等でテレビ・インターネットからの情報が入らず、被害が多い市町村ほど電話が集中してつながらない状況から、県の災害対策本部に電話が回ってきたケースが多く見られた。
- ・ 通信手段も混乱の中、県内の被害状況や避難所の設置状況等について、関係市町村からの状況把握が非常に困難であったため、県民からの問合せの際に十分な回答ができない状況であった。
- ・ また、逆に県民からの問合せによって避難所の必要な地域や被害状況、停電や断水、道路の破損状況などが把握できたケースもあった。

広報班の検証

○報道機関への情報発信についての検証

- ・ 「報道機関への資料提供」については、事実確認から概ね1時間以内に第1報を提供する必要がある。また、追加的な情報を盛り込もうとし過ぎ、原案の確定が遅れた反省から、「どの時点での情報を盛り込むか」の線引きをあらかじめ明確に定めるべきである。

○広報内容についての検証

- ・ 東日本大震災は、県民の関心事項が時系列に沿って複雑に推移していった震災であった。さらに、地域によっても断水や停電の状況が大きく異なり、情報に対するニーズが異なっていた。この中で、極力、県民の情報ニーズに大きく遅れることなく、人的被害や家屋被害、ライフラインの被害及び復旧状況等、必要な情報を随時提供した。

○情報発信のための職員配備の反省

- ・ 県HPでの情報発信は、当初2人（常時1人）・24時間体制で業務に従事したが、常時2人程度の業務量があり、人員に不足が生じた。

また、情報発信については、主に県のHPを活用したが、災害時にはあらゆる媒体を活用して、できる限り多くの住民に情報を発信する必要がある。ツイッターについては、災害時に有効な情報発信・収集の手段であるが、初動時には人手が足りずに活用できなかったため、今後は専門要員の配備を検討すべきである。

(5) 陳情班

陳情班は、政策監を班長とし、副班長として政策審議室職員2名、班員として政策審議室職員5名及び秘書課職員1名の計9名で構成される。

陳情班の主な災害対応業務は、政府、国会等への要望及び陳情に関すること及び国の機関、国会議員等の視察、調査に関することである。

ア 職員配備体制

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
陳情班 (9名)	日中	9名	6名	5名	20名
	宿直	9名	4名	4名	17名
合計		18名	10名	9名	37名

イ 国等への要望

東日本大震災からの復旧・復興に係る財政支援等について、下記のとおり国等に対する要望を行った。

(ア) 本県から国等への要望

【3月13日】

要望先	タイトル	主な要望内容
菅直人東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部長	緊急車両等の燃料確保及び医療機関等の非常用発電装置用燃料確保の要請	燃料元売り会社から県内ガソリンスタンド等に燃料が供給できるよう、早急な対応を願う。



陳情班の活動状況 (1)



陳情班の活動状況 (2)

(6) 機動班

機動班は、消防防災課副参事を機動班総括班長とし、本庁班の第1班長を総務課課長補佐、第2班長を企画課課長補佐、第3班長を産業政策課課長補佐、第4班長を農政企画課課長補佐、第5班長を教育庁総務課課長補佐とし、また、地方班の県北班長を県北県民センター県民福祉課課長補佐、鹿行班長を鹿行県民センター県民福祉課課長補佐、県南班長を県南県民センター県民福

社課課長補佐，県西班長を県西県民センター県民福祉課課長補佐とし，機動班総括班長の配下として，本庁班（本庁の職員）5班70名，地方班（県民センターの職員）4班36名の計116名で構成される。

機動班については，大規模災害発生時において，災害現場から迅速かつ的確な被災情報の収集・報告を行うなど，災害対策本部における効果的な応急対策を実施するために，災害対策本部事務局に設置するものである。

機動班の主な災害対応業務は，市町村への情報収集派遣等である。

ア 職員配備体制

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
機動班 (116名)	日中	0名	40名	18名	58名
	宿直	0名	18名	0名	18名
合計		0名	58名	18名	76名

- ・ 機動班の招集は，災害の状況等に基づき，災害対策本部事務局長があらかじめ登録された機動班員の招集を決定し，併せて招集人員の規模も決定することとされている。
- ・ 通信機能の支障等により市町村からの情報収集が停滞していたことなどから，第2回災害対策本部会議において，市町村との連絡調整や市町村の被害状況等の情報収集が必要であると決定され，事務局長は3月11日23時55分に機動班班長に機動班員の招集及び市町村への派遣を指示するとともに，機動班総括班長の業務を補佐する事務局員として対策班の職員1名を指名した（機動班総括班長の業務を補佐する職員については，12日19時に対策班員から総括班員に変更）。

（各部各課及び各県民センターの招集内訳）

派遣日等	各課等別派遣人員
3月12日 日中	総務課1名，財政課2名，企画課1名，産業政策課2名，産業技術課1名，統計課1名，観光物産課1名，中小企業課1名，高校教育課2名，農産課2名，園芸流通課2名，林政課1名，会計第2課1名，財務課1名，義務教育課2名，保健体育課1名，県北県民センター4名，鹿行県民センター4名，県南県民センター4名，県西県民センター6名，計40名
3月12日 宿直	総務課2名，人事課1名，職員課1名，税務課2名，水・土地計画課2名，産業政策課1名，職業能力開発課1名，情報政策課1名，畜産課2名，漁政課1名，会計第1課2名，会計第2課1名，財務課1名，計18名
3月13日 日中	管財課1名，地域計画課1名，空港対策課1名，統計課1名，県北県民センター2名，つくば地域振興課1名，産業技術課1名，農地整備課2名，農村環境課2名，農政企画課1名，漁政課1名，鹿行県民センター2名，教育庁総務課1名，保健体育課1名，計18名
合計	76名

イ 市町村に対する情報収集

各市町村の被害状況等の確認を補完するため、各市町村に機動班員を派遣し、情報収集に当たった。

なお、収集した情報については、災害対策本部事務局情報班に報告することとなっていたが、情報班の情報収集作業が混乱していたため、機動班総括班長及び機動班総括班長の業務を補佐する事務局員を報告先とし対応することとした。

【3月11日】

23:55～ 各部局や各県民センター等に機動班員として登録されている職員の安否と市町村派遣の可否を確認した。

【3月12日】

- 津波被害を受けていると想定される沿岸市町村を中心に機動班員を派遣するとともに、その他の市町村については、県北、鹿行、県南、県西の各県民センター機動班員の巡回により情報収集に当たった。

7:00 第1次派遣を実施した。

北茨城市へ3名、高萩市へ2名、日立市へ2名、東海村へ2名、ひたちなか市へ2名、水戸市へ2名、大洗町へ3名、鉾田市へ2名、鹿嶋市へ2名及び神栖市へ2名（計22名）

17:00 第2次派遣を実施した。

北茨城市へ2名、高萩市へ2名、日立市へ2名、東海村へ2名、ひたちなか市へ3名、大洗町へ3名、鹿嶋市へ2名及び神栖市へ2名（計18名）

【3月13日】

7:00 第3次派遣を実施した。

なお、小美玉市への派遣については、小美玉市との連絡が取れないため情報班からの調査依頼により急遽追加した派遣先であり、同日に再度、連絡用の携帯型防災無線を小美玉市に届けた。

北茨城市へ2名、高萩市へ2名、日立市へ2名、東海村へ2名、ひたちなか市へ2名、大洗町へ3名、鹿嶋市へ2名、神栖市へ2名及び小美玉市へ1名（計18名）

- 以降、第5次派遣（15日）まで実施し、延べ110名の機動班員により市町村被害状況等の情報収集を実施した。

ウ 地方部の対応

(ア) 被災市町村災害対策本部への職員派遣等

県災害対策本部事務局機動班からの指示により、各班機動班員を被災市町村災害対策本部に派遣するとともに、派遣対象以外の市町村について、巡回により被害状況を調査した。

a 県北班（県北県民センター）

【3月12日】

7:00 県災害対策本部事務局機動班の指示により、常陸太田市、常陸大宮市及び大子町へ2班4名で対応し、巡回により被害状況を調査した。

【3月13日】

8:00 日立市災害対策本部へ2人派遣した。

b 鹿行班（鹿行県民センター）

【3月12日】

7:00～ 県災害対策本部事務局機動班の指示により、1班2名構成で2班編成し、潮来市及び行方市へ出発し、被害状況を調査した。

【3月13日】

7:50 県災害対策本部事務局機動班から、鹿嶋市災害対策本部に詰めている本庁班機動班員2名の交替要請を受け、機動班員2名を鹿嶋市へ派遣することとした（情報収集等の業務で本夕方まで対応する内容）。

8:00 機動班員2名が鹿嶋市役所へ向かった。

12:07 交替の機動班員2名が鹿嶋市役所へ向かった。

19:15 交替の機動班員2名が鹿嶋市役所より帰庁した。

c 県南班（県南県民センター）

【3月12日】

7:00 県災害対策本部事務局機動班の指示により、1班2名構成で3班を編成し、管内すべての14市町村（土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町及び利根町）を訪問し、被害状況を調査した。

d 県西班（県西県民センター）

【3月12日】

7:00 県災害対策本部事務局機動班の指示により、1班2名構成で3班を編成し、10市町（古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町及び境町）を訪問し、被害状況を調査した。

機動班の検証

○事務局員の配置

- ・ 当初、機動班総括班長以外に専従の事務局員がいたが、2日目以降事務局員が不在となり、大部分は班長が自ら業務内容の調整や班員の手配を行うこととなり、班長業務は多忙を極めた。他の事務局班同様、本部に詰める事務局員の配置が必要と思われる。

○機動班員の構成

- ・ 県の組織改編等により旧地方総合事務所が縮小された現行の県民センターにおいて登録された機動班員では、全市町村をカバーすることは困難であり、県民センターの機能維持（災害対策本部地方部としての災害応急活動）を踏まえた機動班員の構成を検討すべきである。
- ・ 機動班員が派遣された市町村では、機動班員の役割として県災害対策本部とのパイプ役を期待しており、市町村の要望に対する迅速な回答や要望の実現を求めているが、県災害対策本部事務局内も混乱しており、迅速に回答できる体制が十分ではなかったことから、派遣された機動班員が市町村との対応に苦慮した。機動班員の選出として若手職員が多い状況にあるが、慌ただしい災害対応の局面で面識のない市町村職員と場面に応じた調整が期待できる中堅職員が担当するよう、機動班員の選出を各部各課に要請する必要があると思われる。

○機動班行動マニュアルの見直し

- ・ 情報収集の報告様式など具体的な収集手段が統一されておらず、口頭による指示・報告であったため、適切な情報収集・伝達及び交代班員への十分な引継ぎができなかった例があった。どのような情報を収集してどのように災害対策本部に伝えるのか、その情報をどのように交代班員へ引き継ぐのか、様式を作成するなど「機動班行動マニュアル」の見直しを検討すべきである。

○機動班業務の周知，徹底

- ・ 機動班行動マニュアルにおいては、機動班員は必要に応じ随時招集されることや、機動班員の活動による情報の伝達先が災害対策本部事務局情報班であること等が規定されているが、機動班員や情報班員の中にはその認識、心構えが希薄であり、災害対応がスムーズに機能しなかった事例が見受けられた。

このため、機動班は、災害対策本部各班において想定外のあらゆる業務を担当するという自覚を持つとともに、指名された班員にはその徹底を図る必要がある。また、これらのことについては、あらかじめ「機動班行動マニュアル」に掲載し、かつ、事務局の各班員は全員に配付されている「防災・国民保護ハンドブック」を熟読し、各班の業務をあらかじめ理解する必要がある。

(7) 燃料調整班（新設）

燃料調整班は、危機管理室室長補佐を班長として、危機管理室職員1名の計2名（13日以降は3名）で発災後新たに設置された。

燃料調整班の主な災害対応業務は、燃料の確保や、重要施設及び災害応急対策車両への燃料供給等である。

ア 新設の背景

- ・ 3月11日の22時頃、自家発電機や暖房設備の燃料がわずかとなった複数の医療機関から県へ燃料確保について相談が寄せられた。このため、災害対策本部事務局長の指示により、23時頃に「燃料調整班」を新たに設け、燃料確保の調整を行った。
- ・ 3月12日の正午頃には、消防・警察の緊急車両及び災害応急対策車両（以下「緊急車両等」という。）の燃料確保に関する相談も寄せられた。
- ・ さらに、製油所等の被災及び停電の長期化により本県への燃料供給が滞り、給油所に長蛇の車列が生じるなど周辺交通への影響も生じた。

イ 職員配備体制

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
燃料調整班 (3名)	日中	2名	2名	3名	7名
	宿直	2名	1名	3名	6名
合計		4名	3名	6名	13名

ウ 燃料の確保・供給

(ア) 燃料事業者等との調整

【3月11日】

- ・ 県内各医療機関の自家発電機等の燃料について、医療対策課を通じて残量や必要数量を確認した。
- ・ 「災害時支援協力に関する協定」を締結している県石油業協同組合の事務局に燃料供給の要請を試みたが、組合事務局が被災したことにより通信が途絶し、連絡ができなかった。
- ・ このため、直接、県石油業協同組合の加入事業者に関別々に連絡し、医療機関への燃料の配送を依頼した。

※ 協定には、支援協力の内容として、医療機関等施設の自家発電機への燃料供給は明記されていなかった。

【3月12日～13日】

- ・ 引き続き県内各医療機関の燃料について、医療対策課を通じて残量や必要数量等を確認し、県石油業協同組合の加入事業者に関別々に燃料の配送を依頼した。
- ・ 施設への燃料タンクへの給油にあたって、配送したにもかかわらず給油口の金具の形状が合わず、給油できない事例も生じた。

(燃料の配送状況（県調整分）)

月日	配送先（医療機関の所在地）		配送内容	配送事業者の所在地
3月11日	8機関	水戸市，日立市，土浦市， 那珂市，阿見町	A重油，軽油，灯油 (40ℓ～2,000ℓ)	常総市，取手市， 筑西市
3月12日	5機関	水戸市，笠間市，つくば市， 行方市	A重油，灯油 (180ℓ～6,000ℓ)	常総市，筑西市
3月13日	1機関	牛久市	A重油 (3,000ℓ)	常総市

(イ) 国（政府緊急災害対策本部）との調整

【3月13日】

- ・ 政府緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）に対して、「緊急車両等の燃料確保及び医療機関等の非常用発電装置用燃料確保の要請」を実施した。

平成23年3月13日

東北地方太平洋沖地震
緊急災害対策本部長 菅 直人 殿

茨城県災害対策本部長
茨城県知事 橋本 昌

緊急車両等の燃料確保及び医療機関等
の非常用発電装置用燃料確保の要請

現在、警察、消防、災害物資運搬車両など緊急車両等のガソリン・軽油の確保及び拠点病院等医療機関等における非常用発電装置用燃料の確保が非常に困難な状態になっており、本日中にも県内ガソリンスタンドの燃料の在庫がなくなることが懸念されております。

これらの燃料が確保できない場合には、被災者の捜索や救助、治安の維持、道路等の応急復興などに重大な支障をきたす恐れがあります。

また、医療機関等では、人工透析や重症患者等はもとより被災者の治療のためにも、非常用発電用の燃料の確保が不可欠です。

このため、燃料元売り会社から県内ガソリンスタンド等に燃料が供給できるよう、早急な対応を是非ともお願いいたします。

政府緊急災害対策本部への要請文

- ・ 政府緊急災害対策本部と調整し、自家発電用燃料が逼迫している2箇所の医療機関に対して燃料の配送を依頼した。

(燃料の配送状況 (政府調整分))

月日	配送先 (医療機関の所在地)		配送内容
3月13日	2機関	高萩市, 行方市	灯油 (6,000ℓ, 8,000ℓ)

(ウ) 緊急車両専用給油所の設置・運用

【3月12日】

- ・ 各消防本部や県警察本部、給水車や電気・電話・ガスなどのライフライン事業者から車両の燃料確保について県に相談が寄せられた。
- ・ 県では、燃料供給事業者へ個別に要請を行い、県石油業協同組合加入事業者1社の協力

を得て、17時頃水戸市内に「緊急車両専用給油所」を1箇所設置し、関係機関へ情報を提供した。

※ 情報提供先

水戸市、各消防本部、県警察本部、JR水戸支社、東京電力(株)茨城支店、NTT

【3月13日】

- ・ 石油元売り各社に確認したところ、燃料供給の見通しが立たないため、市町村災害対策本部に対して、緊急車両及び非常用発電機用の燃料確保を図るよう依頼した。
- ・ 県から前日「緊急車両専用給油所」を設置した事業者に更なる協力を要請し、午後1時頃水戸市内に「緊急車両専用給油所」を1箇所追加設置して、関係機関へ情報を提供した。

※ 情報提供先

各市町村災害対策本部、各消防本部、県警察本部、JR水戸支社、東京電力(株)茨城支店、NTT

- ・ 緊急車両専用給油所の設置について、県民への事前周知ができなかったことから、当該給油所に苦情が寄せられた。

(緊急車両専用給油所の設置状況)

市町村名	給油所名	3月12日	3月13日
水戸市	セキショウカーライフ(株) 水戸御茶園店	○	○
	セキショウカーライフ(株) 水戸五軒町店	—	○



給油所の状況（平成23年3月14日撮影。写真提供：水戸市）

燃料調整班の検証

○燃料の調達、供給体制の整備

- ・ 災害応急対策の実施や県民生活の維持に必要な重要施設や災害応急対策車両の燃料を確保するため、県石油業協同組合との協定を見直すとともに、県石油業協同組合や市町村と災害発生時の情報連絡体制を確立しておく必要がある。

○重要施設・災害応急対策車両の燃料確保

- ・ 重要施設は、停電に備えて自家発電機を整備するとともに、燃料の備蓄を行う必要がある。
- ・ 災害応急対策車両は、日頃から燃料を満量近く給油しておく必要がある。

○災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

- ・ 災害応急対策車両専用・優先給油所を指定し、日頃から県民への周知を図る必要がある。

○平常時の心構え

- ・ 燃料供給不足に伴う発災直後の混乱を防止するため、県民及び事業者等に対し、日頃から車両に半分以上の燃料を入れておくよう心掛けるなど普及啓発を行う必要がある。

○燃料配送に係る必要事項の確認

- ・ 配送先への進入経路やタンク給油口の金具の型状等、燃料配送時に必要となる情報を燃料の供給事業者と共有しておく必要がある。

コラム 3

震災時コミュニケーションに思うこと

鈴木 章一郎 知事公室 広報広聴課長
(現国土交通省 都市局 まちづくり推進課 まちづくり企画調整官)

冒頭、改めて東日本大震災でお亡くなりになった方のご冥福をお祈り申し上げ、被害を受けられた方に心よりお見舞いを申し上げます。

震災当時の広報広聴課長の任にあったことで、今回、当時を省みて寄稿させていただきたい。

発災直後の未曾有の混乱の中、事前準備しておいて良かった点があった。広報広聴課内のチーム分けを、震災の数か月前から、それぞれ報道機関対応、県民向け発信に特化した専属チーム体制に切り替えておいたので、これを軸に臨時チームを組めたことである。

一方で反省点もあった。

先述のとおり、県民向け発信は平時からの専属チームを軸に体制を組んだが、ネット情報がこれだけ行き交う現在、緊急時にはネット情報の受信機能も必要だった。例えば Twitter での噂やデマについて確認してネット上で反応する仕組みや、そこから、皆さんが何に不安を感じているか、を読み取って災害対策本部で共有する仕組みを作っておくことが望ましかった。また、HP 発信は3週間以上にわたり24時間体制となったが、担当に相当な無理をさせてしまった。

現時点ではこれを踏まえて、災害対策本部の広報班に発信専属の副班長を設け、マンパワーを補充してネット受信の役割も明示するなど、より適切な体制づくりを進めていると承知している。

また、福島第一原子力発電所の事故に際しては、県内でも農水産物等に影響が出た。

「数値を正確に伝える」ことは当然ながら、「その数値はどういうものか」について、当初、国の基準設定も曲折を経た中、どうしたら生活者・消費者自身の合理的な判断に資する材料となる事実を伝えられるか、手探りの中、関係者と議論して対応した。

観光を含め、未だに風評被害の影響に苦しんでおられる方もいらっしゃると思う。都内アンテナショップ設置など、当時の広報として考えられることは色々模索したつもりだが、東京に戻っても、茨城の良いところを折に触れて報道関係者に伝えるなど、引き続き協力を続けていきたい。

茨城県が、県民の皆さんや関係者の一步一步を通して、震災前よりもさらに力強く魅力的に発展することを信じている。

3 災害対策本部各部署の初動対応

(1) 総務部

総務部は、総務班、動員班、厚生班、財政班、管財班、税務班及び市町村班の7班で構成される。出先機関として、自転車競技事務所（取手競輪場）、自治研修所及び県税事務所を持つ。関係機関として、地方職員共済組合大洗保養所「オーシャンビュー大洗」がある。

総務部の主な業務は、本部職員の動員、給食・休養及び健康管理等、災害対策本部室等の設備及び電力の確保、り災（被災）者に対する県税の減免等、り災（被災）市町村の行財政運営に係る助言並びに災害関係の予算に関することである。

ア 職員配備体制

（総務部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
総務班 (54名)	日中	40名	24名	19名	83名
	宿直	8名	6名	6名	20名
動員班 (30名)	日中	14名	6名	2名	22名
	宿直	6名	3名	3名	12名
厚生班 (21名)	日中	6名	6名	6名	18名
	宿直	3名	3名	3名	9名
財政班 (29名)	日中	12名	14名	11名	37名
	宿直	3名	3名	3名	9名
管財班 (41名)	日中	41名	37名	35名	113名
	宿直	9名	6名	2名	17名
税務班 (43名)	日中	24名	13名	11名	48名
	宿直	5名	5名	3名	13名
市町村班 (44名)	日中	44名	26名	25名	95名
	宿直	8名	7名	7名	22名
総務部 (262名)	日中	181名	126名	109名	416名
	宿直	42名	33名	27名	102名
合計		223名	159名	136名	518名

イ 総務班の対応

総務部内の事務の取りまとめ及び連絡業務を行ったほか、取手競輪場や県内私立学校の被害状況把握、県報発行等を実施した。

(ア) 競輪事業業務

【3月11日～13日】

- ・ 取手競輪場に被害状況を確認した。
- ・ 災害対策本部へ取手競輪場の被害状況を報告した。

(被害の状況)

施設名	被害の状況
取手競輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・メインスタンドの天井の一部破損及び壁・柱の亀裂, 屋上給水タンクの破損 ・バックスタンドの大型ガラスの破損, 天井一部破損 ・競走路の亀裂等

(イ) 県報発行業務

【3月13日】

21:00 頃 福祉指導課からの要請により県報を発行した（災害救助法適用）。

(ウ) 私立学校への対応

【3月11日】

16:00 頃 私立学校に被害状況及び下校状況（帰宅困難生徒）を確認した。

(私立学校の被害状況)

区分	学校数	うち連絡が ついた学校	うち被災した旨の 報告があった学校	
			園・校数	割合
幼稚園	202 園	36 園	0 園	0.0%
小中学校	14 校	11 校	7 校	50.0%
中等教育学校	2 校	2 校	2 校	100.0%
高等学校	27 校	26 校	23 校	85.2%
専修学校	64 校	11 校	7 校	10.9%
各種学校	18 校	1 校	0 校	0.0%
計	327 園・校	87 園・校	39 園・校	11.9%

(3月11日現在)

【3月12日～13日】

8:30 私立学校に被害状況, 下校状況（帰宅困難生徒）及び3月14日（月曜日）の休校状況を確認し, 災害対策本部へ報告した。

(エ) 文書等の受領, 発送及び公印管守等業務

【3月11日】

16:00 頃 区分箱内の書類が室内一面に散乱したほか, 各課が持ち込んだ受付未了の書類等も放置されたままの状態であったため, 整理分類, 区分箱への再収納を行った。

19:00 各課職員が避難のため放置したままになっていた書類等を分類整理し, 引き渡しの準備を行った。

【3月13日】

10:00 災害対策本部からの要請により知事印管守業務を再開した。

(カ) 自転車競技事務所

【3月11日】

14:50 取手競輪場の被害状況を調査した。

16:00 頃 総務課へ取手競輪場の被害状況を報告した。

【3月12日～13日】

- ・ 職員に待機命令を出すとともに、施設の応急復旧及び競輪開催関係の調整等を実施した。

ウ 動員班の対応

動員配置基準に基づき、配備人員の指示を行った。

(ア) 動員班業務

a 職員の待機指示

【3月11日】

17:15 非常体制第3（職員の1/2）を配備指示した。

22:15 非常体制第2（職員の1/3）を配備指示した。

【3月12日】

0:15 各部必要人数を残して待機を解除した。

エ 厚生班の対応

総務事務センター発足（4月1日）に向け、県開発公社ビル7階に執務室を設けて、総務事務支援システムの本稼働等の準備を進めていたところであったが、震災により被災し、執務室が使用不能（写真参照）となった。

厚生班では、本部員への給食、休養、健康管理業務の責務も担っており、早急な業務再開を必要とした。

このため、福利厚生棟への避難移転を行うとともに、水戸市内全域で断水、停電が続き、炊飯ができない状況の中、災害対策本部への食料供給等に対応した。



地震直後の執務室の様子

(ア) 厚生班業務

a 給食以外の業務

【3月11日】

- 16:30 県開発公社ビル執務室の天井一部崩落により、当分の間、使用中止を決定した。
 18:00 業務継続の手段等について検討した。
 20:20 全職員に対し待機命令をし、災害関連業務のための班編制を実施した。

【3月12日】

- 0:10 情報収集要員以外の職員の待機命令を解除した。
 3:15 本部員の休憩用に11階休憩室を解錠した。
 9:00 仮執務室を福利厚生棟サークル室に決定した。
 18:00 本部員用に福利厚生棟シャワー室を解放した。

b 給食業務

【3月12日】

- 3:30 本部員用の朝食について県庁生協と協議した。

(災害対策本部への給食の提供状況)

	朝食	昼食	夕食
3月12日	県庁生協の在庫品により、カップ麺等の食料、飲料水を提供	—	業者に調理を依頼したおにぎり400個を提供
3月13日	県庁生協の在庫品からカップ麺等の飲食物を提供	業者に調理を依頼した弁当200個を提供	業者に調理を依頼した夕・夜・朝食用おにぎり300個を提供

(イ) 福利厚生業務

【3月11日】

- 16:30 職員課所管の各施設（福利厚生棟、職員立体駐車場、職員診療所、生協食堂、オーシャンビュー大洗）の被害状況を調査した。
 17:55 各施設から被害状況の報告を受けた。

(被害の状況)

施設等名		被害の状況
県 庁	福利厚生棟	アリーナ天井の一部崩落
	職員立体駐車場	エレベーター棟の損壊、階段壁及び外壁の一部崩落
	職員診療所	歯科診療台の一部破損、医薬品保管庫が倒れ一部破損
	生協食堂	天井の一部崩落、厨房設備の破損
オーシャンビュー大洗		断水、停電以外は、特に被害なし

【3月12日】

- 10:00 オーシャンビュー大洗から近隣ホテル宿泊者及び近隣住民の一時避難受入れについて報告を受けた。
- 10:30 水戸市内職員住宅の被害状況を確認した（被害なし）。

【3月13日】

- 7:25 ・ 職員住宅「本丸荘」から受水槽が破損した旨の報告を受けた。
 - ・ 直ちに、工事を依頼し、当日中に復旧した。
- 13:50 総務事務センター執務室として予定していた県開発公社ビルが復旧工事のため数か月間使用できないことが判明し、人事課及び会計第二課と対策を協議した。
- 16:00 ・ 職員立体駐車場が被災したため、職員用臨時駐車場の確保について、管財課と対策を協議した。
 - ・ オーシャンビュー大洗から一時避難所業務を解除した旨の報告を受けた。
- 18:30 生協売店、食堂の営業再開について、部長と協議した。
- 19:50 職員用臨時駐車場の拡大について、管財課と協議した。

(ウ) オーシャンビュー大洗

【3月11日】

- 16:30 施設の被害状況を調査した結果、水道、電気の復旧が見込めないことから、当分の間、営業を休止することを決定した。
- 17:00 断水状態ではあったが、自家発電により電力の確保が可能であったことから、近隣ホテル宿泊者及び近隣住民の一時避難所として、被災者受入れを開始した。
 - 避難者200人を受け入れるとともに、布団及び毛布を提供した。

【3月13日】

- 16:00 一時避難所としての業務を解除した。

厚生班の検証

○災害対策本部職員の給食、休養及び健康管理について

- ・ 執務室が本庁舎から離れた県開発公社ビル内にあるため、連絡調整が困難であった。具体的には、庁内放送が入らず、また、電話の不通、回線の混雑により、迅速性に欠けるとともに、多様な人からの連絡により、情報が錯綜し正確性が損なわれた例があった。連絡体制を検討する必要がある。
- ・ 災害対策本部職員の給食について、円滑かつ迅速に提供するための体制を検討すべきである。

オ 財政班の対応

当該災害に対する応急対応に係る予算に関して情報収集及び各部局からの相談対応を行った。併せて、災害関連対策に係る地方財政制度の概要取りまとめ等を行った。

カ 管財班の対応

県有車両の配車、県有財産の災害調査、県庁舎内の電力確保、県庁舎への一時避難者の受入れ等を行った。

(7) 県有車両の配車業務

【3月12日】

- ・ 医療対策課からの要請により、透析患者（80人）を被災した水戸協同病院から土浦協同病院に管財課バス2台（運転手4人派遣）で搬送し、透析終了後、水戸協同病院まで再搬送した（県庁発/7:00 ⇒ 県庁着/19:00）。

(イ) 県庁舎の被害状況の確認及び対応

a 施設管理業務（管財課施設管理グループ）

【3月11日～13日】

- ・ 県庁舎内の被害状況を調査し、被災箇所を図面化するとともに、危険箇所については通行止め、使用禁止等の措置を実施した。
- ・ 自動ドアについては、職員による作動状況確認を行った後、業者へ臨時点検を依頼した。
- ・ 割れたガラスなどで一部通路が安全に通行できない状況であったことから、業者に対し、県庁舎内の清掃強化（障害物除去含む）を指示した。
- ・ 震災で破損した備品等が廃棄物として大量に発生したため、臨時廃棄物置き場（県警察本部脇駐車場の一部）を設置し、庁内各課へその旨を通知した。

b 守衛業務（管財課施設管理グループ）

【3月11日】

- ・ 震災直後から、来庁者等の避難誘導を行うとともに、火災等の発生や負傷者の有無、来庁者が庁舎内に取り残されていないか等、全フロアの巡回や庁内カメラモニターでの監視を行った。
- ・ 近隣住民が一時避難のため来庁したことから、入札室及び運転手控室において受け入れ、食料、水、毛布を提供した。
- ・ 夜間における玄関扉開放に伴い、24時間体制での玄関立哨のほか、庁内巡回も強化した。また、夜間警備業務委託事業者に対しても庁内巡回の強化を指示した。

【3月12日～13日】

- ・ 引き続き、玄関立哨、庁内巡回の強化、一時避難者への対応を行った。夜間警備業務委託事業者に対しても夜間巡回の強化を指示した。

c 電気設備の巡視点検等業務（管財課電気保安グループ）

【3月11日】

- ・ 停電に伴い、自家発電機が起動したため、定期的に巡視点検を実施することとし、また、電気設備の巡視点検も併せて実施した。

【3月12日】

- ・ 自家発電機の燃料切れを防ぐため、自家発電機の運転を2台から1台に縮小した。
- ・ 県庁舎の電源復旧に伴い、自家発電機を停止した。
- ・ 自家発電機の燃料（A重油）を調達し、13.4kℓを地下タンクに補充した。

d 県庁内各設備の応急対応業務（管財課設備管理グループ）

(a) 通信機能

【3月11日】

- ・ 県庁舎屋上に設置していたBS放送受信用アンテナが倒壊し、受信不能となったため、テレビ共聴設備へのBS放送信号を遮断し、庁内の地上波放送への影響を防いだ。
- ・ 県民からの各種問合せ対応のため、電話機を緊急増設するとともに、電話交換手を、平日は1名増員して5名勤務とし、土日祝日も3名勤務（通常0名）とした。

（電話機の増移設数）

災害対策本部	直通電話2台、直通電話移設1台、内線電話6台
県民相談センター	内線電話2台
原子力安全対策課	内線電話2台
医療対策課	内線電話2台
産業政策課	内線電話2台
教育庁総務課	内線電話2台

(b) エレベーター

【3月11日】

- ・ エレベーターは、地震管制により全台停止した。エレベーター監視盤により、閉じ込めがないことを確認した後、被害状況の確認及び復旧作業を業者に要請した。

【3月12日】

- ・ 業者による確認の結果、スプリンクラー配管の破損による冠水やロープ外れのため、運転不可能であることが判明した。
- ・ 庁内の点検及び復旧作業用として、被害の小さかった非常用エレベーター（16号機）の運転を再開した。
- ・ 議会棟エレベーター（2、4号機）の運転を再開した。

【3月13日】

- ・ エレベーターの一部（低層用（7、12号機））が復旧した。
- ・ 議会棟エレベーター（5号機）の運転を再開した。
- ・ エスカレーターは運転可能であったが、節電のため運転中止とした。

(c) 消防設備

【3月11日】

- ・ 2階及び25階のスプリンクラー配管が破損し、火災感知器に水がかかった。これにより誤報が生じ、地震発生直後に火災の発生を告げる全館放送が流れた。発報箇所を確認したが、火災ではなかったため、15時頃、誤報の訂正及び避難指示の放送を実施した。
- ・ スプリンクラー設備は、2階、25階の他、1階、14階、15階、19階、21階及び22階で配管が損傷したため、弁操作により、漏水及び放水を停止させた。
- ・ 火災感知器の発報に伴って防火扉が閉鎖した。火災ではないため復帰させたが、一部は変形により、復帰できなかった。
- ・ 公用車駐車場は、泡消火配管の破断により泡が放出したため、弁操作により放出を停止した。

【3月13日】

- ・ 保守点検業者の点検により、スプリンクラー配管、泡消火配管、防火扉、火災感知器の損傷等の状況が明らかになり、これらの修繕について業者と協議した。

(d) 空調設備

【3月11日】

- ・ 吸収式冷温水発生機が地震管制により緊急停止し、行政棟、議会棟、福利厚生棟及び警察本部棟への冷温水の供給が停止した。
- ・ 8階電算室及び6階災害対策本部は、空調機に異常がないことを確認し、送風モードで外気冷房を実施した。

【3月12日】

- ・ 行政棟低層階の空調機の点検を行い、異常がないことを確認した。
- ・ 熱源機器（ヒートポンプ及び吸収式冷温水発生機）の被害状況の確認を業者に要請した。

【3月13日】

- ・ 熱源機器の点検の結果、異常のないことを確認したが、電力不足に対応するため当面の間、運転を中止することとした。

(e) 都市ガス供給設備

【3月11日】

- ・ 緊急遮断弁が動作し、ガスの供給が停止した。ガス漏れによる災害を防ぐため、業者に配管等の点検を要請した。

【3月13日】

16:20頃 業者による点検の結果、ガス漏れがなかったため、都市ガスの使用が可能となった。

(f) 給排水設備

【3月11日】

- ・ 地震発生直後に水戸市からの水道供給が停止した。
- ・ 庁舎内配管の被害状況を確認したところ、目立った損傷は確認されなかった。
- ・ 水戸市から水道水供給配管に亀裂等が見つかった旨の情報がいったことから、受水槽への汚染水混入を防止するため、水戸市からの供給バルブを「閉」にした。

【3月12日】

- ・ 近隣住民に受水槽の水を提供したため、15時には、受水槽が40 m³（受水槽有効容量の40%）まで減少した。このため、トイレ洗面用の水栓吐出量を半分程度に絞った。

19:38 水戸市からの給水が再開した。

【3月13日】

7:00 受水槽は満水状態となった。

(g) 県庁舎への一時避難者等の受入れ

【3月11日～13日】

- ・ 近隣住民が一時避難のため来庁したことから、入札室及び運転手控室において受入れ、食料、水、毛布を提供した。
- ・ 水戸市内では停電や断水が発生していたが、県庁舎では、非常用自家発電機を有し

ていたことや、常時受水槽に一定量の水を貯めていたことから、電源及び水が確保できていた。このため、携帯電話の充電等を求めて来庁した近隣住民に対して県庁舎1、2階を開放し、電気コンセントや水、トイレなどを広く提供した。

(ウ) 県有公舎、三の丸庁舎及び合同庁舎の災害調査及び応急対応業務

【3月11日～13日】

施設	応急対応の内容
県公館及び知事公舎	被害状況を調査し、被災箇所の応急措置を実施。
三の丸庁舎	被害状況を調査し、危険箇所の通行止め、使用禁止等の措置を実施。 3月13日、県建築士会と営繕課職員による現地調査を行い、危険とされた4階への立入禁止措置をとった。
三の丸庁舎内駐車場	震災直後から避難者と見られる車両が多数駐車していたため、3月末まで無料開放とした。
合同庁舎	庁舎管理者に対し、被害状況の調査を行い、危険箇所の通行止め、使用禁止等の措置を行うよう指示。

(エ) 統括管理施設（※）の被害状況の確認及び対応

※ 統括管理施設 …電気事業法に基づき管財課で一括管理して電気保安管理を行っている県有施設で、知事部局に属する96施設があり、通常は月1回の日常巡視点検を実施している。

【3月11日～13日】

- ・ 電話連絡のあった統括管理施設を中心に、電気設備の巡視点検を実施した。

施設	実施日	点検対応状況
土浦合同庁舎	3月11日	電気設備及び自家発電機の点検を実施。
県公館	3月12日	巡視点検を実施（異常なし）。
常陸太田合同庁舎		警報音が鳴っているとの連絡を受け、点検を実施（電気設備等に異常なし）。
農業総合センター		自家発電機が燃料切れで停止。非常照明設備のバッテリー放電を防ぐため、ブレーカーを切った。
水戸合同庁舎		停電の影響により遮断器が「切」となったため、手動にて投入し、復電を実施。
農業総合センター	3月13日	自家発電機の燃料を補給。エア抜きを実施し、自家発電機を運転。
大洗ターミナルビル		キュービクル（高圧受変電設備）が津波により浸水。復電時の事故防止のため、PAS（高圧気中負荷開閉器）を遮断。
日立保健所		空調用冷温水管損傷による水漏れが庁内天井で発生。受電復帰に備えて電気回路の点検を実施。

管財班の検証

○県有車両の配車について

- ・ 今回の災害では、長距離の被災患者等の搬送を行ったが、震災直後は燃料が手に入りにくい状況にあったため、管財課運転手が他課の運転手と給油施設の情報を共有することにより、燃料を確保することができ、要請を断ることなく業務を遂行することができた。
道路（特に高速道路）が走行可能か等の正確な情報が分からなかったが、運転手間の情報を共有することにより、適切な運行ができた。災害対策本部に入っている道路情報等の提供があれば、より安全かつ適切な運行ができたと思われる。
- ・ 被災地へのバスの派遣は、透析患者の搬送等、比較的緊急を要したことに加え、現地が混乱していたことから、必要に応じ、パトカー等による先導があれば、緊急車両の安全かつ適切な運行ができたと思われる。
- ・ 被災地へのバスの派遣に際し、バス自体を緊急車両として登録したが、登録手続に手間取り、出発が遅れたケースがあった。関係機関との円滑な連携が重要である。

○県庁舎について

- ・ 震災発生直後、25階展望ロビー観覧者の中に車いす使用者がおり、避難に当たってエレベーターの使用ができず、自力での階段歩行も困難であったことから、守衛と近隣階の職員が4人1組となり車いすを持ち上げ、着座したまま階段を1階まで交代で下降し、避難誘導の介助を行うなど、臨機応変の対応を行った。
- ・ 点検、修繕を依頼する業者も被災していたため、早急に業者を手配することが困難であった。
- ・ 非常用発電機は常に稼働可能にしておくなど、不断の備えが必要である。
- ・ 県庁舎は、非常時の通信手段として防災電話や災害時優先電話等の備えはあるが、大規模災害発生時は、外部の関係機関も県庁に拠点を設けることから、災害対応に十分な回線数の確保、複数の通信手段の確保、そして信頼性の高い通信設備が必要と思われる。
- ・ テレビ放送からの情報は最も貴重であり、テレビ受信設備を災害に強くするとともに、万一の場合に備え、執務室等で個別に地上波、及び衛星放送を受信できる機器を準備しておく必要がある。
- ・ 庁舎内に勤務する職員や来庁者だけでなく、非常時における近隣住民への供給のためにも、貯水槽満水を維持していくことが重要である。
- ・ 庁舎が被害を受けた場合や停電時における職員や来庁者に影響がある場合の庁内放送や、情報提供のための庁内放送など、平時から適切な放送内容を準備しておくべきである（庁内放送の基準の確立）。
- ・ 地震等により庁内エレベーターに不具合が発生した場合に備え、対応手順等を万全にしておくべきである。
- ・ 水道水断水時には、受水槽の限られた貯留水を有効に使用する必要があるため、庁内における漏水箇所の特定制限手順、井水や雨水の有効利用の手順を確定しておくべきである。
- ・ 機械室等において、強い揺れにより照明等の吊下げ金具の脱落、天井化粧板の脱落があったことから、補強方法の見直しなどの対策が求められる。
- ・ 庁舎内の職員及び来庁者にいち早く情報提供するために、緊急地震速報の庁内自動放送が有効か検討すべきである。

○統括管理施設について

- ・ 統括管理施設の被害状況確認のため、電話にて連絡を取ろうとしたが、施設側の停電の影響等により連絡が取れない施設があった。そのため、施設側においても災害対応に十分な回線数の確保、複数の通信手段の確保、信頼性の高い通信設備の整備が必要と思われる。

キ 税務班の対応

り災者に対する県税の減免措置業務等を行ったほか、税務課においては大好きいばらき応援寄附金への対応を、また、水戸県税事務所及び常陸太田県税事務所では避難者の一時受入業務を行った。

(ア) 税務班業務

【3月11日～12日】

- ・ 震災対応に係る常時待機（課全体による24時間交代勤務）を行った（寄附金等の申込みなし）。

【3月13日】

- ・ 震災対応に係る常時待機（課全体による24時間交代勤務）を行った。
- ・ ふるさと納税（大好きいばらき応援寄附金）で震災に対する寄附金として、3件の申込受付を行った（いずれも電子メールにて申込み）。
※ 震災により水戸市内が数日間停電したこと、12日・13日が土・日曜日だったことなどから、震災後3日間における寄附金の申込みは僅かなものとなった。

(イ) 被害確認等業務

【3月12日】

- ・ 各県税事務所の被害状況を確認した。水戸合同庁舎で天井及び外壁に数箇所崩落があるなど、各県税事務所が入居する合同庁舎において被害が確認された。
電話回線については、使用不能又はつながりにくい状況が続いた（行方県税事務所の電話回線復旧には数日を要した。）。

(ウ) 水戸県税事務所（水戸合庁）及び常陸太田県税事務所（常陸太田合庁）における避難住民の受入れ

a 水戸県税事務所

【3月11日】

- 17:30
- ・ 半数の職員に対応指示した。
 - ・ 近隣住民約100人が避難のため、来庁した。合同庁舎に保管していた非常食を、福祉指導課に了解を得たうえで避難者に配布した。
 - ・ 合同庁舎で保管していた毛布、寝袋を自主的に配布した（不足したため、職員個人の膝かけ等の毛布タオルも配布）。
 - ・ 水戸市災害対策本部へ飲料水、食料を調達に出向き、避難者に配布した。

【3月12日】

- 11:00 自家発電用重油 9000を給油した。
- 20:10 ・ 電気が復旧した。
- ・ 避難住民が約 70 人いた。

【3月13日】

- 20:00 避難住民約 40 人へ周辺施設を案内した(移動手段のない住民は公用車で送った。)

b 常陸太田県税事務所

【3月11日】

- 17:00 頃 近隣住民が避難のため、来庁した。1階の常陸太田県税事務所フロアにブルーシートを敷き、避難スペースを確保した。
- 20:00 避難住民が約 30 人いた。常陸太田市災害対策本部に連絡し、毛布、飲料水及び食料の支給を依頼した。
- 22:00 ・ 職員 6 人が徹夜で対応した。
- ・ 毛布約 40 枚、パン 80 個及び飲料水 (20入り・約 20 本) が届き、避難者に配布した。
- ・ 県税事務所窓口カウンター前に毛布を敷き、寝場所を用意した。
- ・ 庁舎駐車場で自家用車に待機していた住民にも声かけを実施した。

【3月12日】

- 7:00 ・ 常陸太田市役所で朝食 (おむすび、いなり寿司) と飲料水を受け取り、避難者に配布した。
- ・ 駐車場の車中に避難していた住民が食料と水の提供を求めてきたので配布した (庁舎内と駐車場に避難していた人数は計約 40 名)。
- ・ 職員で対応を協議し、常陸太田市が設置している避難所に移動してもらうこととした。
- 12:00 すべての避難者が帰宅・移動した。

県税事務所の検証

○水戸県税事務所について

- ・ 避難所の指定を受けていない庁舎であり、食料等の常備は困難であった。また、災害に対応する部署もないが、比較的規模の大きな公的機関であるため、災害時には近隣住民が避難してくることが予想されるので、食料等の備蓄・配布体制を検討すべきである。

○常陸太田県税事務所について

- ・ 支援物資の保管、提供等は県北県民センターが担当しており、庁舎管理は常陸太田県税事務所が行っているため、災害対策本部等との連絡・調整が混乱した。
- ・ 常陸太田合同庁舎は避難場所になっていないが、災害時は近隣住民の避難は受け入れなければならないので、平時より緊急避難受入体制を検討、整備する必要があると思われる。

ク 市町村班の対応

り災市町村の行財政運営についての助言を行った。また、市町村からの相談・問合せ等に迅速に対応するため、職員を24時間体制で配置した。

(ア) 市町村班業務

【3月11日～13日】

- ・ 災害関連対策に係る地方財政制度の概要取りまとめ等を行った。

【3月12日】

- ・ 県民からの問合せや苦情（ライフライン情報の不足）などに対応した。
- ・ 災害対策本部事務局に対し、市町村概況を提供した。

【3月13日】

- ・ 市町村選管、総務省からの統一地方選挙期日の取扱いに関する問合せに対応した。
- ・ 市町村会館の被害状況を確認した。

（被害の状況）

施設名	被害の状況
市町村会館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の構造に影響を与えるような重大な損傷や、外壁・窓ガラスの破損はなし。 ・ 執務室等において、天井の落下、蛍光灯の落下、空調設備からの水漏れ等の被害が発生した。

コラム 4

小松原 仁 総務部次長（現理事兼政策審議監）

地震発生当時、私は県庁舎7階の執務室にいましたが、突然、緊急地震速報が鳴り響き、激しい揺れに襲われました。思わず机にしがみつき、揺れが収まるまで必死に耐えていた当時の様子を今でも時折、思い出します。

総務部では、災害対策本部の運営に必要な人員の確保や県庁舎の機能維持等の役割を担っており、災对本部の設置と同時に、迅速な対応が求められました。幸いにも、県庁舎は、工事着工直前に発生した阪神・淡路大震災（平成7年1月）を踏まえて設計を見直し、耐震性を当時の設計基準より強化して建設したことから、東日本大震災では庁舎躯体にほとんど影響を受けずに済みました。しかしながら、未曾有の大災害による大きな混乱の中で、また、停電や電話の不通状態等によって、情報の不足や錯綜が生じ、適切な情報の入手が極めて困難な状況下での対応を余儀なくされました。

このような中であって、総務部は、総務部長の指揮の下、庁舎の応急復旧や非常用電源の確保、県税の減免措置や義援金の受入、災害関連予算の編成、市町村や避難所への職員派遣など、関係する様々な分野にわたり、できる限りの対応に努めてきたと考えています。特に、管財課においては、エレベーターやBS放送受信用アンテナの復旧に始まり、一時避難者の受入や透析患者の緊急搬送等、災对本部からの様々な要請に迅速かつ臨機応変に対応する必要がありました。また、職員課（当時）では、生協を通じて本部員の食料確保を側面支援するとともに、本稼働を控えた総務事務支援システムの復旧に奔走した毎日であったと記憶しています。

職員一丸となって震災を乗り越えようと、昼夜を問わず頑張った一方で、多くの課題が残ったことも事実です。この記録誌を通じ、震災によって得られた教訓を多くの方々と共有し今後活かせることを願って止みません。また、本県においては、社会基盤の復旧は着実に進んできたものの、原発事故による風評被害等は県民生活や経済活動に依然として大きな影響を与えています。本県が一日も早く震災前の元気な姿に戻り、さらに充実発展できるよう、私自身も日々の業務に精一杯取り組んでまいりたいと思います。

(2) 企画部

企画部は、企画班（企画課、情報政策課、水・土地計画課、地域計画課、事業推進課、空港対策課、統計課、科学技術振興課、つくば地域振興課、ひたちなか整備課）によって構成される。

企画部の主な災害対応業務は、公共交通や情報ネットワーク、茨城空港に関することである。

ア 職員配備体制

（企画部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
企画課 (31名)	日中	15名	8名	8名	31名
	宿直	10名	4名	2名	16名
情報政策課 (23名)	日中	13名	6名	5名	24名
	宿直	9名	4名	2名	15名
水・土地計画課 (16名)	日中	8名	4名	4名	16名
	宿直	2名	2名	2名	6名
地域計画課 (29名)	日中	8名	8名	8名	8名
	宿直	8名	8名	8名	8名
事業推進課 (29名)	日中	17名	13名	13名	43名
	宿直	10名	8名	4名	22名
統計課 (41名)	日中	17名	5名	4名	26名
	宿直	8名	3名	2名	13名
空港対策課 (24名) ※空港ビル応援は、 ビル駐在職員を含む	日中	課内 13名 空港ビル応援 6名	課内 4名 空港ビル応援 5名	課内 7名 空港ビル応援 4名	39名
	宿直	課内 2名 空港ビル応援 1名	課内 2名 空港ビル応援 1名	課内 2名 空港ビル応援 0名	8名
科学技術振興課 (23名)	日中	13名	8名	8名	29名
	宿直	5名	2名	2名	9名
つくば地域振興課 (31名)	日中	15名	3名	2名	20名
	宿直	2名	2名	2名	2名
ひたちなか整備課 (7名)	日中	7名	3名	2名	12名
	宿直	4名	3名	2名	9名
企画部（企画班） (254名)	日中	132名	67名	65名	132名
	宿直	61名	39名	28名	61名
	合計	193名	106名	93名	392名

イ 企画班の対応

(ア) 企画課

a 交通対策室

【3月11日】

16:00 頃 公共交通（電車，バス等）の運行状況等の把握に努めた。

これ以降，随時，公共交通（電車，バス等）の運行状況に関する情報を県HP等により提供を行った。※ 情報の更新は4月15日まで行った。

22:00 企画部関連施設情報として，つくばエクスプレス，大洗鹿島線の被害状況確認結果の第1報をまとめた。

【3月12日】

- ・ 企画部関連施設情報として，前日の情報に加え，常磐線の被害状況及び運転再開に関する情報の確認結果を，第2報（8:00），第3報（14:00）及び第4報（21:00）にまとめた。

【3月13日】

- ・ 企画部関連施設情報第5報（8:00）及び第6報（16:00）をまとめたほか，県内鉄道各社の運行情報をまとめた（10:00）。

企画課の検証

○交通事業者からの情報収集

- ・ JRなど交通事業者から情報収集するに当たり，通信手段である電話等が混乱しつなかりにくく，正確な情報を収集するのに時間を要した。

今後は，災害時における関係機関との緊急連絡体制等を定め，職員へ対応の徹底を図ることが求められる。

(イ) 情報政策課

a 電子県庁推進グループ

【3月11日】

14:46 地震発生直後，8階サーバ室内の各システムの被害状況を確認したが，免震床が有効に機能したことにより，サーバ転倒等の被害はなかった。

15:10 空調停止によるサーバ室内の温度上昇によるシステムダウンを防ぐために，サーバ室の扉を開放した。また，管財課に早急な送風再開を依頼した。

15:40 緊急性の低いサーバを停止し，電力量削減やサーバ室内の温度上昇を抑制した。

16:00 電力回復時の機器の故障発生・機器の交換作業に備え体制を確保した。これ以降は，夜間待機の体制をとり（～4月3日），機器の稼働状況を継続監視し，正常運用の維持に努めた。

【3月12日】

- ・ 震災後の緊急対応用に，県庁内に設けられた「東日本大震災総合相談窓口」に，臨時措置として複写機を配置した（3月24日，常設機を再配置した。）。

b 地域情報化推進グループ

【3月11日】

14:46 地震発生直後、以下の設備の稼働状況について、確認作業を行った。

- ・ いばらきブロードバンドネットワーク（IBBN）幹線：正常運用
 ※ 一部の市町村において、停電や庁舎の被災により運用停止
- ・ 電子申請・届出システム：正常運用
- ・ 県域統合型GIS（地理情報システム）：正常運用
- ・ 公共施設予約システム：正常運用

【3月12日】

- ・ 確認作業を継続した。
- ・ 停電により、NTT局舎の電源が枯渇し、IBBNの石岡アクセスポイント（AP）（11:30）、赤塚支線（13:00）及びひたちなかAP（15:30）が停止した。

【3月13日】

- ・ 確認作業を継続した。
- ・ NTT局舎の電源が回復し、IBBNの石岡AP（20:30）及びひたちなかAP（22:00）が復旧した。※ 赤塚支線の復旧は、3月14日8時頃。

情報政策課の検証

○電算関連室の運用管理

- ・ 地震発生後、冷房設備が停止したため、サーバ室内への外気導入による送風ルートを緊急に確保することが必要となった。
 また、サーバ室内の温度抑制を図るため、緊急性の低いサーバを停止した。
 こうした事態に対応できる空調システムをしっかりと整備することが重要である。

(ウ) 水・土地計画課

a 水資源・工水グループ

(a) 水資源開発施設の被災情報の収集活動

【3月11日～13日】

11日20時以降、状況確認を実施し、以下13日まで継続した。

- ・ 水資源機構利根川下流総合管理所に、霞ヶ浦開発施設等の被害状況を確認した。
- ・ 国土交通省霞ヶ浦河川事務所に、常陸川水門及び堤防の被害状況を確認した。
- ・ 水資源機構霞ヶ浦用水管理所に、霞ヶ浦用水施設の被害状況を確認した。
- ・ 国土交通省霞ヶ浦導水事務所に、霞ヶ浦導水事業の既完成施設の被害状況を確認した。
- ・ 水資源機構本社に、霞ヶ浦開発施設等の最新の状況を確認した。

(b) 地下水観測井戸の被害状況確認活動

被害状況が大きいと思われる鹿行地域（鉾田、行方及び麻生地区）の地下水観測施設の被害状況について、13日に現地確認を実施した。

(c) 非常時の地下水利用許可対応活動

【3月11日】

17:15 企業局からの上水送水が停止した八千代町からの要請に対し、代替水源として緊急的な地下水利用を認めた。

水・土地計画課の検証

○水資源開発施設の被害状況確認

- ・ 水資源開発施設の被害状況の確認を行うに当たって、通信手段の混乱等により、関係機関との連絡調整や迅速な状況把握が困難となった。

今後は、災害時における関係機関との緊急連絡体制等を定め、職員へ対応の徹底を図ることが求められる。

○地下水観測施設の被害状況確認

- ・ 地下水観測施設の被害状況の現地確認を実施するに当たって、公用車の燃料不足が生じる可能性があった。また、目的地までの経路の安全性を確認する手段がなかった。そのような状況にもかかわらず、短時間でかつ安全に被害状況の確認を実施することができた。

今後は、公用車の燃料を常時満タンとするほか、出張時にはカーナビや携帯ラジオ等を活用し、より安全な経路の選択ができるようにすることが求められる。

(エ) 地域計画課

a 関係施設等の被害状況の確認

【3月11日】

18:00頃 (財)グリーンふるさと振興機構の入居施設及びアーカススタジオの被害状況を確認した。

【3月12日】

7:00頃 矢田部サッカー場及びつくば松代宿舎の被害状況を確認した。

【3月14日】

14:00 職員2名により、つくば松代宿舎の被害状況の現地確認を行った。

※ いずれの施設も異常はなかった。

b その他の活動

【3月13日】

17:10 NEXCO東日本関東支社より、災害対応支援申し出の電話連絡があった（水、食料、薬品等の避難所への運搬などについて）。直ちに災害対策本部に伝達した。

地域計画課の検証

○被害状況の確認・連絡等への適切な対応

- ・ グループごとに連絡員を決めて24時間配置し、業務関連の施設の被害状況を確認するとともに、庁内外との連絡に当たるなど、適切な対応が取れた。

(ウ) 事業推進課

a 鹿島地区担当グループ

(a) 鹿島臨海工業地帯の立地企業への対応

【3月11日～13日】

- ・ 各地区（高松地区，神之池西部地区，神之池東部地区，波崎地区等）に立地する代表的な企業に対し，電話及びメール等で被害状況の聞き取りを実施した。

(b) 県立カシマサッカースタジアムへの対応

【3月11日～13日】

- ・ 11日に，施設に対し，電話及びメールにて被害状況の聞き取りを実施し，12日に現地で施設の被害状況調査を実施した。
- ・ 13日に，被災した施設の復旧について，指定管理者及び設計業者と対応策の協議を実施した。

(c) 鹿島セントラルホテル等への対応

【3月11日～13日】

- ・ 鹿島都市開発(株)に対し，電話及びメールで被害状況及び復旧状況の聞き取りを実施した。

b 開発公社対策・立地調整グループ

【3月11日】

- ・ 開発公社に対し，電話等で開発公社関連施設及び開発公社プロパー工業団地の被害状況の聞き取りを実施した。

関 連 施 設：開発公社ビル，大町ビル，いこいの村瀬沼，

国民宿舎「鶉の岬」，ワープステーション江戸

プロパー団地：常陸太田，岩間，上山鉾田，筑波南奥原，福田，

つくば明野，つくば関城

- ・ 開発公社における連絡体制，当面の対応方針を確認した。
- ・ 開発公社を訪問し，公社ビルの被害状況を現地確認するとともに，他施設の被害状況の聞き取りを実施した。

【3月12日～13日】

- ・ 電話及びメールで被害状況及び復旧状況の聞き取りを実施した。

c 工業団地整備グループ

【3月11日～13日】

- ・ 11日に市町村や各工業団地立地企業(企業立地協議会等幹事社)に対し電話で照会し，被害状況，インフラ状況等の情報を収集した。
- ・ 12日・13日は，電話及びメールで被害状況及び復旧状況の聞き取りを実施するほか，市町村の担当者との連絡体制の確認や，那珂西部工業団地，茨城中央工業団地の被害状況の現地確認を実施した。

工業団地：宮の郷工業団地，那珂西部工業団地，茨城中央工業団地，岩井幸田工業団地，北浦複合団地，茨城中央工業団地（笠間），茨城空港テクノパーク

事業推進課の検証

以下のとおり、被害状況の把握に課題があったことから、今後対応を検討する必要がある。

○立地企業の被害状況把握

- ・ 被害状況を確認するに当たって、震災直後の電話回線の混雑により、固定電話及び携帯電話等による連絡がつかない時間帯があったことから、正確な情報収集に時間を要した。

○開発公社の被害状況把握

- ・ 開発公社全体の緊急連絡網が不十分であったため、開発公社でも情報収集に時間を要した。
- ・ 固定電話及び携帯電話による連絡が困難な状況でも、開発公社を直接訪問することで情報共有を密にすることができた。

○市町村を通じた被害状況の把握

- ・ 市町村を通して、被害状況などの把握に努めたが、当該市町村職員等は地元の震災対応に時間をとられ、情報収集が円滑に進まなかった。

(カ) 空港対策課

a 茨城空港に関する情報収集及び連絡調整業務

【3月11日】

15:30 頃 電話により空港ビルの被害状況を確認し、空港対策監ほか1名が空港ビルへ応援に向かった。

17:15 茨城空港の状況を把握し、企画課へ状況を報告した（以後状況を逐次報告）。

【3月12日】

1:36 知事が記者会見で、ターミナルビルの閉館について発表した。

17:45 報道機関に対し、3月13日も、引き続き全便が欠航する旨を公表した。

【3月13日】

16:50 茨城空港の再開に向け、電話で各バス会社へ空港連絡バスの運行見込みの聞取りを行うとともに、東京直行バスを除き運行されるよう調整を行った。

17:30 報道機関に対し、3月14日からスカイマークの神戸便、名古屋便及び札幌便並びに春秋航空の上海便の運航が再開される旨公表した（アジアナ航空のソウル便は欠航）。

b 茨城空港の対応

(a) 職員配備体制

3月11日から13日まで、ビル事務所員は、ビル内に宿泊し対応した。

(b) 茨城空港の被害状況

- ・ 3月11日、空港ビルにおいて、開港1周年記念のイベントを実施中に地震が発生した。
- ・ 吹抜け部の天井化粧ボードが落下し、電気、水道、ガスは供給が停止となった。

(c) 避難誘導、被害状況の確認及び安全確保等対応

【3月11日】

14:46 ・ 空港ビル来場者の避難誘導を行った。

- ・ 展望デッキ及びエプロンへの避難者を駐車場に誘導し、安全確認を行った（空港ビル内にいたビル来場者とイベント参加業者約200名に負傷者なし）。
 - ・ ビル来場者は順次帰宅し、ビル勤務者とイベント参加業者は駐車場で待機した。
- 15:00 ・ 空港ビル内に「現地災害対策本部」が設置された。
 構成員：開発公社理事長，空港対策監，ビル事務所員，空港対策課員及びビル駐在職員
- 15:40～ 空港ビル内の残留者の有無や被害状況の確認を行った。
- 23:00 ・ 国土交通省百里空港事務所からビル事務所に，3月12日は茨城空港を閉鎖する旨の電話連絡があった。
 このため，ビル事務所から航空会社，C I Q※等関係機関へ同様の内容を連絡した。
 ※ C I Q:税関(customs), 出入国審査(immigration)及び検疫(quarantine)
- ・ 滑走路，エプロンについては，管理区分により航空自衛隊百里基地，国土交通省百里空港事務所がそれぞれ安全確認を実施した（航空機の運航に影響する異常なし）。

(航空機の運航関係)

15:00	スカイマーク社の札幌便，名古屋便，計2便が欠航
15:46	エアカナダ001便（ボーイング777-200型機，トロント発→成田行）が着陸（ダイバート）
16:20	全日本空輸2158便（ボーイング767-300型機，那覇発→成田行）が着陸（ダイバート）
19:05	ダイバート駐機していた成田行き全日空機が羽田に向け離陸
22:00	スカイマーク社が3月12日の全便欠航を決定
23:44	ダイバート駐機していた成田行きエアカナダ機が新千歳に向け離陸

【3月12日】

- 2:00 ・ 百里空港事務所からビル事務所に，茨城空港における定期便・チャーター便等の受入れを不可とするノータム※を発出した旨の電話連絡があった。
 ※ノータム：航空情報の一種。航空関係施設，業務，方式と危険等に係わる設定や状態，変更等についての情報
- 5:33 ・ バス会社（関東鉄道(株)）より，東京駅，水戸駅及びつくば駅との高速道路利用の空港連絡バスについて，高速道路が不通のため，当面運行を見合わせる旨の電話連絡があった。
 ・ 高速道路を利用しない水戸駅及び石岡駅と空港間の路線バス（関鉄グリーンバス）も3月12日の運行を中止した。
- 10:00 ・ 百里空港事務所主催の関係者会議（第1回）が開催された。
 構成員：百里空港事務所，ビル事務所，航空会社，ハンドリング（地上支援）会社及び航空燃料施設管理会社
 会議内容：空港ビルの被害状況について
- ・ エプロン，駐機場は異常なし。けが人，混雑，混乱なしの報告があった。

- ・ 3月12日から全便欠航とした。
- 17:00 ・ 百里空港事務所主催の関係者会議（第2回）が開催された。
会議内容：空港ビルの使用及び運航予定について
 - ・ 百里空港事務所が引き続き空港ビルの使用中止を決定した。
 - ・ 同事務所から空港ビルの早期再開に対する要請があった。
- 17:45 ・ 3月13日も運航を停止する旨、ビル事務所から空港対策課に連絡した。
- 21:00 ・ 空港機能再開に向け、非常用発電対応のC I Q機器類の機能チェックを実施した。
 - ・ 仮設トイレ（4基）とビル復旧に必要な高所作業車（6台）を手配した。

【3月13日】

- 10:00 ・ 水道が復旧した。
 - ・ 耐震診断士2名が来所し、空港ビルの被害状況の調査を開始した。
- 11:00 ・ 小美玉市消防署が来所し、空港ビルの消防設備等被害状況を確認した。
- 14:45 ・ 電力が復旧し、井戸水（ポンプ作動）が回復した。
 - ・ 東京入国管理局に、空港再開に向けた出入国管理業務の協力要請を行った。
 - ・ 東京入国管理局から通信網の確保とガソリン不足の対応等の要望があった。
- 15:30 ・ ビル事務所において、天井ボードについての安全対策会議を開催した。
構成員：開発公社理事長，県，(株)梓設計，五洋建設(株)，耐震診断士及びビル事務所職員
 - ・ 保安検査場入口までの搭乗者の導線に安全通路（木製の仮設通路）を設置することとした（→3月13日の夜間工事により設置完了）。
 - ・ 安全対策のためすべての天井ボード（5枚）を撤去することとした（→3月15日の夜間工事により撤去完了）。
- 17:00 ・ 国土交通省百里空港事務所主催の関係者会議（第3回）が開催された。
会議内容：空港機能閉鎖状態の継続及び運行再開予定等についての検討
- 17:30 ・ 国土交通省百里空港事務所において、航空会社等空港関係者からなる会議を開催し、3月14日からの運航再開を決定した。
- 18:00 ・ 安全通路の設置工事に着手した（26時設置完了）。

空港対策課の検証

○非常時マニュアルの必要性

- ・ 今回の大災害発生時には、空港ビルにおいて開港1周年の記念イベントを開催していたことから、ビル内に開発公社理事長をはじめ職員が出張していたこともあり、早期に現地災害対策本部を設置することができた。しかし、通常であれば、県庁及び開発公社からの応援が求められることから、災害のレベルに応じた応援・連絡体制をマニュアルで明確にしておくことが望ましい。

○応援体制の効果

- ・ 震災後すぐに職員が空港の応援に向かったことで、現地災害対策本部と連携した対応が可能となり、空港ビルの早期再開につながった。

茨城空港（ビル事務所）の検証

○インフラ確保の重要性

- ・ 今回の大震災では、空港ビルの天井化粧ボードが落下したため、搭乗者の安全上の観点からビルの使用を中止したが、建物の被害を除けば、空港機能（運航）を継続するためには電力、通信、水道等のインフラ確保が最も重要である。

○電力停止における問題点①

- ・ 電力については、航空会社の搭乗手続やC I Q業務に必要な最低限容量は、非常用発電機により対応が可能であるが、電力停止が長時間に及んだため、バッテリー不足によるNTT受信基地の停止による通信の不通（運航に必要な航空無線システムの停止）や下水道の圧送ポンプ停止による排水問題等が発生したと考えられる。

○電力停止における問題点②

- ・ 非常用発電機は、燃料（軽油）が確保できれば、比較的長期間の運転は可能とされているが、電力供給量は限定的であり、電力が復旧しなければ空港機能の本格的回復は困難である。

○電力停止における問題点③

- ・ トイレ用の流水は井戸水を利用しているが、ポンプで汲み上げるため停電により停止してしまうことから、対策を検討すべきである。

○電力受給の冗長化の必要性

- ・ 茨城空港は、現在、東電から2系統（2ケーブル）での電力供給を受けているが、同一変電所からの供給であることから、電力停止のリスクを回避するためには、複数の変電所からの電力供給体制にしておくことが理想である。

○通信機能の冗長化の必要性

- ・ 通信機能は、空港業務を行う上で不可欠であり、空港業務を継続するためには冗長性のある通信環境を確保することが重要である。

○的確な避難誘導の実施

- ・ ビル事務所員等の的確な避難誘導指示で、来場者等を全員無事に避難させることができた。また、空港ビル自体がシンプルであり避難場所が判断しやすいこと、周りに広い空間を有していることも利点であったと考えられる。

旅客ターミナルビルの被害状況（ロビー天井落下）



崩壊直後（1階ロビー）



崩壊直後（ロビー天井）

(キ) 科学技術振興課

a 関係機関の被害状況確認及び安全対策等

【3月11日】

17:00 出張職員の安否確認や関係機関（いばらき量子ビーム研究センター）の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・（財）茨城県科学技術振興財団に、つくばサイエンスツアーバスなどに関する委託事業の実施状況等を聴取・確認した。

【3月13日】

15:00 いばらき量子ビーム研究センターにおける避難者受入れを検討し、提供可能スペースについて、災害対策本部に条件付きで回答した（原子力安全対策課）。

b いばらき量子ビーム研究センターの対応

【3月11日】

15:15 駐車場に集合し、入居者の安否確認を行った。

15:30 津波情報を受け、二階建て建物の屋上へ入居者を誘導した。

17:00 科学技術振興課に対し、入居者の安否及び施設の被害状況を報告した。

18:00 県中性子ビームラインユーザーを避難所（近隣の高校）へ誘導した。

【3月12日】

- ・引き続き被害状況を確認し、駐在職員は県庁に出向き、緊急配備体制に入った。

【3月13日】

10:00 入居機関に対し、ライフラインの状況及び被災の状況を通知した。

15:00 いばらき量子ビーム研究センターへの避難者の受入れを検討した。

c 県中性子ビームラインの対応

【3月11日】

14:46 J-PARC（大強度陽子加速器施設）実験施設内の試料準備室で使用していたヘリウムガスボンベを閉め、駐車場に避難した。

15:00 避難場所である駐車場にて、J-PARC主導により人員の安否を確認した。

16:30 J-PARC主導により、ビームラインの被害状況を確認した。

18:00 いばらき量子ビーム研究センターへ移動し、状況報告を行った。

【3月12日～14日】

- ・ J-PARCへの入構が禁止となった。

科学技術振興課の検証

○職員の安否確認

- ・ 災害時の職員安否確認方法（駐在職員，出張中の職員）について，十分に周知されていなかったため，安否確認に時間を要した。今後は緊急連絡網の職員への周知徹底が必要である。

○緊急配備体制

- ・ 今回のような災害時のシフト表（交代制）を作成していなかったため，緊急配備体制を決定するまでに時間を要した。今後は事前に緊急配備体制を決めておく必要がある。

○初動対応の遅れ

- ・ 災害時に優先して行う業務を決めていなかったため，初動対応に遅れが生じた。今後は業務継続マニュアルの作成及び職員への周知徹底が必要である。

(ク) つくば地域振興課

a 研究学園都市グループ

【3月11日】

- 15:30
- ・ つくば国際会議場へ被害状況確認を行った。
 - ・ 指定管理者に人的・物的被害状況確認等を指示した。

16:00 出張中の職員によるつくば国際会議場の被害状況確認を行った。

【3月12日】

9:00 指定管理者から会議場の施工業者や設備業者等に連絡し，修繕箇所の確認や修繕スケジュールの作成等を開始した。

夕方 つくば地域振興課所管法人等の所有施設の被害状況について確認を行った。

- ・ 筑波都市整備(株)：商業施設（クレオ，キュート等）
- ・ (財)つくば都市交通センター：駐車場施設

【3月13日】

9:00 指定管理者と連携し，修繕に向けた事務手続を開始した。

つくば国際会議場の被害状況



中ホール 300（天井パネル落下）



小会議室（天井パネルずれ）

b 沿線整備調整室

【3月11日】

16:00 頃 まちづくりセンター（現土浦土木事務所つくば支所）からつくば地域振興課沿線整備調整室へ区画整理地区内のパトロールを開始した旨連絡が入った。

- 21:00 ・ 当日パトロールの結果、3 地区で計 14 箇所の被害状況が確認されたとの第 1 報が入った。
- ・ 被害箇所のうち歩道の沈下などについては、安全対策としてバリケード等を設置するなど応急対策を行った。
- ・ 水道管の破裂による漏水箇所については、市の担当部局へ連絡を行った。

【3月12日】

- ・ 区画整理地区内の被害状況について、災害対策本部に報告した（8:00、17:00）。
- ・ まちづくりセンターから、パトロール報告第 2 報（10:30）及び第 3 報（19:00）が入った。

【3月13日】

- ・ 引き続き、区画整理地区内の被害状況について災害対策本部に報告した（8:00）。
- ・ まちづくりセンターからパトロール報告第 4 報（8:00）及び第 5 報（17:30）が入った。



被災した歩道における応急の
安全対策（島名・福田坪地区）

つくば地域振興課の検証

○つくば国際会議場の指定管理者との連携

- ・ 震災直後は電話がなかなかつながらず、会議場の被害状況確認に時間を要したが、通話が可能となってからは、県派遣職員との連携により、迅速に会議場の被害状況の確認及び応急修繕に向けての準備作業（業者の手配等）等について対応することができた。

○燃料の確保

- ・ 急な打合せ等が必要となった際に、ガソリン不足で公用車が使用困難な状況であったため、移動手段の確保が課題であった。今後は、日頃から公用車の燃料を満量近くで管理していく必要がある。

(ケ) ひたちなか整備課

【3月11日】

17:00 課内会議を行い、職員配置体制を決定した。

【3月12日～13日】

- ・ 常陸那珂土地区画整理事業地内業務用地及び常陸那珂工業団地に立地している企業に対し、電話及び訪問により被害状況及び復旧状況の聞き取りを実施したが、電話の通じない企業が多く、状況の確認が困難であった（12日に1社より、12日から営業を再開している旨を確認した。）。

コラム 5

2011.3.11への想い

横山 仁一 企画部次長（現商工労働部部長）

「茨城には小さな地震はあるが、そのことでエネルギーが放出され、大きな地震が来ない。茨城は安全だ」という企業誘致の際に説明してきた、この言葉を思い浮かべながら、2度目の大きな揺れの中、議会棟のガラスが波打つ様を見ていた。この現実がすぐには受け止められなかった。しかしながら、次長としては企画部の職員としてどう行動するかを決めて、職員に徹底しなければならない、と思い直し、部長とも相談し、部として2つの行動方針を決めた。

一つは部に関連する被害の情報収集と復旧対策に全力を尽くすこと。特に鹿島臨鉄、公共交通等の復旧による、県民の足の確保である。もう一つは部の職員を、応援が必要な場所に可能なだけ派遣することである。災害対策の直接的な業務が比較的少ない企画部としては遊軍に徹すべきと考えた。

一つめの方針に関しては、高校の始業式には代替輸送も含め復旧させることを目標に、情報収集や調整に昼夜を問わず取組み、何とか間に合わせる事が出来た。二つ目の方針に関しては、各課で職員が交代で泊まり込み、応援要請があればできるだけ早く職員を送れる体制をとり、要請に応えたほか、福島からの避難者等の受入れについても、国際会議場等を活用し、現地の職員と応援者で対応した。私自身も交代で一日おきに泊まり込んで、頑張ったつもりだが、実際には職員間の連携がとれていて、あまり出る幕はなかった。

県庁で朝を迎え、窓から外を見ると静かな風景が広がるが、やがてガソリンを求める長い車の列がとぎれることなく、スタンドの閉店まで続く。災害の現実を、否応なく見せつけられる日が続いた。

そして、少しずつ復旧に向かっていくのであるが、今回の災害で感じるのは公務員は通常業務だけでなく、このような時のためにこそ必要なのだ、ということである。ただ、自分にその覚悟があったかと言えば、はなはだ疑問であり、我々公務員は今回のような事態があることを肝に銘ずる必要がある。

3月22日に新聞に一枚の写真が載った。石巻市の仮設住宅に住む1歳の男の子が母親と配給所に走る時の笑顔の写真である。災害の地にこのような笑顔があることに未来を感じることが出来た。今も私の手帳にその写真はある。

2013年1月、浪江町の知人から2年ぶりに年賀状が届いた。一時帰宅の際に住所を確認し送ってくれたもので、家族全員が無事との知らせであった。

（3）生活環境部

生活環境部は、2つの班によって構成されている（原子力を除く）。出先機関として、消費生活センターと霞ヶ浦環境科学センターを持つ。

生活環境部の主な災害対応業務は、災害対策、緊急輸送車両の確保、災害時等の廃棄物の処理対策、外国人の安全確保に関することである。

生活環境部：災害対策支援班（生活文化課，国際課，環境政策課，環境対策課，危機管理室，消防防災課），廃棄物対策指導班（環境対策課，廃棄物対策課）

ア 職員配備体制

（生活環境部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
災害対策支援班 (125名)	日中	105名	69名	67名	241名
	宿直	26名	21名	18名	65名
廃棄物対策指導班 (31名)	日中	28名	8名	6名	42名
	宿直	7名	5名	7名	19名
生活環境部 (156名)	日中	133名	77名	73名	283名
	宿直	33名	26名	25名	84名
合計		166名	103名	98名	367名

イ 災害対策支援班の対応

(ア) 生活文化課

a 緊急救援物資の輸送

「災害時の緊急輸送救援輸送に関する協定」に基づき、市町村及び避難所等への緊急救援物資の輸送手配を行った。

【3月11日】

22:00 協定の締結先である(社)茨城県トラック協会へ連絡し、輸送手段を確保した。

- 福祉指導課の要請のもと、県西総合運動公園（筑西市）の災害備蓄倉庫から毛布2,300枚を、県及びトラック協会下の緊急物資輸送事業者により、同事業者の4t車1台に積み込み、日立市消防本部に輸送した。
- 市町村等からの要請に備え、県西総合運動公園の災害備蓄倉庫から、県の公用車等により、ミネラルウォーターを県庁地下へ搬送した（小型乗用車及びバン約6台。公用車不足を補うため職員の自家用車も活用した。）。

【3月12日】

1:00 日立市消防本部に向け、毛布の積込みを終了したトラック協会下の4t車が、県西総合運動公園の災害備蓄倉庫を出発した（高速道路が通行止めになっていたが、警察の協力によりパトカー先導で通行できた。）。

5:00 日立市消防本部に到着した。

- ・ 県西総合運動公園の災害備蓄倉庫から県庁地下へのミネラルウォーターの搬送を終了した。

【3月13日】

- ・ 県の備蓄分は福祉指導課が直接トラック協会へ輸送依頼をすることとしたため、それ以外の他県から入ってくる救援物資（災害対策本部分）について輸送を担当した。

b 応急生活物資供給等

「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」に基づき、茨城県生活協同組合連合会（以下「生協連」という。）を通じた食料品等の供給を市町村及び避難所等へ行った。

【3月12日】

- ・ 上記協定に基づき、生協連と、物資供給の要請方法などを内容とする「災害時における応急生活物資の運搬等に関する覚書」を締結した。
- ・ 生協連に緊急物資供給を依頼し、水戸市ほか8市村に、物資を輸送した。

【3月13日】

- ・ 生協連に、水戸市ほか3市分の緊急物資供給を依頼した。

（緊急物資供給依頼実績）

	市町村名	主な物資品目
3月12日	水戸市，日立市，石岡市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，大洗町，東海村	水，お茶，カップ麺
3月13日	水戸市，日立市，石岡市，ひたちなか市	カップ麺，クッキー

c その他対応

【3月11日】

- ・ 県民文化センター及び大洗水族館の被害状況の情報収集を行った。

【3月12日】

- ・ 県民文化センターの被害状況を現地に出向き確認した。
- ・ 被害状況について災害対策本部に報告した。
- ・ 県営繕課に被害状況の確認を依頼した。

→被害状況は第3章第1節2(3)ア(7)に記載。

d 県民文化センター

【3月11日】

- ・ 避難放送を開始するとともに、利用者を屋外へ避難誘導した。
- ・ 施設状況の目視確認を行った。
- ・ 施設利用者を順次帰宅させた。
- ・ 幹部職員会議を開催し、通信不通、停電、断水状態等の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 幹部職員会議を開催し、県に協議のうえ当分の間休館することに決定した。
- ・ 施設の予約利用者に休館の連絡をした。
- ・ 新聞、ラジオ、HPで休館の告知を行った。
- ・ プロダクション他関係者へ公演事業の中止を連絡した。
- ・ 施設被害状況の把握を継続して行った。

【3月13日】

- ・ プロダクション他関係者への公演事業中止の連絡を継続して行った。
- ・ 県営繕課による施設被害状況の目視確認を受けた。
- ・ 設計事務所へ施設被害診断調査を依頼した。
- ・ 施設被害状況の把握を継続して行った。

e アクアワールド茨城県大洗水族館

【3月11日】

- ・ 総合案内により、避難放送を開始するとともに、利用者を屋外へ避難誘導した。
- ・ 津波情報を受け、山側松林高台へ入場者を避難誘導した。
- ・ 津波第1波が到達した（一般車用駐車場の一部車両が濡れた。）。
- ・ 利用者を順次帰宅させた。
- ・ 施設の被害状況の目視確認を行った。
- ・ 生物生命維持作業（水槽への空気供給装置投入、水槽循環流量調整他）を実施した。
- ・ 幹部職員会議を開催し、通信不通、停電、断水状態等の被害状況を確認した。また、12日の休館を決定した。

【3月12日】

- ・ 幹部職員会議を開催し、13日の休館を決定した。臨時職員について自宅待機の措置をとった。
- ・ 新聞、ラジオ、HPで休館の告知を行った。
- ・ 施設被害状況の把握を継続して行うとともに、通信不通、停電、断水状態の中、復電後の飼育設備復帰作業の準備に取りかかった。

【3月13日】

- ・ 幹部職員会議を開催し、当分の間の休館を決定した。
- ・ 予約団体に休館の連絡をした。
- ・ 生物用餌の手配をした。
- ・ 施設の点検を設計業者に依頼するとともに、施設被害状況の把握を継続して行った。

災害対策支援班（生活文化課）の検証

○通信手段確保の課題

- ・ 通信手段では、一般回線電話が不通、携帯電話もつながらない状態が続いたことから、通信手段の確保が課題である。

○輸送車両の燃料確保の課題

- ・ 輸送車両の確保は比較的容易であったが、トラック協会等からの燃料の確保（給油先の確保）を再三再四要請されたことから、災害時の優先給油先の確保が課題である。

○救援物資要請時の連絡体制の整備

- ・ 物資供給の要請先（市町村等）から、生協連への連絡がより円滑にできるよう、日頃から連絡体制を整えておく必要がある。

○大洗水族館の対応

- ・ 停電時に自家発電機へ自動で切り替えられ、正常に作動したが、飼育維持のために必要な自家発電機用燃料の重油の安定確保が必要である。

(イ) 消費生活センター

【3月11日】

発災直後 ・ 当センターは水戸合同庁舎内にあり、地震時の来訪者（相談者）2組を合庁駐車場へ避難誘導するとともに、職員も屋外へ待避した。

- ・ 来訪者は、余震の状況を見ながら順次帰宅した。

18:00 ・ 合同庁舎周辺の住宅は停電となり、ガスは利用・供給停止状態が続いたため、近隣住民や鉄道等の不通による帰宅困難者が合庁に集まり始めた。

- ・ 当センターの執務室は、天井の一部が崩落したが、非常灯が点灯しトイレと一部水道が利用できた。

- ・ 職員2名で避難者約30名の対応に当たった。

- ・ 避難者のうち特に配慮を要する方（授乳期の母子2組、高齢者等）については、相談室（個室）を提供した。

21:00～ ビスケット、水、毛布等救援物資が断続的に到着したが、数量は避難者の人数の半分程度であった。また、合庁駐車場で車内避難する者も多数あった。

【3月12日】

午後 ・ 周辺地域で停電が復旧したことから、避難者の一部が帰宅を始めた。

20:00 ・ 庁舎の電気が復旧したが、依然水道は利用できない状況が続いた。

- ・ 非常食、寝袋が供給され、避難者に提供した。

【3月13日】

8:00 合庁での避難者対応を収束させることとなり、残った避難者に近隣の避難所を案内した。

消費生活センターの検証

○避難誘導の評価

- ・ 来訪者の避難誘導は、合同庁舎内の他の機関と連携して、比較的スムーズにできた。

○避難所としての機能の評価

- ・ 停電及び水道等の供給停止により、周辺の住民や帰宅困難者等が自発的に避難してきたが、合同庁舎は避難所に指定されておらず、避難者への対応（食料、毛布等）が課題である。

○震災直後の相談対応の評価

- ・ ライフラインの復旧見込みや生活物資（ガソリン、日用品等）の供給不足等に対する問合せが

多かったことから、これらの情報及び専門の相談窓口に関する情報の迅速な収集と提供が必要である。

○震災に乗じた悪質商法等への対応の評価

- ・ 被災者を狙った悪質商法による被害と思われる相談が徐々に増えていったことから、3月末に啓発用チラシを作成し市町村消費生活センターに提供したが、消費者への注意喚起と相談事例の周知等をより早期に開始する必要がある。

(ウ) 国際課

11日夜より、被害状況や生活情報について外国語情報サイト（英語版）に掲載を開始し、以降、災害対策本部からの情報を随時提供することで、外国人に正確な情報を提供するよう努めた。

a 災害時外国人対応

【3月11日】

- ・ 発災後、旅券室、公益財団法人茨城県国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）へ職員の安否及び被害状況を照会した。
- ・ 災害対策本部からの発表を英訳し、外国語情報サイト（英語版）に掲載した。
- ・ （財）自治体国際化協会より依頼のあった、県内JETプログラム（外国語青年招致事業）参加者の安否照会のメールを教育庁、該当市町村あてに送信し、安否を確認した（13日、全員の安全を確認した。）。

【3月12日】

- ・ 国際課内に、英語による外国人電話相談窓口を設置し、国際交流員3人が17日まで相談に当たり、66件の相談を受けた。
- ・ 電話相談窓口設置に関する情報を市町村等に提供した。
- ・ 茨城県外国人就労・就学サポートセンターにおいて、ポルトガル語及びスペイン語による電話相談窓口を設置し、相談業務や生活情報の提供など常総市周辺に多く在住するブラジル人等南米出身者への対応を開始した。

【3月13日】

- ・ 県内市町村の給水情報等生活情報、被害状況について外国語情報サイト（英語版）に掲載した。
- ・ 市町村、大学等に対し、県内在住外国人の安否確認を行った（14日に照会）。

b 国際交流協会

地震により、建物が被害を受け事務室への立入りが禁止となったため、13日10時まで国際課事務室を使用し、外国人対応に当たった。

【3月12日】

- ・ 国際課において外国人対応に関する協議を行い、早期の多言語相談窓口の開設及び災害時語学サポーターへの協力依頼を行うこととした。
- ・ 国際交流協会に登録する災害時語学サポーター144人に協力依頼のメールを送信した。
- ・ 災害時の多言語表示シートがあることを市町村に広報した。

【3月13日】

- ・ 建物の被害状況確認により、事務室への立入りが許可となった。
- ・ NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会から支援打診のメールを受け、翌日に災害多言語支援センター開設に関する打合せを実施することを決定した。
- ・ 災害時語学サポーターの利用について市町村に広報した。
- ・ 8言語（英語、中国語、ポルトガル語、タイ語、タガログ語、スペイン語、韓国語、インドネシア語）での通訳翻訳サービス開始について市町村に広報した。
- ・ 前日に依頼した災害時語学サポーターからの協力意向確認を行い、31人から協力を得られることとなった。

c 旅券（パスポート）作成業務

三の丸庁舎内にある旅券室では、発災後電源が切断し、旅券作成機が停止したが、当日分の作成作業を終えており、旅券データの破壊を免れることができた。

【3月11日】

- ・ 平常どおり、午前に出発した旅券搬送業者が市町村から申請書等の回収を終え、発災後、無事に帰庁でき、申請書等を搬入することができた。
- ・ 人道的ケース等での居所申請要件を緩和する外務省通知「東北地方太平洋沖地震における緊急特例措置について」をFAXで受信した。

【3月12日】

- ・ 定期点検で11日に来所していた機器メンテナンス業者が旅券作成機器の動作確認を行った。
- ・ 3月14日の市町村への搬送分の整理のほか、申請書等に損傷があるか確認を行った。

【3月13日】

- ・ 11日に来所していた機器メンテナンス業者が、引き続き、旅券作成機器の動作確認を行った。
- ・ 3月11日作成旅券の整理等のほか、申請書等に損傷があるか確認を行った。
- ・ 旅券搬送業者に運行可否の確認を行い、運行については検討中との回答を得た。
- ・ 翌日からの旅券申請受付・交付の可否確認のため、「旅券窓口開設の調査について」を県内市町村にFAXで通知した。一部の市町村では対応不可の回答があった（翌日回答）。

災害対策支援班（国際課）の検証

○連絡体制についての課題

- ・ 国際課と国際交流協会や各種機関との連絡体制が十分に整備されておらず、安否確認等に時間を要した。また、災害時の職員対応マニュアルが作成されていなかったため、今後の対応を検討する必要がある。

○外国人に関する情報把握及び情報提供についての課題

- ・ 外国人の状況を確認するための手段が整っておらず、外国人の安否、避難状況等の現状把握が十分にできなかった。また、燃料不足等により、被災地等の巡回ができず、外国人の要望・問題等の把握ができなかったことから、外国人の情報を照会する機関のリスト作成や、外国人団体等

との連絡体制の構築をする必要がある。

- ・ 多言語情報提供の取組を知らない市町村があったことなど、市町村への周知が不十分であったことから、市町村国際化推進主管課長会議等の場を利用して周知に努める。

○国際交流協会の対応

- ・ 災害時の語学ボランティアのデータ等がすべて協会事務所の中に保管されていたため、立入禁止の事務所からパソコンを持ち出す必要があったが、協会の復旧まで協会の機能の一部を一時的に国際課に移し、国際課と協力して外国人対応に当たることができた。

○旅券作成業務の課題

- ・ 旅券室では、旅券作成機器の電源が止まったが、作成機器関連の業務はほぼ終わっていた。しかし、電源が復旧するまで関連業務を再開することができなかった。また、旅券搬送業者が運行を停止した場合の代替搬送手段についての想定をしていなかったため、平常時に対応策を検討しておく必要がある。

(エ) 環境政策課

a 自然・鳥獣保護グループ（自然公園担当）

(a) 筑波山登山道関係

【3月13日】

- ・ 震災により筑波山で1名の死亡者が発生していたことが判明したため、つくば市へ、登山道入口への入山禁止の看板設置を依頼した。

(b) その他自然公園関係

【3月11日～13日】

- ・ つくば市、行方市及び稲敷市の自然公園担当課へ被害状況の情報収集を依頼した。
- ・ 依頼した日から2日間で、以下の被害状況に関する報告があった。
つくば市：筑波山登山道に落石数箇所あり。
行方市：天王崎公園において、駐車場、園地にひび割れが発生。
稲敷市：和田公園において、園路・木道破損、浄化槽故障発生。

災害対策支援班（環境政策課）の検証

○自然公園の被害状況確認の課題及び評価

- ・ 自然公園は、県内の広範囲が指定されているため、被害状況の確認に時間を要した。
- ・ 筑波山の登山道については、死亡事故発生の情報把握後、直ちに入山禁止措置をとることとしたため、二次災害の発生の抑止へ効果があった。

(オ) 環境対策課

a 神栖市のヒ素地下水汚染事案に係る地下水処理施設運転管理への対応

(a) 施設運転管理について

県では、神栖市のヒ素による地下水汚染事案対策として、地下水に残留する有機ヒ素化合物を除去し、新たな被害の未然防止を図るため、環境省から委託を受け、平成21年3月に地下水浄化施設を設置し、同年4月から浄化処理を行ってきた。

(b) 地下水処理施設運転管理への対応

【3月11日】

- ・ 現地にて毎月1回行っている月例会議の開催中に地震が発生した。
- ・ 会議を中断し、出席者が施設に係る被害状況を確認した。
出席者：県3名、環境省2名、神栖市1名、施設管理等の委託業者4名。
- ・ 処理施設については、目視で確認できる範囲で損傷がないことを確認した。停電のため運転は停止したが、詳細な被害状況の有無については、後日確認することとした。
- ・ 地割れ、液状化現象と見られる水や砂の吹出し、フェンスの傾き及び歪みを確認した。
- ・ 会議出席者により、今後の復旧方針について検討した。
- ・ 処理施設管理委託業者が翌朝まで現場で待機し、余震による新たな被害がないことを確認した。

【3月12日】

- ・ 現場の処理施設管理委託業者に、処理施設の詳細な被害状況を確認するように指示した。
- ・ 処理施設について大きな損傷はないが、一部コンクリート部分のひび割れやバルブのねじれが生じていることを確認した。
- ・ 一部揚水井戸の配管の浮き上がりを確認した。
- ・ 18時頃、電気が復旧した。
- ・ 処理施設管理委託業者が翌朝まで現場で待機し、余震による新たな被害がないことを確認した。
- ・ 上記内容について、処理施設管理委託業者より報告を受けた。

【3月13日】

- ・ 処理施設管理委託業者が処理施設の試運転を実施し、異常がないことを確認した。
- ・ 処理施設管理委託業者が翌朝まで現場で待機し、余震による新たな被害がないことを確認した。
- ・ 上記内容について、処理施設管理委託業者より報告を受けた。

災害対策支援班（環境対策課）の検証

○早期対応による被害防止の評価

- ・ 事故時の対応が遅れた場合、汚染地下水の流出等による被害が発生する可能性があるため、早急に対応する必要があった。処理施設管理委託業務の中では、災害等による緊急時の動員について定めており、夜間・休日の緊急連絡体制表を作成し、災害時における早期対応に備えていた。
なお、地震発生時は、日中であったため処理施設管理委託業者が常駐しており、更には関係者が会議により現場に集合していたため、被害状況の確認について迅速に対応することができた。

(カ) 霞ヶ浦環境科学センター

【3月11日】

- ・ 地震直後、職員は中庭に避難した。
- ・ 来館者が所在する可能性のある展示室等を確認し、2階にいた一般来館者と活動中のボランティアの計6名に対して避難誘導を行った。

- ・ 余震の状況を見ながら来館者やボランティアを順次帰宅させた。
- ・ 電話等外部との連絡，テレビ・ラジオ・インターネット等の情報収集方法の利用可能性を確認した。
- ・ 夕方になって環境対策課からの1/2待機の指示を受け，15名待機した。
- ・ 備付けの懐中電灯・毛布等を用意するとともに，備蓄のカップ麺等を夕食に当てた。
- ・ 待機規模を1/3に縮小する指示があり，残留者を10名に再調整し，残りは全員帰宅した。

【3月12日】

- ・ 施設各所の被害については，施設管理担当者を中心に目視，接触等により確認した（停電発生により機器の作動状況の確認はできず）。
- ・ 研究機器の被害については，落下・転倒等により損傷・不具合，急な停電によるパソコンの作動異常等を研究職職員が手分けして確認した。
- ・ 施設の一部で生じた水漏れの処理を実施した。

【3月13日】

- ・ 施設の被害，館内備品の散乱に加えて，電気・水道の機能が停止したため，来館者の安全確保ができないと判断し，当分の間閉館とすることに決定した。
- ・ 閉館に伴い，センターを拠点に実施する環境活動等についても，支援や調整が困難であるため中止することとした。

霞ヶ浦環境科学センターの検証

○避難誘導の評価

- ・ 来館者の避難誘導は，毎年実施している消防訓練が活かされスムーズに避難できた。今後は，消防訓練実施時に地震の場合の避難誘導を加えて実施したい。

○非常時の通信手段の確保

- ・ 停電により，外部との連絡や情報収集の手段が断絶した。今後は，非常時の通信手段として，4月20日土浦市が設置した土浦地域防災無線設備を活用するとともに，衛星携帯電話や災害時優先電話等の備えを検討すべきである。

○研究測定機器の被害防止対策

- ・ 落下・転倒や急な停電による研究測定機器への影響があったため，対策として防振マット設置や無停電電源装置の導入を検討すべきである。

(キ) 消防防災課

a 災害対策本部の立上げ等

【3月11日～13日】

- ・ 被災直後から災害対策本部立上げに従事したほか，災害対策本部事務局員以外の職員は課内で災害関連の問合せ等に対応し，適宜，災害対策本部に情報を伝えた。

b 消防防災課内情報指令室の対応

【3月11日～13日】

- ・ 津波及び震度情報等を気象庁から受信し、市町村等へ伝達した。
- ・ 被害状況把握のため防災ヘリコプターからの映像を県庁で受信し、災害対策本部へ映像を映し出すとともに、自治体衛星通信機構の衛星回線を使用して消防庁及び市町村等へ提供した。
- ・ 情報指令室において被災したモニター機器等の復旧作業を行い機能回復を行った。
- ・ 災害対策本部設置に伴い、災害対策室内の電話及びパソコン等の起動並びに災害対策本部会議の運営に必要な映像操作を行った。
- ・ 災害対策本部から各市町村等への文書を防災通信システムによりFAX送信した。
- ・ 被害状況把握のため飛来した埼玉県ヘリコプターとの通信を行った。

c コンビナート災害への対応

【3月11日～13日】

- ・ 各特定事業所及び鹿島地方事務組合消防本部を通じて情報収集を行い、防災関係機関と情報共有を行った。コンビナート災害による人的被害の発生や周辺住宅地への影響がなく、鹿島地方事務組合消防本部及び事業所の自衛消防隊により対応できたため、茨城県石油コンビナート等防災本部による応援要請等の対応は必要としなかった。
- ・ 各特定事業所に対しては、二次災害を防止するため、総合点検を実施するとともに、異常の認められた特定防災施設等に対して適切な保安対策を講じるよう鹿島地方事務組合消防本部を通じて通知した（「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る石油コンビナート等特別防災区域の防災対策について(平成23年3月30日付消防第1494号)」）。
- ・ 鹿島臨海地区特別防災区域においては、以下の被害が発生したが、各事業所は従業員に対して平常時から防災教育や防災訓練等を実施していたことなどから、人的被害は発生しなかった。

(a) 東部地区

津波により漂流した船舶が施設に衝突したことによる漏えい事故、栈橋の崩壊、海水取水場の損傷、バースの水没、ローディングアームの損傷等が発生した。また、地震による配管の変形、重油等の漏えい事故も発生した。

(b) 西部地区

3地区の中で液状化による被害も最も大きく、地下配管の隆起や構内道路の破損等が発生し、配管のずれから漏えい事故が発生した。

(c) 高松地区

住友金属(株)鹿島製鉄所においてコークスガスホルダー2基の火災が発生したほか、地震によるスロッシング現象により重油の漏えい事故が発生した。また、製品バースのクレーンが崩壊した。

- ・ 石油コンビナート等災害防止法第23条に規定する異常現象は6件発生した。

(a) 住友金属(株)鹿島製鉄所 NO.1 コークスガスホルダー火災事故

発生日時	平成23年3月11日	14時50分
鎮火日時	平成23年3月12日	12時00分
事故種別	火災	

- | | |
|-----|---|
| 死傷者 | なし |
| 損害額 | 200,000千円 |
| 概要 | N0.1 コークスガスホルダーのシール油が漏れ，シール切れによりガスが浮き屋根上部に漏れ，ガスホルダー側板と鋼製滑板による摩擦火花により火災となった。地震により消火栓が使用できず，大津波警報により避難を余儀なくされたが，シール油が燃焼消失したことにより鎮火した。 |
- (b) 鹿島共同火力(株)鹿島共同発電所 N0.1 重油ストレージタンク漏えい事故
- | | |
|------|--|
| 発生日時 | 平成23年3月11日 14時50分 |
| 処理完了 | 平成23年3月13日 16時00分 |
| 事故種別 | 漏えい |
| 死傷者 | なし |
| 損害額 | 130,300千円 |
| 概要 | 地震によるスロッシング現象により，浮き屋根上に漏れ出た重油がルーフトレイン配管から防油堤内に漏えいした。 |
- (c) 鹿島共同火力(株)鹿島共同発電所 N0.2 重油ストレージタンク漏えい事故
- | | |
|------|--|
| 発生日時 | 平成23年3月11日 14時50分 |
| 処理完了 | 平成23年3月13日 16時00分 |
| 事故種別 | 漏えい |
| 死傷者 | なし |
| 損害額 | 4,700千円 |
| 概要 | 地震によるスロッシング現象により，浮き屋根上に漏れ出た重油がルーフトレイン配管から防油堤内に漏えいした。 |
- (d) 鹿島共同火力(株)鹿島共同発電所 N0.5 重油ストレージタンク破損事故
- | | |
|------|---|
| 発生日時 | 平成23年3月11日 14時46分 |
| 処理完了 | 平成23年5月28日 17時00分 |
| 事故種別 | 破損 |
| 死傷者 | なし |
| 損害額 | 149,000千円 |
| 概要 | 地震により，N0.5 重油ストレージタンクにスロッシング現象が発生し，浮き屋根に応力が掛かり，ポンツーンに損傷が生じて，内部に重油が流入した。なお，処理完了が5月になったのは，流入経路の調査及び震災被害の復旧により消防への通報が遅れたことによる。 |
- (e) 共同過酸化水素(株)H-3 プラント作動溶液漏えい事故
- | | |
|------|---|
| 発生日時 | 平成23年3月11日 15時30分 |
| 処理完了 | 平成23年3月15日 16時00分 |
| 事故種別 | 漏えい |
| 死傷者 | なし |
| 損害額 | 1,070千円 |
| 概要 | 停電インターロックによりプラントが緊急停止した際に，逆止弁が作動せず，作動溶液が逆流して，開放機器等から漏えいしたものの。 |

(f) 住友金属(株)鹿島製鉄所 NO.2 コークスガスホルダー火災事故

発生日時 平成 23 年 3 月 12 日 7 時 54 分

鎮火日時 平成 23 年 3 月 13 日 14 時 10 分

事故種別 火災

死傷者 なし

損害額 350,000 千円

概要 NO.2 コークスガスホルダーのシール油が漏れ、シール切れによりガスが浮き屋根上部に漏れ、ガスホルダー側板と鋼製滑板による摩擦火花により火災となった。地震により消火栓が使用できず、シール油が燃焼消失したことにより鎮火した。

(g) 県立消防学校

a 当時の在校生及び職員の人数

在校生 特殊災害科学生：26 名 講師：1 名

職員数 15 名（嘱託職員を除く全員）

b 被害状況の把握、職員及び在校生の安全確保等

【3月11日】

- ・ 消防職員等による会議を開催中であり、出席者に安全確保を呼びかけるとともに、会議をその場で中止とした。

15:40 専科教育の特殊災害科を実施中（3月10日～3月18日）であったが、職員会議により中止とし、学生は即時帰宅させた。

- ・ 出勤していない嘱託職員以外の安否は確認できた。
- ・ ラジオにより情報収集を行った。

15:50 目視で被害状況を確認し、消防防災課へ報告を行った。

- ・ 11日と12日の出勤者を割り振り、詳しい被害状況を確認し、消防本部等との連絡は12日以降とし帰宅させた。

19:30～22:30 頃 職員3名が災害対策本部で情報を収集した。

- ・ 終日停電した。給水は寮舎の高架水槽の残分を使用した。

【3月12日】

- ・ 出勤職員により被害状況を場所ごとに確認した。また、各車両の残燃料を確認した。
- ・ 職員2名が消防防災課及び災害対策本部で情報を収集した。
- ・ 寮舎の高架槽が濁水となったため、地下水槽水（井戸水）を消防車両により簡易水槽へ給水し生活用水としたが、飲用には不可であったため、飲用水は親睦会で購入しているミネラルウォーターの残り職員が持ち寄ったもので対応した。
- ・ ラジオ、投光機、電気ポット、携帯充電等は発電機により電気を供給した。
- ・ 終日停電及び断水した。

【3月13日】

- ・ 知事の防災ヘリによる視察対応を行った（本校グラウンド出発9時31分、帰着10時45分）。

- ・ 営繕課による建物の状況確認を行った。
- ・ 終日停電及び断水した。

県立消防学校の検証

○食料等の備蓄について

- ・ 入校生が最大145人まで入寮する可能性があり、最低限の備蓄食料、停電時の暖房が必要である。
- ・ 防災拠点としての位置付けもしているが、現在の防災システム用の発電機では数時間しか燃料が持たず、それも防災無線専用であるため、今後検討が必要である。

ウ 廃棄物対策指導班の対応

(ア) 廃棄物対策課

【3月11日～12日】

- ・ 県内の市町村、一部事務組合の一般廃棄物処理施設の被害状況及び処理状況について、電子メール、FAXにより照会し、回答を集計することにより、状況等の把握を実施した。
- ・ (財)茨城県環境保全事業団が運営する「エコフロンティアかさま」及び鹿島共同再資源化センター(株)が運営する「鹿島共同再資源化センター」の被害状況調査を開始した。

【3月13日】

- ・ 被災市町村の災害廃棄物の処理受入先について、県内の民間廃棄物処理施設での受入処理に向けた連絡調整等を実施し、被災市町村の災害廃棄物の処理を支援した。
- ・ 災害により発生した廃棄物の処理について、市町村等が設置する仮置き場の設置・開設、受入状況等に関する県民等からの相談に対応した。
- ・ 支援協定（平成20年6月2日締結）に基づき、市町村の災害廃棄物処理について、(社)茨城県産業廃棄物協会に協力を要請した（協会会員59社が市町村の処理を支援した。）。

(県内市町村等の一般廃棄物処理施設の被害状況等)

施設の種類	設置数	うち被災施設数	被害状況
焼却施設	29	6	焼却炉の破損等
最終処分場	14	0	—
し尿処理施設	33	0	—

(イ) エコフロンティアかさま

【3月11日】

- ・ 施設被害状況の確認を行った。
 (施設の被害状況) 溶融炉給水系統配管の破損、施設建屋外壁の一部破損
- ・ 溶融炉は地震検知による自動停止機能により緊急停止をした。高温のごみが溶融炉内に残っている状態での休炉であり、ボイラー・エコマイザーにも高温の圧力蒸気が残存していたため、炉の安定した状態を保ちながら総員で停止させた。
- ・ 給水系統に破管が発生したため、応急措置により漏水を停止した。
- ・ 安全停止の措置を行い、管理棟では連絡担当の職員が宿直した。

【3月12日】

- ・ 施設被害の詳細を調査した。
- ・ 笠間市の家庭・事業系ごみの受入調整を行った。
- ・ 各搬出業者へ受入停止を連絡した。

【3月13日】

- ・ 非常事態体制（24時間）による職員待機を3月31日まで継続した。
- ・ 各搬出業者へ受入停止を連絡した。
- ・ 笠間市と災害ごみの受入れに関し協議した。

(ウ) 鹿島共同再資源化センター

施設に被害はなく、廃棄物処理への支障はなかった。

廃棄物対策指導班の検証

○通信手段確保の課題

- ・ 初動対応では、電話等が繋がらないなど十分な通信手段の確保ができず、被災市町村等における廃棄物処理施設の被害状況を円滑に把握できなかったことから、災害時でも活用できる通信手段を確保することや災害時の被害情報の把握方法等について、あらかじめ整備しておく必要がある。

コラム 6

東日本大震災を振り返って

佐藤 政雄 生活環境部次長（現総務部理事）

3月11日、次長室で危機管理監と打ち合わせをしている午後2時46分でした。ロッカーが倒れるほどのこれまでにない強烈かつ長い地震を経験しました。

最初の地震が治まってからも、その約30分後に茨城県沖でのM7.7を初めとする強い余震が頻発するなど、大変厳しい状況が続きました。

生活環境部の関係では、県民の文化活動の拠点である県民文化センター大ホールの天井及び壁が崩落し、観光拠点の1つである大洗水族館が地震と津波の影響を受けたことから、これらの復旧に向け国や関係者との調整を早急に行いました。

地震や津波に伴い発生した災害がれきの処理に伴う市町村や事業者との調整、外国人に対する災害情報の提供や相談窓口の開設などにも、職員が一丸となって迅速に対応できたと思っております。

また、震災に伴い発電施設が被災し、東京電力管内の電力供給力が大きく低下したことを受け、国から7月から9月の夏場の電力使用量を前年比15%削減するとの節電目標が発表され、県としましても、緊急節電対策推進本部を設置して県民総ぐるみの節電対策を推進することとなりました。

被災後まもない時期でしたが、厳しい電力需給状況が見込まれたため、関係部局の協力を得て、県内約600の業界団体に対し、節電の徹底を要請するとともに、県内一斉節電キャンペーンなどを展開し、国の削減目標を上回る成果が得られました。県民や事業者の皆様方のご理解とご協力に心から感謝申し上げる次第です。

さらに、災害対策本部設置後間もなく、福島第一原子力発電所事故に伴い福島県から本県に非難されてきた方々の対応（福島対策支援班）をすることとなりました。

避難所は県南・県西地区の県有施設等で受け入れ、県職員を初め、市町村職員やボランティアの方々の協力も得て運営しましたが、施設の管理者と職員との連携や避難者のニーズの把握、高齢者・乳幼児・女性への配慮等様々な課題への対応が必要でした。

今回の避難所の設置・運営には、市町村の協力なくしてはできなかつたと痛感しており、改めて感謝申し上げます。

そして、県民の皆様方が一日も早く元気になられるとともに、今なお避難されている方々が一日も早く安寧な生活に戻ることができるようお祈りしております。

（４）保健福祉部

保健福祉部は、総合調整班、救助班、医療対策班、防疫班、緊急医療センター、災害時要援護者支援班、薬務班及び生活衛生班の8つの班によって構成されていたが、各班は各課混成の職員配置としていたため、対応すべき職員が参集できず、結果として、班ごとではなく課ごとの災害対応となった。

出先機関として、12の保健所、衛生研究所、県立医療大学、県立中央看護専門学校、福祉相談センター（児童一時保護所・婦人一時保護所・鹿行児童分室・日立児童分室含む。）、2の児童相談所、茨城学園、こども福祉医療センター、リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター、3の食肉衛生検査所及び動物指導センターを持つ。

ア 職員配備体制

（保健福祉部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
厚生総務課 (34名)	日中	22名	11名	11名	44名
	宿直	12名	9名	9名	30名
福祉指導課 (46名)	日中	11名	9名	12名	32名
	宿直	4名	8名	2名	14名
医療対策課 (21名)	日中	21名	18名	15名	54名
	宿直	15名	2名	9名	26名
保健予防課 (28名)	日中	11名	9名	12名	32名
	宿直	4名	8名	2名	14名
子ども家庭課 (29名)	日中	27名	10名	10名	47名
	宿直	15名	10名	10名	35名
長寿福祉課 (41名)	日中	35名	11名	6名	52名
	宿直	10名	7名	4名	21名
障害福祉課 (21名)	日中	18名	16名	12名	46名
	宿直	5名	6名	6名	17名
薬務課 (15名)	日中	14名	10名	7名	31名
	宿直	3名	4名	4名	11名
生活衛生課 (28名)	日中	25名	12名	12名	49名
	宿直	10名	7名	4名	21名
保健福祉部 (263名)	日中	184名	106名	97名	387名
	宿直	78名	61名	50名	189名
合計		262名	167名	147名	576名

イ 厚生総務課の対応（主に総合調整班業務）

(ア) 医療関係機関の被害状況の確認及び対応

【3月11日】

17:00 各出先機関に、職員配備について1/2待機を指示した。

20:00 各出先機関に、職員配備について1/3待機への変更を指示した。

- ・ 各出先機関の被害状況の把握を行った。
- ・ 職員2名で、深夜から翌日朝まで境合同庁舎に備蓄してある支援物資の運搬を行った。
- ・ 各医療機関の被害状況等調査しつつ、電話・FAXで病院の被害状況の確認（各保健所経由）を行い、患者の受入れの可否を調査した。しかし、連絡が取れない病院が多数に上った。

対象病院数	状況が確認できた病院数	患者受入可能病院数	患者受入困難病院数	確認中病院数
183	46	26	15	5

(3月11日18時時点)

- ・ 各医療機関からの電話による問合せや要望に対する対応を行った（入院患者の食料の確保、透析施設等への優先的な給水、自家発電用燃料の確保、患者輸送用車両の優先給油など）。
- ・ 救急告示病院の発電機燃料・食料の希望調査を行った。しかし、依然として、状況把握ができない病院が多数に上った。

対象救急告示病院数	状況が確認できた病院数	燃料不足病院数	食料不足病院数	飲料水不足病院数
92	24	13	7	4

(3月11日21時時点)

【3月12日】

- ・ 各市町村の避難所の受入体制及び受入人員の調査を行った。
- ・ 災害時要援護者の避難状況を確認するため、各市町村に照会した。
しかし、被害が大きい市町村ほど照会への対応が難しく、正確な状況把握はできなかった。
- ・ 日立保健所からの依頼により、多賀総合病院に非常食を供給した。

【3月13日】

- ・ 災害時要援護者の避難状況を確認するため、各市町村に照会した。
- ・ 14日から開始予定の計画停電に関する各医療機関への周知を行った。

ウ 福祉指導課の対応（主に救助班，災害時要援護者支援班業務）

(ア) 食料品等応急生活物資の供給（災害対策本部事務局対応分以外）

【3月11日】

- ・ 各市町村及び多方面から物資の供給を求める声が寄せられた。
- ・ 緊急救援物資の輸送を担当する生活環境部生活文化課に，災害協定の締結先である（社）茨城県トラック協会への連絡及び輸送手段の確保を依頼した。
- ・ 流通在庫備蓄の災害協定を締結している企業へ食料及び生活必需品等の物資供給の要請を開始した。

（流通在庫備蓄協定締結状況）

県医薬品卸行組合	関東農政局茨城農政事務所	イトウ製菓(株)
ヤマダイ(株)	日清食品(株)	茨城県生活協同組合連合会
(株)カスミ	茨城県牛乳協同組合	茨城県高圧ガス保安協会
茨城県学校給食会	寺島薬局(株)	(株)北関東リネンサプライ
(株)レンタルのニッケン東関東支店	(株)ジョイフル本田	(株)山新
イオン(株)関東カンパニー	(株)セブン-イレブン・ジャパン	ダイドードリンコ(株)
(株)カインズ	コメリ災害対策センター	サントリーフーズ(株)
(株)ローソン		

- ・ 各市町村へ物資の要望調査を行った結果，多数の市町村から物資支援の要請があった。
（県内各市町村への物資の要望調査項目）
毛布，仮設トイレ，食料，水
- ・ トラック協会下の緊急物資輸送事業者と連絡が取れないため，物資を必要としている市町村に，備蓄倉庫等での引渡しになることを伝えた。
- ・ その後，下館地区の緊急物資輸送事業者と連絡が取れ，輸送のためのトラック1台を手配した。
- ・ 県備蓄品の各市町村への割振りを行った。

【3月12日】

- ・ 各市町村に対し，支援物資の要望調査を引き続き実施した。
- ・ 各市町村から物資の供給を要望する連絡が入った。取りまとめを行い，輸送の手配を担当する生活環境部生活文化課に引き継いだ。
- ・ 連絡の取れない流通在庫備蓄協定締結企業へ，引き続き連絡を行った。
- ・ 義援物資の提供について，各企業，自治体から連絡が入り始めた。

【3月13日】

- ・ 各市町村の要望物資を取りまとめ，流通在庫備蓄協定締結企業へ発注するとともに，提供される義援物資の輸送先を調整し，直接企業に避難所への輸送を依頼した。

(災害協定を締結している企業からの物資提供一覧)

	企業名	品目	数量	引渡し先(場所)	引渡し日
1	イトウ製菓(株)	ビスケット, クッキー	5,340 パック	常陸大宮市, 那珂市	3月13日
2	(財)茨城県学校給食会	ナン, ジャム, ゼリー	ナン 15,200 個 ジャム 6,762 個 ゼリー 1,609 個	茨城町, 水戸市, 常陸太田市, 東海村, 日立市	3月13日
3	(株)レンタルのニッケン	仮設トイレ, 発電機, フォークリフト	仮設トイレ 122 台 発電機 2 台 フォークリフト 2 台	水戸市, 潮来市, 行方市, 東海村, 河内町, 北茨城市	3月13日 (~18日)
4	(株)カインズ	毛布	1,008 枚	日立市, 大洗町	3月13日
5	特定非営利活動法人 コメリ災害対策センター	簡易トイレ, 毛布, 小児用おむつ	簡易トイレ 45 個 毛布 1,500 枚 小児用おむつ 500 個	桜川市, 茨城県庁, 土浦合同庁舎	3月13日
6	サントリーフーズ(株)	水	137,976 本	水戸市, 日立市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 潮来市, 那珂市, 筑西市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 阿見町, 河内町, 利根町	3月12日
7	ダイドードリンコ(株)	飲料等	48,000 本 (24,000ℓ)	土浦市, 下妻市, 桜川市, 鉾田市, 八千代町, 水戸市, ひたちなか市, つくばみらい市	3月12日 (15日)
8	茨城県生活協同組合連合会	食料品, 水	食料 26,530 食 水 8,976 本 (17,952ℓ) 茶 480 本 (240ℓ)	石岡市, 北茨城市, 高萩市, 日立市, 水戸市, ひたちなか市, 常陸太田市, 東海村, 大洗町	3月12日 (~14日)

(イ) 災害救助法に係る対応

【3月12日】

- ・ 災害救助法の適用について検討に入ったが、災害救助法の適用を決定するに当たり重要となる被害状況についての把握が困難であった。

7:00 被害状況調査において、県内全市町村のうち半数以上が確認中であった。

19:00 厚生労働省から災害救助法の早期適用をするよう連絡が入ったことから、「震度5強以上で避難所を設置している市町村(43市町村)」で、「災害救助法の適用を希望する市町村」に対し、同法施行令第1条第1項第4号に基づき災害救助法を適用することを決定した。

【3月13日】

14:00 「震度5強」以上の43市町村に対し、災害救助法の適用の希望を確認し、希望のあった34市町村について災害救助法を適用することとし、県報により3月13日付けで告示を行い(3月11日適用)、同内容を県HPにも掲載した。

(災害救助法の適用状況)

災害救助法適用決定日	適用市町村
3月13日 (3月11日から適用)	水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 大子町, 美浦村, 阿見町, 河内町

(ウ) 災害ボランティアに係る対応

【3月12日】

- ・ ボランティアの受入れ及び連携・協力については、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会で対応することとなっていたが、県に問合せの電話をかけてくる方もあったことから、ボランティア希望者の対応を一元化する必要があった。
- ・ 県地域防災計画に基づき、県社会福祉協議会とボランティアに関する連絡調整を行い、ボランティア希望者の問合せ先を県ボランティアセンター（県社会福祉協議会）にすることとした。
- ・ ボランティアの受付窓口について、県のHPに掲載し、周知に努めた。

（県のHPへの掲載内容）

災害ボランティアに関する窓口 公開日 2011年3月12日 防災ボランティアとして活動を希望される方は、茨城県ボランティアセンター（社会福祉法人茨城県社会福祉協議会内）へお問い合わせをお願いします。 茨城県ボランティアセンター（茨城県社会福祉協議会内） 電話 029-243-3805（8時30分から17時15分） 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
--

エ 医療対策課の対応（主に医療対策班業務）

(ア) 茨城県DMAT調整本部の設置及び対応

a 茨城県DMAT調整本部の立上げ

【3月11日】

- 15:30 大きな被害が想定されるため、県内の統括DMATなどの関係者間において対応を協議し、DMATの派遣を調整する拠点を県庁内に設けることで意見が一致した。
- 17:32 DMAT関係者から鹿行大橋の崩落の情報や、救急車で複数の傷病者を搬送といった情報等が寄せられたことから、厚生労働省に日本DMATの派遣要請を行った（参集拠点：筑波メディカルセンター病院）。
- 19:00 ・ 水戸済生会総合病院の統括DMATである須田医師を中心としたDMAT計3名が登庁した。
 ・ 茨城県DMAT調整本部を医療対策課内に設置した。
- 19:00～ 広域災害救急医療情報システム（以下「EMIS」という。）や災害用優先電話などを用いて医療機関の被災情報の収集や、県内に参集したDMATチームの派遣調整などを行った（～22日まで。14日以降の活動は、3章1節2(11)ア(ア)に記載）。

活動月日	茨城県DMAT調整本部で活動したDMAT ※下記医療機関の医師が統括DMATとして活動
3月11日～13日	水戸済生会総合病院

b DMA Tの医療救護活動

茨城県DMA T調整本部の調整に基づき、県内外で以下の活動を行った。

【3月12日】

- ・ 水戸協同病院へ県内外から参集したDMA T計 18 チームを派遣し、転院搬送を行った（入院患者：約 160 名，外来透析患者：35 名）。
- ・ 北茨城市立総合病院へ県内外から参集したDMA T計 6 チームを派遣し、転院搬送を行った（入院患者：56 名）。

(県外からのDMA Tの参集状況(参集順・計 29 チーム/参集拠点:筑波メディカルセンター病院))

3月11日		3月12日		3月13日	
参集時間	医療機関名	参集時間	医療機関名	参集時間	医療機関名
21:45	災害医療センター	0:38	山梨赤十字病院	10:20	大阪市立病院
22:01	横浜労災病院	0:40	千葉大学, 亀田総合病院		
22:18	埼玉医科大学総合医療センター	1:17	君津中央病院		
22:20	山梨県立中央病院, 埼玉医科大学国際医療センター	1:50	日本大学板橋病院		
23:15		2:23	高崎総合医療センター		
23:38	済生会前橋病院	2:44	木沢記念病院		
23:50	静岡医療センター	2:48	大阪市立総合医療センター		
	帝京大学病院	3:08	順天堂静岡病院		
		3:32	藤田保健衛生病院		
		3:40	三重大学病院		
		4:50	名古屋掖済会病院		
		5:48	愛知総合大雄会病院		
		6:26	名古屋医療センター		
		6:50	市立四日市病院		
		7:00	JA愛知厚生連安城厚生病院		
		7:10	高知大学病院		
		7:27	草津総合病院		
		8:08	大津赤十字病院		
		9:15	香川回生病院		
合計	8 チーム	合計	20 チーム	合計	1 チーム

(イ) 救急告示医療機関の被害状況の確認及び対応

a 医療機関の状況の把握

【3月11日】

15:00 情報収集等を行うため、EMISを災害モードに切り替えた。

19:00～ EMISによる情報収集がはかどらないことから、統括DMA Tの登庁後、DMA T及び医療対策課職員により、災害時優先電話等を活用し、EMIS未入力機関や救急告示医療機関などに対し個別に電話をし、情報収集することとした(～17日)。

b 県民に対する情報提供

【3月11日～】

- ・ 各医療機関の受入機能等の情報について、定期的に記者クラブに資料提供を行った。

(ウ) 医療機関への燃料及び医療用水の確保と供給

a 医療機関の燃料確保と供給

【3月11日～】

- ・ 県内の医療機関から自家発電用の燃料（A重油、軽油など）の供給や自家発電機の貸出しなどを求める要望が多数寄せられた。
- ・ このため、災害対策本部に対し、医療機関向けの燃料を急性期病院（災害拠点病院、救命救急センターなど）や透析・産科医療機関を中心に供給するよう依頼した。

b 医療用水の確保と供給

【3月12日～】

- ・ 地震により発生した断水により、県内医療機関において人工透析などの医療用水が不足したことから、各医療機関からの電話等による要望を取りまとめ、災害対策本部及び企業局に対し、配水を依頼した。
- ・ 飲料や給食用の水、食料等については、医療機関から市町村を通じて、福祉指導課に要望が入ることとなった。

（医療機関の燃料等の確保状況（医療対策課において把握しているもの））

種別	医療機関数	数量
自家発電用燃料	10 医療機関	32,800ℓ
重油	6 医療機関	31,000ℓ
軽油	4 医療機関	1,800ℓ
医療用水	25 医療機関	不明

（3月13日現在）

(エ) 転院搬送患者の移動手段の確保

【3月12日】

- ・ 建物等の被災により院内設備が使用不可となった水戸協同病院（水戸市）から、外来透析患者 35 人を土浦協同病院（土浦市）に転院搬送した。

3月12日 管財課バスを使用

3月13日～ 民間バスを借上げ（病院が費用負担）

【3月13日】

- ・ 断水により外来透析が不能となったかもめクリニック（日立市）から、透析患者 40 人を管財課バスにより系列の診療所（福島県いわき市）へ転院搬送した。

医療対策課の検証

○茨城DMA T調整本部についての検証

- ・ 停電により通信手段の確保が困難であったため、DMA Tを要請するに当たっての情報収集及びその判断に苦慮した。今後は通信手段の確保について検討する必要がある。

- ・ 茨城DMA T運用マニュアル等に茨城県DMA T調整本部の記載がなかったため、調整本部の設置場所や必要設備などをその都度判断せざるを得なかった。今後は運用マニュアルの改正が必要である。
- ・ 運用マニュアルに記載がなかったDMA Tの要請については、臨機応変に対応することができた。

○救急医療情報システムによる情報収集についての検証

- ・ 県メディカルセンターにおいて、自家発電用の燃料である重油の確保が困難であったため、停電中はシステムが停止されたままであった。今後は普段からの燃料の備蓄について検討が必要である。

○医療機関への支援についての検証

- ・ 医療機関への自家発電用の燃料については、県内製油所の被害や交通網遮断・ガソリンスタンドの停電等により、大幅な燃料不足が生じ、十分に医療機関の要望に応えられなかった。
- ・ 燃料対策については、窓口を急遽立ち上げた対応であったために、市町村との役割分担が明確になっておらず、県と市町村から重複して燃料が届いてしまったケースなども散見された。
- ・ 燃料を配送する場合、医療機関の場所や燃料タンクの位置や容量などの把握が必要となり、さらには、医療対策課と災害対策本部の間でも燃料供給の重要性や必要量などについて意見の相違が生じるなど、対応に苦慮した。
- ・ 診療用の水については、多くの医療機関から要望が殺到したため、県が保有する給水車だけでは賄いきれず、医療機関に対して市町村に相談するよう助言した。また、断水の解消又は市町村から給水済等の理由で、給水車が給水できずに帰還する事態も発生した。
- ・ 医療機関にとっては、必要物資の種類によって県の窓口が複数となるために、要望系統が煩雑になっていると思われる。また、災害対策本部に病院の実態をある程度理解している職員を配置することが望ましい。

○患者の搬送手段の確保についての検証

- ・ 地域防災計画では多数の患者搬送を想定していないため、搬送車両を迅速に確保することができなかった。
- ・ 民間借り上げの被災者移送車両は、県（生活環境部）が料金を支払うことになっているが、患者搬送は対象外であるため、病院負担となってしまった。
- ・ 災害時の燃料確保の困難さや費用が高額になることから、患者の長距離移送は県が支援する体制の検討も求められる。
- ・ 透析患者の送迎車等や他施設への移送について、透析の緊急性から、緊急車両として扱うことを検討すべきである。

オ 保健予防課の対応（主に防疫班業務）

(ア) 透析医療機関の被害状況の確認及び災害時要援護者の安否確認等

a 疾病対策グループ

(a) 透析医療に関する対応

- ・ 透析医療機関の把握，稼働状況の確認及び情報提供を行った（3月12日～25日，メール・FAX・電話による把握，提供）。
- ・ 透析患者及び医療機関等からの相談対応，調整を行った（随時）。

【3月11日】

20:38 厚生労働省より「災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について」の事務連絡を受けた。

22:00 厚生労働省より「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療等の取り扱いについて」の事務連絡を受けた。

22:50 透析医療機関から「透析患者の受入れが可能な医療機関を紹介してほしい」という依頼があり，以下の対応をすることとした。

- ・ 透析医療機関から ①現在の稼働状況 ②連絡先 ③連絡担当者 ④担当医師 について，3月12日9時を期限とした照会を実施することとし，県で一覧表を作成して医療機関に情報提供することとした。

本庁からの電話等が，保健所に比べつながりやすいことから，保健予防課が一括して情報収集することとした。

23:45 茨城人工透析談話会名簿により，透析医療機関に地震後の透析施設の稼働状況について調査を開始した。

【3月12日】

0:15 県内76の透析医療機関に，「地震関係緊急連絡」についてFAX送信した（送信29，不達47）。

8:34 被災透析医療機関1箇所から10名の患者受入れの依頼があった。

9:00 被災透析医療機関に，稼働医療機関5箇所を紹介した。

（透析医療機関調査結果集計）

透析に影響なし	一部影響あり	停止中	不明 (連絡不通)	合計
13	11	15	37	76

9:07 厚生労働省から「人工透析患者等緊急の対応を要する要援護者の安否確認」の要請があり，各保健所に安否確認をFAXにて依頼した。

9:25 厚生労働省難病医療係長から県に対し，要援護者の安否について情報提供の依頼があった。

2医療機関から透析患者受入要請があり調整中であること，また，水の確保ができない施設がある旨を報告した。

10:00 ・ 透析医療機関の調査結果（以下「透析医療機関一覧」という。）を一覧表として整理し，医療機関，県医師会，各保健所等に情報提供を行った。

- ・ 茨城人工透析談話会会長に連絡し、地域ごとに、透析ができない施設が自ら近隣の施設と連絡を取り合い、病院間で患者受入調整をしてもらうこととした。
- ・ 透析医療機関の被災情報や水、電気、重油等の情報を災害対策本部につなぎ、対応を依頼した。

10:10 厚生労働省よりの事務連絡「東北地方太平洋沖地震による被災者の公費負担医療等の取り扱いについて」を、各保健所保健（健康）指導課長へメール送信した。

17:00 「透析医療機関一覧」情報を更新し、医療機関、県医師会、各保健所等に送信した（FAX確認後の透析医療機関：84箇所）。

【3月13日】

14:40 神奈川県のみなとみらいクリニックから、同病院系列のかもめクリニック（日立・北茨城）の透析患者の移送手段の確保について相談があった。神奈川県健康危機管理課と調整のうえ、医療対策課と協議し移送を計画した（3月14日かもめクリニックで対応した。）。

- 15:47
- ・ メール等による透析医療機関の被害状況確認及び情報提供を行った。
 - ・ 医療機関への水等の供給、患者受入れなどの相談に対応した。

17:00 「透析医療機関一覧」情報を更新し、医療機関、県医師会、各保健所等に送信した。

(b) 在宅の人工呼吸器装着患者の状況確認

- ・ 各保健所へ計画停電への対応が必要な難病患者情報と自家発電機貸出しの調整依頼についての情報提供を行った。
- ・ 東京電力(株)茨城支社との調整を行った（在宅の人工呼吸器装着患者への対応依頼）。
- ・ 各保健所を通じて、管轄の難病患者の安否や在宅療養状況の確認を行った。
- ・ 難病患者・家族及び医療機関等からの相談対応を行った（随時）。

（県内在宅人工呼吸器患者 30名の状況確認結果）

	医療機関入院	施設入院	在宅療養	合計
人数（人）	22	1	7	30

【3月11日】

20:38 厚生労働省より「災害時の人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保体制について」の事務連絡を受けた。

【3月12日】

- 9:07
- ・ 各保健所へ在宅人工呼吸器患者の安否確認をFAXで依頼した。
 - ・ 竜ヶ崎保健所から4名、筑西保健所から1名、常総保健所から1名、土浦保健所から4名及び古河保健所から4名の安否確認報告があった。

【3月13日】

16:00

- ・ 各保健所に、14日から実施される計画停電の対象となった地域の在宅人工呼吸器装着難病患者に対する自家発電機貸出しについて、東京電力(株)との調整をFAXで依頼した（まもなく東京電力(株)から貸出しなしの連絡があった。）。

- ・ 14日から始まる計画停電について、各保健所に対象者への周知を依頼した。

b 健康づくりグループ

(a) 県内避難所への保健師等派遣要請に係る対応

【3月11日】

21:45 厚生労働省健康局総務課保健指導室長より、保健師の広域派遣要請の希望の有無について電話連絡あり、現時点では被害状況が把握しきれていないこと、今後、派遣必要時は、県災害対策本部から内閣府に連絡することを回答した。

【3月12日】

- ・ 厚生労働省健康局総務課保健指導室長名で「東北地方太平洋沖地震に係る保健師等の派遣の有無について（照会）」の事務連絡があった。

【3月13日】

- ・ 県内各市町村における避難者数及び避難所設置状況を把握し、保健師の応援要否等の確認をメール及びFAXで実施したところ、6市町村から応援依頼があった。

依頼のあった市町村：常陸太田市、潮来市、那珂市、桜川市、鉾田市、城里町

- ・ 各保健所あて、応援要請があった市町村への派遣について依頼文書を送付した。

c 健康危機管理対策室

(a) 感染症予防対策

【3月11日】

18:00 感染症予防対策備蓄品の確認を行った。

(備蓄の状況)

品目	在庫
マスク	23,220枚
防護服	190着
ゴム手袋	225双
アルコール消毒液	10 200本 250ml 70本

18:30 各保健所の被害状況、連絡体制、感染症予防対策備蓄品の確認を行った。

19:00 各市町村・医療機関に対し、感染症等発生予防対策の徹底について周知した。

20:15 常陸大宮保健所から避難所状況について報告があった。

22:00 被災者の公費負担医療の扱いについて各保健所、医療機関にFAX、メールを送信した。

【3月12日】

13:30 鉾田保健所及び潮来保健所に感染症対策備蓄品を配布した。

(配布の内容)

配布先	品目
鉾田保健所	マスク 5,000枚 アルコール消毒液 (200ml) 20本
潮来保健所	マスク 5,000枚 アルコール消毒液 (10) 200本

保健予防課の検証

○人工透析患者への対応についての検証

- ・ 透析機関の基本情報（治療時間、1日何クール治療をしているか、機械が何台あるか等）の把握もなく対応していたため、医療機関に再度確認が必要な状況が生じたことから、平時から、災害時に必要な透析医療機関に対する基本情報の整理と収集を行うことが求められる。
- ・ 患者受入れについては、迅速な対応と窓口の混乱を避けるため、医療機関同士が直接連絡を取り合っていることとし、透析医療機関稼働状況は医療機関と保健所への情報提供に限定したが、患者には情報が入らない不安な状況となったことから、情報提供の方法などを検討すべきである。
- ・ 患者受入れの調整については、主治医のみの対応では負担が多く、時間を要することから、主治医の他、コーディネーター（臨床工学士、看護師）主体による調整や患者受入窓口の設置など、茨城人工透析談話会や医師会透析医会等との連携により調整する体制を検討すべきである。
- ・ 県外での透析は、入院又は宿泊先の確保が必要であり、多くの患者を受け入れる場合は患者情報を基に対応を検討する必要がある。例えば、県と茨城人工透析談話会や大学病院等専門医療機関が協力して、他県に受入れを依頼する、あるいは、他県からの患者受入れを行う仕組みを整備することが望ましい。
- ・ 震災時には、茨城人工透析談話会と連絡を取りながら対応したが、この他に、臨床工学技師会、医療機器販売業協会（透析液や回路、ダイアライザーの供給）、茨城県腎臓病患者連絡協議会等との連携ができるよう、普段から連絡体制を構築していくことが重要である。

○在宅人工呼吸器装着患者への対応についての検証

- ・ 通信手段の途絶やガソリン不足により、在宅人工呼吸器装着患者の安否確認ができないケースがあった。
- ・ 後になって、訪問看護ステーションのケアマネージャーが患者の安否確認していたことを把握したことなどから、日頃から要支援者の情報を把握し関係機関との連絡体制を整備しておくことが重要である。
- ・ 電源が確保できず消防署に助けを求めたケースもあったことから、緊急時の相談体制の整備や平時からの自家発電装置等の備えが求められる。

カ 子ども家庭課の対応（主に救助班、災害時要援護者支援班業務）

(ア) 保育所、児童相談所等の被害状況の確認及び対応

a 保育・母子福祉グループ

【3月11日～13日】

- ・ 各保育所及び県立母子の家について、メール・電話・FAXによる被害状況の把握を行った。
- ・ 保育所について、14日（月）の開所状況の把握を行った。
- ・ 厚生労働省あての「社会福祉施設の被害状況」の作成を行った。
- ・ 保護者等からの問合せに対応した。

b 少子化対策室

【3月11日～13日】

- ・ 県内放課後児童クラブについて、メール・電話・FAXによる被害状況の確認を行った。

c 児童育成・母子保健グループ

【3月11日】

- ・ 児童相談所、茨城学園及び県立児童センターこどもの城について、メール・電話・FAXによる被害状況の確認を行った。
- ・ 県内児童養護施設について、メール・電話・FAXによる被害状況の確認を行うとともに、里親について各児童相談所に被害状況確認を依頼した。
- ・ 母子保健グループの研修会（12日予定）について中止の連絡を行った。
- ・ 厚生労働省あての「社会福祉施設の被害状況」を作成した。

【3月12～13日】

- ・ 引き続き、県の施設及び児童養護施設等について、メール・電話・FAXによる被害状況の確認を行った。
- ・ 公用車により職員が直接、一時保護所及び茨城学園の被害状況を現地で調査するとともに、茨城学園への水の搬送（各日110ℓ）を行った。

（児童相談所等の被害状況）

施設名	人的被害	物的被害
土浦児童相談所	被害なし	大きな被害なし
筑西児童相談所	被害なし	大きな被害なし
福祉相談センター 日立児童分室	被害なし	外壁の一部破損，配水管に被害あり
福祉相談センター 鹿行児童分室	被害なし	大きな被害なし
福祉相談センター 児童一時保護所	被害なし ※11日夜に一時保護所の児童11名を茨城学園に移送	外壁の一部破損数箇所，ブロック塀の一部崩落
茨城学園	被害なし ※11日夜に一保護所の児童11名を受入れ	本館天井の一部崩落，2号館の天井・窓ガラスの一部破損，ブロック塀の倒壊，体育館の窓ガラス・耐震部材の破損
県立児童センター こどもの城	被害なし	床に亀裂・段差あり，ボイラーの油漏れ，遊具の被害



福祉相談センター児童一時保護所



茨城学園

子ども家庭課の検証

○被災した児童福祉施設等への対応についての検証

- ・ 児童養護施設等が被災した際の児童の移送方法について、想定マニュアルなどが整備されていなかったが、関係機関の連携により地震発生当日の夜に安全に移送を行うことができた。今後はマニュアルの整備を検討する必要がある。

キ 長寿福祉課の対応（主に救助班、災害時要援護者支援班業務）

(ア) 高齢者福祉施設等の被害状況の確認及び対応

【3月11日】

18:34 厚生労働省老健局高齢者支援課から「宮城県沖地震における社会福祉施設の被害状況について」の報告を求めるFAXが入った。

19:00 特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）から被害状況の報告があった2件について、厚生労働省に報告した（どちらも外壁・内壁等に亀裂。人的被害なし）。

20:00 介護老人保健施設（以下「老健」という。）から被害状況が寄せられ始めた（5箇所の老健からの連絡あり、うち1件の建物の3階部分が半壊。いずれの施設も入所者は施設内で待機）。

21:21 各老健施設の入所者及び職員の人的被害状況について、FAXや電話で確認を行った。

【3月13日】

17:50 水戸市内の老健から、FAXにより食料・飲料水等の要望があり、災害対策本部へ対応を依頼した。

20:30 全老健施設へ、14日から実施される計画停電の実施について、電話連絡を行った。

(高齢者福祉施設の被災の確認状況)

日時		確認できた施設数		人的被害
3月12日	14:00	老健	53施設/全103施設	転倒による軽傷2名，打撲1名
	18:00	特養	94施設/全185施設	
		養護 軽費	9施設/全15施設 8施設/全50施設	気分不良2名

3月13日	8:00	特養 98施設/全185施設 養護 11施設/全15施設 軽費 8施設/全50施設	特になし
	17:00	特養 126施設/全185施設 養護 13施設/全15施設 軽費 7施設/全50施設	特になし

（老健：介護老人保健施設/特養：特別養護老人ホーム特養/養護：養護老人ホーム/軽費：軽費老人ホーム）

ク 障害福祉課の対応（主に救助班業務、災害時要援護者支援班業務）

(ア) 障害者福祉施設等の被害状況の確認及び対応

a 企画グループ

【3月11日】

- 16:00 所管する県立障害者福祉施設の被害状況を確認した。
- 17:20 停電により、こども福祉医療センターよりガスボンベ等の援助要請を受けた。
- 21:00 県庁生協に依頼し、ガスボンベを受領し、こども福祉医療センターへ届けた。

【3月12日】

- 7:00 所管する県立障害者福祉施設の被害状況を確認した。
- 10:30 あすなろの郷より利用者の食料、飲料水等の援助物資の要請があり、福祉指導課へ調整を依頼した。
- 14:30 所管する県立障害者福祉施設の被害状況を確認した。
厚生労働省からの通知「3月11日に発生した「東北太平洋沖地震」により被災した要援護障害者等への対応について」を県内全市町村と全事業所へ発出した。

【3月13日】

- 8:30 所管する県立障害者福祉施設の被害状況を確認した。
- 9:00 こども福祉医療センターより非常用電源であるガスボンベ用発電機の援助要請を受けたため、災害時の流通在庫備蓄協定の締結先企業より購入し、対応した。
- 15:00 所管する県立障害者福祉施設の被害状況を確認した。
- 22:50 東京電力(株)による計画停電の連絡について、県立障害者施設を含めた県内全事業所へ発出した。

b 自立グループ

【3月11日】

- 21:52 被害状況確認のため県内全障害者福祉施設へ一斉メールを送信した。送信後、連絡がないところについては電話で確認し、利用者全員の無事を確認した。

【3月12日】

- ・ 要援護者（障害者）の対応について県内全障害者福祉施設へ一斉メールを送信するとともに、HPへ掲載した。
 - ・ 避難先でのホームヘルプサービス、施設定員を超えての受入れ等について
 - ・ 避難所での視覚障害者、聴覚障害者の情報提供等について

【3月13日】

- ・ 県内全障害者福祉施設へ支援物資の問合せ窓口について一斉メールを送信するとともに、HPで掲載した。
- 15:00 障害者福祉施設367箇所中26箇所から被害状況の報告があった。

(障害者福祉施設の被災の確認状況)

日時		確認できた施設数	人的被害
3月13日	15:00	入所施設 26施設/全 78施設 通所施設 0施設/全 196施設 GH・CH 0施設/全 93施設	特になし

※ GH・CH：グループホーム・ケアホーム

c 精神保健グループ

【3月11日】

- ・ 精神保健福祉センター，救急コールセンター（友部病院内）及び友部病院の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 救急コールセンターの対応を行った。
- ・ 精神科救急医療に関し，土日の対応協力を得ている民間病院3病院のうち，1病院のみが対応可能であることを確認した。

【3月13日】

- ・ 救急コールセンターの対応を行った。

障害福祉課の検証

○災害時の協定についての検証

- ・ こども福祉医療センターにおいて，人工呼吸器の代替電源装置の燃料であるガスボンベが不足していたが，災害時の支援協定に基づき，締結先企業からガスボンベの提供を受けて燃料として利用することができた。
- ・ 災害時に迅速な対応が図れるよう，平時から，支援協定の内容を把握しておくことが重要である。

ケ 薬務課の対応（主に薬務班業務）

(ア) 医薬品製造業等施設の被害状況の確認及び対応

a 薬事グループ・麻薬グループ

【3月11日】

17:00～ 医薬品製造業等施設や毒物劇物製造施設の被害状況の確認を行った。

【3月12日】

9:00～ 医薬品製造業等施設や毒物劇物製造施設の被害状況の確認を行った。

10:00 主要医薬品製造業等施設や毒物劇物製造施設に重大な被害がないことを確認した。

16:00 薬剤師ボランティアの対応について，厚生労働省，日本薬剤師会及び県薬剤師会と調整を実施した。

【3月13日】

22:30 県薬剤師会に対し，計画停電に関する注意喚起を実施した。

b 医薬品供給調整・血液グループ

【3月11日】

17:00 血液センターに対し、血液製剤の供給体制の確保を依頼した。

17:00～ ・ 県医薬品卸業組合を通じ、災害救助用医薬品（医療用）の供給体制の確認を行った。

- ・ 医療機関からの要望に応じ、医薬品供給調整を実施した（3件）。
 - ・ 県立こども福祉医療センター（医療用酸素ガス）
 - ・ 水戸医療センター（抗てんかん薬）
 - ・ 県立中央病院（輸液）

・ 災害拠点病院等、県内主要14病院について、院内に保管している医薬品の使用の可否を緊急に調査し、すべて使用可能であることを確認した。

【3月12日】

7:30 血液センターに対し、血液製剤の供給体制等について、対応可能であることを確認した。

9:00～ ・ 血液センターに対し、血液製剤の迅速な供給等適切な対応を依頼した。

- ・ 医療機関からの要望に応じ、医薬品の供給調整を実施した（4件）。
 - ・ 日立保健所管内医療機関（医療用酸素ガス）
 - ・ 水戸医療センター（輸液等の医薬品16種類）
 - ・ 鉾田病院（輸血用血液）
 - ・ 秦病院（輸血用血液）

13:00 必要時における避難所等への一般用医薬品の供給体制を確保した（寺島薬局（県登録販売者協会会長）が対応）。

【3月13日】

9:00～ 医療用ガス製造業者に対し、医療用酸素（在宅用）の製造可否の確認を行った。

16:00 医薬品の緊急搬送に係る緊急通行車両の確保について、県医薬品卸売業組合及び県警察本部と調整を実施した。

（医薬品製造業等施設及び毒物劇物製造施設の被害状況）

施設種別	施設数	被害状況	被害状況等確認時期
医薬品製造施設	54	重大な被害なし	3月11日～12日, 24日
医療機器製造業	15	重大な被害なし	3月11日～12日, 24日
毒物劇物製造施設	117	重大な被害なし	3月11日～12日
血液センター	1	重大な被害なし	3月11日～12日

コ 生活衛生課の対応（主に生活衛生班業務）

(ア) 水道施設等の被害状況の確認及び対応

a 水道整備グループ

【3月11日】

・ 各市町村の水道施設の被害状況を確認し、災害対策本部、厚生労働省健康局水道課等に情報提供した。

【3月12日】

- ・ 被害状況の確認，応急給水要請への対応等を行った。

21:00 頃 (社)日本水道協会関東地方支部(横浜市水道局)の先遣隊が来庁し，県内各市町村の水道施設の被害状況の把握，応急給水・応急復旧の調整を行った。

【3月13日】

- ・ 被害状況の確認，応急給水要請への対応等を行った。
- ・ 他県から県内7市町へ17台の給水車が派遣された(8時30分現在)。
- ・ (社)日本水道協会関東地方支部(横浜市水道局)の先遣隊が各市町村の水道施設の被害状況を把握し，応急給水・応急復旧の調整を行った。

(3月11日～13日の市町村水道施設の断水状況)

	全域断水 市町村数	一部断水 市町村数	断水なし 市町村数	断水戸数 (約 千戸)
3月11日	26	9	9	666
12日	24	13	7	764
13日	20	17	7	567

(3月11日～13日の給水車の稼働状況)

自市町村	290台
自衛隊	39台
(社)日本水道協会	22台
県内外の水道事業者等	71台
計	422台

(他県から県内各市町村への給水車の派遣状況(7市町へ17台))

派遣先	派遣元
水戸市	川口市(1台)，高崎市(2台)，前橋市(1台)
結城市	福井市(1台)
ひたちなか市	高崎市(1台)
稲敷市	東京都(1台)，さいたま市(2台)
河内町	堺市(2台)，大津市(1台)，川崎市(1台)
利根町	京都市(2台)
茨城町	大阪市(2台)

(3月13日8時30分現在)



液状化現象により地上に浮上した水道管



水道管の損壊

b 環境・動物愛護グループ（動物愛護）

【3月11日】

- ・ 県動物指導センターの被害状況の確認を行った。

【3月13日】

- ・ 飼い主と共に避難所に同行避難した愛玩動物の保護対策として、避難所を設置した市町村に対し、受け入れた愛玩動物の頭数やペットフード等の支援物資の希望等について確認を行った。
- ・ 確認の結果、8市町からペットフードの支援物資の要望があった。

（要望があった市町）

日立市、常陸太田市、北茨城市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、行方市及び大洗町

保健福祉部の検証

○通信の途絶についての検証

- ・ 停電や電話回線の輻輳により、通信が途絶した状態が長時間続いた。災害時に優先的につながることになっていた携帯電話についても、発災直後にはつながりにくい状況であった。
- ・ 通信が途絶する事態が発生した際に、代替の通信手段をどのように確保するか、確保できない場合の情報収集をどうするかといった想定外の事態への対応を検討していなかったため、通信手段が回復するまでの間、被害状況の情報収集に困難を来たした。
- ・ また、関係機関への被害状況の確認方法や確認事項をあらかじめ定めていなかったために、通信が回復した後も、効率的な情報収集ができなかったことから、情報収集の方法を定めるとともに、平時から連絡体制を整備しておく必要があると思われる。

○対応業務の偏在についての検証

- ・ 未曾有の災害であったため、特定の課に業務が集中してしまった。特に、福祉指導課地域福祉グループでは、災害救助法、被災者生活再建支援法、義援金、災害見舞金などの業務を所管しているため、発災直後から、応急生活物資の調整をはじめとする災害対応業務が集中してしまった。その後、課内で各グループに業務を振り分けたが、根本的な解決には至らなかった。
- ・ このような状況を踏まえ、災害救助法など災害対応の根幹を担う法律の所管部署は、十分な数の応援職員を配置した組織として設置することも含めて、災害時の組織体制を検討すべきである。

- ・ また、災害救助法に係る業務は多岐にわたるため、各関係課が自らの業務であるという自覚を持って業務に当たる姿勢が必要である。災害救助法を所管している部署は、司令塔的な役割を果たすべきであり、個々の業務にまで関与している時間的な余裕や、人員の余裕もないことが痛感された。

○県民からの問合せへの対応についての検証

- ・ 発災直後は情報が錯綜し、各自職員が得た情報を課内又はグループ内で共有した上で、県民からの問合せに対応することができなかつたため、職員誰もが適切に対応できるよう相談対応マニュアルを作成するなどの情報を共有するルールづくりが大切である。

サ 出先機関等

(ア) 県内 11 保健所の被害状況の確認及び対応

各保健所において、管内市町村及び医療機関の被害状況等の情報収集、医療の確保、避難生活の確保、避難者の健康管理、相談受付等の対応を行った。

a 水戸保健所

【3月11日】

19:30 医療機関の被害状況等の調査を開始した（管内 42 病院）。

20:00 人工呼吸器使用患者の転院調整を行った。

- ・ 精神科の病院の被害状況、対応状況の確認を行った。
- ・ 医療用ガス（酸素）の供給に支障が生じているとの情報があり、電話で連絡可能な業者について在庫確認を実施した。
- ・ 医療機関から食料不足、水不足の相談の受付を行った。

【3月12日】

- ・ 医療機関の被害状況等調査を継続して実施した。
- ・ 震災直後に各市町の災害対策本部に心のケアチームの必要状況を確認した。
- ・ 井戸水水質検査問合せの受付を行った。
- ・ 燃料の確保（自家発電用重油、公用車用ガソリン）を行った。

【3月13日】

- ・ 管内避難所の状況確認を開始した。
- ・ 管内各病院の3月14日以降の対応方針調査を取りまとめた。
- ・ 各水道事業体の被害状況を確認した。
- ・ 避難者用に弁当類を製造できる10施設の調査を行い、4施設が各200～300食製造可能であることを確認した。
- ・ 避難所の避難者に対するケースワークを行った（医療調整・手配、巡回健康相談、健康管理等のチラシの配布）。

b ひたちなか保健所

【3月11日】

- 16:00
- ・ 管内市村保健センター及び管内病院（9箇所）の被害状況調査を開始した。
 - ・ 管内主要医療機関3箇所に電話し、被害状況を把握した。

【3月12日】

- 6:30 津波被害のあった那珂湊市場周辺の状況把握を実施した（食中毒予防の視点）。
- 10:30 市村の保健センターを訪問し、対応状況と避難所の状況の把握と感染症予防物品の配布を行った。午後には、津波被害地区に設置された避難所を巡回し、被害状況や健康状態の把握と感染症や食中毒予防の指導を行った。
- 11:00 勝田病院（救急告示病院・人工透析医療機関）から、透析患者等に対応するための自家用発電機の燃料（灯油）の優先供給の依頼を受けた。
- 13:50
 - ・ 炊出しを実施している東海村避難所1箇所を巡回し、状況把握と責任者や避難者への食中毒予防指導の実施と食中毒及び感染症予防物品を配布した。
 - ・ 来所者からの物資等に関する相談への対応を行った。

【3月13日】

- 10:30 在宅人工呼吸器装着者の状況を把握し、1名の在宅生活困難者の入院調整を行った。
- 14:30 炊出しを実施している東海村避難所5箇所を巡回し、状況把握と責任者や避難者への食中毒予防指導の実施と食中毒及び感染症予防物品を配布した。
- 17:40 筑西保健所から24時間対応可能な小児科の情報提供があり、管内市村と消防署に情報提供した。
- 18:20 留守番電話のテロップを解除し、住民からの電話相談等に対応できるよう準備した。

c 常陸大宮保健所

【3月11日】

- 16:30 所内対策班を設置し、職員の24時間の相談受付体制を確保（休日、夜間2名以上の体制を確保）した。

【3月12日】

- ・ 主な管内救急病院の診療体制について電話での確認をするが、つながらなかったため、午後、現地調査を実施した。
- ・ 管内市町から管内医療機関の診療受入状況について電話で調査した。
- ・ 管内市町の被害状況（避難所等の設置状況及び物資の確保状況等）及び支援希望（保健師の派遣要望等）の有無について電話で調査した。

【3月13日】

- ・ 主な管内透析医療機関の稼働状況等を現地調査した。
- ・ 那珂市からの要請で消毒薬（ヒビスコール）を配布した。

d 日立保健所

【3月11日】

- ・ 施設の被害状況としては、配管の損傷により、2階が水浸しとなった。
- ・ 地震発生当日、多数の住民・児童が保健所駐車場に避難してきたため、所内にて夜通し避難者の対応に当たった。
- ・ 原子力防災用テントの設営を行い、単独世帯の高齢者（13名）を防災テントに避難させた。
- ・ 当所に避難してきた要介護者（2名）を日立市と連携して、介護施設に移送した。
- ・ 当所に避難した児童を、助川小学校校庭まで職員が誘導して避難させた。

- ・ 近隣の被災医療機関から寝たきり患者（点滴中）受入要請があり，医師，看護師が同伴することを条件に10名の患者の避難を受け入れた。
- ・ 当所に避難してきた住民用の食料を日立市災害対策本部へ要請した。

【3月12日】

- ・ 各市の被害状況，避難所開設場所等の情報収集を図るため，職員を高萩市及び北茨城市に常駐させ，情報収集に当たることとした。
 - (a) 日立総合病院（災害拠点病院）に関する対応
 - ・ 日立総合病院（災害拠点病院）の被害状況を確認した。C棟（152床）の被害が甚大で，入院患者を他棟に移動させており，他棟へ収容できない患者約30人いること，また，在宅酸素を必要とする患者が多数来院し，限界に近い状態であることを確認した。
 - ・ 収容できない患者については，高萩協同病院と協議により休床扱いの55床を使用することで対応した。
 - ・ 在宅酸素については，日鉱記念病院と協議により対応可能となった。
 - (b) 秦病院（二次救急病院）の被害状況
 - ・ 14時30分時点で，リハビリ棟は患者収容が不可能な状態で，本館へ移動させていた。

【3月13日】

- ・ 常駐させている高萩市総合福祉会館2名及び北茨城市保健センター3名の職員により，管内の被害状況，支援等の確認を行った。
- ・ 北茨城市内の病院3箇所，老健，特養4箇所の被害状況，支援物資等について，バイクで巡回して確認した。
- ・ 北茨城市立病院において，DMATによる活動が開始され，入院患者90名が県内外の医療機関への搬送が行われた。搬送患者，搬送先について所へ連絡した。
- ・ 特別養護老人ホームで飲料水が不足しているとの情報があり，災害物資の飲料水を配給した。
- ・ 廣橋第一病院から入院患者30名の転移先について相談があり，北茨城市消防本部へ連絡後，DMATにより他医療機関へ移送された。

e 銚田保健所

【3月11日】

- 16:50 管内救急告示病院及び各市の状況を把握した。
- 17:30 厚生総務課へ保健所の被害状況を報告した（水：断水，電気：使用不可，ガス：使用不可，ボイラー：故障等）。
- 23:30 銚田市災害対策本部に市内の状況を確認した。

【3月12日】

- 0:05 鹿行広域消防本部へ搬送状況を確認した（6件の通報，5名搬送）。
- 0:35 行方市の状況を確認した（電話不通のため保健所から出向いて確認）。
- 9:10 行方市からマスク・消毒薬の供給の依頼があり，支給した。
- 10:40 管内各避難所の情報収集，医療機関の状況確認を開始した。
- 12:20 高須病院のガソリン切れについて銚田市災害対策本部に供給を依頼した。

15:00 銚田市・行方市の状況を把握した。

17:20 銚田市保健センターから人工透析患者のなめがた地域総合病院への受入依頼があり、調整を行った（なめがた地域総合病院了解）。

20:05 厚生総務課へ保健所の状況を報告した（電気、ガス、水道が復旧しておらず、自家発電のガソリンが不足していること）。

【3月13日】

10:30 保健予防課から筋萎縮性側索硬化症（以下「ALS」という。）患者の現状確認の依頼があった。

11:15 管内各医療機関の状況を確認した（銚田病院、なめがた地域総合病院のみ開院）。

13:58 電気が復旧した。

14:30 保健予防課から市町村へ保健師応援要否の確認の依頼があり、銚田市から要望ありと回答した。

19:40 保健予防課から計画停電の実施について、在宅人工呼吸器装着患者へ連絡の依頼があり、該当者（管内1名）に連絡した。

f 潮来保健所

【3月11日】

- ・ 電源喪失・断水が発生した。

15:00 鹿島コンビナート付近の火災確認したため、住友金属関連会社及び毒物劇物製造所へ状況確認の連絡をした（事業者が被害対応のため詳細把握できず）。

15:30 管内医療機関の被害状況（建物、患者、診療状況）確認及び給食提供状況調査を実施し、県厚生総務課に報告した。

17:00 所内課長会議（勤務体制等の調整、所内の被害状況確認）を開催した。

【3月12日】

8:40 神栖済生会病院が電力低下のため人工透析が不可となり、患者の受入調整を行った（前田病院受入可）。

12:00 にへいなかよしくりニックから、水の供給があれば人工透析の受入可と回答があったため、神栖市災害対策本部へ水の供給を要請した。

12:15 小山記念病院から水の供給不可のため二次救急対応不可の連絡があり、厚生総務課へEMISにより連絡した。

15:30 避難所用サージカルマスク、手指用消毒薬について要望を取りまとめ、保健予防課へ要請した。

15:40 小山記念病院から計画停電の場合、二次救急受入不可の連絡があった。

20:00 食品製造業者等から、製造への井戸水の使用や営業再開上の注意点について相談を受けた。

【3月13日】

9:00 管内3市休日診療所の開設状況を確認した。

10:00 保健予防課から避難所用サージカルマスク等を受け取り、管内3市へ配布した。

10:50 鹿嶋市から人工透析用に県所有の給水車手配の要請があり、県災害対策本部に要請した。

11:45 にへいなかよしくりニックから、患者への食事供給が不能になっているとの相談があり、神栖市災害対策本部に要請し、神栖市長寿介護課へ連絡した。

19:40 県保健予防課から3月14日に計画停電が実施されるため、人工呼吸器等を使用している難病患者への連絡について要請があり、4名の患者へ連絡を行った。

g 竜ヶ崎保健所

【3月11日】

14:46 来客を避難誘導し、職員退避した。電気、ガス、水道がストップ、トイレは使用不能となった。

15:30 唯一使用可能だった電話機1台を使い、管内病院の被害状況の調査を行った。

16:00 厚生総務課へ庁舎・職員の無事を状況報告した。

18:00 厚生総務課から連絡があり、管内各病院入院患者向けの食料状況、燃料（非常用電源に係る燃料の種類と必要量）の不足について調査を行った。

19:00 24時間体制を開始した。停電が復旧した。

【3月12日】

10:00 避難所設置に係る保健師応援要否の確認を行った。

- ・ 保健予防課からの依頼により、人工呼吸器患者の安否確認を行い、対象者4名全員無事を確認した。
- ・ 電話等にて住民からの相談・問合せに対応した（ライフライン（水の供給）について等）。

【3月13日】

12:00 心のケア電話相談についての意見を障害福祉課に報告した。

17:00 水道給水が再開した。

- ・ 電話等にて住民からの相談・問合せに対応した（断水・水洗トイレの使用可能な場所・赤痢検査・水の検査について等）。

h 土浦保健所

【3月11日】

- ・ 停電、断水、一般電話・携帯電話は不通となった。
- ・ 非常発電は燃料（軽油）の劣化により使用できなかった。
- ・ 防災無線用ガソリン発電を一般電話用の電源として使用した。
- ・ 管内医療機関の被害状況、入院患者の状況等について確認を行い、厚生総務課に報告した（電話が不通の石岡市の一部病院を除き確認した。）。
- ・ 隣接する霞ヶ浦医療センター職員が来所し、燃料手配の依頼があったため、厚生総務課へ連絡した（後で燃料が届いたと連絡あり）。
- ・ 透析療法等特に留意すべき医療の確保を実施した。
- ・ 水道施設の被害状況を調査し、応急給水状況を把握した。

【3月12日】

4:00頃 電気回復したが、水道は断水が続いた。

- ・ 管内各医療機関の被害状況を調査した。
- ・ 保健予防課からの依頼により、人工呼吸器患者の安否確認を行い、対象者3名の安否確認を行った。

【3月13日】

- ・ 土浦訪問看護ステーションが来所し、在宅酸素使用者の計画停電時の対応について相談した。

i つくば保健所

【3月11日】

- ・ 管内医療機関の被害状況を確認した。
- ・ 管内在宅人工呼吸器使用のALS患者（4名）の安否確認を行った。

【3月12日】

- ・ 引き続き、管内医療機関の被害状況を確認した。
- ・ 県沿岸部・福島県からの患者受入要請へ対応した。
- ・ つくばから県沿岸部・福島県へのDMAT派遣への支援を行った。

【3月13日】

- ・ 保健所、地元医師会及び災害拠点病院による今後の方針検討のための会議を開催した。
- ・ 医療機関の診療体制について、住民への広報活動を行った。

j 筑西保健所

【3月11日】

- 17:50 厚生総務課から管内救急関係医療機関への調査の指示があり、被害状況等について調査を実施した。
- 18:18 第1報救急告示病院調査結果を報告した（電話不通で調査不能あり）。
- 19:22 第2報救急協力機関調査結果を報告した（電話不通で調査不能あり）。
- 20:40 第3報食料・飲料水・燃料等調査結果を報告した（電話不通で調査不能あり）。

【3月12日】

- 8:32 城西病院から給水の相談があり、結城市に確認し、飲用水の配給情報を病院に提供した。
- 9:10 保健予防課からの依頼により、人工呼吸器患者の安否確認を行い、対象者1名の安否確認を行った。
- 9:20 筑西市市民病院から以下のとおり連絡が入った。
- ・ 市民病院は閉鎖状態
 - ・ 建物崩壊のおそれがあり、患者・職員ともすべて避難済
 - ・ 総合体育館（下平塚）の研修室に病院の緊急対策本部を設置中
 - ・ 総合体育館や病院の駐車場に一次救急（テント）の外来を設置したい（緊時なのでやむを得ない旨を回答）
- 9:45 筑西市休日夜間診療所へ診療体制の確認を電話で行った（12日は医師を19～21時まで、13日は9～14時まで医師を確保する予定）。
- 10:15 管内ALS患者の調査を自宅訪問により実施し、無事を確認した（筑西1件、結城1件）。
- 11:25 管内医療機関（結城病院、上の原病院及び下館病院）の状況確認を電話で行った。
- 11:50 筑西市水道課から、給水状況を確認し、下館病院に電話連絡した。
- 12:25 管内の現地状況確認を実施した（総合体育館、結城病院、城西病院及び大圃病院）。
- 13:00 筑西市、桜川市、結城市に避難所の設置状況、電気・水道の状況等について電話確認した。

13:20 管内医療機関（県西総合病院）の状況確認を電話で行った。

16:50 管内の現地状況確認を実施した（落合医院, 山王病院, 県西総合病院及び桜川市）。

【3月13日】

11:00 精神保健福祉センターの保健師輪番対処の件で、保健予防課と調整した。

13:05 保健予防課から市町村へ保健師応援要否の確認の依頼があり、桜川市より保健師2名の要請ありと回答した（3月15日から1週間）。

k 常総保健所

【3月11日】

- ・ 常総市内の避難所・救護所の情報を収集した（6箇所・避難者180人）。
- ・ 管内市町に感染症対策に関する情報提供を行った。
- ・ 管内医療機関の被害状況調査を実施した（下妻市内停電により市内3箇所の病院が停電、うち1箇所は連絡とれず）。
- ・ 管内病院の発電機の燃料不足につき保健所の取引店に協力を要請した。
- ・ 管内病院の断水について市に給水協力を要請した。

19:15 厚生総務課の指示により、病院の自家発電用燃料、食料不足の状況を確認した。

20:00 保健予防課の指示により、備蓄のサージカルマスク、手洗い具（消毒薬）の準備をした。

【3月12日】

- ・ 常総市内の避難所・救護所の情報を収集した（6箇所・避難者130人）。
- ・ 保健予防課からの依頼により、人工呼吸器患者の安否確認を行い、対象者3名の安否確認を行った。
- ・ 管内訪問看護ステーション及び関係病院の対応を確認した。

【3月13日】

- ・ 管内市町村設置の避難所への保健師派遣の要望を確認した（要望なし）。

l 古河保健所

【3月11日】

- ・ 防護服、マスク、手袋、消毒薬等の保健所備蓄在庫を把握した。
- ・ 管内医療機関の被害状況を電話やFAXにより確認した。
- ・ 毒物営業者の毒物劇物製造業施設の被害状況を電話により確認した。

【3月12日】

- ・ 管内の一般特定疾患重症申請者（5名）の安否を確認した。

【3月13日】

- ・ 管内の一般特定疾患重症申請者（5名）の安否を確認した。
- ・ 管内の在宅人工呼吸器使用患者（2名）の計画停電対応状況を把握した。

保健所の検証

○状況把握等の情報収集における検証

- ・ 職員が情報共有できるよう発災後の対応状況等を時系列で詳細に記録し、共用ファイルから確認できるようにした。また、対応状況は、毎日開催した課室長等会議で使用し、職員が共通認識を得られるようにした。

- ・ 緊急連絡網の整備により連絡先が把握できていたことは良かったが、電話が通じず状況把握に時間を要したことから、災害時（電話不通の場合）にも通信可能な連絡体制の整備が必要である。
- ・ 災害対策本部の避難所情報等について、当初保健所への情報提供がされず、市町村が県に報告しているにもかかわらず、保健所にて再度市町村へ確認するなど混乱を来したため、本庁と出先機関の情報共有について検討する必要がある。
- ・ 医療機関への被害状況調査が保健所ほか複数の機関から調査があったことから、照会する窓口を統一化することが望ましい。
- ・ 管内の救急病院や透析設備のある医療機関について、現地調査を行う等により速やかに情報を収集し、県民からの照会等に対応できた。
- ・ 医療体制の確保支援等のためには、消防署からの情報収集や医師会事務所（場）に出向いて業務を行うことを検討すべきである。
- ・ 難病患者については、自宅への電話が繋がらず確認ができない状況であったが、人工呼吸器を使用し、ケアマネージャーが関わっている方については、ケアマネージャーに連絡して患者の状況を確認することができた。

○燃料確保等の検証

- ・ 停電により、保健所は自家発電で対応したが、燃料の備蓄には限界があるため、停電に備えガソリン等の備蓄が課題である。
- ・ ガソリンの供給が途絶え、公用車のガソリンが不足したことから、緊急時の公用車のガソリン供給について体制整備が必要と思われる。

(イ) その他の出先機関

a 衛生研究所

(a) 施設被害状況の把握及び対応

【3月11日】

- ・ 劇毒物・病原微生物の安全保管庫等の被害状況及び内容物の安全性を確認した。
- ・ 超低温保管庫の漏電発生を受け、内容物の待避作業を行った。

【3月12日】

- 8:00～ 検査機器等の被害状況の調査を行った。
- 11:40～ 関係各課（厚生総務課、保健予防課及び生活衛生課）に被害状況を報告した。
- 13:00～ 庁舎設備の被災情報を収集した（建物の被害状況（漏水、漏電の発生）、非常用電源で機能維持可能な期限等）。

【3月13日】

- ・ 維持可能な検査機能に係る確認を行った。
- 11:00～ ・ 関係各課（厚生総務課、保健予防課及び生活衛生課）へ被害状況資料を提出した。
- ・ 非常用電源のための燃料確保対策を行った。

b 県立医療大学

(a) 被害状況の確認

i 大学の被害状況

- ・ 附属図書館において2階フロアの図書が大量に落下し、同時に天井から空調配管の破損による水漏れが発生した。
- ・ 栄養学実習室の水道配管の外れ、個人研究室1箇所に窓ガラス破損があった。
- ・ 停電が3月11日22時過ぎまで続いた。

ii 付属病院の被害状況

- ・ 地震発生時、入院及び外来合わせて100名以上の患者が在院していた。
- ・ 直ちに院内に災害本部を立ち上げ、病院職員と応援の大学教員により、安否確認や避難誘導を行った（患者等人的被害なし）。
- ・ 電気、水道は遮断されたが、非常電源や受水槽の水で停電や断水を避けることができた。
- ・ 施設等には外構部（インターロッキング）の一部沈下や冷温水管漏水の被害があったが、診療に影響する大きな被害がなかったため、12日から通常どおりの診療体制を確保することができた。

(b) 学生の安否確認

- ・ 学生及び教職員の避難誘導及び安全確認を実施した。
- ・ 帰宅困難者6名を保健室に宿泊させた。
- ・ 学生の安否情報について、学科のクラス担任教員によりメール・携帯等により安否情報を収集した。

(c) 非常電源確保のための燃料調達

- ・ 3月11日夕方、付属病院の非常用発電装置用の燃料調達等のため、実習棟の空調用貯蔵タンクから付属病院の非常用貯蔵タンクへA重油の搬送を行った。

c 中央看護専門学校

(a) 学生への対応

【3月11日】

- ・ 学生及び教員の避難誘導及び安全確認を実施した。
- ・ 全学生に対し帰宅指示を行い、家族と連絡が取れた者から帰宅させた。
- ・ 帰宅困難者約10名を学生寮に宿泊させた。
- ・ 連絡調整のため一部職員が翌12日午前0時過ぎまで待機した。

【3月12日～13日】

- ・ 学生寮居住者及び帰宅困難者の帰宅支援を実施した。
- ・ 登校しない卒業生の安否確認を実施した。
- ・ 断水に伴う飲料水確保を実施した。

【3月13日】

- ・ 交通機関復旧の目途が立たないため、全学生に対し休校措置（4月4日まで）を通知した。

(b) 施設設備関係の被害状況及び対応

- ・ 震災発生直後から停電及び断水が発生した。
- ・ 校舎及び学生寮の被害確認を実施した（3月11日～13日）。
- ・ 3月13日、停電解消となった。

(c) その他

- ・ 3月11日、県立中央病院の入院患者の避難先として体育館を提供した（避難者は同日中に病院へ戻った）。

d 福祉相談センター（三の丸庁舎）

【3月11日】

- ・ 在庁職員の屋外避難及び安否確認を実施した。出張中を含む全職員の安否を確認後、定時に職員に帰宅を指示した。

【3月12日～13日】

- ・ 庁舎内は余震等で入室が危険のため、職員の出勤を断念した。

e 福祉相談センター児童一時保護所

【3月11日】

- ・ 入所児の安全確保後、第1波の揺れが収まってから、庭へ避難した。
- ・ 停電と水漏れが発生した。
- ・ 保護所家屋の被害を確認し、使用不可能と判断した。
- ・ 避難場所の調整を行い、未使用の茨城学園旧園長公舎へ避難することとなった。

16:30 茨城学園へ移動を開始した。当日の入所児11名のうち5名は、交通障害のため移動できず、付き添い職員と共に戻り、三の丸小学校へ一時避難した（その後、当日中に茨城学園に移動）。

23:30 茨城学園に全員が到着し、同時に全員の安全を確認した。

【3月12日～13日】

- ・ 入所児及び職員用の食料・水確保のための調整を全職員で行った。
- ・ 茨城学園旧園長公舎の借用と給食提供について、5月9日まで茨城学園の支援を受けることとなった。
- ・ 茨城学園旧園長公舎での入所児支援に必要な物品について、三の丸の旧保護所家屋から随時搬出し、茨城学園に運び入れる作業を行った。

f 福祉相談センター婦人一時保護所

【3月11日】

- ・ 入所者を当敷地内の中庭に避難誘導した。
- ・ 夜間は遊戯室に入所者全員を集めた。
- ・ 入所者の避難誘導及び安全確保業務対応のため、通常の警備員2名体制プラス職員1名が宿泊した。

【3月12日】

- ・ 入所者の避難誘導及び安全確保業務対応のため、通常の日勤警備員2名体制プラス職員3名を午前・午後交代で勤務させた（～13日）。
- ・ 断水のため、生活用水を隣接の計量検定所から提供を受けるとともに、食料や飲料水は近隣のスーパーから調達した。

g 福祉相談センター鹿行児童分室

- ・ 銚田合同庁舎に執務室が設置されていたため、執務室内の被災も少なく、電気、水道も当日のうちに復旧したため、職員は定時で帰宅した。

h 福祉相談センター日立児童分室

- ・ 庁舎内の壁やタイルのひび割れ、外壁の亀裂、鉄筋の露出、ボイラーの水漏れなど被害が出たが、いずれの被災も業務に支障を生ずるものではなかった。
- ・ 3月11日発災時の出勤職員は5名であり、状況確認後帰宅した(3月12日～13日(土、日)は出勤なし)。
- ・ 3月13日、分室長が登庁し、庁舎の被害状況等の確認を行った。

i 土浦児童相談所

【3月11日】

- ・ 在庁職員の屋外避難及び安否確認を実施した。
- ・ 庁舎の被害状況を確認したが、特に大きな被害は見られなかった。

【3月12日～13日】

- ・ 職員数名が出勤し、児童を委託している管内里親等に対し、児童の安否を確認した。

j 筑西児童相談所

【3月11日】

- ・ 在庁職員の屋外避難及び安否確認を実施した。
- ・ 庁舎の被害状況を確認したが、特に大きな被害は見られなかった。

【3月13日】

- ・ 職員1名が出勤及び当直を行った。
- ・ 児童を委託している管内里親等に対し、児童の安否を確認した(14日まで)。

k 茨城学園

【3月11日】

- 14:46～
- ・ 体育館において卒業式が終了し、在校生による片付け作業終了後、昇降口に児童・生徒、職員が集まっていたところ、震災が発生した。
 - ・ 卒業式終了後のため、中学三年生のほとんどが家庭復帰していた。
 - ・ 一旦その場で待機後、グラウンドに児童・生徒全員を避難誘導した。
 - ・ その後、児童・生徒の寮舎の安全を確認のうえ、各寮に職員引率で児童を帰した。
 - ・ 停電、断水を確認した。また、保管していた非常食を安全な場所に移動した。

15:30頃 被災箇所の確認のため園内の見回りを行い、危険箇所の安全確保を行った。

16:00頃 福祉相談センターから、児童一時保護所からの児童保護課員及び一時保護児童の受入れの依頼があり、協議の上「旧園長公舎」への受入れを了解した。

18:00頃 児童保護課員の引率で、一時保護児童の第一陣が到着した。

23:50頃 児童保護課員と一時保護児童全員が到着した。

【3月12日】

6:00頃 県庁にて飲料水の配給を受けた。

- ・ トイレ等生活用水確保のため、プールの水や近隣の井戸水を調達した。
- ・ 近隣の契約業者から食料を調達するとともに、那珂市役所から飲料水、食料の配給を受けた。

【3月13日】

- ・ 電気の復旧を確認し、園内の電気設備等の点検を実施して安全を確認した。
- ・ 職員宅から飲料水を運搬した。
- ・ 近隣の契約商店及び那珂市役所から食料、近隣の菓子工場から菓子の提供を受けた。

1 こども福祉医療センター

(a) 職員配備体制

- ・ ほぼ3日間は、勤務可能スタッフで対応した。

(b) 入所児の安否確認・安全確保及び医療活動

【3月11日】

- ・ 入所児（26名）の安否確認と安全確保を行った。
- ・ 外来患者（約20名）は、地震が落ち着いた時点で帰宅した。

15:00 食堂に入所児を誘導し、安否を確認した。

15:15 停電でエレベーターが使用できないため、入所児全員を階段で駐車場に避難させた。

15:40 センター内では危険と判断し、水戸養護学校のスクールバス（7台）に一旦待機する入所児とセンターの1階ロビーにて待機する入所児とに分かれて各職員が付き添った。

16:30 水戸養護学校の寄宿舍が避難場所に決まり、寄宿舍の部屋6部屋を、入所児の症状や病態ごとに分けて利用した。

17:00 外泊予定者、家族の迎えがあった入所児は外泊させた。

18:30 日中一時入所児の保護者の迎えがあり、帰宅させた。

【3月12日】

- ・ 入所児に健康状態の悪化が出たため、点滴を開始し、それに伴い部屋移動などを行った。
- ・ 医療物品を補充するため、センターに何回も取りに行く状態が続いた。

【3月13日】

- ・ 健康状態が悪化した入所児への点滴や部屋移動などに追われた。
- ・ 不足物品を病棟から補充しながら、感染予防も考慮し、寄宿舍で看護に当たった。
- ・ センターへ電話があった外来患者の対応を行った。

m リハビリテーションセンター

(a) 職員配備体制

震災直後約3日間は、通勤状況等を勘案し、勤務可能な職員により対応した。

(b) 入所者の安否確認・安全確保及び医療活動

【3月11日】

15:00 利用者、職員の安全確認及びグラウンドへの避難を行った。

15:45 施設の被害状況の現場確認し、被害の少ない部屋へ利用者を移動した。

16:30 被害状況の確認結果を障害福祉課へ報告するとともに、被災の影響による訓練実施の可否等及び対応策について検討した。

【3月12日】

9:00 各建物等を回り、詳細な被害状況の確認を行った。

17:00 臨時課長会議を開催し、被害状況を確認した結果、訓練実施が不可能と判断し、利用者を自宅待機とすることとした。

【3月13日】

15:00 具体的な被害状況について、書類にまとめた。

n 精神保健福祉センター

(a) 職員配備体制及び被害状況確認

【3月11日】

18:00 連絡調整のため職員の半数程度が待機した（6名）。

19:30 待機要員を3割程度に縮小した（4名）。

【3月12日】

- ・ 11日の待機者4名が引き続き対応した。

- 6:10 施設の被害状況の確認・点検を実施した（4名）。

- 6:45 被害状況を障害福祉課に報告した（4名）。

【3月13日】

- ・ 連絡調整の対応のために職員が待機した（2名程度）。

(b) 救急コールセンター業務

【3月11日】

- ・ 当番職員が公共交通機関不通のため、代替職員を派遣した。

- ・ 一般救急医療相談対応職員が被災（自宅及び車両損壊）したため、当直職員が対応した。

【3月12日】

- ・ 当番職員により一般救急医療相談を継続した。

【3月13日】

- ・ 当番職員により一般救急医療相談を継続した（電気が復旧）。

o 県立つくば看護専門学校（指定管理施設）

(a) 学生への対応

【3月11日】

- ・ 校内にいた学生及び教員を安全な場所へ避難させたうえ、安全確認を実施した。

- ・ 全学生に対し帰宅指示を行い、家族と連絡が取れた者から帰宅させた。

- ・ 帰宅困難者約10名を筑波メディカルセンターに宿泊させた。

- ・ 1週間程度の休校措置を決定した。

- ・ 連絡調整のため教頭が待機した。

【3月12日】

- ・ 帰宅困難者を筑波研修センターへ移動させた。

- ・ 全学生の安否確認を実施した。

(b) 施設設備関係の被害状況及び対応

- ・ 震災発生直後から停電及び断水が発生した。

- ・ 校舎及び学生寮の被害確認・応急措置を実施した（3月11日～13日）。

p 県立児童センターこどもの城（指定管理施設）

【3月11日】

14:46 地震発生時は宿泊者、利用者はなかった。職員の屋外待避及び安否確認を行った。

17:15 茨城県社会福祉事業団本部に連絡し、宿泊者、利用者及び職員の安否を報告した。

【3月12日】

8:30 館内の危険箇所の調査を行った（被害状況：床タイルの亀裂、アスレチック施設の破損、風呂場のタイル亀裂、剥落、室内の壁の亀裂、剥落等）。

9:00 宿泊予約者に対し、宿泊が難しい旨、電話通知した。

【3月13日】

10:00 宿泊予約者に対し、宿泊が難しい旨、電話通知した。施設周辺の予約者で、電話が通じない団体に対しては、直接出向き伝えた。

q 県立あすなろの郷（指定管理施設）

【3月11日】

- ・ 利用者の安全確保に努めるとともに、利用者全員の無事を確認した。
- ・ 建物被害の確認結果、ばら寮の天井及びアネモの崩落があり使用できない状態であったため、ばら寮利用者をセンター棟訓練室へ移動し、安全を確保した。
- ・ 停電、断水となり、ボイラーの運転が停止した。体温調節が困難な利用者にはヒーター等暖房器具を配備した。
- ・ 夕食、明日の朝食として非常食で対応することとした。

【3月12日】

- ・ 利用者の健康状態に異常がないことを確認するとともに、引き続き不足品の把握、建物被害の詳細把握に努め、障害福祉課に報告した。

10:00 障害福祉課へ災害用物資要請を行った。

12:30 通電したため夕食から給食を再開した。

16:00 障害福祉課に物資の調達状況を確認し、飲料水を受領した（不足分は購入）。

【3月13日】

未明 水道水が復旧し、蒸気ボイラーの運転、調理やクリーニングが可能となった。

8:30 利用者の健康状態に異常がないことを確認するとともに、不足品の把握に努めた。

その他の出先機関の検証

○平時からの備えについて

- ・ 災害時に備えて、平時から避難場所・方法等を職員に周知しておく必要がある。

○地震を想定した防災訓練の実施について

- ・ 毎月行っている防災訓練（避難訓練）の中で、地震を想定した避難訓練も併せて実施すべきと思われる。

○食料や飲料水の備蓄について

- ・ 入所者の生活支援のためには、最低でも3日分の食料及び飲料水の備蓄が必要であり、特に、食料については、缶詰など、そのまま食べられるものを増やすことが求められる。また、備蓄場所については、安全な場所に設けることが重要である。

コラム 7

根本 年明 保健福祉部理事兼次長（現公益財団法人 茨城県総合健診協会 専務理事）

今振り返ると、次々に発生する、しかも災害対応マニュアルを超えた問題に対し、限られた時間の中で判断し、対処した日々の連続でありました。

まず、医療救護対策では、被災病院からの患者の転院搬送、人工透析に使用する水の供給、医療機関の自家発電用燃料の確保など、生命にも関係する緊急を要するものでした。

そんな切羽詰った状況下で、それぞれ専門の方々の協力、支援がありました。

DMA Tの派遣による転院搬送、水道事業者（企業局）の協力による水の供給、石油販売業者による燃料の確保であります。

特に、医療対策課内に統括DMA Tが常駐し、被災情報の収集、全国から参集したDMA Tの派遣調整を行ったことは、初期の医療救護活動に大いに役立ったところであります。

また、高齢者、障害者などの要援護者の支援においても、同様の活動がありました。

多くの福祉施設が、普段からの利用者はもとより、直接施設を頼ってきた被災者を快く受け入れ、世話をされたとの話を聞いたときは、福祉関係者の自らの仕事に対する誇りと責任感の強さに感服いたしました。

震災後、県・市町村と福祉施設が協定を結び、要援護者の支援を強化している報道に接すると、この経験が生かされているものと喜ばしく思います。

これら以外のことも含め感じたことは、これまでに経験したことのない大災害の中でも、多くの人々が、その時々、それぞれの持ち場で、最大限自分のでき得る対応をとったのだろうということであります。

今後、こうした力を、いかに有機的につなげ、万が一の災害に備えていくのかが、大切なのではないのでしょうか。

（5）商工労働部

商工労働部は、商工班（産業政策課、産業技術課、中小企業課、観光物産課）及び労務班（労働政策課、職業能力開発課）によって構成される。出先機関として、計量検定所、大阪事務所、工業技術センター、産業技術短期大学校及び6の産業技術専門学院を持つ。また、県有施設として、つくば創業プラザ、国民宿舎「鶴の岬」及び大洗マリンタワー等がある。

商工労働部の主な災害対応業務は、商工対策及び労務対策に関することである。

ア 職員配備体制

（商工労働部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
商工班 (89名)	日中	74名	36名	21名	131名
	宿直	22名	10名	9名	41名
労務班 (36名)	日中	34名	8名	9名	51名
	宿直	10名	3名	3名	16名
商工労働部 (125名) ※出先だと351名	日中	108名	44名	30名	182名
	宿直	32名	13名	12名	57名
合計		140名	57名	42名	239名

イ 商工班の対応

(ア) 産業政策課

【3月11日】

- ・ 県制度融資の災害対策融資緊急対策枠利用の前提となる国の激甚災害指定基準を確認した。
- ・ 金融相談窓口設置に向けて信用保証協会と人員配置について調整を実施した。
- ・ 所管の出先機関（計量検定所，大阪事務所），出資団体（県中小企業振興公社，つくば研究支援センター，ひたちなかテクノセンター，信用保証協会）及び県有施設（つくば創業プラザ）の職員の安否及び被害状況を確認した。
- ・ 商工会・商工会議所を通じて県内中小企業の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 過去の「災害対策融資緊急対策枠」の特例の確認と融資要件等を検討した。
- ・ 金融相談窓口設置に向けて信用保証協会と人員配置について調整した。
- ・ つくば研究支援センター及びひたちなかテクノセンターの被害・復旧状況等を確認した。
- ・ 商工会・商工会議所へ県内中小企業の被害状況を確認した。

【3月13日】

- ・ 信用保証協会と連携して，産業政策課内に金融相談窓口を設置した。
窓口の体制：県信用保証協会1名，産業政策課1名
- ・ 金融相談窓口の設置について広報を実施した。

(イ) 産業技術課

a 庶務・地場産業・鉱政グループ

【3月11日】

- ・ 各県民センターを通じて管轄の砂利採取場の被害状況を確認した。
- ・ 県内の採石関係，砂利採取関係の各組合を通じて傘下の組合員企業の被害状況を確認した。
- ・ 結城紬，笠間焼及び真壁石燈籠の伝統的工芸品産業の各組合を通じて傘下の組合員の被害状況を確認した。

【3月12日・13日】

- ・ 各県民センターを通じて管轄の砂利採取場の被害状況を確認した。
- ・ 県内の採石関係，砂利採取関係の各組合を通じて傘下の組合員企業の被害状況を確認した。
- ・ 結城紬，笠間焼及び真壁石燈籠の伝統的工芸品産業の各組合を通じて傘下の組合員の被害状況を確認した。
- ・ 清酒，納豆等関係地場産業組合を通じて傘下の組合員の被害状況を確認した。

b 技術・情報グループ

【3月11日～13日】

- ・ 工業技術センター（本所，繊維工業指導所，窯業指導所）の施設等の被害状況を確認した。
- ・ 産業支援機関（県中小企業振興公社，つくば研究支援センター，ひたちなかテクノセンター，日立地区産業支援センター）を通じて県内製造業の被害状況を確認した。
- ・ 被災企業に対する支援策等を検討した。

c 産業保安室

【3月11日】

- ・ 県高圧ガス保安協会を通じて高圧ガス取扱事業所及びLPガス販売店の被害状況を確認した。
- ・ コンビナート事業所等の被害状況を確認した。
- ・ 県火薬類保安協会を通じて関係事業所の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 高圧ガス，LPガス，火薬類取扱事業所の被害状況を確認した。
- ・ コンビナート事業所のほか，可燃性ガス製造事業所の被害状況を確認した。
- ・ 県高圧ガス保安協会に対し，市町村等が避難所において使用するLPガス器具等の貸出しを依頼した。

【3月13日】

- ・ 高圧ガス，LPガス，火薬類取扱事業所の被害状況を確認した。
- ・ コンビナート事業所のほか，可燃性ガス製造事業所の被害状況を確認した。
- ・ コンビナート事業所の電力，工業用水等の復旧状況等を確認した。

(ウ) 中小企業課

a 庶務・経営支援室

【3月11日】

- ・ 災害対策本部事務局からの要請に基づき，県石油業協同組合に対して石油製品確保及び供給について災害対策本部事務局と調整を行うよう依頼した。
- ・ 県商工会連合会，県商工会議所連合会，県中小企業団体中央会等の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 県商工会連合会，県商工会議所連合会，県中小企業団体中央会，県内43商工会及び県内8商工会議所に対し，職員の安否，施設・設備の被害状況，相談体制の確保状況，市町村からの支援依頼事項の有無，会員等事業者の被害状況等について確認した（54箇所中16箇所と連絡がとれた）。
- ・ 災害対策本部事務局からの要請により，県内9つの主要医療機関に対し，発電用A重油の備蓄量や必要量等を確認した。

【3月13日】

- ・ 県商工会連合会，県商工会議所連合会，県中小企業団体中央会等を通じて，被害状況等を確認した（新たに11箇所と連絡がとれ，計27箇所と連絡がとれた。）。
- ・ 災害対策本部事務局からの依頼により，県石油業協同組合に対し，緊急車両への優先給油を行うスタンド12箇所の選定について依頼し，選定結果を災害対策本部事務局へ伝達した。
- ・ 災害対策本部事務局からの要請により，農林水産部と共に，食料・生活必需品の販売事業者等への物資提供要請について調整した。

b 商業・まちづくりグループ

【3月11日】

- ・ 「イオンモール水戸内原」及び「イオンモール土浦」に対し，被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ つくば国際貨物ターミナル(株)へ被害状況を確認した。
- ・ 県内すべての商工会議所や商工会へ被害状況を確認した。
- ・ 「水戸京成百貨店」ほか3店舗に対し，被害状況を確認した。

【3月13日】

- ・ 災害対策本部事務局からの依頼により，県トラック協会に対し，緊急車両に給油可能な施設を有する会員の状況について調査を依頼した。
- ・ 県内すべての商工会議所及び商工会へ被害状況を確認した。
- ・ 災害対策本部事務局を通じて，県バス協会車両での傷病者等の輸送等について調整した。
- ・ 県トラック協会，県バス協会及びつくば国際貨物ターミナル(株)へ計画停電に関する情報を提供した。
- ・ 「ジョイフル本田ニューポートひたちなか」ほか4店舗に対し，被害状況を確認した。

(a) 主要大型店における被害状況調査結果

（調査日：3月11日～13日，調査対象：5社11店舗）

（人的被害（来客者や従業員）の状況）

被害種類	死亡・重体	重傷	軽傷	なし
店舗数	0	0	4	7

（建物等の被害状況）

	大規模損壊 （地盤沈下，損壊が激しく 店内に入れない等）	一部損壊 （天井・壁の落下等）	被害なし
店舗数	2	8	1

(エ) 観光物産課

【3月11日】

- ・ 国民宿舎「鵜の岬」へ宿泊客の安否確認を実施した（建物等への被害も確認できたが、大津波警報が発表されていたため、宿泊客の避難誘導等を優先した。）。
- ・ 大洗マリンタワー及び大洗町役場へ被害状況を確認した。
- ・ 大子町役場へ袋田の滝の被害状況を確認した。
- ・ 常陸太田市役所へ竜神大吊橋の被害状況を確認した。
- ・ 観光施設等の被害情報を収集した（六角堂の流失や偕楽園の被害等）。

【3月12日】

- ・ 国民宿舎「鵜の岬」の宿泊者の安否及び被害状況を確認した。
- ・ 国民宿舎「鵜の岬」において、宿泊者全員の帰宅を支援した。

【3月13日】

- ・ 国民宿舎「鵜の岬」の被害状況を確認した（建物外壁や内装等への亀裂など）。

ウ 労務班の対応

(ア) 労働政策課

a 本室

【3月11日】

- ・ 本室職員の安否を確認するとともに、就職支援センターの職員の安否を確認した。
- ・ いばらき就職支援センターへ施設の被害状況等を確認した。
- ・ 県労働者福祉協議会（県労働福祉会館）、中央労働金庫県本部及び全労済県本部へ被害状況を確認した。
- ・ 『緊急生活支援融資資金貸付制度』の周知及び融資相談への対応を中央労働金庫茨城県本部へ要請した。

【3月12日～13日】

- ・ 緊急事案等に対応するため、職員を待機させた。

b いばらき就職支援センター

【3月11日】

- ・ 就職支援センターの職員及び来訪者の安全確認並びに施設設備の被害状況等を確認した。
- ・ 本課と当面の対応を協議し、相談窓口は通常どおり開設することを決定した。ただし、停電で求職支援システムが使用できないため、求人の紹介は紙の求人票で対応することとした。

【3月12日】

- ・ 通常どおり相談窓口（パソコン端末による求人紹介等を除く）を開設した。

【3月13日】

- ・ 通常どおり相談窓口を開設した。

(イ) 職業能力開発課

a 庶務・企画・公共グループ

【3月11日】

- ・ 所管する産業技術短期大学校及び産業技術専門学院の被害状況等を確認した。
- ・ 大津波警報の発令を踏まえ、産業技術短期大学校及び水戸産業技術専門学院において翌日まで学院生を保護することとなったため、災害対策本部から非常用毛布及び食料を調達するとともに、調達物資等の支給及び学院生等の安否確認のため、職員2名が公用車にて短大校等に赴き、指導員、学院生の無事を確認した。

【3月12日】

- ・ 所管する短大校及び学院の被害状況等を確認した。

【3月13日】

- ・ 各学院長と授業の実施等について協議を実施した。
- ・ 学院生の通院が可能と判断した筑西及び古河学院については、通常どおり授業を実施し、水戸、日立、鹿島及び土浦学院は通院の手段や安全等が確認できるまで休校とする旨の各学院長の決定を了承した。
- ・ 災害対策本部へ依頼し、茨城放送から各学院の14日以降の授業実施計画等の広報を実施した。

b 指導・振興グループ

【3月11日】

- ・ 県職業人材育成センターの被災等の状況について、管理を委託している県職業能力開発協会事務局に確認した。

【3月13日】

- ・ 震災の被害が少なかった茨城県職業人材育成センターの利用について、管財課等と調整した。

エ 出先機関・所管施設

(ア) 計量検定所

【3月11日】

- ・ 出張中の職員の安否を確認した。

【3月12日～13日】

- ・ 庁舎等の被害状況を確認した。

(イ) 大阪事務所

【3月11日】

- ・ 産業政策課の指示により大阪事務所執務室内にて待機した。

(ウ) 県工業技術センター等

a 工業技術センター

【3月11日】

- ・ センター訪問者や研修生を駐車場へ避難誘導し、安全を確保した。
- ・ 研修生等を水戸駅周辺まで公用車で送迎した。
- ・ 職員の安全確認及び庁舎・薬品の被害状況を確認した。

【3月12日～13日】

- ・ 庁舎等の被害状況を確認した。

b 窯業指導所

【3月11日】

- ・ 研修生の避難誘導を行い、安全を確保した。
- ・ 職員の安全確認及び施設の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 施設の被害状況の再確認を確認した。

c 繊維工業指導所

【3月11日】

- ・ 施設の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 施設等の被害状況を確認した（試験研究棟、試験研究機器等の被災を確認した。）。

(エ) 産業技術短期大学校及び併設水戸産業技術専門学院

【3月11日】

14:50 短大生3名、学院生52名及び職員20名を建物から中庭のエントランス広場に避難させた。

15:00 安否確認を実施した。

15:50 水戸市役所から大津波警報及び避難勧告が発令されたため、学院長の指示により、高台である水戸市塩崎町の水戸市大串貝塚ふれあい公園に短大生・学院生及び職員が徒歩にて避難を開始した。

18:00 大津波警報が解除されたことから、避難していた大串貝塚ふれあい公園から本校へ帰校した。

18:40 暗くなり、余震も続く中、道路等の被害の状況も把握できないため、学院長、短大校学校長と協議し、学生等を帰宅させることは危険と判断し、短大生・学院生及び職員を本校の人材開発センター内へ避難、宿泊させることを決定した。

【3月12日】

5:30 在校している短大生・学院生及び職員全員の無事を確認した。

5:30 施設の被害状況を確認した。

6:00 自家用車で通学する者等で自主帰宅が可能な者については、帰宅を指示した。

6:00～7:00 交通機関利用者が自主帰宅ができない者等については、学院公用車にて自宅まで送迎を実施した。

【3月13日】

- ・ 施設等の被害状況を確認した。

(ウ) 日立産業技術専門学院

【3月11日】

14:46 学院生、職員及び来訪者をグラウンドへ避難誘導した。

14:50 グラウンドに避難した学院生、職員及び来訪者の安否確認を実施した。

- ・ 指導員による巡回目視での建物等の被害状況を確認した。
- ・ 主電源ブレーカーを落とすなど火災等の二次災害防止措置を実施した。

15:30 学院生へ帰宅を指示した。

16:00 施設等の被害状況を確認した。

【3月12日】

- ・ 学院内の被害状況の確認及び巡回を実施した。

(カ) 鹿島産業技術専門学院

【3月11日】

14:50 学院生、職員全員がグラウンド中央に避難させ、安否確認を実施した。

16:00 施設等の被害状況を確認した。

- ・ 学院生については、順次帰宅を指示した。
- ・ 交通機関利用の学院生は、職員の自家用車等で自宅への送迎を実施した。

【3月12日】

- ・ 施設等の被害状況を確認した。

(キ) 土浦産業技術専門学院

【3月11日】

14:46 学院生等を屋外へ避難させ、安否確認を実施した。

15:00 余震が続く危険な状態であったため、屋外待機を継続した。

- ・ 職員により、設備の稼働停止の確認及び二次災害防止措置を実施した。

15:30 学院生の帰宅を指示した。

16:00 会社説明会（水戸）に出席している学院生及び欠席者の安否確認を実施した。

【3月12日～13日】

- ・ 建物等の被害状況を確認した。

(ク) 筑西産業技術専門学校

【3月11日】

- 14:46 学院生及び職員を屋外へ避難させ、安否確認を実施した。
- 14:50 溶接科指導員が、可燃性ガスのボンベ保管庫の状況を確認し、ガス漏れ等による二次災害の防止措置を実施した。
- 15:10 学院長と訓練課長が協議し、学院生の帰宅を指示した。
- 15:30 交通機関を利用している学院生については、保護者又は職員の自家用車で送迎した。

(ケ) 古河産業技術専門学校

【3月11日】

- 14:48 学院生及び職員全員をグラウンドに避難させた。
- 15:00 学院生及び職員の安否等を確認するとともに、火災等の二次災害防止措置を実施した。
- 15:30 国道125号等学院生の通学道路の巡回を行い、路面の被害や渋滞及び信号の状況を確認した。
- 15:42 学院生に対し帰宅を指示した。
- 16:20 施設等の被害状況を確認した。

オ 県有施設

(ア) 国民宿舎「鵜の岬」

【3月11日】

- 15:30 建物の被害状況を確認し、危険箇所への立入りを規制した。
 - ・ 宿泊者の安全確保、避難誘導等を実施した。
 - ・ 地震の影響により到着が遅れた宿泊客等の受入れを実施した（最大時で約100名が滞在）。
 - ・ 余震が続いていたため、宿泊者をロビーへ避難誘導を実施した。
 - ・ 大津波警報の発令を受け、宿泊者は休養地内の高台に避難させた。
 - ・ 非常用電源等を利用し、宿泊者や帰宅困難者（約70名）へおにぎり等の軽食を提供した。

【3月12日】

- 9:00 宿泊客が順次帰宅を開始した。交通手段のない客約10名は、JR取手駅までバスで送迎した。
 - ・ 施設に亀裂等の損傷が確認されたこと、電気水道等が不通であったことなどから、通常営業は困難であることを支配人が判断し、休館を決定した。

【3月13日】

- 8:30 館内の清掃を実施した。

(イ) 大洗マリンタワー

【3月11日】

- 14:50 エレベーターへの閉込めなど来館者の安否確認を実施した。
 - ・ 副館長の指示により、施設を閉鎖し、津波襲来前に来館者を高台等へ避難させた。

商工労働部の検証

○被害状況等の情報収集等

- ・ 災害等に備え、緊急時の際の関係機関の連絡先（事務局長等の携帯電話番号など）の掌握と連絡網等を作成しておく必要があった。
- ・ 震災当初は、重油やガソリンなどの燃料の確保について、混乱が生じたことから、災害協定を締結していた県石油業協同組合と生活環境部との間で、対応方針を明確にしておく必要があったと考えられる。
- ・ 災害時に、商工関係団体から県への報告体制を構築しておく必要があった。

○金融相談窓口の設置

- ・ 震災翌日から相談窓口を開設したことで、中小企業の資金繰りに関する不安に対応できた。

○職業能力開発課における産業技術専門学院等の連携対応

- ・ 学院生の生命に関わる可能性もあることから、学院等の被害状況等の情報収集や学院への的確な情報提供などについて、できるだけ早期の実施に努めた。
- ・ 訓練の継続や休校などの意思決定について、学院と連携し、迅速に対処することができた。

○産業技術専門学院等における学院生に対する避難対応

- ・ 避難誘導を速やかに行うなど学院生の安全確保に努めた。
- ・ 携帯電話等が繋がらず情報伝達に多大な苦労を要した。一方、学院生及び職員が無事に避難できたことは、避難訓練の実施をはじめとした、日々の安全意識の成果と評価する。

コラム 8

東日本大震災直後の感想

小林 彰 商工労働部次長（現総務部理事兼地域支援局長）

地震発生当初、商工労働部では初動対応として、商工労働部長の指揮の下、産業技術専門学院等における学生に対する避難対応をはじめ、県内中小企業の被害状況の把握、中小企業向け相談窓口の設置など、できる限りの対応に努めました。

しかしながら、このような対応を図るためには、県中小企業振興公社や商工会議所連合会などの産業支援機関等との協力が非常に重要となりますが、その多くが入居している産業会館が被災し、会館内への立ち入りが一時制限されたことにより、入居団体との固定電話でのやり取りができなくなるなど、混乱した中での対応を余儀なくされ、大変苦勞しました。

初動対応の中で特に思い出深いのは、県内製油所の被害や交通網の遮断・停電などにより県内主要医療機関で使用する自家発電用の燃料が逼迫したため、県災害対策本部からの指示を受け、県石油業協同組合との調整を行ったことです。県石油業協同組合も産業会館に入居していたため、固定電話が繋がらず、中小企業課において組合事務局長の携帯電話番号をたまたま知ることができ、それを頼りに組合事務局長に対して必要となる燃料と給油車の確保を依頼し、その結果、無事医療機関へ燃料を送り届けることができました。

また、当時は、JR等の鉄道が運行を休止したことにより、ガソリンスタンドに燃料を求める自動車の長蛇の列ができてしまい、緊急通行車両への給油が滞るという事態も発生しましたので、再度、石油商業協同組合と調整し、県内12か所を緊急通行車両用の優先スタンドとして利用することができるようになりました。

この震災を通して、災害時においては、行政間はもちろん、関係団体との間においても、二重・三重の連絡手段の確保の必要性を痛感したところであり、こうした貴重な経験や教訓を災害対応マニュアル等に反映させることなどにより、万が一の災害に活かしてまいりたいと思います。

(6) 農林水産部

農林水産部は、次の6つの班及び出先機関によって構成される。農林水産部の主な災害対応業務は、農林水産関係の被災に関することである。

農林水産部：食料対策班（農政企画課）、農産班（農業経済課・農産課・園芸流通課）、畜産班（畜産課）、林業班（林業課・林政課）、水産班（漁政課・水産振興課）、農地班（農村計画課・農地整備課・農村環境課）

農林水産部出先機関：県北・県央・鹿行・県南・県西各農林事務所、肥飼料検査所、病害虫防除所、東京農産物販売推進センター、北海道事務所、農業総合センター、県北家畜保健衛生所、鹿行家畜保健衛生所、県南家畜保健衛生所、県西家畜保健衛生所、畜産センター、林業技術センター、霞ヶ浦北浦水産事務所、水産試験場、内水面水産試験場

ア 職員配備体制

（農林水産部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
食料対策班 (37名)	日中	32名	27名	20名	79名
	宿直	4名	3名	3名	10名
農産班 (74名)	日中	74名	25名	21名	120名
	宿直	29名	11名	12名	52名
畜産班 (22名)	日中	22名	12名	11名	45名
	宿直	5名	5名	5名	15名
林業班 (63名)	日中	46名	20名	18名	84名
	宿直	17名	5名	4名	26名
水産班 (45名)	日中	29名	20名	14名	63名
	宿直	7名	4名	4名	15名
農地班 (76名)	日中	34名	21名	18名	73名
	宿直	3名	3名	3名	9名
農林水産部 (317名)	日中	237名	125名	102名	464名
	宿直	65名	31名	31名	127名
合計		302名	156名	133名	591名

イ 食料対策班の対応

(ア) 被災市町村、避難者収容施設向け食料の調達

県内外の企業等から提供を受けた食料等の救援物資を、要請のあった市町村等に搬送した（発災後から2週間程度まで）。

【3月12日】

- ・ 県内市町村から避難所における食料不足の情報がいった。農林水産部において食料調達について検討した。
- ・ 水戸中央青果(株)からの食料援助受入れを手配した(バナナ約200箱(約100本入/箱))。

- ・ 東京中央卸売市場茨城県人会（首都圏市場における県出身者の集まり）からの食料援助受入れを手配した。

【3月13日】

- ・ 食料不足が生じている市町村へ調達した食料を搬送した。

（調達した食料及び搬送先等）

	提供元	配布日	配布数	配布詳細	
精米	J A全農いばらき	3月13日	18,200食	茨城町	3,000食
				大洗町	10,000食
				つくば市	4,000食
				丹野病院	1,200食
バナナ	東京中央卸売市場茨城県人会，水戸中央青果(株)	3月13日	20,000本	水戸市	3,600本
				ひたちなか市	3,500本
				日立市	3,500本
				神栖市	2,500本
				高萩市	2,100本
				常陸太田市	800本
				那珂市	700本
				笠間市	400本
				鹿嶋市	400本
				大洗町	1,300本
				城里町	400本
				東海村	800本
ジュース類	いばらく乳業(株)	3月13日	5,000本	水戸市	5,000本
納豆	茨城県納豆商工業協同組合水戸支部	3月13日	5,000食	大洗町	5,000食

(イ) 住民に対する食料供給のための支援

農産物直売所において、食料や生活用品を供給することが可能かどうかを確認するため、各農林事務所と協力して、営業状況や販売している商品などを調査し、その結果を取りまとめ県のHPに掲載した（発災後から1週間程度まで）。

【3月13日】

- ・ 調査可能53箇所のうち51箇所において、野菜販売を中心の営業であった。

食料対策班の検証

○食料配布体制の反省点

- ・ 各市町村の要望を取りまとめ配布に当たったが、担当窓口との連絡調整に電話が繋がらなかったり、担当が不在だったりしたため、時間を要した。
- ・ 市町村へ配送する場合の車の手配、燃料の確保等に労力を要した。

ウ 農産班の対応

(ア) 農林水産関係の被害状況の取りまとめ

【3月11日】

発災直後～ 農林漁業被害調査報告要領に基づき、部内関係課、農林事務所等を通して、市町村及び農林水産団体への聞き取り調査等を防災電話及びFAXで行い、農林漁業の被害状況の把握に努めるとともに、災害対策本部等に被害状況を伝達した。

17:00 各農業改良普及センターに対し、農業被害の状況調査を指示した。

(情報収集及び情報伝達の状況)

		収集情報内容	県災害対策本部等へ情報の伝達
3月11日	20:40	農業関係被害状況	
	21:00	漁業関係被害状況	
	22:10	漁業関係被害状況	
3月12日	7:45	林業関係被害状況	
	8:00	農業関係被害状況	
	8:15	林業関係被害状況	
	8:30		農林漁業被害状況を伝達
	9:00	林業関係被害状況	
	11:30	農業関係被害状況	
	12:00	農業、林業及び漁業関係被害状況	農林漁業被害状況を伝達
	15:00	農業及び林業関係被害状況	
	15:20	農業関係被害状況の収集	
18:00	農業関係被害状況の収集		
3月13日	8:30	農業及び漁業関係被害状況	
	9:00	農業、林業及び漁業関係被害状況	農林漁業被害状況を伝達
	12:00	農業関係被害状況	
	15:00	農業、林業及び漁業関係被害状況	農林漁業被害状況を伝達

(イ) 農産物関連施設等の被害状況及び農産物流通状況の確認

【3月11日～13日】

- 園芸施設等の施設被害や農産物流通状況等の実態把握を実施した（3回程度/日）。
 所管施設：(社)園芸いばらき振興協会（事務所、種苗センター、リサイクルセンター）
 園芸施設：全農いばらき茨城県本部園芸課、VF（ベジタブルフルーツ）ステーション
 直売所：ポケットファームどきどき（本店、牛久店）
 市場関係：東京都中央卸売市場、地方公設卸売市場、北海道中央卸売市場、全農いばらき

【3月13日】

- 計画停電により想定される園芸施設等への影響について検討を開始した。

農産班の検証

○被害状況の把握について

- ・ 被害状況は、漁港、林道等農林漁業用施設の崩壊、破損をはじめ、停電に伴う空調機器の停止による酪農での原乳廃棄や農作物の生育障害等多岐にわたる内容であった。
- ・ 情報収集において、電話回線の混乱等により、被害状況の把握は困難を極めた。

エ 畜産班の対応

【3月11日】

- ・ 職員の安全確認を行った。

【3月12日】

- ・ 乳業会社、と畜場、飼料工場等へ被害状況等について、電話で聞き取り調査を行った。

【3月13日】

- ・ 乳業会社、と畜場、飼料工場等へ被害状況等について、電話で聞き取り調査を行った。
- ・ 教育庁へ、一部で学校給食への供給ができない旨を連絡した。

（被害状況等の調査結果）

	調査結果
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校給食に供給している乳業工場3社において、建物や生産ラインに被害を受けた。 ・ 乳業工場が操業停止のため、集乳施設や酪農家で生乳を廃棄した。
3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳業工場における建物や生産ラインの被害により、一部で学校給食への供給ができない。 ・ 乳業工場が操業停止のため、集乳施設や酪農家では生乳を廃棄している。

畜産班の検証

○緊急連絡及び情報収集の体制の整備

- ・ 発災後から畜産関係団体に電話連絡をとり、状況把握に努め、学校給食へ牛乳が供給できないなどの情報を提供することができた。しかし、災害時の混乱のため連絡がつかない場合があり、災害時でも緊急連絡や情報収集できる体制を整備しておく必要がある。

○停電時の生産現場における対策について

- ・ 生産現場では、搾乳や飼料給餌機械などが停電により稼働できない状況が見られたため、災害時の発電機器を備えるなど生産団体を通じ指導が必要と思われる。

オ 林業班の対応

(ア) 林道等の被害状況の確認

【3月11日】

17:00 課内打合せを実施し、災害対策本部設置時の配備体制、林業課・農林事務所林業関係部門災害対策連絡系統及び農林漁業被害調査報告要領を確認した。

17:30 補助事業及び工事の発注を実施している各出先機関に対し、林道施設、山林等の被害状況の確認を指示した。

- ・ 施設名称：林道施設，山林等
 - ・ 関係機関名：県北（太子分室を含む）・県央・鹿行・県南・県西農林事務所
その他 市町村，関係団体への聞き取り調査を実施した。
- 22:20 ・ 農林水産部被害対策打合せを実施した。
- ・ 翌日 8 時 30 分までに被害状況を報告するよう各農林事務所に依頼した。

【3月12日】

- 8:00 林道の被害状況を把握した（奥久慈グリーンライン 5 箇所，太子町：大室沢線 1 箇所）。
- 8:30 農業経済課へ報告を行った（部内取りまとめ）。
- 12:00 林道の被害状況を把握した（桜川市：酒寄線 5 箇所，平沢線 5 箇所）。
- 18:30 林道の被害状況を把握した（笠間市：今泉吾国線 1 箇所，石岡市：中戸線ほか 9 路線，桜川市：丸山線 1 箇所，鬼ヶ作線 3 箇所）。
- 18:30 林野庁へ被害状況を報告した（第 1 報）。

【3月13日】

- 8:30 農業経済課へ報告を行った（部内取りまとめ）。
- 15:00 被害状況を把握した（林道施設 18 路線，62 箇所（太子町，桜川市，笠間市，石岡市）で被害，人的被害なし）。
- 16:00 国の災害復旧制度（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等）活用の検討を行った。



常陸太田市：堰場飯淵線



石岡市：大増線

(イ) 山腹崩壊，治山施設等の被害状況の確認

【3月11日】

- 17:00 課内打合せを実施し，災害対策本部設置時の配備体制，林業課・農林事務所林業関係部門災害対策連絡系統及び農林漁業被害調査報告要領を確認した。
- 17:30 工事の発注を実施している各出先機関に対し，治山施設及び山腹の被害状況の確認を指示した。
- ・ 施設名称：治山施設及び施設以外の山腹崩壊地
 - ・ 関係機関名：県北（太子分室を含む）・県央・鹿行・県南・県西農林事務所
その他 市町村，関係団体への聞き取り調査を実施した。

- 22:20 ・ 農林水産部被害対策打合せを実施した。
- ・ 翌日8時30分までに被害状況を報告するよう各農林事務所に依頼した。

【3月12日】

- 8:00 被害状況を把握した（山腹崩壊地（大子町）2箇所）。
- 8:30 ・ 農業経済課へ報告を行った（部内取りまとめ）。
- ・ 林野庁へ被害状況を報告した（第1報）。
- 11:30 県北農林事務所より被害報告を受けた（海岸防潮堤の倒壊，国道6号を超え常磐線まで津波により浸水（北茨城市関南町神岡上地区））。
- 14:00 林野庁へ13時30分現在の被害状況を報告した（第2報）。
- 19:00 林野庁へ17時00分現在の被害状況を報告した（第3報）。
- 20:00 被害状況を把握した（落石（大子町：町道片側通行），海岸防災林浸水，緩傾斜堤にずれが発生，砂丘コンクリート被覆にクラック発生，人工砂丘の表面浸食発生（日立市十王町），防潮護岸の倒壊及び海岸防災林の浸水（北茨城市））。

【3月13日】

- 8:30 農業経済課へ報告を行った（部内取りまとめ）。
- 15:00 被害状況を把握した（治山施設等16箇所（大子町，北茨城市，日立市，常陸大宮市，大洗町，鉾田市，東海村）で被害，人的被害なし）。
- 16:00 国の災害復旧制度（公共土木施設国庫負担法）活用を検討を行った。
- 19:00 林野庁へ17時00分現在の被害状況を報告した（第4報）。



大洗町成田町地内



東海村豊岡地内

カ 水産班の対応

漁政課及び水産振興課では，発災後，水産業関係の被害状況について情報収集を行うとともに，職員の安否確認，出先機関及び水産関係機関の被害状況について情報収集を行った。

県が所有する漁業取締船「とうかい」及び調査船「ときわ」は，検査のため福島県いわき市小名浜造船所に上架中であったため被災した。調査船「いばらき丸」については，一部付属品の流失はあったが大きな被害はなかった。

(7) 被害状況の確認

【3月11日】

15:00 頃 職員の安否・けが人等の確認を行った（15時55分頃職員全員の無事確認）。

16:30 頃 漁港等の被害状況確認のため、漁協に対し電話連絡を開始した。

21:00 頃 ・ 連絡のとれた漁協職員から漁港の被害状況（平潟・大津・久慈・那珂湊・波崎漁港）について報告を受けた。

・ 漁港及び栽培漁業センターの被害状況を取りまとめ、待機職員で情報を共有した。

22:30 頃 人的被害情報の聞き取り、通行止め箇所の確認等を翌朝まで実施した。

・ 情報収集に当たっては、固定電話のほか、漁協職員の携帯電話、漁業無線、メールなどあらゆる手段を活用した。

・ ネットワーク上に記録用のフォームを作成し、地区ごとに得られた情報を時系列に記録し、情報の一元化・共有化を図るとともに、待機職員の交代時の引継ぎにも活用した。

【3月12日】

8:00 頃 ・ 被害状況の聞き取りを継続した。

・ 水産関係施設災害復旧事業の各種法令、手続、応急対策の内容等を確認し、震災への対応方法の検討を開始した。

午前 被害整理表の作成を行った。

12:00 頃 磯崎漁協と連絡が取れ、磯崎漁港の被害状況について聞き取りを行った。

20:30 頃 津波警報解除情報を受け、公用車のガソリン残量を確認した上で県央以北の現地被害状況確認のための人選を行った（2名×2班）。

【3月13日】

8:00 頃 被害状況確認のため、A班は那珂湊～磯崎、B班は久慈～会瀬へ職員を派遣した。

8:30 頃 会瀬漁協を除き、すべての沿海漁協等と連絡が取れ、被害状況の聞き取りを行った。

16:00 頃 A班は、那珂湊漁港、那珂湊漁港平磯分区、那珂湊漁港小川岸壁、磯崎漁港のほか、大洗港漁港区の被害状況を調査し、帰庁後被害状況を整理した。

18:00 頃 B班は、久慈漁港、水木漁港及び会瀬漁港の被害状況と併せて大津漁港、平潟漁港の調査も実施し、帰庁後、被害状況を整理した。

19:30 頃 水産2課在庁職員全員に、那珂湊～平潟までの被害状況の報告・情報の共有化を行った。

20:30 頃 燃料残量のある公用車が1台確保できたため、翌日、波崎方面への被害状況確認を行う計画を立てた。

23:00 頃 農業経済課より24時までに災害状況報告の指示があり、状況等を時点報告した。

・ 国災害復旧事業（被害報告、災害査定）に関する組合、市町村向け説明会のための準備を行い、不明な点については、水産庁防災漁村課へ照会した。

・ 補助施設台帳をベースに、被害状況確認作業用の共同利用施設一覧表を作成した。

(イ) 漁政課分室

【3月11日】

- ・ 内水面取締りを4名で実施し、帰宅後、事務所にて被災した。津波を避けるため、高台（水門帰帆）に避難した。
- ・ 当日不在の職員の安否を確認した。
- ・ 那珂湊漁港など津波の状況を見守り、21時頃まで高台で待機した。

【3月12日】

- ・ 職員は4名で対応した。
- ・ 公用車で近辺の那珂湊漁港、磯崎漁港、久慈川等の被害状況を確認し、漁政課へ報告した。

【3月13日】

- ・ 職員は2名で対応した。
- ・ 引き続き、那珂湊漁港近辺の被害状況を確認し、漁政課へ報告した。

(ウ) 茨城県栽培漁業センター（施設管理者：（財）茨城県栽培漁業協会）

【3月11日】

発災後 栽培漁業協会（施設管理者）の職員は高台へ避難した。
17:00頃 職員の安否及び施設状況について、水産振興課に報告した。

【3月12日】

- ・ 施設被害状況の追加情報を水産振興課に報告した。

【3月13日】

17:00頃 飼育生物のへい死、施設被害写真等被害概況を水産振興課に提出した。

水産班の検証

○被害状況の把握について

- ・ 大規模停電等により固定電話等通信手段が遮断されたこと、津波により漁協等が被災し情報収集が難航したことから、大規模災害時における情報収集・連絡体制を整備しておく必要がある。

○水産関係施設災害復旧事業における共同利用施設の取扱いの課題

- ・ 国災害復旧事業における共同利用施設の取扱いについて、国（水産庁）に確認しながら整理したため、市町村、組合への対応に時間を要したことから、必要な事務手続等を整理しておく必要がある。

○船舶職員の安全確保について

- ・ 地震発生直後の配備体制は、全員が配備につき、状況に応じて沖合に避難させることとなっているが、職員の安全確保が最も重要であることから、今回のような大規模な津波の発生が想定される場合に対応した行動計画を検討する必要がある。

キ 農地班の対応

(ア) 被害状況の確認

【3月11日】

発災後 職員全員の無事を確認した。

16:30 農地局災害対策班を設置し、今後の対応について打合せを行った。

- ・ 情報収集のため各事務所に電話したが不通であったため、個人の携帯も利用した。
- ・ 公共事業システムが停電に伴いダウンしたが、非常電源に切り替わった際に再起動した。

17:15 関係機関との連絡及び調整を行うとともに、被害状況等の情報収集を始めた。

- ・ 関係機関の連絡系統、被害状況、指示事項等をホワイトボードに掲示し、壁新聞形式とした。
- ・ 被害情報の聞取り様式を作成し、入手情報の個人差を少なくした。

17:56 関東農政局へ霞ヶ浦用水で漏水がある旨を電話で報告した。

20:57 関東農政局へ霞ヶ浦用水で漏水及び液状化がある旨を電話で報告した。



農地局災害対策班 情報共有

【3月12日】

4:15 関東農政局より余震の状況について確認の電話連絡があった。

- 9:00 ・ 部課長会議を開催し、被害状況について確認を行った。
- ・ 公共事業システムの稼働状況について確認を行った。

12:30 農業経済課へ被害状況を報告した（第1報）。

15:00 部課長会議を開催し、被害状況について確認を行った。

16:25 関東農政局へ電話により状況報告を行った。

19:50 翌日9:00までに被害状況を報告するよう各事務所に依頼した。

【3月13日】

- 8:30 ・ 農業経済課へ被害状況を報告した（第2報）。
- ・ 被害情報ファイルを各事務所別に定め、打合せ用テーブルを災害情報用とした。

12:40 部課長会議を開催した。

15:00 農業経済課へ被害状況を報告した（第3報）。

18:00 関東農政局へ状況報告を行い、応急工事手続について確認した。

19:50 被害状況集計表を農業経済課へ報告した。

21:20 計画停電情報を入手し、各事務所へFAX送信した。

(イ) 各事務所からの被害状況報告

a 県北農林事務所 土地改良部門

(主な被害状況)

常陸太田市：広域農道県北東部地区ひび割れ，落石，辰ノ口堰用水路山崩れ
那珂市：機場・ため池・農道に亀裂，水路崩壊
東海村：機場・農道に沈下等の被害

【3月12日～13日】

- ・ 12日（8:10，10:30，12:25，18:40）及び13日（9:10，11:40，15:48）に被害状況の報告を受けた。

b 高萩土地改良事務所

(主な被害状況)

北茨城市：用水路沈下，一般農道（未共用区間）に100m超のひび割れ
日立市：ふるさと農道に亀裂有り（通行可能）
高萩市：ねずみ内ため池のフェンス傾き，排水路被災，長原ため池にひび割れ

【3月12日～13日】

- ・ 12日（11:10，12:30）及び13日（9:15，10:50，17:15）に被害状況の報告を受けた。

c 県央農林事務所 土地改良部門

(主な被害状況)

ため池の損壊，用排水路の亀裂・損壊，ふるさと農道の隆起・陥没，霞用水路線の陥没，集落排水処理場内の路盤の沈下，人孔の隆起，管路等に被災多数

【3月12日～13日】

- ・ 12日（9:10，10:55）及び13日（9:40，17:30）に被害状況の報告を受けた。

d 鹿行農林事務所 土地改良部門

(主な被害状況)

神栖市：機場敷地沈下，上屋ひび割れ，パイプライン漏水・路面沈下
鉾田市：集落排水管路破損箇所多数
鹿嶋市：道路陥没
潮来市：機場敷地沈下，日の出地区の液状化，延方干拓堤防被災
行方市：ため池にひび割れ，集落排水2施設が停電のため停止中

【3月12日～13日】

- ・ 12日（13:20，13:50，17:10），及び13日（9:35，17:30）の被害状況の報告を受けた。

e 県南農林事務所 土地改良部門

(主な被害状況)

土浦市：フルーツラインの霞ヶ浦用水管横断箇所が液状化により陥没
石岡市：石岡台地用水管に道路陥没2箇所，漏水2箇所
つくば市：排水路法面崩壊，吉沼用水機場の小貝川取水口破損，ため池ブロック破損
つくばみらい市：排水路崩壊
取手市：排水路破損

石岡台地土地改良区：第1 機場敷地沈下のみ，第2 機場建屋内漏水，支線機場漏水，
用水管路線陥没9箇所，漏水7箇所

【3月11日～13日】

- ・ 11日(18:00)，12日(9:30, 11:35, 12:15, 14:50)及び13日(11:44, 17:39)に被害状況の報告を受けた。

f 稲敷土地改良事務所

(主な被害状況)

龍ヶ崎市：牛久沼土地改良区江川排水路被災

稲敷市：液状化が甚大，本新地区排水路の法面崩壊，前川水路ひび割れ，西の州地内の道路にひび割れ，陥没

美浦村：機場敷地沈下

豊田新利根土地改良区：早井地区用水路崩壊，管路上が液状化，十角排水路が液状化により閉塞，土地改良区で応急対応

【3月11日～13日】

- ・ 11日(19:00)，12日(12:29, 17:25)及び13日(10:00, 17:30)に被害状況の報告を受けた。

g 県西農林事務所 土地改良部門

(主な被害状況)

霞ヶ浦用水：停電によりポンプ停止，漏水，陥没等多数，漏水箇所は制水弁全閉

県営事業地区：機場敷地・道路の沈下・陥没，調整池法面崩壊，機場配管のずれ

【3月11日～13日】

- ・ 11日(17:30, 20:12, 20:40, 24:00)，12日(11:11)及び13日(11:59, 18:15, 19:20)に被害状況の報告を受けた。

h 境土地改良事務所

(主な被害状況)

坂東市：鵜戸沼排水機場にひび割れ，窓ガラス破損，七郷中川土地改良区内に液状化発生，南総上流地区施工中の矢板にずれ

境町：一の谷沼土地改良区内の法面崩壊，水路のずれ，陥没，調整池法面崩壊

【3月11日～13日】

- ・ 11日(17:30)，12日(9:00, 12:27)及び13日(9:20, 17:30)に被害状況の報告を受けた。



土浦市：フルーツライン陥没



かすみがうら市：霞用水管漏水



つくば市：大曾根ため池



稲敷市：江戸崎入干拓用水路



下妻市：大宝沼地区調整池

農地班の検証

○情報共有のための措置の評価

- ・ 被害情報の受付様式を定め、入手情報の個人差を少なくしたり、被害情報ファイルを各事務所別に定め、打合せ用テーブルを災害情報用としたり、関係機関の連絡先や主要施設の被害状況等を壁新聞形式とした措置は、効果が高かった。

○土地改良区の体制強化の課題

- ・ 県央から県西県南の広範囲に用水を供給する霞ヶ浦用水土地改良区等は、11日中に主要箇所の確認と安全のための施設操作を行えたが、小規模土地改良区のほとんどは電話が通じず、本格的な確認調査は14日からとなった。土地改良区の体制強化が大きな課題である。

ク 出先機関・所管施設

(ア) 県北農林事務所

a 企画調整部門、経営・普及部門、土地改良部門、林務部門

【3月11日】

16:20 在庁職員全員の安全を確認した（休暇中の職員2名の安否確認はできず）。

- ・ 大子町に出張中の林務部門の職員が町内の2箇所では山腹崩壊を確認した。

20:00 出張中の職員も全員帰庁し、安全を確認した。

【3月12日～13日】

- ・ 38名が出勤した。
- ・ 管内の事業施工地及び農業関連の被害情報を収集し、本庁に報告した。
- ・ 管内自治体及び関係機関との連絡対応を行った。

b 常陸大宮地域農業改良普及センター

【3月11日】

16:30 出張中の職員が帰庁し、全職員の安全を確認した。

【3月12日～13日】

8:30 4名が出勤した。農業関連の被害情報を収集し、本庁に報告した。

c 高萩土地改良事務所

【3月11日】

16:00 出張中の職員が帰庁し、全職員の安全を確認した。

【3月12日】

8:30 10名が出勤した。2人×3班体制で管内の被害状況を確認し、本庁に報告した。

【3月13日】

- ・ 数名が出勤し、連絡対応を行った。

(イ) 県央農林事務所

a 企画調整部門

【3月11日】

- ・ 執務室天井の一部が崩落した。
- ・ 職員の安否確認を行った。出張中の職員も戻り、全員の安否を確認した。
- ・ 自家発電装置が起動し、非常用電源は確保されたが、水道水はタンク貯蔵の水がなくなり断水となった。
- ・ 所属長の指示のもと24時間配備体制による情報収集等を行った。
- ・ 近隣の避難住民が合同庁舎に避難してきたため（約100人）、庁舎保管の非常食、毛布、寝袋を避難者へ配布した。

【3月12日】

8:00頃 津波警報が出ていたが、本庁の指示で海岸治山施設の被害状況を把握するため調査に職員2名が出勤した。帰所後、本庁に海岸は大津波警報が発令されていて出入りが禁止されているため、調査ができない旨報告した（14日に海岸治山施設の被害状況調査を行った。）。

20:10頃 電気が復旧した。

- ・ 引き続き配備体制のもと、24時間体制で情報収集に当たった。
- ・ 避難住民は約70人になった。

【3月13日】

- ・ 引き続き配備体制のもと、24時間体制で情報収集に当たった。
- ・ 避難住民約40人を周辺施設へ移動させた。

b 経営・普及部門

【3月11日】

17:00頃～ 16人体制で庁舎の点検等を行った（9人が宿泊待機）。

【3月12日】

8:30～ 13人体制で勤務した（3人が宿泊待機）。

9:00頃～ 管内の農業用施設、農地、作物等の被害状況の調査、関係機関訪問による情報

収集を行うとともに、農業経済課と今後の対応打合せを行った。また、農業者等からの電話対応を行った。

【3月13日】

- ・ 9人体制で勤務した（1人が宿泊待機）。

9:30頃～ 東海村のJAひたちなか直売所の被害状況確認を行った。所内において庁舎管理及び農業者の電話対応等を行った。

c 土地改良部門

ため池や県営事業実施地区の点検調査による被害状況の把握を行った。

(a) 職員配備体制

【3月11日】 ・ 12日0時頃まで12名，12日朝まで8名，計20名/全体29名。

【3月12日】 ・ 昼間6名，昼間～夜間4名，昼間～翌朝まで3名，計13名。

【3月13日】 ・ 昼間16名，昼間～翌朝まで1名，計17名。

(b) 被害状況の確認

【3月12日】

- ・ ため池の点検調査を4箇所を実施した。
- ・ 国営施設の聞き取り調査を1地区で実施した。
- ・ 県営事業実施地区の点検調査を6地区で実施した。
- ・ 管内市町，土地改良区への聞き取り調査を実施した。

【3月13日】

- ・ ため池の点検調査を1箇所を実施した。
- ・ 県営事業実施地区の点検調査を9地区で実施した。
- ・ 管内市町，土地改良区への聞き取り調査を実施した。

d 笠間地域農業改良普及センター

(a) 職員配備体制

【3月11日】

- ・ 電話の不通（15日復旧），停電（13日午前11時頃復旧）のため，外部との連絡が途絶えた。

18:00頃 2人を待機（宿泊）させ，他の職員は帰宅した。

23:00頃 個人の携帯電話で技術普及室との連絡がつき，翌日以降の農業関係被害状況把握の体制を整えた。

【3月12日】

- ・ 農業関係被害状況把握のための調査，取りまとめ3名（夜間待機1名（宿泊））

【3月13日】

- ・ 農業関係被害状況把握のための調査，取りまとめ6名（夜間待機2名（宿泊））

(b) 被害状況の確認

- ・ 敷地内の水道管破裂，石垣崩壊，庁舎入口たたき部分破損，庁舎外壁基礎部分破損
- ・ 庁舎内壁ひび割れ，車庫外壁破損を確認した（14日に技術普及室に報告）。

(c) 災害対応・復旧活動関係

i 災害調査

【3月12日】

- ・ 笠間市内の施設花き、野菜の被害状況を調査し、技術普及室に報告した。
- ・ 停電による暖房機及びハウス開閉装置の停止から、凍害や低温障害が発生した（アルストロメリア、ガーベラ、バラ、アジサイ、トマト等）。
- ・ 水耕栽培では、水の循環停止、ベンチからの灌水装置の落下等が発生した（バラ）。

【3月13日】

- ・ 城里町内のJA施設園芸部会等の被害状況及び管内2市町の畜産農家（養鶏、牛、豚）の被害状況を調査し、技術普及室に報告した。
- ・ 停電により施設野菜の凍害や低温障害が発生した（トマト）。
- ・ 停電により搾乳機及びクーラーが停止した（酪農）。
※ これらの被害については、3月18日まで継続的に調査し、経過を観察した。

ii 生産者への支援

- ・ 低温障害を受けた作物への栽培管理を指導した。
- ・ 軽度の低温障害を受けた作物に対して、樹勢回復のための液肥の葉面散布や病害回避のための殺菌剤等による防除対策を指導した。

(ウ) 鹿行農林事務所

発災後、職員の安否確認、庁舎の被害状況の確認を行った。その後、農業関係の被害状況の調査を行ったが、関係機関との連絡も取りにくく、道路等も悪い状況で、被害状況の把握は、困難を伴うものであった。

a 企画調整部門

【3月11日】

- ・ 所内勤務職員及び出張者の安否確認を行った。
- ・ 庁舎内壁面のクラック等を確認し、停電のため非常電源で対応した。庁舎管理者、本課に第1報を報告した。
- ・ 職員5名が夜間待機し、緊急連絡時対応に備えた。

【3月12日】

- ・ 停電により非常電源にて対応した。庁舎管理者（鹿行県民センター）と共に庁舎被害状況を再調査し、本庁に報告した。
- ・ 職員22名が出勤し、応急対応と執務室内の整理を行った。
- ・ 農作物、農業用施設、山地治山施設（行方市手賀他1箇所）等の被害状況調査を行った（防潮護岸など海岸部の施設については大津波警報が発令中のため確認できなかった）。
- ・ 園芸流通課からの要請により緊急支援物資の配送を行った。

【3月13日】

- ・ 職員14名が出勤し、応急対応と執務室内の整理を行った。
- ・ 大津波警報が津波警報に切り替わったため、防潮護岸など海岸部の被害状況を確認した（銚田市上釜ほか6箇所、鹿嶋市大小志崎ほか3箇所、神栖市柳川ほか3箇所）。

b 経営・普及部門

【3月11日】

- ・ 所属職員24人（臨時職員1人含む）の安否確認を行った（年休取得職員等7人は安否不明）。
- ・ 土壌診断室では棚が倒れ、実験器具が散乱し、ガラス器具類が破損した。生活改善実習室は、食器類が破損散乱し、長机等が移動した。
- ・ 農業研修センターでは物品が散乱し、入口ドア・屋根が破損した。
- ・ 土壌診断室等の片付け作業を行い、事務所待機とした。

【3月12日】

- ・ 職員8人が登庁し、事務所で待機した。庁舎の被害状況等を再度確認した。
- 10:30 関係機関とは連絡が取りにくく、被害状況も十分に把握できる状態にはなかったが、農地の液状化・停電による農業用施設の暖房停止等の情報を得て、技術普及室に報告した。

【3月13日】

- ・ 職員8人が登庁した。関係機関とは連絡が取りにくい状況であった。管内3市の農業関係の被害状況を確認した。特に、農地の液状化による被害状況の確認を行った。

c 土地改良部門

【3月11日】

- ・ 所内職員の安否を確認し、現場出張中の職員も含め全員の無事を確認した。
- ・ 公用車のラジオで情報を収集した。
- ・ 農林事務所各部門長等で打合せを行い、職員1/3待機体制とした。

【3月12日】

- ・ 職員13名が出勤した。
- 9:00 農林事務所土地改良部門災害対策班会議及び部門全体会議を開催した。
- ・ 状況把握のため、各方面隊を編成し被害状況調査を行うこととした（市単位で5班）。
 - ・ 土地改良施設、農地等について市町村や土地改良区に立ち寄り、情報入手した。
- 10:30 現地調査のため各方面隊出発した（暗くなる前に戻るよう指示）。
- ・ 土地改良部門本部は、電話が通じるところは電話で市町村等に聞き取りを行った。
 - ・ 夕方、農林事務所部門長等会議で調査した被害状況を報告し、情報を共有した。

【3月13日】

- 8:30 職員2名が午前と午後を交替で待機し、情報収集を行った（夜間宿泊待機1名）。
- ・ 停電から、FAXや携帯電話が使えない状況であった。
 - ・ 連絡がつかなかった土地改良区に電話で確認を取ったが、ほとんど不通であった。
 - ・ 潮来市日の出地区の液状化がひどい状況であった。
 - ・ 銚田市の集落排水施設2地区で被災を確認したが、運転停止中であり全容不明であった。
- 16:00 過ぎ 電気が復旧し、FAX等が使用可能になった。

（主な被害状況）

- ・ 波崎改良区関係は機場敷地沈下、上屋ひび割れ、パイプライン漏水・路面沈下
- ・ 農業集落排水関係は停電のため運転停止中の施設あり、管路破損箇所多数

- ・ 延方干拓の堤防被災
- ・ 鹿嶋市で道路陥没，潮来市で機場敷地沈下，行方市でため池にひび割れ，銚田市で農地陥没等

(エ) 県南農林事務所

a 企画調整部門，経営・普及部門

【3月11日】

- ・ 発災時，経営・普及部門では農業学園を開催中であり，学園生・講師等にけががないことを確認した上で，廊下等の避難通路のガラス破片を簡単に処理した後，閉講式を中止し帰宅を促した。

15:30 頃 ・ 被害箇所の確認をしたが，建物等構造物に被害はなかった。

- ・ 当日休みを取っていた職員の安否の確認を行い，全員の無事を確認した。

17:00 頃 ・ 夜間対応者及び土曜日の対応者の確認を行った（夜間 20 名，土曜日 25 名，うち 4 名は 13 日早朝まで待機）。

- ・ 部門ごとに翌日の作業内容等について打合せを行った。

24:00 待機が解除された。

【3月12日】

午前 25 名の職員が出勤し，市町村等との連絡調整，農作物や農業用施設等の被害状況確認，現地確認等を行ったが，電話が通じず，市町村に連絡しても市町村の職員はライフラインの復旧作業や被災者支援に動いていたため，確認作業に手間取った。

8:00～11:00 経営・普及部門の職員が 3 班に分かれて農業災害状況調査を実施した（8 人）。

11:00 技術普及室に防災電話で災害状況を報告した。

- ・ 被害状況等について，県庁（農政企画課，農産課等）に報告した。

農作物の被害内容：施設栽培のトマトやキュウリが停電で暖房停止のため被災

13:00～18:00 直売所の開店状況を電話により調査した。

17:30 技術普及室より，「災害状況の報告」について 13 日 11 時までに報告するよう依頼があった（報告内容は，石岡・千代田のキュウリ，土浦市のトマトの状況，JA が経営する直売所の営業時間及び品目（野菜，惣菜等））。

- ・ 企画調整部門，経営・普及部門及び土地改良部門に対し，公用車（最低 3 台）のガソリン確保を指示した。

- ・ 翌日の待機者を確認した（18 名，うち 2 名は翌朝まで待機）。

- ・ 一部の職員を除き，待機を解除した（夜間待機者は 4 名）。

【3月13日】

- ・ 18 名の職員が出勤し，前日と同様，関係団体等の連絡調整，被害状況調査，現地確認等の業務に当たった。

8:00 園芸流通課より，FAX で「直売所の被害状況・営業状況等の把握について」の調査追加依頼があった。

調査内容：おむすび等主食品の品揃え及び麺類などの提供状況

8:00～11:00 経営・普及部門の職員が 3 班に分かれ，農業災害状況を調査した（5 人）。

9:00 技術普及室へ農産物の被害状況（追跡調査）を報告した（加温ハウストマト，施設キュウリ）。

9:36 技術普及室より，10時までに「公用車台数と燃料残量，走行可能距離」について報告するよう依頼があった。

10:00 技術普及室へ電話で公用車関係の調査報告を行った。

11:00 被害速報（第1報）及び直売所の状況を報告した（土浦市トマト，かすみがうら市キュウリ，石岡市キュウリ，直売所（土浦市4箇所，かすみがうら市1箇所，石岡市3箇所））。

17:15 2名の職員を残し，待機を解除した（2名は翌朝まで待機）。

b 土地改良部門

【3月11日】

16:30頃 施工中の工事現場での被害を把握し，安全対策実施を指示した。

17:00頃 霞用水送水管被害報告を受け，職員2名により土浦市内の現地調査を行った。

19:00頃 部門内職員全体で打合せを実施した（土，日の対応，夜間対応者の確認）。

【3月12日】

9:00～ 管内方面別に被害把握のため現地調査を実施し，危険箇所にバリケードを設置した。

午後 公用車のガソリンを確保した。

【3月13日】

11:00頃 管内市町村及び土地改良区へ被害報告依頼のFAXを送信した。

14:00 石岡台地土地改良区より被害報告を受け（第1報），送水管上部及び機場敷地の被害を確認した。

15:00頃 桜川関係農業用施設の被害把握のため，現地調査を行った。

16:20 緊急対応が必要な場合，査定前着工の積極的な活用を検討した。

c 稲敷地域農業改良普及センター

【3月11日】

14:50 発災後，出張中職員に対し安否を確認し，直ちに帰庁するよう指示した。

17:15～23:00 ・ センター長以下4名が事務所で待機し，他の職員は退庁した。
・ 技術普及室から12日の現地災害調査実施の連絡が入り，職員に連絡した。

【3月12日】

7:00 経営課長，主査が出勤し，現地災害調査の準備を行った。

8:30 センター長，課長等5名が出勤し，2班に分かれて現地調査を実施した。

10:00～17:15 ・ 調査結果第1報を技術普及室に報告した。
・ 稲敷市の水田で農業施設や水田の液状化等被害が発生した。
・ 災害状況の取りまとめを行った。

17:15～25:30 8時間交替で夜間2名の待機体制を実施した。

【3月13日】

8:30～18:00 ・ 4名が出勤し，そのうち2名が稲敷市と共に被害状況の現地調査を行った。

- ・ 公用車のガソリン残量調査を行った。
 - ・ 直売所の農産物在庫の聞き取り調査を行った。
 - ・ 災害対策資料を作成した。
- ・ 夜間2名が待機した。
 - ・ 震災により管内水田の用排水施設が被害を受け、通常時期の田植えが遅れることが予想されたため、管内農家向けに浸種した種籾の保存に関する対策資料を作成した。対策資料は、関係機関にFAXで送信するとともに、市町村やJAの窓口用に印刷物を配布した。被害の大きい稲敷市ではHPにも掲載した。
- d つくば地域農業改良普及センター
- 【3月11日】
- 発災直後
- ・ 所内にて待機し、今後の対応策について打合せを実施した（企画会議）。
 - ・ 現地状況の調査を実施した（施設ハウス等）。
- 【3月12日】
- 7:30～8:00 電話連絡にて、市町担当者へ関係市町の被害状況を確認した。
- 午前中
- ・ 農家の状況について現地調査を実施した（災害調査班で対応）。
 - ・ 関係機関（県南農林、技術普及室）へ被害状況を報告した（第1報）。
- 午後
- ・ 農家の状況について現地調査を実施した（災害調査班で対応）。
 - ・ 市町、JA、県等の関係機関と今後の対応等について連絡調整を行った。
- 【3月13日】
- 終日
- ・ 直売所の被害状況及び営業状態等の把握のため電話連絡にて調査を行った。
 - ・ 関係機関（県南農林、技術普及室）へ被害状況報告を報告した。
- e 稲敷土地改良事務所
- 【3月11日】
- 地震直後
- ・ 在庁職員全員で転倒した棚や備品を片付ける等所内整理を行った。
- 16:00頃
- ・ 出張中の職員が帰庁し、全職員の安全を確認した。その後、管内干拓地の被害状況を現地にて目視確認し、本庁へ報告した。
 - ・ 12,13日の役割分担を決定し、10名ほどで夜間まで待機した。
- 【3月12日～13日】
- 終日
- ・ 10名が出勤、管内被害状況の確認に努め、本庁へ報告した。
- (㊦) 県西農林事務所
- a 企画調整部門
- 【3月11日】
- 発災直後 来客者1名及び在席職員の安全を確認後、来客者を庁舎外へ避難誘導した。
- 15:30
- ・ 被害状況を確認したが、大きな被害はなかった。
 - ・ 出張中の職員の安否確認のため、電話で出張先へ連絡した（帰路についたとの報告あり）。
- 17:15 待機職員を除く一般職員を自宅へ帰した。
- 18:00 農政企画課から職員の安否状況の問合せがあり、「土地改良部門1名が左足小指複雑骨折により病院にて治療中」と回答した。

19:00 農政企画課より本日は職員の1/3を待機させるよう連絡があった。

21:35 農政企画課から建物を住民の避難場所に利用しているかとの問合せがあり、該当なしと回答した。

22:30 ・ 職員の配置を決めた後、待機職員を除きその他の職員を帰宅させた。
・ 庁舎内は、停電・断水なく、電話も正常であった。

【3月12日】

- ・ 管内の農業施設等の被害状況を把握するため、10市町・各地域農業改良普及センターに調査を依頼し、取りまとめを農業経済課へ報告した。
- ・ きのご生産者へ被害状況を確認し、林政課へ報告した。

終日 職員4名が24時間体制で待機した。

17:30 園芸流通課より直売所の調査依頼の連絡があった。

【3月13日】

終日 職員4名が24時間体制で待機した。

11:34 農政企画課より、公用車の燃料の節約及び緊急車両等の燃料を確保するよう要請があった。

12:30 県西県民センターより、「月曜日からは飲み水を持参するよう職員に周知願いたい」との連絡があり、直ちに各部門（室）に連絡した。

b 経営・普及部門

【3月11日】

- 16:00 ・ 停電、断水を確認した。
・ 所属職員24名の安否を確認した。
・ 土壌診断室の状況確認を行った。土壌診断室に刺激臭が充満しており、すぐに室内から退避した（土壌診断室の外でも感じられた）。
・ 土壌診断室の薬品が倒れ、薬品が室内に流出したと思われたため、診断室及び近くへの立入りを禁止した。
・ ガス漏れ（LPガス、アセチレンガス）、水漏れの確認を行った。
・ 公用車や車庫等の屋外施設に大きな被害がないことを確認した。

22:44 技術普及室より、ハウス等施設の被害状況及び暖房施設が稼働しないことによる加温作物の凍害について第1報を翌日11時00分までに入れるよう依頼があった。

【3月12日】

- 8:00 ・ 登庁可能な職員4名が登庁し、災害対応に当たった。
・ 土壌診断室への立入禁止を継続し、土壌診断室近隣の使用も禁止した。

11:49 筑西市の被害状況を、技術普及室に報告した。

12:20 ・ J A常総ひかりより、11日中に現地巡回を行い、野菜について被害はなく、梨については花粉を稼働している大型冷蔵庫に移送したとの報告を受けた。

16:40 頃 ・ 電話連絡が取れなかった施設、花き経営体を中心に情報を収集した。
・ イチゴ農家の畦盛り上がりについても現地確認を行った（J Aも現地巡回したとのこと）。

17:09 技術普及室から、本日報告のあったキュウリの被害が拡大してないか等再度被害を確認し、13日11時まで（後に8時30分までに変更）に報告するよう依頼を受けた。

19:00 企画調整部門より、直売所の現状調査について13日11時までに報告するよう依頼を受けた。

【3月13日】

7:10頃～ 代表的なキュウリ農家への電話での聞き取り調査を行い、暖房の稼働状況の有無及び生育障害について確認した。

8:20頃 キュウリの被害概況について、第1報を技術普及室へ連絡した。

11:00頃 ・ キュウリ農家の現地調査を実施後、技術普及室に詳細な被害状況を報告した。

・ 園芸流通課から依頼を受け、真壁町農産物直売所・JA北つくば岩瀬直売所の状況把握のため現地調査を実施し、現地調査概要を報告した。

c 土地改良部門

【3月11日】

14:46 ・ 職員の安否を確認した。

・ 県営事業地区の被害状況を確認した。

17:15 現地の情報収集及び県・市町村との連絡調整を行った。

19:50 国営霞ヶ浦用水関連の被害状況を確認した。

24:20 待機指示により連絡調整要員（5名）を宿直待機させ、その他職員は帰宅させた。

【3月12日】

・ 朝夕に農村計画課あてに被害状況を報告した。

8:30～17:15 7名が出勤し、待機した。

8:30 ・ 県営事業地区の被害状況を確認した。

・ 国営霞ヶ浦用水関連の被害状況を確認した。

13:00 水資源機構霞ヶ浦用水管理所の状況を確認した。

16:00 農業集落排水施設の被害情報を収集した。

17:15 連絡調整要員（6名）が24時間体制で終日待機した。

【3月13日】

・ 朝夕に県庁農村計画課あてに被害状況を報告した。

8:30～17:15 7名が出勤し、待機した。

9:30 国営霞ヶ浦用水関連の被害情報を収集した。

10:00 農業集落排水施設の被害情報を収集した。

10:30 県営事業地区の被害状況を確認した。

13:00 国営鬼怒川南部地区関連の被害情報を収集した。

17:15 連絡調整要員（3名）が24時間体制で終日待機した。

d 結城地域農業改良普及センター

【3月11日】

・ 職員19人（臨時職員1名含む）の安否を確認した。

・ 庁舎内は目立った被害はなく、水道・電気・ガス等のライフラインについても地震の影響はなかった。

・ 8名の職員は退庁時間の後数時間、所内で待機した（うち3名の職員は宿直）。

【3月12日】

- ・ 職員14名が登庁し、管内の農業被害状況に関する調査・報告を行った。
- ・ 交代制で職員2名が宿直した。

【3月13日】

- ・ 職員2名が登庁し、被害調査及び所内待機した（交代制で職員2名が宿直）。

e 坂東地域農業改良普及センター

【3月11日】

発災後 停電により庁内の電気、電話、FAX及びパソコンの利用が不可能となった。

20:40 県西農林事務所より、夜間待機及び翌日1/3の出勤指示を受け、経営課長が夜間待機し、明朝までに職員に連絡を行った。

22:00 県西農林事務所振興環境室より、翌日11時まで共同利用施設等を含む被害調査の指示があった。

【3月12日】

8:00～9:00 職員10名が出勤した。

9:00～11:00 管内各市町及びJAと調整のうえ、調査班を編成し、被害調査を実施した。

10:50 技術普及室及び県西農林事務所担当に被害を報告した（停電による施設トマトの低温障害（坂東市）、CEでの引込み線の断線（五霞町））。

13:00 夜間及び翌日の出勤体制を検討した。

14:15 古河市の被害状況を技術普及室に追加報告した（霞用水配管破損による野菜の冠水）。

14:30 待機者1名を残し、解散した。

20:00 庁内の電源が復旧した。

【3月13日】

8:30 職員7名が出勤した。

9:00 県西農林事務所振興環境室より、園芸流通課の指示により主な農産物直売所の営業状況の確認依頼を受けた。

9:30～11:00 管内6箇所の農産物直売所について、出勤者により営業状況の調査を行った。

9:50 技術普及室より、公用車の燃料残量について報告するよう依頼を受けた。

9:55 電話にて公用車の燃料残量を報告した（所有台数10台 燃料残量2600）。

11:00 県西農林事務所に直売所の調査結果を報告した。

17:30 待機者1名を残し、出勤者が退庁した。

22:00 県西農林事務所次長より、計画停電の情報提供があった。

f 境土地改良事務所

【3月11日】

14:46 ・ 土地改良区の一部から被害報告を受けた。

・ 通信の途絶、停電により関係機関への連絡が不通となった。

17:40 翌日の全職員出勤を決め、全員が帰宅した。

【3月12日】

- 8:30～ ・ 全職員 22 名が出勤した。
 - ・ 6 組（1 組 2 名）に分かれ，各工事現場，土地改良区等を現地調査し，被害状況の確認を実施し，残りの職員は事務所にて待機した。
 - ・ 午後及び 13 日の対応について協議し，待機等の対応を決めた。
- 12:00 11 名が待機し，残りは帰宅した。
- 15:00 被害調査結果について取りまとめ，県西農林事務所及び農村計画課へ報告した。
- 17:15 緊急連絡要員 4 名が待機し，残りは帰宅した（20 時 待機解除）。

【3月13日】

- 8:30～ 11 名が出勤した。
- 17:15 緊急連絡要員 2 名が翌朝まで待機し，残りは帰宅した。

(カ) 病虫害防除所

【3月11日】

- ・ 一般市民が合同庁舎に避難してきたため，庁舎内事業所が協力し，避難者の誘導・案内，資材の運搬等を実施した。
- ・ 5 名の待機職員を配置した。

【3月12日】

- ・ 4 名の待機職員を配置した。
- ・ 一般市民の避難者を決められた避難所（三の丸小学校）に移動させた。

【3月13日】

- ・ 3 名の待機職員を配置した。

(キ) 北海道事務所

【3月11日～12日】

- ・ 報道等から情報を収集したほか，道内卸売市場会社からの電話問合せに対応した。

【3月13日】

- ・ 北海道茨城会会員 13 卸売市場会社へ，茨城県内の主要港湾の被害状況（3月12日現在の港湾課情報，園芸流通課提供）について情報を提供した。

(ク) 農業総合センター

a 管理部，企画情報部

【3月11日】

- 15:00 頃 火災発生の有無等の確認を行い，停電対策を実施した。
- 15:00 頃 漏水箇所を確認し，止水弁を閉めて対処した。
- 15:00～16:00 頃 本庁に被害状況を報告した。緊急連絡体制を確認した。
- 17:00 連絡対応，余震対応及び被害状況確認のため，職員 8 名が翌朝まで待機した。

【3月12日】

- 8:00～17:00 頃 ・ 連絡対応，余震対応及び被害状況確認のため，職員 12 名が出勤した。
- ・ 8 時間 3 交替で待機当番を編成した（各 4 名）。

- 9:00～12:00 頃
 - ・ 建物，設備，圃場を中心に被害状況を確認した。
 - ・ 設備，備品等の転倒防止対策を実施した。

10:00～15:00 頃 支所の被害状況を調査した。

12:00～15:00 頃 本庁に対応状況を報告した。

【3月13日】

8:00～17:00 頃 余震対応及び災害連絡対応のため，職員10名が出勤した。

9:00～12:00 頃 圃場施設を中心に被害状況を確認した。

9:00～14:00 頃 支所の被害状況を調査した。

10:00～15:00 頃 本庁に対応状況を報告した。

b 生物工学研究所

【3月11日】

15:00 頃 火災発生の有無等を確認した。

16:00～20:00 頃 余震対応及び災害連絡対応のため，職員2名が待機した。

【3月12日】

8:00～17:00 頃 余震対応及び災害連絡対応のため，職員5名が出勤した。

9:00～11:00 頃 実験室を中心に被害状況を確認した。

11:00～14:00 頃 試薬類の転倒・破損防止対策を実施した。

14:00～16:00 頃 設備類の転倒防止対策を実施した。

8:00 頃，15:00 頃 停電の対応として，ハウスの換気等を手動で実施した。

【3月13日】

8:00～17:00 頃 余震対応及び災害連絡対応のため，職員2名が出勤した。

9:00～12:00 頃 圃場施設を中心に被害状況を確認した。

8:00 頃，15:00 頃 停電の対応として，ハウスの換気等を手動で実施した。

c 園芸研究所

【3月11日】

15:00～17:00 本館，施設，備品等の被害状況を確認した。

17:00～20:00 所長，研究調整監及び室長は，緊急事態の発生や県庁からの指示等のため待機した。

【3月12日～13日】

- ・ 緊急事態の発生や県庁からの指示等のため，研究調整監及び室長から1人ずつ24時間体制（8時間交代）で待機した。

d 農業研究所

【3月11日】

15:00～16:00 頃 在庁職員及び出張職員の安否確認を行い，無事を確認した。

15:30 頃 本館，調査室等の建物及び付帯設備の被害状況を確認した。

17:00 頃 翌日以降の対応を確認した。

（主な被害状況）

高架水槽の破損，給水ポンプ及び給水管の破損，本館壁の一部崩落及び複数の亀裂，本館天井の一部崩落及び照明器具の落下，ボイラー煙道及び煙突の崩落，公舎屋根瓦の落下，実験器具等の破損等

【3月12日】

9:00頃 出勤可能な職員が出勤し、設備等の応急・復旧対応を実施した。

10:00頃 圃場等の被害状況を確認した。

【3月13日】

9:00頃 出勤可能な職員が設備等の応急・復旧対応を実施した。

e 鹿島地帯特産指導所

【3月11日】

16:00 農機具庫のシャッターの破損を確認した。

16:30 ・ 停電のためハウス内暖房が止まっていることを確認した。

・ 灯油ストーブをハウス内に入れ、試験用のピーマンについて凍害対策をした。

【3月12日】

8:00 ・ 職員3名が出勤した。

・ ハウス内のピーマン、キクの栽培管理、被害状況を確認した。

・ 午後に電気が復帰したため、ハウス内を作物は通常管理に移行した。

【3月13日】

8:00 職員1名が出勤した。

f 農業大学校

震災当日は、卒業直前の1,2年生の懇談会があり、在学生100名中のほぼ全員が在籍していた。このため、学生の安全確保及び無事帰宅に努めた。

(a) 在校状況

【3月11日】 ・ 職員20名、学生100名

【3月12日】 ・ 職員8~12名、学生20名

【3月13日】 ・ 職員8~12名、学生20名

(b) 学生の安全確保等

【3月11日】

14:55 学生を本館前庭に避難させ、教室棟、実習場など施設をすべて確認した。

15:30 学生及び教職員全員の無事を確認した。

17:30 特に被害の深刻な3号館、2号館及び体育館を施錠により閉鎖した。

【3月12日】

6:30 学生に対し、電気、水道の復旧は未定、食料も十分ではないので、帰宅を最優先に考えるよう指示した。

9:30 学生寮に大きな被害がないことを確認し、自室に移るよう指示した。

13:00 圃場、牛舎、各棟の壁・建具等の被害状況を調査した。

【3月13日】

9:30 学生(残り20名程度)に対し意向確認を行ったところ、他県出身者や自宅が全壊した者など帰宅の目途がつかない者が5名いた(帰宅が最も遅い者は3月下旬となった。)

10:00 ボイラー及び構内給水管について、委託業者と共に被害状況を調査した。

14:00 受水槽について、委託業者と共に被害状況を調査した。

15:00 被害状況等を農業経済課に報告した。

19:00 夜間の学生寮（在寮生10名）の管理については、舎監が通常勤務に就いた。
g 農業大学校園芸部

【3月11日】

17:00 出張者を含め全職員16名が集合し、在寮生を含め安否を確認した。

【3月12日】

8:30 出勤可能者が出勤し、被害箇所の確認、応急処置、帰宅困難な学生の対応及び帰宅学生の安否確認を行った。

【3月13日】

8:30 出勤可能者が出勤し、被害箇所の確認、応急処置及び帰宅困難な学生の対応を行った。

(け) 県北家畜保健衛生所

【3月11日】

- ・ 発災後、出張中の職員を含め全員の安否を調査し、全員の無事を確認した。
- ・ 庁舎内外の被害状況の把握と地震被害等の情報収集をし、畜産課と連絡調整を行った。
- ・ 庁舎の電気、水道は停止した。ガスはLPガスのため使用可能であった。
- ・ 退庁時間後、職員を帰宅させた。

【3月12日】

- ・ 庁舎内外の詳細な被害状況を確認した。
- ・ 電気復旧後、機械類の被害状況を確認した。冷凍保存試料、試薬等を確認した。

【3月13日】

- ・ 養鶏農家への震災被害状況の確認とともに、千葉県で高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから鶏の健康状態の確認を行った。

(主な被害状況)

書棚、戸棚、検査機器及びガラス器具等が落下、破損。
薬品類が落下、破損、飛散し、床材に浸透。
庁舎及び付属施設の外壁及び庁舎内壁に亀裂発生。
一部検査室で天井の換気口等が落下及び天井に亀裂発生。

(こ) 鹿行家畜保健衛生所

【3月11日】

15:00 畜産課から安否確認の依頼があり、被害状況を確認し報告した。

16:00 合同庁舎の被害程度大きかったため、合同庁舎への立入りを禁止した。

【3月12日】

- ・ 職員3名が出勤した。
- ・ 全職員の安否及び庁舎内の被害状況を確認した。

【3月13日】

- ・ 県民センターからの協力要請を受け、備蓄食料を合庁内銚田農業研修センターに搬入した。
- ・ 震災により倒壊した銚田市内養鶏農場主が来所し、被害の状況を聴取した（高床式ウインドレス鶏舎（約8万羽飼養）のケージがすべて倒壊、給餌、給水停止）。

- ・ 養鶏農家への震災被害状況の確認とともに、千葉県で高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから鶏の健康状態の確認を行った。

(主な被害状況)

薬品棚，食器棚が転倒し，ガラス，薬品用ガラス容器及び食器類が破損。
常用消耗品の在庫物品が棚から落ち，倉庫内に散乱。

(㊦) 県南家畜保健衛生所

【3月11日】

- ・ 庁内の被害状況を確認した。
- ・ 畜産課と連絡を取った。

【3月12日】

- ・ 職員3名が登庁した。情報収集を行った。

【3月13日】

- ・ 養鶏農家への震災被害状況の確認とともに、千葉県で高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから鶏の健康状態の確認を行った。

(主な被害状況)

庁内壁に亀裂多数，別棟動物焼却用の焼却炉煙突上部崩壊，事務室・検査室内のロッカー等の一部倒壊。

(㊧) 県西家畜保健衛生所

【3月11日】

- ・ 発災時は職員11名全員在庁していた。
- ・ 停電したが，災害用電話が使えたため，畜産課に職員及び事務所の状況を報告した。

【3月12日】

- ・ 県西農林事務所で農業関係の被害状況調査を行うため，職員1名が応援として県西農林事務所に登庁した。

【3月13日】

- ・ 養鶏農家への震災被害状況の確認とともに、千葉県で高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから鶏の健康状態の確認を行った。

(主な被害状況)

実験器具の散乱，ガラス器具の破損，顕微鏡の落下による破損，焼却炉内部のひび割れ，煉瓦の落下，敷地内の部分的な沈下等。

(㊨) 畜産センター

a 本所

【3月11日】

- ・ 電気，電話，上水道がすべて停止した。
- ・ 職員の安否確認を行ったが，職員の3割（17名）について確認がとれなかった。

【3月12日】

- ・ 職員は飲料水を各自持参し、トイレ等は中水（雨水）を使用、また、家畜等の水はため池を使用し、水を確保した。

（主な被害状況）

埋設配水、排水管等の破損及び土地の陥没、崩落等・敷地舗装面の凹凸化。

b 畜産センター肉用牛研究所

【3月11日】

- ・ 職員の安全確認を行い、無事を確認した。
- ・ 事務所、家畜、凍結精液等生産物、家畜飼養管理施設について被害状況の確認を行ったところ、肥料農薬庫以外、直接的被害はなかった。
- ・ 震災直後から停電、断水した。

【3月13日】

- ・ 所内施設の被害状況の詳細を確認した。
- ・ 夕方電気が復旧したが、断水は継続した。

（主な被害状況）

肥料農薬庫の倒壊、給油所防火壁の損壊。

c 畜産センター養豚研究所

【3月11日】

発災後 職員の安否確認を行った。

15:30 豚舎、飼養豚の状況確認を行った。

16:00 研究棟の被害状況を写真等で記録しながら確認を行った。

【3月12日】

- 8:30
- ・ 通勤可能な職員4名が臨時出勤した。
 - ・ 被害状況を再確認した。

（主な被害状況）

豚舎の受水槽配管の破損、本館玄関庇の取付部分にひび割れ

(e) 林業技術センター等

a 林業技術センター

【3月11日】

- ・ 緊急職場待機体制を基本として、昼、夜の2交代制をとった。
- ・ 非常用発電機の稼働確認及び発電機燃料の充填確認を実施し、長期停電に備えた。
- ・ 夜間照明や情報収集のため、小型発電機の稼働を実施した。
- ・ 断水及び停電のため、受水槽内の水を飲料水等に活用した。

【3月12日】

- ・ 日中4人、夜間2人の待機体制を実施した。
- ・ 被害状況を確認し、林政課に被害状況の報告を行った。

18:45 停電解除となり、非常用発電機の停止を確認した。

【3月13日】

- ・ 日中5人、夜間2人の待機体制を実施した。

- ・ 井戸水の使用が可能となり、トイレ等生活用水に活用した。

20:20 緊急職場待機体制を解除した。

(主な被害状況)

本館：消火栓用呼水槽の破損，講堂の天井が一部落下，薬品庫の薬品が落下損傷，ガス漏れによりプロパンガスが緊急停止。

きのこ研究館：合併浄化槽が破損。

屋外：上水道受水槽の外板にひび割れ等が発生。

b 指定管理者が管理する自然観察施設

(a) 県民の森等

【3月11日】

- ・ 発災後，全職員で施設内の来客者全員を施設外に誘導した後，施設を臨時閉鎖した。
- ・ 電源の喪失，電話回線の不通のため，林政課と連絡がとれなかった。

【3月12日】

7:30 林政課に対し，被害状況等は調査中との報告を行った（11日中は連絡とれず）。

- ・ 施設の臨時閉鎖は継続し，施設の被害状況確認及び被害を受けた施設の応急対応を実施した。

【3月13日】

- ・ 施設の臨時閉鎖は継続し，施設の被害状況確認及び被害を受けた施設の応急対応を実施した。

(b) 水郷県民の森

【3月11日】

- ・ 発災後，全職員で施設内の来客者全員を施設外に誘導した後，ビジターセンター，木製吊り橋等一部施設を臨時閉鎖した。
- ・ ビジターセンター駐車場は，神栖市等沿岸部等から大型トラック等が避難してきたため開放した。
- ・ 周辺地域では断水が起きたが，施設の水道は一部使用可能だったため，一般市民に開放し，給水施設として機能させた。

【3月12～13日】

- ・ 一部施設の臨時閉鎖及び駐車場・水道の一般開放は継続した。
- ・ 施設の被害状況確認及び被害を受けた施設の応急対応を実施した。
- ・ 13日，水圧が低下したため，水道の開放を中止した。

(c) 奥久慈憩いの森

【3月11日】

- ・ 発災後，全職員で施設内の来客者全員を施設外に誘導した後，施設を臨時閉鎖した。

【3月12～13日】

- ・ 施設の臨時閉鎖は継続した。
- ・ 施設の被害状況確認及び被害を受けた施設の応急対応を実施した。



茨城県民の森あずまや



きのご博士館オブジェクト

(ウ) 霞ヶ浦北浦水産事務所

a 本所

【3月11日】

- ・ 事務所（土浦合同庁舎）は、停電、断水の状態であったが、職員3名が翌日朝まで待機した。
- ・ 職員の安否確認を行った。
- ・ 漁政課との連絡調整に従事した。

【3月12日】

- ・ 職員4名が待機した。
- ・ 漁業協同組合、霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合等に被害状況を確認し、漁政課へ報告した。

【3月13日】

- ・ 職員4名が待機した。
- ・ 前日に引き続き漁協等の被害情報の収集に当たった。
- ・ 関係団体の被害状況を取りまとめ、漁政課へ報告した。

b 霞ヶ浦支所

【3月11日】

- ・ 職員3名が翌日朝まで待機した。
- ・ 支所の建物等の被害状況を確認した。建物に被害はなかったが、浄化槽が液状化により隆起した。
- ・ 取締船、玉造ドック共に被害がなかったことを確認した。
- ・ 水産事務所との連絡調整に従事した。

【3月12日】

- ・ 職員2名が待機した。
- ・ 北浦山田ドックの被害がないことを確認し、水産事務所に報告した。

(夕) 水産試験場

a 本場

【3月11日】

- ・ 津波警報の発令を受け、在庁及び栽培技術センターに勤務する職員に対し避難を指示し、直ちに高台に避難した。
 - ・ 調査船「あさなぎ」(4.9 t) は、津波を避けるため、緊急に出港した。
 - ・ 避難した職員は、高台から、水産試験場栽培技術センターや那珂湊漁港に係船中の調査船「いばらき丸」(179 t) への津波の来襲状況又は施設被害状況を記録撮影した。
- 16:45
- ・ 避難した職員は漁業無線局へ集合し、職員の避難行動を防災行政無線(衛星電話)により漁政課に報告した。
 - ・ 漁業無線局に入る被害状況情報(「あさなぎ」からの海上目視観察、海上の民間船の動き、漁船からの被害状況通報、海上保安部からの通報等)をその都度、漁政課に連絡した。
- 21:00頃
- ・ 福島県いわき市内のドック中で点検整備中であった調査船「ときわ」(59 t)については、監督員として派遣中の職員に対し、「ときわ」及び同ドックで点検工事中の県取締船「とうかい」の被害状況の調査・報告に当たるよう指示した。

【3月12日】

- 6:30 水産試験場、栽培技術センター、調査船及び係留場所付近の被害状況を確認し、漁政課に報告した。
- 9:45頃 本場に近い磯崎漁港から那珂湊漁港にかけての漁港・道路等の被害状況を写真撮影し、漁業無線局から漁政課に報告した。
- 16:30頃 津波回避のため出港した「あさなぎ」が帰港した。
- 17:00頃 福島県いわき市から職員が帰庁し、「ときわ」及び「とうかい」の被害状況を漁政課に報告した。
- 20:30頃 無線局は夜間も職員が勤務しているため、本場職員は解散とした。

b 漁業無線局

(被害状況)

- ・ 地震により中短波空中線1基が空中線素子の破断により落下したが、受信用空中線であったため、無線局の運用には特に支障なく所属漁船との通信が確保できた。

【3月11日】

- 発災直後
- ・ 外部電源喪失のため、自家発電装置が自動で作動した。
 - ・ 『大地震発生、津波に警戒』の一報を所属漁船へ通報した。
- 14:50 大津波警報発令の第1報を無線により放送した。
- 15:15 無線により、津波警報発令と沖合避難を継続するよう指示した。
- 16:00頃 気象情報配信メールシステムを使い、配信登録されている漁業者に津波による被害状況を確認し、入手した被害情報を防災行政無線(衛星電話)を使い漁政課へ報告した。
- 17:30 沿岸で操業する漁船から、自宅の安否確認の依頼が多数入電したが、電話回線が不通となっており連絡が取れない状況であると通報した。

- ・ 出漁中の漁船に対し、入港せず引き続き津波に警戒するよう指示した。
- ・ 絶え間なく入電した気象庁からの津波に関する情報等を沖合避難中の漁船へ定时无線放送した。

- 22:00
- ・ 孤立し外部との連絡手段が絶たれた釜石漁業無線局から漁業無線（遭難緊急呼出周波数）により呼出しを受け、釜石地区での被害状況を確認した。
 - ・ 千葉県、福島県及び青森県の各漁業無線局と共に、釜石漁業無線局に対する情報等の連携を行うことを確認した（3月17日まで）。

【3月12日】

- 0:30 釜石漁業無線局より、避難した住民や学生等、約50名の住所、氏名の通報を受信し、岩手県庁防災課宛に災害優先電話により通報した。
- 4:50～ 一時寄港を希望する避難中の漁船に対して、警報が継続しており、沖合避難を継続するよう指示した。

【3月13日】

- 7:00 大津波警報から津波注意報へ切り替わったことから、沖合避難の漁船が最寄りの漁港へ寄港した。食料等を調達し、再び避難を継続する漁船もあった。
- 17:58
- ・ 津波注意報解除により、避難漁船は各港へ入港した。
 - ・ 注意報解除により、通常の業務体制へ戻した。

(f) 内水面水産試験場

(被害状況)

- ・ 陸上池や棧橋（飼育試験用網いけす垂下施設）、湖水ポンプ、地中配管等の増養殖施設が大きな被害を受け、地震による液状化現象も発生した。
- ・ 建物の倒壊は免れたが、壁に亀裂が入り、一部のドアガラスが破損した。建物内部では、実験室等での魚類標本瓶類、図書室や執務室での図書の落下のほか、正門の大谷石塀が崩壊し、敷地内敷設の電柱が複数本傾斜した。

【3月11日】

- ・ 施設を見回り、被害状況を確認した。
- ・ 飲料水、懐中電灯、非常用食料等の確保を行った。
- ・ 翌日、翌々日の業務について打合せし、場長、庶務部長を残して全員退庁した。

【3月12日】

- ・ 10名の正職員が出勤し、地震被害の調査、報告を行った。

【3月13日】

- ・ 場長以下3名のみ出勤し、連絡業務に当たった。

出先機関等の検証

○ 初動対応時の課題等（各出先機関）

- ・ 固定・携帯電話等の通信手段が不通となり、情報収集や県庁への報告に支障を来したことから、災害時優先電話の設置、携帯用の防災電話や無線等非常時の通信手段の整備が必要である。
- ・ 道路や橋梁が被災したため通行制限があり、被害状況の現地確認・情報収集に時間を要したことから、市町村等関係機関との連絡体制の整備が必要である。

- 災害対応の課題等（各出先機関）
 - ・ 燃料（ガソリン、自家発電装置用の重油）、電源の確保について、対策が必要である。
 - ・ 災害時でも通信可能な通信手段の確保が必要である。
- 農林水産関係被害状況の迅速な把握について（各農林事務所）
 - ・ 市町村は、市民の安全確保やライフラインの復旧を優先しなければならないため、農林水産関係の被害状況を把握するのに時間を要したことから、迅速な被害状況の把握について、対策が必要である。
- 緊急避難時の備えについて（水産試験場）
 - ・ 津波警報を知ってから避難は迅速にできたものの、災害時の集合場所の指示が徹底されておらず、携帯電話もつながりにくく、職員の安否確認に時間を要したため、集合場所を決めて、後日改めて周知した。
- 調査船の避難体制について（水産試験場）
 - ・ 緊急出港した「あさなぎ」は、飲料水・食料を積み込んでおらず、洋上避難中は飲料水のみ民間船から譲り受けたことから、以降、緊急時に備え食料と飲料水を常備することとした。
 - ・ 「あさなぎ」は、少人数での出港が可能であるが、「いばらき丸」は出港に時間を要するため、津波発生時における対応が課題となった。
- 無線通信システムの活用について（水産試験場）
 - ・ 日頃から災害発生時における無線通信業務の運用体制について職員が承知しており、特に混乱もなく対応できた。また、最も有効であったのは防災行政無線（衛星電話）及び無線（漁業無線）であり、被災した岩手県釜石漁業無線局や海上に避難した県内漁船との通信が確保され、更に防災行政無線（衛星電話）により本庁、岩手県防災課に連絡できた。孤立した釜石漁業無線局と漁業無線を用いて連絡を確保し、避難した住民の情報を迅速に通報できたことは、災害時における無線通信の有効性を再認識するものである。
 - ・ 今後の防災体制を検証する際には、無線通信システムを有効に活用した防災ネットワークを検討すべきである。

コラム 9

大川 雅登 震災時：霞ヶ浦北浦水産事務所長，平成23年度：水産振興課長
(現農林水産部次長兼漁政課長)

平成23年3月11日の東日本大震災の発生時、行方市の水産試験場で会議中であったが、尋常でない程の揺れに思わず建物から避難した。前庭の地面は波を打って、ところどころ液状化で土砂が噴出していた。そのうちにTVニュースで、東日本一帯での、地震と津波による甚大な被害の発生を知った。

4月、水産振興課着任後に初めて沿海地区、特に大津漁港に行った際に目にした光景は忘れられない。永年整備を進めて来た沖防波堤を始めとした漁港施設の崩壊、陸に打ち上げられた無惨な漁船の姿など、改めてその被害の大きさに衝撃を受けたが、これらの状況は他の地区でも同様であった。

各浜では漁業者関係者総出で被災の後片付けが進められる中、県の関係職員は県内全地区の漁

業関係施設の被害状況を調査し、復旧方法を検討するなど、一日も早い復旧のために国の災害査定の準備に最優先で取り組んだ。その結果、6月第2週を皮切りに12月までに6次にわたる災害査定をなんとか終了することができた。被害が甚大であったことから、完全復旧には未だ期間を要することとなるが、復旧の端緒とすることができた。

また、津波被害を免れた漁船は、3月末から順次操業を再開したが、福島第一原発事故による放射性物質の影響により、4月に県北部海域のコウナゴから暫定規制値を超える値が検出され、現在でも一部の魚介類では未だに影響が残っている。

二度とこのような災害は起きて欲しくないが、今回の経験によって職員の危機管理対応能力は確実に向上した。震災に強い施設整備を進めるとともに、県産水産物のPRと消費拡大を図り、本県水産業の復興に取り組んで行かなければならない。

（7）土木部

土木部は、監理班（監理課，用地課，検査指導課），道路班（道路建設課，道路維持課），河川班（河川課），港湾班（港湾課），都市計画班（都市計画課，都市整備課），公園街路班（公園街路課），下水道班（下水道課）及び住宅班（営繕課，建築指導課，住宅課）によって構成される。出先機関として、19の事務所（土木事務所（5），工事事務所（6），港湾事務所（2），下水道事務所（5），まちづくりセンター（1））及び3の支所（工務所（1），港区事業所（2））がある。

土木部の主な災害対応業務は、道路や橋梁など公共土木施設等の復旧対策である。

ア 職員配備体制

（土木部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
監理班 (60名)	日中	53名	30名	25名	108名
	宿直	19名	8名	9名	36名
道路班 (52名)	日中	44名	28名	28名	100名
	宿直	24名	16名	16名	56名
河川班 (32名)	日中	32名	32名	31名	95名
	宿直	10名	8名	8名	26名
港湾班 (32名)	日中	29名	14名	10名	53名
	宿直	13名	8名	8名	29名
都市計画班 (46名)	日中	45名	21名	14名	80名
	宿直	8名	6名	7名	21名
公園街路班 (22名)	日中	22名	7名	6名	35名
	宿直	6名	6名	6名	18名
下水道班 (27名)	日中	26名	11名	12名	49名
	宿直	11名	12名	11名	34名
住宅班 (94名)	日中	87名	65名	48名	200名
	宿直	22名	8名	8名	38名
土木部 (365名) ※出先込だと1,128名	日中	338名	208名	174名	720名
	宿直	113名	72名	73名	258名
合計		451名	280名	247名	978名

イ 監理班の対応

地震発生直後から、被害状況の把握に努める一方で、出先機関の災害復旧事業を円滑かつ迅速に実施できるよう、被害の大きな出先機関に対し、部内だけでなく他部局からも応援職員の派遣を行った。

また、応急復旧工事を円滑に行うため、契約事務に関する手続の運用について、部内各課及び各出先機関に対し通知し、工事への早期着手・早期復旧を図った。

さらに、国へ緊急災害対策派遣隊（以下「テックフォース」という。）の支援要請を行い、県内被害箇所への応急復旧対策等に関する技術的助言等を受けた。

(ア) 庶務担当

a 部内出先機関の状況確認

【3月12日～】

- ・ 出先機関に対し、以下の事項の確認を実施した。出先機関が現場対応に追われ錯綜していること等を考慮し、確認内容は必要最小限にとどめた。

(a) 所属職員の安否及び体調等の状況

(b) 庁舎、施設等の被害状況

庁舎、施設等の大規模な被害状況の確認を行った。

※ 小規模な被害状況については、継続的に調査確認を行い、8月までに完了した。

(c) 災害対応職員の応援要請の有無

b 災害対応応援職員派遣

被害箇所の多い土木事務所・港湾事務所等における人員確保のため、現況確認・安全確保の後に応急復旧と並行して作業を行う災害査定申請に係る設計業務等の初動対応要員を派遣した。部内本庁各課及び比較的被害の少ない土木事務所等の職員を中心に、第1次応援職員として派遣する調整を行った。

(イ) 通信連絡担当

【3月11日】

- ・ 状況確認のため、関係団体へ電話連絡を実施した。

19:00頃 (社)茨城県測量設計業協会（以下「協会」という。）へ「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定書」に基づく県公共土木施設の被害状況調査の応援協力を県が要請した。

a 協会会員に、翌朝8時に管轄土木事務所等へ参集を依頼した。

b 協会会長の指示により、県12土木事務所等ごとに責任会社を選抜した。

【3月12日】

- ・ 事務所と協会の責任会社が協議した。
- ・ 協会会員による被害状況調査パトロールを開始した(30日まで、協会会員42社中33社、延べ490人が対応)。

【3月13日】

- ・ 協会において測量調査・設計作業を開始した(協会会員36社が対応)。
(被害状況調査773箇所、延長420km、急傾斜地調査266箇所)



震災による道路等の被害状況調査

写真提供 (社)茨城県測量設計業協会

(ウ) 応急復旧工事の早期発注

a 復旧工事を円滑に行うための発注・契約等に関する運用の改善

東日本大震災に伴う応急復旧工事については、早期着手・早期復旧を図るため、随意契約により実施することとし、その取扱いについて、以下のとおり部内各課及び各出先機関に対して通知した。

「災害復旧工事に係る契約の取扱いについて」（3月12日）

- ・ 随意契約とする。
- ・ 契約書の作成は省略する。ただし、請書等の文書を徴すること。
- ・ 契約保証金は免除する。
- ・ 見積書の徴収は1者のみで足りる。見積期間は5日間以内に限り短縮できる。

(エ) 国からの人的支援

【3月11日】

- ・ 県（検査指導課）が国土交通省（関東地方整備局企画部企画課）へテックフォースの支援要請を行った。
- ・ 関東地方整備局本局をはじめ、関東地方整備局管内各事務所から積極的な支援があり、翌日の3月12日には26名の派遣隊を迎えることとなった。

【3月12日】

5:00 テックフォース先発隊が県庁に到着した。

8:00 テックフォースが集合した（総勢26名）。

8:00～ 土木部道路維持課及び河川課から県内の被害状況等を説明した。

その後、テックフォースは現地調査を行い、応急復旧対策等に関する技術的助言等を行った。

（テックフォースの業務・実績等）

・ 1日の基本行動

日中は現場指導、夜間は県庁内でテックフォース及び災害担当課（道路維持課、河川課）による報告会議が行われ、現場の復旧対策等について協議した。

・ 県土木部及び市町村への派遣実績

総勢延べ249名

- ・ 派遣の効果
県内被害箇所への応急対策の概ねの方向付けがなされた。

監理班の検証

○災害対応応援職員の派遣について

- ・ 広範囲における被災現場確認に迅速に対応できる技術職員の確保が重要である。
- ・ 迅速・的確な応援派遣職員の調整を行うためには、各事務所の被害状況等を随時的確に把握することが重要である。本庁と事務所間の連絡手段・連絡方法についてマニュアル等で定めておくことにより、より迅速な情報共有が可能となる。

ウ 道路班の対応

(ア) 道路維持課

発災直後から、各土木事務所等より道路の被害状況及び通行規制等の情報を収集するとともに、道路利用者からの問合せ対応及び県HP等を通じての通行規制情報の提供を行った。

【3月11日】

- 14:46 各土木事務所等に対して電話連絡の可否を確認し、連絡のついた事務所から県管理道路の被害状況及び通行規制等の情報収集を開始した。
- 16:00 ・ 各土木事務所等から被害状況及び通行規制等の情報収集を開始した。
・ 各土木事務所等から電話及びFAXにて通行止め箇所等の報告を受けた。
- 17:00 第1報 県管理道路通行止め箇所 18箇所（うち橋梁11橋）。
- 19:00 各土木事務所等に対し、建設業協会及び測量設計業協会へ協力要請を行うよう指示した。
- 22:00 常陸河川国道事務所へ出向き、直轄国道の被害情報を入手した。
- 23:00 第2報 県管理道路通行止め箇所 52箇所（うち橋梁27橋）。
- 23:30 ・ 各土木事務所等に対し、12日7時から道路パトロールを実施するよう指示した。
・ 課員の2/3体制により夜間待機を実施した（動員班の指示は1/3）。

【3月12日】

- 0:00 常陸河川国道事務所から、メールにより直轄国道の被害情報を入手した。
- 7:00 第3報 県管理道路通行止め箇所 72箇所（うち橋梁38橋）。
- 2:00 常陸河川国道事務所から、電話により直轄国道の被害情報を入手した。
- 8:30～ 引き続き各土木事務所等から被害状況及び通行規制情報を随時収集するとともに、一般の道路利用者からの電話による問合せ対応を行った。
- 17:30 課員の1/2体制により夜間待機を実施した（以下、動員班の指示なし）。

【3月13日】

- 0:20 関東地方整備局より、県内の通行止め箇所について確認の依頼があった。
- 7:00 ・ 第4報 県管理道路通行止め箇所 66箇所（うち橋梁26橋）。
・ 各土木事務所等に対して現在通行止め箇所の復旧見込み、復旧工法の調査を行った。
- 15:00 第5報 県管理道路通行止め箇所 61箇所（うち橋梁25橋）。
- 17:30 課員の1/2体制により夜間待機を実施した。

(イ) 出先施設・所管施設

a 水戸土木事務所

【3月11日】

- 17:00 職員並びに地震時パトロール協定業者及び請負道路補修（以下「請道修」という。）業者によるパトロールを実施し、通行規制の要否及び被害状況の把握に努め、通行止め箇所等緊急を要するものについては、業者に復旧を依頼した。
- 20:30 湊大橋、万代橋等的那珂川に架かる橋梁を中心に、およそ8箇所の橋梁で取付道路の段差等が原因となり、全面通行止めの規制を実施した。

【3月12日】

- 5:00 ・ 班別（4班）に職員パトロールを開始し、業者にもパトロールを指示した。
・ 湊大橋、万代橋等橋梁8箇所へテックフォースの派遣を要請した。
- 10:00 測量組合で被害箇所測量調査を開始した。
- 11:00 ・ 資材置き場における緊急用資材の在庫及び使用について確認を実施した。
・ 緊急応急資材用に土嚢300個、バリケード80基を準備した。
- 12:40 土木研究所構造物メンテナンス研究センターより現地調査結果の報告があり、万代橋及び湊大橋は、上部工関係に問題なく、下部工の調査が必要と判断された。
- 17:50 小泉水戸線で大型車が道路陥没に巻き込まれ通行不能となるなど、管内で橋梁8箇所、道路1箇所の計9箇所が全面通行止めとなった。

【3月13日】

- 終日 ・ 道路の陥没・段差等の苦情処理等の対応を実施した。
・ 測量協会の調査及び職員パトロールの結果を基に、災害申請の準備を開始した。
- 18:00 職員の1/5体制により夜間待機を実施した。

b 常陸大宮土木事務所

【3月11日】

- 15:00 所内対策本部を設置し、主要道路のパトロールを開始した。
- 15:30 ・ 国道118号、245号、349号、常陸太田那須烏山線及び常陸那珂山方線で法面崩落、道路陥没、路面沈下等により一部全面通行止めを実施した。
・ 国道118号及び349号で路面沈下により一部車線規制を実施した。
- 17:30 建設業協会常陸大宮支部へ協力要請を実施した。
- 23:30 職員の1/2体制により待機を実施した。

【3月12日】

- 7:30 8班体制により被害状況等の現地調査及び道路パトロールを実施した。
- 8:00 建設業協会常陸大宮支部長が事務所内に常駐し、災害復旧の連絡調整を実施した。
- 15:00 ・ 道路パトロールを実施した。
・ 現地調査の結果、133の被害箇所（うち全面通行止め27箇所）が判明した。
- 18:00 高萩工事事務所の要請により当該管内国道245号（日立市留町）の被害が深刻であるため、常陸大宮管内の同路線隣接区間（東海村豊岡）の通行止めを実施した。
- 19:00 常陸那珂港山方線ほか2路線の段差及びクラック改修工事を開始した。
- 21:00 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

8:00 及び 16:00 8 班体制により、道路パトロールを実施した。

20:00 職員の 1/5 体制により夜間待機を実施した。

c 常陸太田工事事務所

【3月11日】

14:47 情報収集及び関係機関との連絡調整を実施した。

15:00 ・ 災害対策本部を設置し、情報収集、応急対応等に当たった。

・ 道路パトロール（職員）編成班及び業者によるパトロールを実施し、被害状況の確認、交規制及び応急復旧対応を実施した。

15:30 所員 3 班体制により幹線道路のパトロールを開始した。

16:00 国道 293 号の里川橋を全面通行止めとした。

18:50 国道 349 号の幸久橋ほか 3 路線 4 箇所を全面通行止めとした。

23:30 ・ 日立笠間線稲木町を全面通行止めとし、松栄町を片側交互通行に規制した。

・ 職員の 1/2 体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

8:30 道路パトロールを実施した。

10:20 国道 293 号の花房町ほか 1 路線 2 箇所の片側交互通行を規制した。

15:30 国道 293 号の花房町について、片側交互通行から全面通行止めに変更した。

19:00 ・ 国道 293 号の里川橋を大型車通行止め、久米町を片側交互通行とした。

・ 職員の 1/3 体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

8:30 道路パトロールを実施した。

16:00 国道 293 号の里川橋を全面通行止めに変更した。

18:00 ・ 日立笠間線の松栄町（栄橋を含む。）を全面通行止めに変更した。

・ 職員の 1/4 体制により夜間待機を実施した。

d 大子工務所

【3月11日】

15:00 建設業協会大子支部において、「地震災害応急復旧工事に関する協定書」に基づき自主的にパトロール及び緊急対応を行った（以降 4 月 14 日まで毎日実施）。

17:00 建設業協会大子支部が来所し、災害箇所情報が提供された。

19:00 ・ 警察・消防が来所し、被害・対応状況等の情報を交換した。

・ 職員の 1/2 体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

6:00 4 班体制により道路等のパトロールを開始した。

8:30 パトロールを実施した。

19:00 職員の 1/3 体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

8:30 パトロールを実施した。

15:00 情報を取りまとめ、関係機関との連絡調整を実施した。

19:00 職員の 1/3 体制により夜間待機を実施した。

e 高萩工事事務所

【3月11日】

- 14:49 道路の被害状況等の情報収集を開始した。
- 14:50 津波警報発令に伴い、第1次緊急輸送道路指定及び津波による通行規制区間となっている国道245号（日立市大甕町～茂宮町地内）に職員3名を派遣した。
- 15:00 管内3市の主要道路を中心としたパトロールを複数の班により実施した。
- 17:00 国道245号、高萩インター線（高戸大橋：段差）の全面通行止めを実施した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

- 8:30 6班体制により道路パトロールを実施した。
- 10:00 通行止め箇所に迂回路看板を設置した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

- 8:30 6班体制により道路パトロールを実施した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

f 鉾田工事事務所

【3月11日】

- 15:25 5班体制により道路パトロール及び道路の被害情報の収集を開始した。
- 16:00 建設業協会鉾田支部へ協力を要請した。
- 16:10 全面通行止めを1箇所、通行規制を3箇所で実施した。
- 20:33 職員の1/2体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

- 6:00 鹿行大橋の調査を実施した。
- 7:00 道路パトロールを開始し、情報収集及び応急対応を実施した。
- 20:30 職員の1/2体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

- 8:30
 - ・ 災害復旧に係る業者打合せ及び現場確認を実施した。
 - ・ 道路パトロールを開始した。
- 20:30 職員の1/2体制により夜間待機を実施した。

g 潮来土木事務所

【3月11日】

- 16:30
 - ・ 6班体制により、請道修及び建設業協会のパトロールを実施した。
 - ・ 道路規制措置（バリケード等）を実施した。
- 21:40 道路維持課にパトロール結果を報告した（管内通行止め箇所16箇所）。

【3月12日】

- 0:30 職員の1/2体制により夜間待機を実施した。
- 9:20 あやめ橋、潮来大橋、堀之内橋及び前川橋の段差の修繕作業を開始した。
- 10:40 6班体制による道路パトロールを開始した。
- 17:00 道路の通行規制状況を道路維持課に報告した。
- 18:00
 - ・ 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。
 - ・ 管内の通行止め箇所17箇所中14箇所の通行止めを解除した。

【3月13日】

- 8:30 ・ 職員及び建設業協会による現地修繕を6班体制により対応した。
- ・ 地震災害道路復旧工事に関する細目協定により、(社)茨城県建設業協会潮来支部の協力を得て、応急復旧を実施した。
- 9:00 通行止めの解除見通し時期について、道路維持課に報告した。
- 18:00 ・ 管内の通行止め箇所17箇所中14箇所の通行止めを解除した。
- ・ 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

h 竜ヶ崎工事事務所

【3月11日】

- 15:00 ・ 道路、河川等の公共土木施設等の被害状況の把握を始めた。
- ・ (社)茨城県建設業協会竜ヶ崎支部(以下「協会竜ヶ崎支部」という。)に対し、パトロール及び応急復旧に関する工事实施の要請を行った。
- 20:30 職員の1/2体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

- 8:30 ・ 職員1/3体制に変更し、被害状況の把握を引き続き行った。
- ・ 工事事務所内に協会竜ヶ崎支部の災害対策本部を設置した。
- ・ 災害対策本部では、被害箇所の情報や応急復旧に必要な資機材の確保状況などすべての情報を各工事事務所と共有した上で、応急工事やパトロールを実施する各社への指示等を実施した。
- 19:00 早急な復旧作業が必要な被害箇所(河川管理施設)について、協会竜ヶ崎支部により応急復旧を開始した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

- 0:30 応急復旧が完了した。
- 8:30 ・ 被害状況の把握を継続した。
- ・ 協会竜ヶ崎支部は、工事事務所と連携し、応急工事やパトロールを実施した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

i 土浦土木事務所

【3月11日】

- 15:30 職員10班体制及び業者によるパトロール実施した。
- 20:00 ・ 随時、段差及び亀裂による通行規制を実施した。
- ・ 全面通行止め7箇所、車線規制3箇所の情報を道路維持課へ報告した。
- 22:00 ・ 全面通行止め10箇所、車線規制4箇所の情報を随時道路維持課へ報告した。
- ・ 職員の1/2体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

- 5:00 職員10班体制及び業者によるパトロールを実施した。
- 7:40 ・ パトロール班からの報告により通行規制を実施した。
- ・ 車線規制1箇所について、全面通行止めへ規制を変更した。
- ・ 車線規制から全面通行止めへの規制変更等全面通行止め11箇所、車線規制3箇所の情報を随時道路維持課へ報告した。

- 8:30 測量設計業協会に橋梁・被害箇所の点検測量依頼し、即日実施した。
- 13:40 土木研究所職員による調査の現地立会いを行った（4箇所）。
- 22:00
 - ・ 事務所管内の被害状況を道路維持課へ報告した（全面通行止め14箇所，車線規制12箇所）。
 - ・ 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

- 6:30 職員，業者及び測量設計業協会によるパトロールを実施した。
- 21:30
 - ・ 事務所管内の被害状況を道路維持課へ報告した（全面通行止め10箇所，車線規制11箇所，全面通行止め解除1箇所）。
 - ・ 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

j 筑西土木事務所

【3月11日】

- 15:25 加草橋点検開始及び道路の被害情報の収集を開始した。
- 16:00 5班体制により道路パトロールを開始した。
- 19:00 職員の1/2体制により夜間待機を実施した。
- 21:00 夜間待機体制を1/2から1/3に変更した。

【3月12日】

- 3:00 国道50号迂回路及び真岡筑西線のパトロールを開始した。
- 5:40 3班体制によるパトロールを開始した。
- 8:00
 - ・ 事務所管内の被害状況を道路維持課へ報告した。
 - ・ 建設業協会へ協力要請を行った。
- 9:30 所員及び業者による橋梁パトロールを開始した
- 10:00 「全面通行止め」，「段差あり」，「徐行」等の看板を設置した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

- 6:00 2班体制によるパトロールを開始した。
- 11:00 道路維持課に通行止め復旧見込みを報告した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

k 常総工事事務所

【3月11日】

- 14:46 対策本部の設置及び道路の被害情報の収集を開始した。
- 15:00 石下橋通行止めを実施した。
- 16:00 建設業協会に協力を要請した。
- 16:10 4班体制によるパトロールを開始した。
- 25:15
 - ・ 全面通行止め8箇所，片側通行規制4箇所の被害状況を確認した。
 - ・ 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

- 6:00 3班体制によるパトロールを開始した。
- 8:20 測量設計コンサル協会へ管内全線のパトロールを要請した（8班体制）。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

- 8:00 3班体制によるパトロールを開始した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

1 境工事事務所

【3月11日】

- 16:00 ・ パトロールを開始した。
- ・ 通行止めを1箇所実施し、迂回路を確保した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月12日】

- 6:00 パトロールを開始した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

【3月13日】

- 8:00 パトロールを開始した。
- 20:30 職員の1/3体制により夜間待機を実施した。

(ウ) 有料道路について

- 【3月11日】 ・ 安全確認のため、パトロールを実施した。
- 【3月12日～】 ・ 下総利根大橋、水海道及び若草大橋の3路線については、緊急事態の特別措置として無料開放を実施した。

(エ) 直轄国道の応急対応

地震直後から、段差等により、一時通行止めの措置をし、道路の応急工事を進め、順次、通行止めを解除した。

- 【3月12日】 ・ 国道6号（日立バイパス）、国道6号（水戸市酒門町～浜田）、国道6号（石岡市東石岡）、国道50号（筑西市横塚～桜川市小埜）及び国道50号（筑西市玉戸）の段差が生じた箇所の応急工事が完了し、通行止めを解除した。
- 【3月13日】 ・ 国道6号（日立市～北茨城市）の段差が生じた箇所の応急工事が完了し、通行止めを解除した。
- ・ 国道51号（鹿嶋市宮中）の段差が生じた箇所の応急工事が完了し、通行止めを解除した。

道路班の検証

○発災直後の連絡体制について

- ・ 発災直後から、道路施設の状況及び通行の可否を把握するための電話連絡（固定、携帯）ができず、情報収集が極めて困難であった。有事の際、正確に情報を収集できるよう複数の通信手段を確立する必要がある。

○正確な情報把握と提供について

- ・ 各事務所から報告された被害状況、被害箇所及び通行規制等の情報が膨大であり、報告様式や伝達方法が統一されなかったため、情報が錯綜し正確な情報把握に苦慮した。また、情報提供に

においても、被害箇所や復旧の見通しなどはHP等により迅速に提供できたが、被害箇所の位置図の提供においては作成に日数を要したことから、災害等緊急時における正確な情報把握と迅速な情報提供ができる体制を構築する必要がある。

○役割、作業の体制について

- ・ 非常事体制での対応に当たって、各役割、作業に十分な人員が確保できなかったことから、道路班内での業務分担の明確化が必要である。また、勤務時間外の災害発生における参集体制等についても検討を要する。

○資材の確保について

- ・ 余震が継続して発生したため随時パトロールを実施したが、ガソリンの不足によりパトロールの実施が困難な時期があった。また、通行規制箇所が多く、道路利用者への通行止め等の周知看板等が大幅に不足したため、十分な資材の確保が必要である。

エ 河川班の対応

(ア) 河川課

発災直後から、各土木事務所等より河川・海岸・砂防施設等の被害状況に関する情報を収集し、津波をはじめとした県民等からの情報・問合せ対応を行った。また、道路班からの情報と併せて、災害復旧に係る国との情報共有及び被害報告を行った。

【3月11日】

14:46 被害状況の情報収集を開始した。

15:20 出張していた職員を含め、課員全員の無事を確認した。

16:15 ・ 情報収集担当、災害対策本部担当及び執務室内整理担当に分かれ、それぞれの作業を開始した。

- ・ 情報収集担当は、国土交通省との連絡は多重無線（マイクロ電話）、各土木事務所等との連絡は県防災電話により可能であることを確認した。各土木事務所等には、津波警報が発令されている海岸部を除き、県管理施設における被害状況の確認・報告を指示した。

- ・ 国土交通省関東地方整備局から、適宜被害状況を報告するよう依頼があった。

16:45 ラジオから、花貫川決壊との情報があり、直ちに事実関係の確認に取りかかった。

17:00 雨量・河川水位情報を収集するための水防テレメータ設備については、沿岸部を除き、多くの観測所において、バッテリー等の非常用電源により正常稼働していることを確認した。

17:15 関東地方整備局災害対策本部から、常陸河川国道事務所から災害情報連絡員（リエゾン）2名を県（河川課）に派遣する旨の連絡があった。

18:00 ・ 河川等施設の点検方法について、各土木事務所等に指示した。日没を迎えるため、翌朝より点検を実施することとした。

- ・ 夜間体制（10名待機）に移行した。

18:45 常陸河川国道事務所より災害情報連絡員（リエゾン）2名が到着し、テレメータ室より国土交通省への情報伝達を開始した。

- 20:00 県管理河川における堤防からの溢水 1 箇所（花貫川）及び堤防の一部決壊等 5 箇所（涸沼川等）を確認した。また、急傾斜 8 箇所及び砂防 2 箇所について、点検確認の結果、異常がないことを確認し、部内報告を行った。
- 22:03 各土木事務所等に対し、翌朝実施する河川施設等の点検結果及びテックフォースの調査箇所について、12 日 11 時までに F A X 等により報告するよう指示した。

【3月12日】

- 0:26 各土木事務所等に対し、朝実施する河川施設等の点検結果及びテックフォースの調査箇所について、報告時刻を繰り上げ、8 時までに報告するよう指示した。
- 6:00 テックフォース（9 時 50 分までに計 25 名）が順次県庁に到着した。
- 8:00
- ・ 県内直轄河川における被害状況を入手した（102 箇所の一部損壊）。
 - ・ 県管理河川における堤防からの溢水 1 箇所（花貫川）及び堤防の一部決壊等 7 箇所（涸沼川・新利根川等）を確認し、部内報告を行った。
 - ・ テックフォースとの打合せを実施し、西仁連川（境工事事務所管内）の被害状況調査及び復旧方法の助言を依頼した。
- 18:00 夜間体制（8 名待機）に移行した。
- 20:00 テックフォースから、当日の被害状況調査結果等の報告を受けた。その後、13 日の調査箇所を県から説明し、調査を依頼した。

【3月13日】

- 9:00 テックフォースとの打合せを実施し、涸沼川・新川・寛政川・後谷川・海岸（水戸土木事務所管内）、海岸（鉾田工事事務所管内）及び新利根川・小野川（竜ヶ崎工事事務所管内）について、職員が同行し被害状況の調査に着手した。
- 18:00 夜間体制（8 名待機）に移行した。

(イ) 出先施設・所管施設

a 水戸土木事務所

【3月11日】

- 17:00 各ダム（藤井川、竜神、飯田）について点検を実施し堤体に大きな被害がないことを確認した。各ダムは、停電したが自家発電で電力を確保していた。
- 18:00 河川等のパトロールは翌日早朝からの実施とし、道路パトロールを実施した。
- 19:00 各ダム 2 名が待機し、情報収集、余震等の対応を実施した。

【3月12日】

- 5:00 9 班体制により管内全河川・砂防・海岸のパトロールを実施した。
- 8:30 河川課へ第 1 報を報告後、引き続き、被害箇所の情報収集を実施した（河川等被害箇所数 150）。
- 17:00 各ダム 2 名が待機し、情報収集、余震等の対応を実施した。
- 23:00 県測量設計業協会と調整し、11 班体制で測量・設計を実施することに決定した。

【3月13日】

- 6:00 各ダムの詳細点検を実施し、堤体異常の有無、漏水量の変化、貯水池周辺の異常、放流設備・警報設備の状況を確認した。
- 8:00 土砂災害危険箇所について、緊急点検を実施した。

16:30 テックフォースによる被害箇所の調査を実施した（涸沼川（涸沼湖含む）、後谷川、寛政川、宮町地区急傾斜）。

17:50 水戸市災害対策本部から水戸協同病院斜面（宮町地区急傾斜）下の52世帯に避難指示が発表されたため、ブルーシート及び土のうによる応急対応を実施した。

b 常陸大宮土木事務所

【3月11日】

15:00 所内対策本部を設置した。河川・砂防・海岸のパトロールは翌朝からの実施とし、全職員で道路パトロールを実施した。

【3月12日】

7:30 職員2班及び請負河川補修業者（以下「請河川業者」という。）2班に分かれ、全河川・砂防・海岸のパトロールを実施し、被害3箇所について状況調査を行った。

【3月13日】

7:30 職員2班に分かれ、全河川・砂防・海岸のパトロールを実施し、被害2箇所について状況調査を行った。

15:00 河川課に被害報告（第1報）を行った。

c 大子工事事務所

【3月11日】

15:00 建設業協会大子支部において、自主的にパトロール及び緊急対応を行った。

【3月12日】

8:30 砂防、地すべり施設の点検パトロールを実施した。

13:00 河川のパトロールを実施した。

【3月13日】

8:30 河川・砂防施設の点検パトロールを実施した。

15:00 被害状況の確認、取りまとめ及び関係機関との連絡調整を実施した。

d 常陸太田工事事務所

【3月11日】

16:00 請河川業者による河川のパトロールを実施した。

【3月12日】

10:00 測量業協会の協力を得て、急傾斜施設の点検を実施した。

12:00 河川施設の点検を実施した。

19:00 河川課に河川施設の被害状況を報告した。

【3月13日】

9:00 砂防、地すべり施設点検パトロールを実施した。

e 高萩工事事務所

【3月11日】

15:00 1班体制により河川・砂防・海岸のパトロールを実施した。

16:30 各ダム（水沼、花貫、十王、小山）について、徒歩点検を実施し、堤体に大きな被害がないことを確認した。各ダムは、停電したが自家発電で電力を確保していた。

19:30 各ダム2名が待機し、情報収集、余震等の対応を実施した。

【3月12日】

- 4:30 2班体制により河川・砂防・海岸のパトロールを実施した。
- 6:00 各ダムの詳細点検を実施し、堤体異常の有無、漏水量の変化、貯水池周辺の異常、放流設備・警報設備の状況等を確認した。
- 12:00 自家発電用燃料補給を手配し、給油を実施した。
- 14:00 各ダム1名が待機し、情報収集、余震等の対応を実施した。余震による堤体点検を随時実施した。

【3月13日】

- 4:30 2班体制により河川・砂防・海岸のパトロールを実施した。
- 12:00 自家発電用燃料補給を手配し、給油を実施した。

f 銚田工事事務所

【3月11日】

- 15:25 5班体制により道路パトロール及び道路の被害情報の収集を開始した。
- 16:00 河川等のパトロールは翌日以降からの実施とし、道路の安全確認を行った。
- 20:30 夜間待機体制（1/2）に移行した。

【3月12日】

- 6:00 2班体制により河川パトロールを実施した。
- 10:00 土砂災害危険箇所の点検について、茨城県測量設計建設業協会へ依頼した。
- 20:30 夜間待機体制（1/2）に移行した。

【3月13日】

- 8:00 災害復旧に係る業者打合せ及び現場確認を行うとともに、被害状況の取りまとめを行った。
- 20:30 夜間待機体制（1/2）に移行した。

g 潮来土木事務所

【3月11日】

- 18:00 河川等のパトロールは翌日以降からの実施とし、道路パトロールを実施した。

【3月12日】

- 6:00 請河川業者による河川パトロールを実施した。
- 8:30 河川課にパトロール結果を第1報として報告した。
- 9:10 鹿嶋市で1箇所崖崩れがあり、河川課ダム砂防室に報告した。
- 15:00 請河川業者により夜越川被害箇所にバリケードを設置した。

【3月13日】

- 5:00 1班体制により海岸パトロールを実施した。
- 8:00 土砂災害危険箇所について緊急点検を開始した。

h 竜ヶ崎工事事務所

【3月11日】

- 15:00 ・ 河川、急傾斜地等の公共土木施設等の被害状況を把握するため、職員によるパトロールを開始した。
- ・ 協会竜ヶ崎支部に対し、パトロール及び応急復旧の実施を要請し、協会竜ヶ崎支部、工事事務所間で今後の具体的対応について協議を開始した。

15:40 パトロール班から順次被害状況の報告を受け、桂川、新利根川及び小野川で被害が甚大であることを確認した。

20:30 翌朝まで職員 1/2 配備体制を継続した。

21:50 請河川業者、国、市町村等関係機関とで対応を協議した。

【3月12日】

5:00 パトロールを再開した。小野川及び新利根川でクラック、陥没や液状化など多数確認した。

8:30 職員 1/3 体制に変更し、公共土木施設等の被害状況の把握を継続した。

8:30 工事事務所内に協会竜ヶ崎支部の災害対策本部を設置した。

14:00 被害箇所バリケード等を順次設置した。

19:00 谷田川八間堰の護岸洗掘箇所について、協会竜ヶ崎支部により応急復旧を開始した。

20:30 翌朝まで職員 1/3 体制を継続した。

24:30 応急復旧が完了した。

【3月13日】

8:30 ・ 道路、河川等の公共土木施設等の被害状況の把握を進めた。

・ 新利根川ほか10河川で87の被害箇所を確認した。

・ 協会竜ヶ崎支部は、工事事務所と連携し、応急工事及びパトロールを実施した。

20:30 翌朝まで職員 1/3 体制を継続した。

i 土浦土木事務所

【3月11日】

18:00 河川等のパトロールは翌日早朝からの実施とし、道路パトロール等を実施した。

【3月12日】

6:00 請河川業者による河川パトロールを実施した。

8:30 河川課へ第1報を報告後、引き続き、被害箇所の情報収集を実施した。

23:00 県測量設計業協会と調整し、6班体制で測量・設計を実施することに決定した。

【3月13日】

8:00 災害復旧に係る業者打合せ及び現場確認を行うとともに、被害状況の取りまとめを行った。

j 筑西土木事務所

【3月11日】

15:00 請河川業者が独自に（連絡が取れなかったため）パトロールを開始した。

【3月12日】

8:00 請河川業者によるパトロールが再開された。

【3月13日】

8:00 請河川業者によるパトロールが再開された。

15:00 土砂災害危険箇所について、点検結果を河川課に報告した。

k 常総工事事務所

【3月11日】

15:00 ・ 現在施工中の現場について安全確認を指示した。

・ 全作業員の無事を確認した。

16:00 道路も含め、管轄エリアの巡視を開始した。

19:00 糸繰川において、河川堤防に左右岸 250mの亀裂を確認した。

【3月12日】

8:00 引き続き、河川及び急傾斜地等のパトロールを実施した（北台川・糸繰川・大宝において被害箇所を発見）。

【3月13日】

8:00 引き続き、河川及び急傾斜地等のパトロールを実施した。

1 境工事事務所

【3月11日】

15:00 請河川業者による河川パトロールを開始するとともに、現在施工中の現場について安全を確認した。

19:00 西仁連川や飯沼川など、堤防の沈下や亀裂等を確認した。

【3月12日】

8:00 引き続き河川パトロールを実施した。

12:00 テックフォースと合流し、西仁連川や飯沼川の被害状況を調査した。

【3月13日】

8:00 ・ 引き続き、河川パトロールを実施した。

・ 西仁連川や飯沼川の被害箇所の応急復旧について検討を進めた。

河川班の検証

○職員の担当業務振分けによる対応

- ・ 全課員体制とし、各グループに災害に関する担当業務を振り分け、円滑な対応ができるよう、臨機応変に対応した。災害グループは災害査定に関すること、改良グループは応急復旧に関すること、計画グループは直轄河川災害を含む被害箇所調査に関することを担当した。

○被害状況の報告

- ・ 当初、各事務所から報告された被害状況の報告書の様式がばらばらであったため、情報の収集に支障を生じてしまった。平時から様式等のマニュアルを整備しておくべきである。

オ 港湾班の対応

(ア) 港湾課

発災直後は、各港湾（区）が津波の被害を受けたため、事務所職員の安否や各事務所の被害状況の確認を優先することとした。

職員の安否確認後は、大津波警報が発令されていたことから、十分に注意をしながら調査を行うよう指示し、各港（区）からの情報収集や港湾局への被害状況報告などを行った。

a 職員の安否等

【3月11日】

14:46 頃 発災直後、職員は一時屋外に避難しており、災害対策本部立ち上げに伴い業務を再開した。

24:00 頃 電話回線が復旧し、すべての職員との連絡がとれ、無事が確認された。

【3月12日】

明け方まで 各事務（業）所となかなか連絡がとれない状態であったが、明け方までには連絡がとれ、大津波警報中のため、注意を促すとともに、各港区において待機体制をとり、情報収集を実施することとした。

b 被害状況の確認及び情報収集

【3月11日】

17:00 頃 ・ 各港（区）からの情報収集を開始した。
・ 港湾課職員2班による現地調査を実施したが、常陸那珂港区へ向かった班は途中の橋梁が通行できず引き返すこととなった。

18:00 頃 ・ テックフォースに応急対策や被害拡大防止等の活動を依頼した。
・ 3班体制により待機体制をとることとした。

【3月12日】

随時 各事務所からの情報収集及び国への被害状況報告を実施した。

17:10 土浦土木事務所から土浦港の液状化状況の連絡が入った。

18:00 2班体制により待機体制をとることとした。

【3月13日】

随時 ・ 各事務所からの情報収集及び国への被害状況を報告した。
・ 各事務所からパトロールの実績報告を受け、各種関係機関と災害復旧の実務対応の調整を実施した。

13:00 F A Xが使える事務所はなく、メールが使えるのは鹿島港湾事務所のみという状態であり、なかなか詳細な被害状況が入ってこない状態が続いた。

14:00 頃 各事務所幹部職員を招集し、対策会議を行った。

18:00 2班体制により待機体制をとることとした。

港湾班の検証

○地震発生直後の確認方法

- ・ 発災直後、各事務所と電話連絡が取れず、職員の安否や被災の情報を得ることができなかった。最終的に連絡が取れたのは12日未明となった。電話回線だけでなく、メールなども活用した安否確認方法のマニュアルづくりが必要である。

○休日や夜間の参集及び配備体制

- ・ 今回の震災は、平日の昼間に発生したために、港湾課の職員の多くは在庁していた。しかしながら、居住地が県庁から遠い職員も多いため、今後、休日や夜間の参集・配備体制については再検証が必要である。

○情報の錯綜

- ・ 電話回線が復旧してからは、事務所及び関係機関から情報が入るようになったが、同様の情報が多方面から入り、窓口もうまく一本化できなかったため、混乱をまねくこととなり、現場への指示の統一がとれなかった。今後は、各事務（業）所と港湾課間の情報の流れと職員の役割分担を明確に整理すべきである。

(イ) 出先施設・所管施設

a 茨城港日立港区事業所

(a) 被害状況の確認及び対応

【3月11日】

- 14:46 頃 コンクリート舗装の臨港道路の液状化により、目地部から地下水の吹き上げが見られた。
- 15:00 頃 ・ 港内で作業をしていた工事業者の作業員 6 名の無事を確認した。バックホウのみ港区事業所敷地内に退避させ、高台へ避難させた。
・ 港内に停泊していたほくれん丸が沖へ避難した。
- 15:20 頃～ 津波（最大 4.2m）が襲来し、ふ頭用地が浸水した。
- 15:40 頃 再度津波が襲来した。港内臨港道路及び事務所敷地が一部浸水し、また、その後大津波警報発令により、事務所職員 12 名の自家用車を敷地内高台に退避させるとともに、事務所背後地高台へ避難した。
- 16:50 頃 津波の襲来により港内が水没した。港内のふ頭用地（臨港道路から東側）はすべて浸水した。
- 17:15 頃 大津波警報は発令中であるものの、待機体制をとり情報収集を行うため、所長以下 5 名が事務所へ戻った。
- 18:00 頃 ・ 再々度津波が襲来（最大波）し、港内のふ頭用地はほぼすべて浸水した。
・ 国道 245 号線では、多数の車両が津波に飲み込まれ、事業所の裏門がほぼすべて水没したものの、高低差の関係で庁舎内には浸水しなかった。
・ 日没及び大津波警報が発令中であったため、港内パトロールは実施できなかった。
- 19:00 頃 第 5 ふ頭地区に浜出ししてあった完成自動車から発火した。
- 20:00 頃 ・ 日立港区事業所 2 階会議室にて、所長以下職員 5 名及び休日夜間の警備業者 1 名で待機した。
・ 第 5 ふ頭地区の水没した完成自動車（約 1,600 台程度）のうち、一部が延焼（約 500 台）し、爆発音が聞こえたため、臨港消防署へ消火依頼をしたが、門扉が施錠されていたため第 5 ふ頭へ進入できず、初期消火作業を行うことができなかった。

【3月12日】

- 6:00 頃 ・ 2 班に分かれて港内を巡視した。
・ 港内各所で液状化や地震、津波によるふ頭用地の陥没、岸壁の損傷等が確認されたが、第 5 ふ頭には進入できなかった。
・ 国道 245 号線より西側の地域も、瀬上川や茂宮川の津波遡上及び堤防を越流したことにより、日立市久慈町及びみなと町の広範囲にわたって浸水し、車両や近隣店舗等が被害にあっていることを確認した。
- 6:30 頃 港湾課と連絡が取れ、被害の概要等を伝えた。
- 11:00 頃 ・ 門扉が開放され、第 5 ふ頭内への進入が可能になった。
・ 他のふ頭と同じように液状化や地震、津波によるふ頭用地の陥没、岸壁の損傷等が確認された。

- ・ 完成自動車の延焼状態を確認し、臨港消防署員が同行して消火作業を行った。

【3月13日】

- 4:00 頃～
- ・ 大津漁港、平潟漁港、川尻港及び河原子港の現場調査を実施した。各（漁）港とも液状化や地震、津波によるふ頭用地の陥没、岸壁の損傷等同様の被害を確認した。
 - ・ 河原子港を現地調査し、周辺民家は全壊5、6棟、半壊2棟。堰堤2箇所破損を確認した。
- 9:00 頃 港湾課及びテックフォースが来所し、被害状況を確認した。
- 17:20 まで 終日、ふ頭用地の陥没箇所等に立入禁止措置を行い、すべての立入禁止措置を完了した。

日立港区事業所の検証

○通信手段の確保について

- ・ 日立市全域が停電したため、NTT通常回線及び県防災電話は不通となり、携帯電話も通話ができなかった。このため、休暇中の職員、土木部港湾課及び農林水産部水産振興課との連絡が取れなかった。3月16日16時ごろ電力が復旧するまで、一部非常用電源を用いていたが、容量が小さいうえに燃料がガソリンであるため、当時の燃料逼迫状況では使用が限られた。防災電話も電力使用のためほとんど使い物にならず、一番使えたのはNTTの災害時優先電話であった。災害時の通信手段の確保について検討する必要がある。

○電池の買置きについて

- ・ 被災現場で情報収集に役に立ったのは、日立市防災無線、ラジオ、新聞等アナログなものであり、電池の買置きが役に立った。

○災害時の行動計画等の策定について

- ・ 事務所で災害時の行動方針を作成していなかったため、一次避難先がバラバラとなり、通信手段もなかったため、その後の指揮系統がしばらく機能しなかった（11、12日）。また、第5ふ頭は、委託業者に入構者等の管理を任せており、その業者が門扉を閉鎖し退避したため、一時出入りができなくなった。一次退避先や非常時持出し品等を具体的に定めた事業所における災害時行動計画を作成しておく必要がある。

b 茨城港湾事務所

(a) 被害状況の確認及び対応

【3月11日】

- 14:46 頃 発動発電機を運転し、一部電源及び防災無線の通信機能を確保した。
- 16:00 頃
- ・ 茨城ポートオーソリティの職員から被害状況を聞き取り、情報収集した。
 - ・ 臨港道路4号線のベルコン横断箇所段差が生じ、北ふ頭内の車両の脱出が妨げられたことを確認した。
 - ・ 待機班として職員の半数が事務所に残った。

【3月12日】

- 6:00 頃 ・ 2班による現場パトロールを実施し、被害状況を港湾課に報告した。
- ・ 応急復旧のため、常陸那珂災害防止協会に早期復旧箇所を指示した。
- 9:00 頃 テックフォースが来所し、被害状況を確認する。

【3月13日】

- 19:00 茨城海上保安部から、漂流していた漁船（磯前丸）は那珂港漁港に曳航救助し、直轄DCL（ケーソン曳航装置）については阿字ヶ浦海岸に漂着した旨連絡があった。

茨城港湾事務所の検証

○設計書等の資料の散逸について

- ・ 港湾事務所は、津波の影響がない場所にあったが、設計書等の資料については、北ふ頭倉庫に保管していたため、津波により散逸してしまった。
- ・ 港湾事務所が移転し平屋の事務所であることから、設計書等の資料の保管方法について、バックアップ等を含め対策を検討する必要がある。

c 茨城港大洗港区事業所

(a) 被害状況の確認及び対応

【3月11日】

- 14:50 大津波警報発令が発令され、大洗町から避難命令が出たため、在庁事務所職員（3名）全員が高台へ避難した。
- 15:00 ・ 茨城港湾事務所及び港湾課に地震による被害状況を報告するとともに、茨城港湾事務所及び港湾課の指示により事務所内で待機した。
- ・ 所員の安否確認を開始した。
- 15:15 津波第1波が来襲した（津波高約1.8m）。ふ頭は岸壁越波・浸水はせず。
- 15:43 ・ 津波第2波が来襲した（津波高約3.9m）。ふ頭は岸壁越波・浸水し、事務所周辺も20～30cmの水深となり、機械室が浸水した。
- ・ 停電により電源が喪失し、NTT固定電話も使用不可となった。非常用バックアップ電源により防災行政無線が30分間稼働後に停止した。
- 16:52 ・ 津波第3波が来襲した（津波高約4.9m）。
- ・ 大洗港区事業所は車庫（公用車1台水没）、倉庫が約1.2m浸水した。事務室建屋は、床面が1m高いため、湧水により正面玄関等出入口周りの一部が浸水した。
- ・ 低床部のボイラー施設及び浄化槽施設が水没し、空調機器及び下水道が使用不可となった。車庫（4枚）及び倉庫（2枚）のシャッター破損のほか、職員自家用車が水没（3台）した。
- ・ 新旧フェリーターミナルビルが約1.7m浸水し、港内電気設備（引込分電盤、自家発電機）が水没により電源喪失した。停留中シャーシ、乗用車、諸雑物等が水没及び港内海中へ落下する等の被害が発生した。
- 17:30 高台に避難していた職員が事務所に戻り、関係機関からの情報収集を開始するが、電話回線使用不能等により通信は非常につながりにくかった。

18:00 職員全員の安否の確認を完了した。

20:00 夜間の港内確認は危険が伴うとともに、引き続き津波警報が発令されているため、周囲の安全を確認後、事務所在庁中の全職員を帰宅させた。

【3月12日】

- 5:00
 - ・ 被害概要把握のため、自転車2台による港内パトロールを実施した。
 - ・ 津波浸水区域は公安・消防当局により関係者以外立入禁止の措置がとられた。大洗港区は全域が浸水区域に含まれた。
- 6:30
 - ・ 各ふ頭での被害状況、液状化の状況、事業所の浸水状況（約1.2mの床上浸水）等を確認し、港湾課へ報告した。以後、随時確認し、調査結果を報告した。
 - ・ 大洗副町長から、サンビーチを津波により発生した産業廃棄物（瓦礫）の置き場としたい旨の連絡があり、事務所の判断で許可を出した。
- 7:20 防災ヘリの映像により、被害状況（マリーナ地区ではプレジャーボートが散乱し壊滅状態、港内荷さばき地に留置中のシャーシが散乱）を確認した。
- 7:40
 - ・ 現場パトロールによる被害状況を確認した。
 - ・ 漁港区の岸壁背後ふ頭用地の5~10cm沈下を確認した。南防波堤内側物揚場の崩壊状態を確認した。また、漁港区全体において、漁船が打ち上げられ、魚網が流出し、陸上部にはがれきが散乱していることを確認した。
 - ・ 隣接県道水戸鉾田線は車両等が散乱しており、通行が難しい状況であった。
- 9:00 大洗町役場内に臨時対策本部を設置し、関係機関からの情報収集・報告に当たるとともに、町との情報交換を実施した。
- 13:50 大洗町役場内にて、大洗町、茨城ポートオーソリティ、商船三井フェリー及び当事業所の4者で情報の共有化を図るとともに、今後の当面の対応策について協議した。
- 14:30
 - ・ 大津波警報から津波警報に切り替わったことが確認できたため、被害状況の調査を開始し、第2ふ頭岸壁周辺及び泊地を目視調査した。
 - ・ マリーナ地区において、栈橋及びクレーンレール電気施設の破損を確認した。プレジャーボートの散乱、水没、隻数から船舶の流出を確認した。
- 17:00 茨城港湾事務所において所内所長課長等会議を開催し、今後の対応等を協議した。
- 19:30 茨城海上保安部から港内に多数の浮流物や半没コンテナが存在し、フェリーターミナル岸壁前面には一般車両やシャーシ等が転落するなど着岸に支障が出るおそれがあり、早急な対応が必要なことを協議した。

【3月13日】

- 8:30
 - ・ 事業所内で最低限の活動ができるよう非常用電源を確保した。
 - ・ 情報収集のためのテレビ及びラジオを使用可能にし、また、通信回線（NTT固定電話）及び作業用PC（1台）の作業環境の復旧を実施した。
- 10:00
 - ・ 事業所内に大洗港区の対策本部を設置した。
 - ・ 大洗港区で工事施工中の建設会社等、応急復旧に必要な機器の確保及び使用可能性等についての情報を収集した。

- 19:00 ・ 茨城海上保安部からの情報収集を行った。
- ・ 第2ふ頭「あかぎ」接岸岸壁前面の海面及び海底調査を実施した結果、魚網が団子状態で落下しているのを確認した。また、岸壁反対側の漁港内海中に車両約10台及びコンテナが転落しているのを確認した。

茨城港大洗港区事業所の検証

○非常時の業務執行上準備すべき物品等

- ・ 通信手段の確保：防災訓練等で使用した携帯電話は、初動時期の通信手段としては、危機管理上想定以上に脆弱であることが露呈したため、国レベルでの衛星通信網の整備や通信施設の容量の拡大など強力な通信手段の整備が不可欠である。
- ・ 緊急時の交通手段の整備・確保：ガレキ・堆積土砂等で乗用車の利用が困難であったことから、オフロード用自動車、バイク・自転車等の整備が必要である。
- ・ 燃料及び食料の確保：継続的初動体制の維持には、従事者の食料と現場への人員・物資輸送車両の燃料が必需品となるが、特に初動時期はどちらも入手が困難であったため、必要量を勘案し一定量の備蓄が必要である。

○電源の確保

- ・ 津波により電源を喪失したことにより、通信手段・情報収集機器等の使用が不可能となった。非常用電源設備が浸水により使用不能となったため、復旧においては非常用電源の確保を念頭に設備及び稼働用燃料を整備・備蓄することが肝要である。業務継続計画に基づく業務の実施を確保するためにも、臨港部・臨海部の事業所にとっては重要な視点の一つと考えられる。

○効果的な事業者との連携

- ・ 災害発生後直ちに、復旧作業に必要な機材や人材を確保するための情報収集を当該港湾で作業に従事中の専門業者と連携して行い、迅速に復旧事業を開始できたことは、非常時の措置としては有効なものであった。
- ・ 諸規定の整備が課題となるが、事業発注契約時において、非常時の対応に関する項目の規定があれば、相互により緊密な復旧初動作業を開始できる可能性がある。

○災害発生時の職員への勤務命令及び安全確保

- ・ 緊急時の防災活動においては、「安全第一」又は「危険が伴う職務遂行」のいずれの行動をとるべきか判断は非常に難しい。判断を誤ると2次災害、3次災害となるおそれがある。

○市町村、関係機関との連携・協力

- ・ 災害復旧では、被害状況を早急に把握し、各港の特色を踏まえた復旧計画を立案し、各関係機関へ提示することで相互協力を確保することが大切である。

○非常時の情報管理、漏洩防止

- ・ 周辺の商業施設では、災害に紛れた窃盗事件等が発生したため、官公庁においては非常時に機密情報又は個人情報が出漏らないようその管理と非常時の業務継続計画を踏まえた情報の確保をする必要がある。

○行政情報ネットワークの脆弱性

- ・ 被害状況の本庁への報告等電子メールを活用した被災写真等の送受信が最も効率的で有用な手段であるが、情報が最も必要な被災直後に電源喪失により緊急対応ができなかった。無停電電源装置（UPS）によるバックアップにも限界があり、非常用の電源の確保と共に、サーバー等への非常時の電源接続方法等の手順を取りまとめ、周知しておく必要を痛感した。

○緊急時の事務所機能の確保

- ・ 本来ならば対策本部を震災直後に事務所内に設置することが望ましいのだが、現在の立地場所では、事務所自体が津波の被災を受けやすいため、本部の開設及び職員の安全や公用車等の交通手段の確保対策等も含め、緊急時の事務所機能をどのように確保するか検討する必要がある。

d 鹿島港湾事務所

(a) 被害状況の確認及び対応

【3月11日】

14:50 大津波警報の発令を受け、事務所職員全員が事務所屋上へ避難した。

18:00 頃 職員全員の安否を確認した後、職員全員で待機することが決定した。

21:00 頃 ・ 職員によるパトロールを実施した。

- ・ 南・北公共臨港道路にて、津波により自動車やコンテナ等の流出物が散乱しているのを発見した。

【3月12日】

5:00 頃 ・ 現地調査による被害状況を確認し、港湾課に報告した。

- ・ 直轄製作中のケーソン3函が海上へ流出していることを海上保安部に通報し、その他、コンビナート内の三菱化学(株)のローディングアームの倒壊や新日鐵住金(株)の火災を確認した。

6:45 直轄ケーソンが、鹿島オイルバース、魚釣り公園及び居切島バースに浮遊しているのを確認した。

7:30 現地パトロールによる被害状況を確認し、港湾課へ報告した。

13:00 鹿島埠頭(株)から、以下の報告を受けた。

- ・ 南公共ふ頭にある物流センターは、2階付近まで浸水し、1階は全壊の状態。
- ・ 北公共ふ頭の福利厚生協会の建物が流出。
- ・ その他、車両の浸水、中央船溜まり船員待合室が全壊状態等。

13:10 ・ 現地パトロールによる被害状況の確認を実施した。

- ・ 北公共ふ頭：受水槽の補修を試みたが止水できなかった。岸壁エプロンと野積み場の境界に20～50cmの段差を、また、リーファー施設の損壊や街灯の倒壊、ソーラスフェンスの倒壊を確認した。
- ・ 南公共ふ頭：ソーラスフェンスは2/3が倒壊。警備員詰所は流されており別の場所で発見した。
- ・ A岸壁背後が約80cmの陥没。また、E、F岸壁への進入道路は舗装がめくれ、侵入できない状況であった。

【3月13日】

- 15:00 鹿嶋市から、新浜緑地のモニュメント、照明灯が倒壊し、大きく陥没していること、グラウンドが液状化しているなどの情報を入手した。
- 16:00 鹿島港湾運送(株)から、県道栗生木崎線に流出したコンテナについて撤去作業を実施中との連絡が入った。

鹿島港湾事務所の検証

○休日や夜間の参集・配備体制について

- ・ 本災害は、平日昼間に発生したために、事務所職員の多くは在籍していた。しかし、住居地が事務所から遠い職員が多く、今後、休日や夜間の参集・配備体制については再確認が必要である。

○非常用発電器が小型のもので、短時間しか作動しなかった

- ・ 事務所には移動式の自家発電設備があるが、容量が小さく、また、継続運転時間が約3時間程度と限られていることから、夜間に電源が切れてしまい、災害対応に支障が生じた。予備燃料が確保されておらず、ガソリンスタンドの供給が限られていたことから、この調達に非常に苦労した。
- ・ 今後は、大容量の発電機の設置検討や、予備燃料を十分に確保しておくべきである。

○水、食料、燃料等の確保が困難であった

- ・ 災害によりライフラインが壊滅状態であったこと、また、ガソリン等の燃料の供給が限られていたこと、食料の調達も困難な状況であったため、日頃から災害に備えておくべきである。

カ 都市計画班の対応

県施行の土地区画整理事業を所管するつくばまちづくりセンター及び竜ヶ崎工事事務所から被害及び対応状況についての情報を収集するとともに、県内の土地区画整理事業・市街地再開発事業等の被害状況確認を実施した。

(ア) 都市計画課，都市整備課

【3月11日】

17:30 県施行の土地区画整理事業に関する被害及び対応状況について、関係出先機関（つくばまちづくりセンター，竜ヶ崎工事事務所）に随時報告を行うよう指示した。

【3月12日】

7:30 土地開発公社入居ビルが被災したため、職員が土地開発公社管理地（ひたちなか地区）の被害状況を確認したが、大きな被害はなかった。

9:27 都市整備課所管の土地区画整理事業・市街地再開発事業における被害状況の報告を17:00までに提出するよう、各事業の施行者に対し依頼した。

21:14 都市整備課所管の土地区画整理事業における都市災害復旧事業被害状況報告書を3月13日17時まで提出するよう、各事業の施行者（市町村，組合）に対し依頼した。

【3月13日】

13:00 ・ 3月12日に依頼した都市整備課所管事業における被害状況について、電話にて聞き取りを実施した。

- ・ 8地区で被害を確認し、そのうち、ひたちなか市、鹿嶋市及び水戸市の計3地区においては、都市災害復旧事業の申請予定とのことであった。



土地開発公社事務室の被害状況

(イ) 出先施設・所管施設

a 都市計画班所管事業施行事務所

(a) つくばまちづくりセンター（TX沿線地域区画整理事業及び関連道路事業所管）

- ・ 3月11日（14:50）、12日（8:00・19:00）及び13日（5:30・16:30）に管轄区域内の主要施設及び宅地の状況について、職員及び委託業者が目視での点検を実施した。
- ・ 点検結果として、被害状況を3月11日（21:00）、3月12日（10:30・20:00）及び3月13日（8:00・17:00）に都市整備課・つくば地域振興課に報告した。

（3月11日～13日の被害状況及び対応）

	伊奈・谷和原地区	島名・福田坪地区	上河原崎・中西地区
3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地の擁壁沈下（301街区）、宅盤の亀裂、都市軸道路擁壁部、歩道に亀裂、原山橋取付スロープの路面沈下、取付階段の沈下（供用済）→経過観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新都市中央通り線歩道の沈下・陥没（供用済）→バリケード設置 ・ 水道管破裂（未供用）→施工業者に対応指示し止水 ・ 新都市中央通り線歩道部の下水管の浮き上がり（液状化の影響）（未供用）、道路腹付け盛土クラック滑り（島名みどり橋前後、道路部は影響なし）→経過観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・ つくば真岡線バイパスの水道管破裂→管理者（つくば市）に連絡 ・ 区画道路L型側溝のひび割れ・ズレ（供用済）、西谷田川支川接続部の水路ボックスにズレ（施工中）→経過観察
3月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路2号線の車道クラック→充填剤による補修予定 ・ 新原山橋の歩道段差（T=5 cm）→カラーコーン設置による注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・ つくば真岡線バイパス歩道切回し道路のひび割れ→経過観察 	
3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新東楯戸橋の歩車道境界段差（T=5 cm）→車両通行可能であり経過観察 		



宅地の擁壁沈下



道路腹付け盛土クラック滑り

b 竜ヶ崎工事事務所（阿見吉原土地区画整理事業所管）

- ・ 3月11日（14:50）、12日（10:10）及び13日（6:30）に管轄区域内の主要施設及び宅地の状況について、職員及び委託業者が目視での点検を実施した。
- ・ 点検結果として、被害状況を3月11日（18:00）、3月12日（13:00）及び3月13日（9:00）に都市整備課及びつくば地域振興課に報告した。

(a) 被害状況及び対応

- ・ ダイレクトアクセス（管轄区域内町道）のボックスカルバートにクラック→3月11日 15:23 通行止め。
- ・ 桂川橋梁下部堤体にクラック→経過観察。
- ・ 車道部にクラック→経過観察。
- ・ ダイレクトアクセス擁壁に1.5cmの隙間→クラック（3月11日確認）を含めて、車両通行に支障なしと判断し、3月13日 7:10 通行止め解除。



ダイレクトアクセス擁壁の隙間

都市計画班の検証

○通信手段の確保等について

- ・ 基本的に「土木部地震災害時行動マニュアル」に基づき対応したが、電話回線が長時間にわたり不通になるなど想定を超えた事態も発生したため、今回の対応を踏まえ、通信手段の確保等について更に対応の検討が必要である。

キ 公園街路班の対応

(ア) 公園街路課

公園街路課では、東日本大震災の発生した初動3日間、所管する県営都市公園の現状及び被害の状況について情報収集を行った。

災害対応のための職員配置体制としては、初動3日間は課員を4班に分け、それぞれの班員を6名を基本に編成し、順次待機体制を敷いた。

所管の県営公園について、それぞれを管理する指定管理者及び土木（工事）事務所に対して被害状況の確認及び報告を求めた。その結果、応急対応が必要な施設について、公園街路課からシート養生や立入禁止措置の指示を行った。

【3月11日】

17:30 弘道館事務所から、学生警鐘倒壊の報告があった。

18:17 ・ 洞峰公園管理事務所から、人的被害なし、赤塚公園の園路、トイレ建物等異常なしの報告があった。

・ 洞峰公園管理事務所の判断により北・南駐車場を避難場所として無料開放しているとの報告があった。また、有料公園施設は臨時休園中との報告があった。

・ 公園街路課の判断で洞峰公園管理事務所に3月12日の臨時休園決定を指示した。

18:28 大洗公園管理事務所から、大洗町民が避難中との報告があった。

18:50 保健体育課から、笠松運動公園の体育館において天井パネルが落下し、けが人2名が救急車搬送された旨の報告があった。

18:40 保健体育課から、堀原運動公園及び東町運動公園けが人なしとの報告があった。

【3月12日】

8:00 土木部所管公園から公園街路課に8時現在の被害報告があった。

12:30 余震により、所管公園崩壊のおそれがあるため、水戸土木事務所からJR水戸支社へ状況を報告した。

19:00 全市町村あてに、13日18時までには被害状況の報告をするよう依頼した。

20:00 土木部所管公園から公園街路課に、現在の被害状況の報告があった。

【3月13日】

9:00 公園街路課から土木部所管の各公園に対し、被害報告の取りまとめを依頼した。

13:20 公園街路課が公有財産被害報告の取りまとめを行った。

16:00～ 公園街路課から市町村に対し、市町村管理の各公園の被害報告を依頼した。

(イ) 主な出先機関

a 偕楽園：水戸土木事務所

【3月11日】

17:10 偕楽園公園センターの判断により好文亭及び梅桜橋を閉鎖し、南崖地割れエリアへの立入りを規制した。

【3月12日】

12:00 まで ・ 偕楽園南崖において、県職員とテックフォースで合同の現地調査及びコンサルタントによる変状計測を開始した。

・ 拡張部全域において、造園業協会による現地調査を実施した。

【3月13日】

9:00 災害協定に基づき、茨城県造園建設業協会によってバリケード等の応急処置が行われた。

b 弘道館公園：水戸土木事務所

【3月11日】

17:30 弘道館事務所の判断により有料エリアを閉館した。

c 港公園：潮来土木事務所

【3月12日】

- ・ 駐車場にバリケードを設置し、公園の全面閉館措置を実施した。

【3月13日】

6:00 潮来土木事務所による被害状況確認を実施した。

午後 損壊の著しい箇所カラーコーン、看板等を設置した。

(県営都市公園の開園、被害の取りまとめ状況)

公園	被害状況
偕楽園：本園部休園	南崖（JR接近部分）の地割れ幅は、最大10cm、段差約30cm、長さ5m程度が多数あり、全体延長100m。 エレベータ付近液状化により30cmの段差、本園下園路40cmの段差、偕楽橋の千波湖側40cmの段差、好文亭の雨戸壊れ、3箇所のトイレの瓦・壁崩れ、拡張部園路の段差、クラック
弘道館：有料エリア休園	学生警鐘が全壊、築地塀の西側、北側ほとんどの瓦が落下、戟門の壁がはがれ、種梅記碑が約30度後ろに傾く、八卦堂の大理石部分の下部が崩落、弘道館全館の漆喰のはがれ、至善堂の屋根瓦ずれ（落下のおそれあり）、孔子廟の可動式の扉が落下
千波：開園中、一部バリケード	園路石畳破損
県庁東：開園中	公園街路課の確認によって大きな被害なし
沢渡川：開園中	偕楽園センターから調査中との報告
桜川：開園中	偕楽園センターから調査中との報告
笠間：あそびの杜休園、 その他開園	あそびの杜大型遊具がゆがみ等破損、園路亀裂3箇所、水道管破裂
大洗：休園、津波警報発表中	大洗公園管理事務所が部分破損
大子：有料公園施設休園、 その他開園	場内メイン園路が波打ち、法面土砂くずれ、森林散策路（7月滑り箇所）の滑り拡大、その他施設は大きな被害なし
鹿島灘：津波警報発表中	1/3の屋根瓦損傷、園路駐車場にひび割れ多数
港：休園、津波警報中	展望塔の外観は被害なし、陥没あり（津波警報のため、詳細不明）
北浦川：開園中	大きな被害なし
洞峰：有料施設休園	体育館の窓ガラス割れ、池護岸と芝生に段差
赤塚：開園中	大きな被害なし
霞ヶ浦：体育館閉館、 その他開園	体育館2階天窗破損
県西：開園中	受水槽亀裂
砂沼：開園	調査中

(3月12日20時現在)

公園街路班の検証

○情報収集の課題

- ・ 住民の避難状況や飲料水の配給状況について情報が乏しく、地元市町村への連絡も一部混乱したため、公園管理者としてどう行動すべきかを定めるための情報収集について今後検討すべきである。

ク 下水道班の対応

県の8処理場について、利根浄化センターを除く7処理場で停電により水処理が停止した。そのうち3処理場については、設備等の点検後、自家発電設備の使用や商用電力の復旧次第、水処理を再開した。残りの4処理場（霞ヶ浦浄化センター、那珂久慈浄化センター、潮来浄化センター及び深芝処理場）は、配管類の破損箇所や汚泥掻寄機の損傷（チェーン外れ）について応急復旧を行い、自家発電設備の使用や商用電力の復旧及び軸封水の確保により、3月14日までに水処理を再開した。残りの3処理場については、設備等の点検後、自家発電設備や商用電力の復旧次第、水処理を再開した。

(ア) 下水道課

【3月11日】

- 16:00 職員の安否確認及び各下水道事務所の被害状況等の情報収集を行った。
- 20:00 2時間おきに被害状況を報告するように各下水道事務所に指示した。
- 21:00 20時時点の取りまとめデータを土木部企画室に報告した。
- 22:00 検査指導課より、管路管理業協会に協定に基づく職員の派遣要請を行い、3月12日8時から管路の点検を実施するよう指示を受けた。
- 23:00 管路管理業協会に、各下水道事務所に職員を派遣してもらうよう要請した。
- 23:30 管路管理業協会から、那珂久慈流域下水道事務所を除く全事務所に職員を派遣するとの回答を得た（那珂久慈流域下水道事務所への職員派遣については、3月12日に再度調整し派遣した。）。
- 23:40 各下水道事務所に、管路管理業協会職員の派遣及び管路管理業協会職員と連携した管路点検の実施を指示した。

【3月12日】

- 7:30 山梨県から支援要請の有無について確認の連絡があり、必要ない旨回答した。
- 8:00
 - ・ 8時時点の取りまとめデータを企画室に報告した。
 - ・ 管路管理業協会職員が各事務所に到着した。
- 8:30 管路管理業協会職員の管渠パトロール状況を取りまとめた。

(イ) 出先機関

a 霞ヶ浦浄化センター

【3月11日】

- 14:46
 - ・ 電気（処理場内、全ポンプ場（石岡、石岡第二、石岡第三、玉里、小川））、上水道及びガス供給が停止した。
 - ・ 雑用水タンクが破損したため、自家発電設備が稼働せず、管内滞留で対応するため、流入ゲートを全閉とした。

15:15 場内は15時3分に電気が復旧したものの、余震により再停電した。

- 22:25
- ・ 処理場内の電気が復旧した。
 - ・ 平常時に使っていた汚水ポンプが稼動不能になったため、臨時の汚水ポンプを稼動し、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム）の注入を行った。

【3月12日】

- 4:45
- ・ 水処理を再開した（軸封水なしで、汚水ポンプを稼動した。）。
 - ・ 土浦公共幹線 No.1 汚水ポンプ及び送風機の強制運転を行った。
- 5:10 土浦幹線 No.3 汚水ポンプを強制運転した。
- 5:30 各ポンプ場の点検及び石岡第2ポンプ場へA重油400ℓの搬送を維持管理業務委託業者（以降委託業者）に指示した。
- 7:15 土浦公共幹線 No.5 汚水ポンプを強制運転した。
- 8:30 下水道課の指示を受け、管路管理業協会会員と共に管路点検を開始した。
- 9:15
- ・ 非常用自家発電設備のない石岡第3ポンプ場、玉里ポンプ場及び小川マンホールポンプの電源確保のため、応急運転に対応できるよう設備業者に可搬型発電機の手配を指示した。
 - ・ その後、小川マンホールポンプより順次現場運転にて揚水を実施した。
- 9:22 石岡ポンプ場の非常用自家発電設備の運転を開始した。

【3月13日】

14:19～16:46 石岡第3ポンプ場、玉里ポンプ場、小川マンホールポンプ、石岡ポンプ場及び石岡第2ポンプ場の電気が順次復旧した。

b 利根浄化センター

【3月11日】

- 14:46
- ・ 水処理運転は継続、脱水施設及び焼却炉は点検のため運転を停止した。
 - ・ ポンプ場（豊里、大穂、河内第一、河内第二、新利根）で停電が発生した。
 - ・ 自家発電装置による運転を継続した（ポンプ場（豊里、大穂））。
- 15:06 河内第一及び新利根ポンプ場では、電気が復旧したため、運転を開始した。
- 18:36 河内第二ポンプ場では、ポータブル発電機による運転を再開した。
- 19:10 河内第二ポンプ場で電気が復旧した。

【3月12日】

- 8:30 下水道課の指示を受け、管路管理業協会と共に幹線管渠被害状況調査を実施した。
- 10:00
- ・ 水処理施設の汚泥掻き寄せ機が地震により停止したため、職員と委託業者により点検を実施し破損を確認した。
 - ・ 職員及び委託業者により水処理施設の池覆蓋の落下状況の点検を実施した。
 - ・ 二次処理水送水管周りの躯体からの漏水状況点検を実施し、管廊の水没防止のため、土木業者に依頼し、仮設水中ポンプを設置し排水を行った。
 - ・ 職員及び委託業者により場内管理用道路等被害状況調査を実施した。この結果を受けて、場内道路陥没箇所の緊急補修を土木業者に依頼した。
- 15:37, 47 豊里ポンプ場及び大穂ポンプ場で電気が順次復旧した。

【3月13日】

- ・ 土木業者が幹線管渠マンホール周囲の陥没箇所について、土木業者が復旧工事に着手した。

c 那珂久慈浄化センター

【3月11日】

- 14:46 ・ 地震発生により、焼却炉2基が非常停止となった。
・ 電気(処理場, 全ポンプ場(12箇所)), 上水道, ガス供給が停止した。
・ 日立及び常陸太田ポンプ場を除く他ポンプ場は自家発電設備により運転を継続した。
- 15:10 大津波警報の発表を受け、職員の緊急避難を行った。
- 19:00 ・ 避難先から事務所へ戻り、点検を開始した。
・ 処理場内の管理用道路が液状化により陥没し、車両の通行が困難となった。
・ 日立ポンプ場は津波による海水侵入により、沈砂池室が水没した。
・ 常陸太田ポンプ場の沈砂池室が水没した。
- 20:45 自家発電設備を稼働し、非常放流で対応した。
- 21:50 消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)の注入を開始した。

【3月12日】

- 5:00 ・ 日立ポンプ場及び常陸太田ポンプ場の沈砂池室の水没に対応するため復旧作業を設備業者に手配した結果、日立ポンプ場が復旧した。
・ 上水道の断水により東海ポンプ場及び日立ポンプ場の軸封水が絶たれたため、場内の処理水を運搬し、ポンプの運転を継続した。
- 9:00 ・ 各ポンプ場及び管渠(約82km)の点検を開始した(職員及び委託業者の2班体制で実施した。)
・ 管路点検の結果、日立幹線ほか6幹線にマンホール周辺沈下陥没が48箇所以上発生していた。
・ 各幹線の緊急点検契約業者に指示し、再パトロールを実施するとともに、カラーコーン等の設置により規制等を行った。
・ 通行不能となっていた場内道路を仮復旧し、車両の通行が可能となった。

【3月13日】

- 13:26 電気が復旧したが、余震に備え自家発電設備の運転を継続した。
- 23:36 商用電力による水処理の運転を再開した。

d 潮来浄化センター

【3月11日】

- 14:46 ・ 電気(場内, ポンプ場(辻, 牛堀, 境), 上水道及びガスの供給が停止した。
・ 施設保護のため、流入ゲートを閉めた。
・ 場内が液状化したため、自家発電設備の燃料配管が損傷し、自家発電設備の運転が不能となった。
- 19:41 ・ 手動による燃料の供給ができるようになったため、自家発電設備を強制稼働したが、上水停止による冷却水不足のため、自家発電設備による安定した電力供給ができなかった。

【3月12日】

- 7:00 処理水を利用した冷却水用仮設配管を設置するため、自家発電装置を停止した。

- 8:30 ・ 下水道課の指示を受け、管路管理業協会会員と共に管路点検を開始した。
- ・ 非常用自家発電機用燃料配管及び空気圧縮機の復旧工事に着手した（設備業者）。

16:00 仮設配管の設置が完了したため、自家発電設備を稼動し、水処理を再開した。

【3月13日】

0:00 全ポンプ場の電気が復旧したため、通常の運転を再開した。

12:00 幹線のマンホールから汚水が溢れた。

17:00 仮設発電機及び水中ポンプによりバイパス配管を設置し対応した。

e さしまアクアステーション

【3月11日】

14:46 処理場では停電が発生したため、自家発電設備により水処理運転を継続した。

15:00 処理場、ポンプ場及び管路の点検を委託業者に指示した。

18:38 猿島ポンプ場の電気が復旧したため、点検後に運転を再開した。

19:00 処理場内の自家発電設備用重油を手配した。

【3月12日】

6:00 職員及び委託業者により、処理場、中継ポンプ場及び幹線管路の巡回を実施した。

10:00 自家発電設備用重油 2,000ℓ入荷した。

11:30 自家発電設備用重油 1,000ℓ入荷した。

11:31 処理場の電気が復旧した。

12:40 商用電力による水処理を再開した。

f きぬアクアステーション

【3月11日】

14:46 ・ 停電が発生した（処理場、ポンプ場（関城、下妻、千代川第一、千代川第二、石下及び八千代））。

- ・ 処理場は自家発電設備により運転を継続した。

- ・ スプロケット部のチェーンがはずれたため、1系-2 最終沈澱池汚泥掻き寄せ機が停止した。

14:50 八千代ポンプ場の電気が復旧した。

15:00 場内、ポンプ場及び管路の点検を委託業者に指示した。

15:10 石下ポンプ場の電気が復旧した。

- ・ 関城ポンプ場の自家発電機の手配を建設業協会に依頼した。

- ・ 千代川第一ポンプ場用の自家発電機の手配を設備業者に依頼した。

20:00 関城ポンプ場にて自家発電機を設置し、運転を再開した。

【3月12日】

6:00 職員及び委託業者により、各処理場、中継ポンプ場及び幹線管路の巡回を実施した。

11:00 自家発電設備用重油 4,000ℓ入荷した。

23:10 千代川第一ポンプ場にて自家発電機を設置し、運転を再開した。

【3月13日】

6:50 自家発用重油を 4,000ℓ入荷した。

7:49～55 下妻ポンプ場，処理場内，千代川第一及び第二ポンプ場の電気が順次復旧した。

8:30 商用電力による水処理を再開した。

9:00 関城ポンプ場の電気が復旧した。

g 小貝川東部浄化センター

【3月11日】

- 14:46 ・ 処理場内及びポンプ場（明野，大和及びつくば）で停電が発生した。
- ・ 管内滞留を実施するため，流入ゲートを閉めた。
- ・ スプロケット部のチェーンがはずれたため，1系-1最終沈澱池汚泥掻き寄せ機が停止した。

15:00 処理場内，ポンプ場及び管路の点検を委託業者に指示した。

【3月12日】

6:00 職員及び委託業者により，各処理場，中継ポンプ場及び幹線管路巡回を実施した。

23:58 処理場内の電気が復旧した。

【3月13日】

- 1:00 ・ 水処理を再開した。
- ・ ポンプ場（明野，大和，つくば）の電気が復旧した。

h 深芝処理場

【3月11日】

14:46 停電が発生したため，流入と放流のバイパスゲートを開放して非常放流を開始した。

- 20:30 ・ 処理場内の電気が復旧した。
- ・ 各ポンプ場は停電のため，自家発電設備により稼働した。

【3月12日】

14:00 工水管の漏水を発見したため，設備業者に応急措置を依頼した。

18:00 A系返送汚泥配管伸縮管が破損しているのを発見したため，設備業者に応急措置を依頼した。

18:39 奥野谷，知手ポンプ場の電気が復旧した。

下水道班の検証

○災害時連絡体制や役割の明確化

- ・ 電話回線が復旧してからは，浄化センター及び関係機関から情報が入るようになったが，窓口が一本化できなかつたため，情報が錯綜し，同じ連絡を繰り返してしまうこともあった。災害時の連絡体制や役割の明確化を図る必要がある。

ケ 住宅班の対応

(ア) 建築指導課，住宅課

東日本大震災による建築物の被害（住宅で約21万2千棟，住宅以外で約1万9千棟）の状況を調査し，その後に発生した余震等による建築物等の倒壊や外壁・窓ガラス等の落下，付属設備の転倒，擁壁の崩壊等の危険性を判定することにより，人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として被災建築物及び被災宅地の危険度判定を実施した。

県営住宅においても、給排水、ガス等の設備配管の破損、敷地内の地盤沈下、建物の不同沈下及び傾斜、屋根瓦の落下等の被害を受けたため、速やかに復旧工事を実施した。

a 応急危険度判定

(a) 被災建築物の応急危険度判定

【3月11日】

18:00 建築指導課に判定支援班を設置した。

22:30 まで 水戸市他 4 市から応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の派遣要請があった。

23:30 (社)茨城県建築士会及び(社)茨城県建築士事務所協会（以下「建築関係団体」という。）に対し、判定士派遣を打診した。

【3月12日】

7:00～ ・ 各市町村の被害状況の把握及び判定士派遣要請の有無を確認した。

・ 5日間で延べ500人の判定士による被災建築物約1万棟の判定活動計画を作成した。

13:00 災害協定に基づき、建築関係団体へ民間判定士派遣の協力を要請した。

13:00 ・ つくば市において、県から判定士派遣を受けずに単独の判定活動を開始した。

・ 県西地区の病院で緊急の応急危険度判定を実施した。

16:00 行政機関の判定士の確保及び判定資機材の準備を行った。

【3月13日】

8:00～ 派遣要請のあった水戸市他 6 市町に対して判定士を派遣し、判定活動を開始した。

以後、市町村からの派遣要請（追加）を受け、当該市町村へ判定士を派遣。

(b) 被災宅地の危険度判定

【3月11日】

18:00 県庁建築指導課内に判定支援班を設置した。

【3月12日】

終日 各市町村の被害状況の把握及び被災宅地判定士派遣要請の有無を確認した。

【3月13日】

16:00 ・ 判定士の派遣要請があった小美玉市へ県の判定士を派遣することとした。

・ 他の 4 市については、県からの判定士派遣を受けずに単独の判定活動を行うとの連絡があった。

17:00 派遣活動計画を策定し、判定士の確保及び判定資機材の準備を行った。

b 県営住宅被害状況の確認

【3月11日】

16:00 県営住宅の被害状況把握のため、現地調査について、班分けや調査エリアの割当て及び調査内容の確認など指定管理者である(一財)茨城県住宅管理センターと調整を行った。

【3月12日】

8:00 72 団地（7 班体制）の被害状況調査を行い、21 時に取りまとめた。

- 23:00 ・ 被害箇所の修繕等の対応について、住宅管理センターと調整した。
- ・ 住宅管理センターにて各団地の指定工務店に応急修繕を手配した。

【3月13日】

- 8:00 75団地（7班体制）の被害状況調査を行い、21時に取りまとめた。
- 22:00 ・ 被害箇所の修繕等の対応について、住宅管理センターと調整した。
- ・ 住宅管理センターにて各団地の指定工務店に応急修繕を手配した。

（被害状況を調査した団地の状況）

	班	調査方面	団地名
3月12日	1	水戸市	湖畔，台町，横宿，竹隈，若宮西，若宮，明星，代官町，蓮池町
	2	県北	東海，石神，金砂郷住宅，大里，大宮住宅，大宮，上小瀬，下桧沢，桂たかね住宅，十万原，藤が原
	3	日立市	久慈浜，和田前，根道，小峰，金沢，金沢第二，諏訪，末広，高鈴
	4	ひたちなか市	勝田，市毛，堀口，柴田，三反田，宮前，大島，稲田，田彦，東石川，もみじが丘，勝倉，ひたちなか，西十三奉行
	5	水戸市	植松，西妻，見川，見和，見和東，桜川，桜川テラス，桜川東，桜川第二テラス，桜ヶ丘，西原，新原，石川，石川第二
	6	桜川市	真壁，岩瀬御領住宅，番匠免住宅，岩瀬，羽黒，岩瀬曾根
	7	県西	二木成，たかの巣，結城，かなくぼ，平和町，新久田，古河，下妻，石下
3月13日	1	県北	関本，高萩，十王，十王住宅，十王山部，田尻，上田沢，田尻浜，滑川，滑川第二，浜の宮，平和通り，久保田
	2	鹿行	鹿島，土合ヶ原，浪逆，浪逆第二，日の出住宅，牛堀，結佐
	3	水戸市	千波，千波西，桜川西，桜川西第二テラス，六番池，東山
	4	県央	友部，松山，松山住宅，笠間，笠間住宅，福原，高天原，会神原，河和田
	5	水戸市	赤塚，双葉台，双葉台東，東前，百合が丘，けやき台，釜神町，並松町，五軒町，長町，桜の郷
	6	県南	ささぎ，小野崎，手代木，松代，桜，春日，つくば島名，都和，新治住宅，常名，ひばり，神立南，神立，千代田，石岡南台，石岡鹿の子
	7	県南	大房，大房住宅，中，大岩田，阿見，北竜台，長山，奈戸岡，大原住宅，大原テラス，井野住宅，守谷，薬師台

（主な被害状況）

日付	被害内容
3月12日	ライフライン関係の地中埋設配管断裂（すべての団地），屋根瓦の破損（大宮住宅ほか），受水槽パネルの破損（柴田アパートほか）
3月13日	ライフライン関係の地中埋設配管断裂（すべての団地），液状化による地盤沈下（日の出住宅ほか），敷地内の法面崩壊（釜神町アパート），受水槽パネルの破損（釜神町アパートほか）

c 応急復旧活動

(a) 県営住宅の応急復旧

県営住宅のライフライン確保のため、(一財)茨城県住宅管理センターが指定する地元の指定工事店により応急的な修繕を実施した。

(b) 主な修繕内容

- ・ 給排水管やガス管などのライフラインの復旧
- ・ 受水槽の応急的な復旧
- ・ 屋根瓦の破損箇所のシート張付け
- ・ 陥没箇所の砕石敷き詰め

d 県有施設の現地調査

県有施設の管理者・所管課からの依頼を受け、技術系職員が施設の立入りや使用を継続する際の危険度に関して緊急調査を実施した。

【3月11日～12日】

- ・ 管財課から依頼を受け、議会棟の現地調査を実施した。

【3月12日】

- ・ 病院局から依頼を受け、県立中央病院の現地調査を実施した。
- ・ 秘書課から依頼を受け、知事公館の現地調査を実施した。

【3月13日】

- ・ 生活文化課から依頼を受け、県民文化センターの現地調査を実施した。
- ・ 消防防災課より依頼を受け、消防学校（本館・寮舎・訓練棟）の現地調査を実施した。
- ・ 管財課から依頼を受け、三の丸庁舎の現地調査を実施した。
- ・ 農政企画課から依頼を受け、農業大学校の現地調査を実施した。

住宅班の検証

○応急危険度判定について

- ・ 本県では、平成16年度から応急危険度判定模擬訓練や判定コーディネーター養成訓練等を実施してきており、それらの訓練が今回の災害での応急危険度判定活動では活かされた。
- ・ 建築関係団体と平成20年2月に締結した「災害時における対策業務の応援協力に関する協定」に基づき判定士派遣の協力要請を行った結果、400名近くの民間判定士を確保できたことは極めて重要な成果であり、今後も引き続き、建築関係団体との連携強化を図る必要がある。
- ・ 判定士の派遣に関しては、必要な判定士を確保しても、ガソリン不足により要請のあった市町村へ十分な判定士を派遣できなかったため、活動に必要な燃料の確保について検討しておく必要がある。
- ・ 被災宅地の危険度判定については、被災宅地判定士登録について市町村間でばらつきがあるため、不在市町村の職員の登録を働きかける必要がある。

○県営住宅の復旧について

- ・ (一財)茨城県住宅管理センターと復旧工事を行う指定工事店との連絡体制について、特に県北地域は長時間の停電により通信機能が麻痺し、双方からの連絡ができない状況が続き、被害調査及び復旧工事の進捗を確認することに支障があった。

- 調査の移動手段は公用車や管理センターの業務用車であったが、県営住宅は県全域にあることもあり、燃料の供給不足から被害状況の把握や入居者対応業務に影響があった。平常時から燃料の確保を検討しておく必要がある。

コラム 10

東日本大震災を顧みて・・・S61 災の経験が生きた

大島 恭司 土木部技監（総括）（現茨城県道路公社 副理事長）

3月11日から退職した4月15日までの間ではありましたが、震災直後の非常時の緊迫した中で様々な対応をしました。例えば、道路などの応急復旧のために、震災当日に請書による随意契約の通知を出したことや、12日に測量設計協会や県建設技術公社に集合していただき、早速、現地測量を開始したこと、13日には災害応急復旧工事を優先させるため、既に着工している工事は「事故繰越」として処理する旨の第一報を出すなど、適切な判断が出来たかなと思っております。最初の一週間位は、次から次へと判断を求められたり、指示を出すことが多かったのですが、このような対応が出来たのは、河川課に在席していた際に、昭和61年8月の大水害を経験したことが生きたのかなと思っております。

また、平成23年8月26日付の読売新聞に「東海第二原発は、茨城県が見直した津波の想定評価を受けて対策を強化した結果、炉心溶融事故を免れた。」という記事がありました。これは、スマトラ島沖大津波の映像を見た当時の河川課長が、茨城県における過去の津波を調査した結果、1677年に千葉県から茨城県にかけて甚大な被害をもたらした「延宝房総沖地震による大津波」があることがわかり、津波の想定評価を見直したことによるものです。

幸いにも、茨城県内では炉心溶融による放射能汚染という最悪の事態が免れましたが、今後、いつ大災害が起きるとも限らず、十分な危機管理意識を持って行政に当たる事が大事であると痛感しております。

最後に、今回の災害復旧では、多くの関係協会やメーカーなどから協力や義援金の申し入れをいただきました。この場をお借りしまして改めて感謝申し上げます。また、多くの若い技術者が現場で貴重な経験したことと思いますが、「経験なくして判断は出来ない。」と思います。若い人達が、このような経験を積みながら、これからどれだけ伸びるのか大いに期待しております。

（8）会計部

会計部は、会計班（会計第一課、会計第二課）によって構成される。

会計部の主な業務は、現金の出納・保管、集中管理に係る物品の調達等についての事務等に関することである。

ア 職員配備体制

（会計部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
会計部 (68名)	日中	63名	29名	20名	112名
	宿直	9名	6名	6名	21名
合計		72名	35名	26名	133名

イ 会計班の対応

震災発生後に県庁舎の停電があり、自動的に非常電源に切り替わったが、県庁舎の行政情報ネットワークに被害はなく、財務会計システム及び給与システムは、問題なく作動した。

(ア) 会計第一課審査担当

【3月11日】

- ・ 3月7日から実施していた会計検査院第5局経済産業検査第2課による会計実地検査の15時からの講評が、大地震の発生により中止となった。

(イ) 会計第一課出納担当

【3月11日】

- ・ 支出については、財務会計システムが通常どおり稼働していたことから、支払準備作業の決裁入力（システムへの登録）で問題となることはなかった。
- ・ 収入については、指定金融機関及び収納代理金融機関の店舗の一部が停電等の影響を受けたことから、収入の一部について、3月14日以降の日計に計上されることとなった。

(ウ) 会計第一課財務システム担当

【3月11日】

- ・ 財務会計システム及び給与システムは、問題なく作動した。
- ・ サーバーは通常時は電源を切らないが、県庁舎は非常電源を使用しており、燃料不足による停電のおそれがあるので、19時に財務・給与すべてのサーバーの電源を停止した。

【3月13日】

- ・ 3月14日8時30分からの両システム稼働に備え、委託先のシステムエンジニア2名により15時からすべてのサーバーの電源投入を開始し、職員1名が立会いのうえ、両システムの作動を確認した。

(エ) 会計第二課給与担当

【3月11日】

- ・ 職員の給与指定口座への給与の正常送金を常陽銀行県庁支店に確認した。

(オ) 会計第二課調度担当

【3月11日】

- ・ 災害対策本部設置に伴い、調達に緊急性を要すると認める各課の特殊物品の調達について、本庁各課室長に対して、簡便な手続で調達できるよう、特例的に会計事務局長への合議を要しないことを通知した。

【3月12日】

- ・ 原子力安全対策課からのオフサイトセンターで使用する軽油の調達可能業者の照会に対し、近くの取扱業者について情報提供を行った。

【3月13日】

- ・ 県北・鹿行・県南・県西の各県民センターに駐在している会計事務局納品検査員が各公所において実施している納品検査について、合同庁舎内及び徒歩訪問可能な公所に限定して実施した。

会計部の検証 ○物品調達の手配について ・ 災害対策本部の設置に伴い、3月11日に災害対策に要する物品を会計事務局長に合議を要しない特殊物品扱いとする通知を出し、災害対策が迅速かつ円滑に進むよう支援を行った。

（9）企業部

企業部は、企業班（企業局総務課、業務課、施設課）によって構成される。出先機関として、県南、鹿行、県西及び県中央水道事務所、7の浄水場、水質管理センター並びにつくばヘリポート管理事務所を持つ。また、関係機関として、独立行政法人水資源機構及び(財)茨城県企業公社がある。

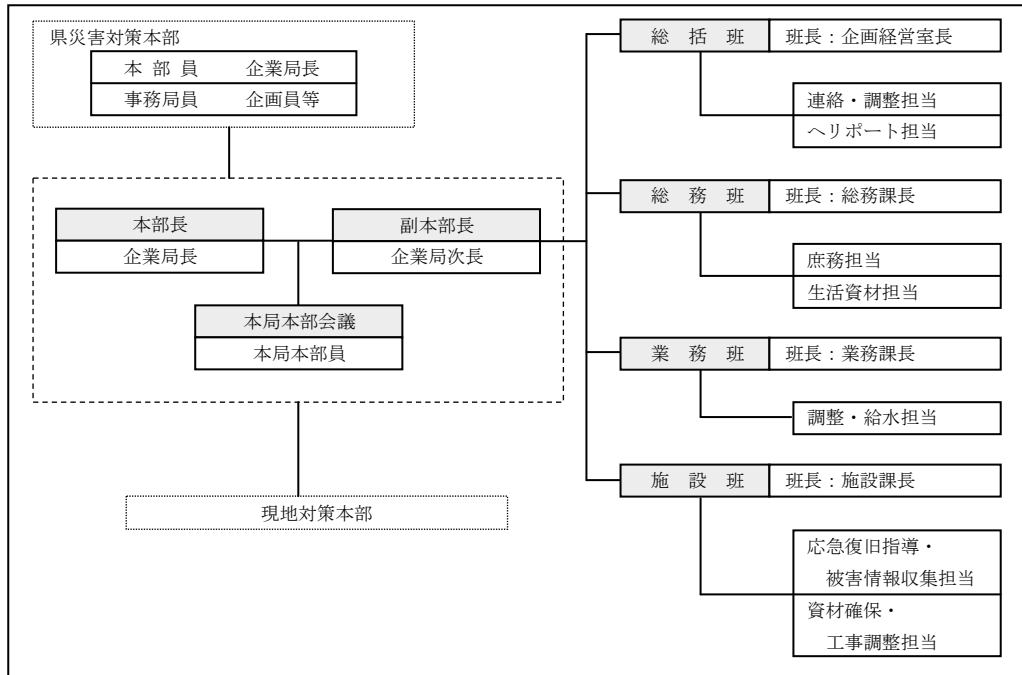
企業部の主な災害対応業務は、県営の水道用水供給事業及び工業用水道事業に関することである。

ア 職員配備体制

（企業部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
総務課 (32名)	日中	30名	24名	22名	76名
	宿直	9名	9名	8名	26名
業務課 (12名)	日中	12名	8名	6名	26名
	宿直	2名	3名	2名	7名
施設課 (18名)	日中	16名	15名	17名	48名
	宿直	6名	6名	7名	19名
企業部 (62名)	日中	58名	47名	45名	150名
	宿直	17名	18名	17名	52名
合計		75名	65名	62名	202名

(企業局災害対策本部の組織図)



イ 企業班の対応

(ア) 企業局災害対策本部の立上げ

- ・ 発災後、直ちに企業局災害対策本部を設置。応急復旧の迅速化・円滑化を図るため、企業公社との合同本部として立ち上げた。
- ・ すべての職員と円滑に情報共有を図るため、企業局長室ではなく第2会議室に対策本部を設置することとし、隣接する第1会議室を作業部屋とした。
- ・ 本部では、出先機関等からの情報を収集・整理し、業者や資材の手配や職員の派遣を行うなど現場支援を行うとともに、応急給水の手配や燃料調達の調整等を実施した。
- ・ 災害対策本部事務局員への派遣に伴い、局内では2名減の状態で開催体制が続くこととなった。

(イ) 応援要請（災害時協力員）

企業局では、災害復旧活動の円滑化のため、企業局で経験を積んだOB職員を対象とした「災害時協力員制度」を平成22年度に創設しており、震災発生時に登録されていた8名（技術訓練経験者）に対し、電話連絡等により応援を要請した。

【3月11日～13日】

- ・ 各浄水場と連絡調整を行い、被害状況の把握に努めた。
- ・ 経産省や厚労省（生活衛生課経由）に対する状況報告を行った。
- ・ 災害対策本部に対する状況報告資料をまとめた。
- ・ 各浄水場に対し、復旧工法の助言や資機材・施工業者手配等の支援を行った。

(ウ) 応急給水

a 平常時の状況

企業局では、平成22年3月に発生した桜川市内での漏水事故を契機として、水道施設の老朽化や大規模災害のリスク等に備え、平成22年7月から、県内3箇所（県央、鹿行、県南西各地域について輸送時間概ね1時間で対応できる場所を選定）に保管拠点を設けて緊急時の備蓄体制の充実に取り組んでおり、応急給水用として、給水タンク（2トントラックの荷台に据え付けて使用するタイプ）、非常用給水袋及び水ペットボトル「茨城の水」を備蓄していた。

(応急給水備蓄品一覧)

拠 点	備蓄品目	給水タンク	非常用給水袋 (6ℓ)	ペットボトル (2ℓ)
県央水道事務所		1基	600枚	1,500本
鹿行水道事務所 鱈川浄水場		1基	600枚	1,500本
つくばヘリポート		1基	1,200枚	3,000本
合 計		3基	2,400枚	6,000本

b 応急給水活動の実施

【3月11日】

- ・ 局災害対策本部会議において、所有する給水タンクの出動待機を要請した（鱈川浄水場が被災していたため、鹿行水道は3月12日に準備）。

【3月12日】

- ・ 企業局の給水活動は、当時、市町村の対応が遅れていた病院関係を中心に展開することとし、災害対策本部や医療対策課と連携して、給水を開始した。

c ペットボトル水の配布

震災の影響による停電や施設の破損により、断水が継続していることから、回復するまでの期間、受水市町村等への支援措置として、災害非常用に企業局で備蓄していたペットボトル及び震災後に購入したペットボトルの配布を行った。

なお、地震発生の翌日、応急給水活動用のペットボトルの飲料水を購入した業者から、円滑に納品するために緊急支援車両の証明書類を求められたことから、当該車両が緊急支援車両であることを対外的に示すため、企業局として緊急支援車両証を発行した。

(ペットボトルの配布状況)

拠 点	県中央水道事務所	鹿行水道事務所 鱈川浄水場	つくばへりポート
配布先 及び 配布数 (本)	水戸市 434	神栖市 150	常総市 438
	ひたちなか市 200	潮来市 942	取手市 500
	常陸太田市 100		牛久市 500
	茨城町 100		つくば市 500
	その他 666		筑西市 300
			つくばみらい市 200
			河内町 200
			利根町 200
合計	1,700	1,092	2,838

(エ) 水質の監視と管理

a 水質の監視状況

水質管理センターでは、建物、検査機器等の被害状況が比較的軽微であったことから、早期に水質検査等の業務に復帰できた。水質管理面では、塩素及び次亜塩素による消毒の強化を実施した。

b 検査機器等の被害状況

採水瓶、ガラス器具等の破損が多く、主な検査機器としては、塩化物イオン等の測定に用いられるイオンクロマトグラフ1台の破損のみで大きな被害はなかった。

c 災害時の水質管理上の課題

地震に伴う漏水箇所が多く、管路内での水質悪化が危惧された。

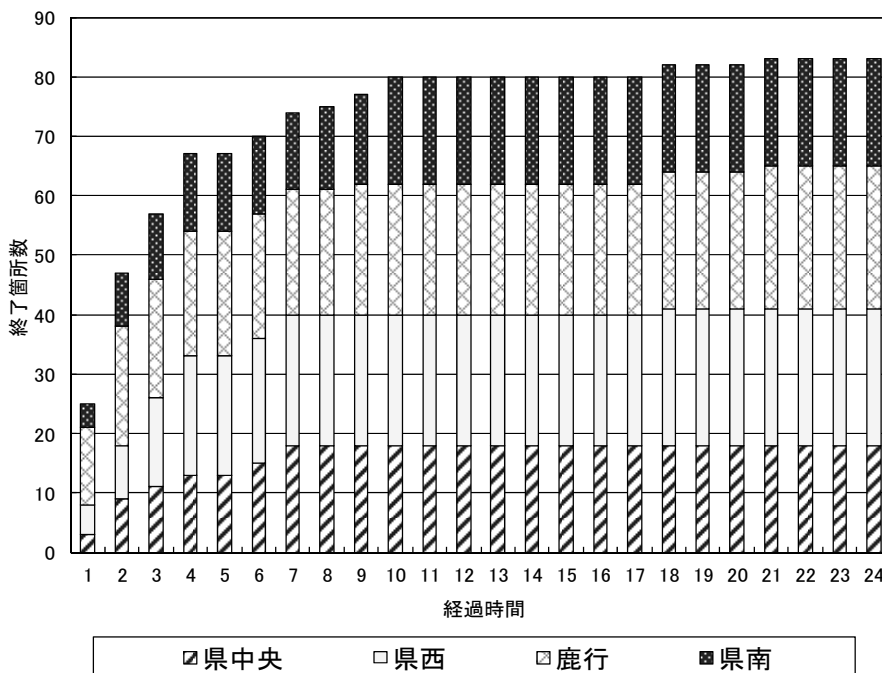
送水開始時には、現地での色度、濁度及び残留塩素の確認を行い、送水先である市町村等との協議のうえ、送水を行った。

(オ) 初動点検のパトロール

企業局では平成22年度に「漏水復旧等緊急工事及び地震時等緊急管路巡視業務委託取扱要領」を制定し、震度5弱以上地震時等の緊急管路巡視体制を強化した。

東日本大震災時にも71の協定書締結業者（1社当たり18.5km程度）により、3時間が経過した時点で、約7割のルートにおいて管路点検実施報告を受けている。

震災当日の点検完了時間



経過時間	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
県南	4	9	11	13	13	13	13	14	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
鹿行	13	20	20	21	21	21	21	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	23	23	23	24	24	24	24
県西	5	9	15	20	20	21	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	23	23	23	23	23	23	23
県中央	3	9	11	13	13	15	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
完了率	30	57	69	81	81	84	89	90	93	96	96	96	96	96	96	96	96	96	99	99	99	100	100	100	100

企業班の検証

○平時からの備え

- ・ 初動対応としては、応急給水用資機材や復旧用資器材の備蓄や人的支援としての「災害時協力員」など、平時からの備えが非常に有効に機能した。

○自家発電設備等の電源対策

- ・ 従来からの考え方では、浄水場の停電対策として東京電力(株)の2系統（常用及び予備）の回線で受電しており、非常用自家発電設備を設置していなかったが、今回の震災では、広域かつ長時間の停電が発生したことから、今後は自家発電設備等の電源対策が課題である。

○応急給水対策

- ・ 応急給水活動において障害となったのは、交通渋滞と給油スタンドの確保であった。災害時に円滑に応急給水活動が実施できるよう普段から対策を検討する必要がある。

○BCP（業務継続計画）の視点からの備え

- ・ 今回の災害では、平日の勤務時間内であったため、対応に当たる職員数を確保できたが、休日時間外の場合は参集困難も予想されるため、通常業務の継続性を考慮したBCP（業務継続計画）の視点からの備えが必要である。

コラム 11

東日本大震災を振り返って

諸橋 伸明 企業局次長（現筑波都市整備(株) 常務取締役）

平成23年3月11日午後2時46分、局内での会議中に地震が発生した。経験したことのない強い揺れに見舞われ、左右に大きく動く机を抑えるのに必死であった。見上げると天井が危なく落ちそうになっている、大地震だ！！

職員は皆、自宅の状況も顧みず、直ちに情報収集を開始した。各浄水場とも大きな被害を受けており、局長を中心に徹夜の作業が続いた。企業局の災害復旧方針は明快で、応急でも何でもあっても一刻も早くすべての受水市町村、企業に水を送ることであった。

浄水場の中でとりわけ被害が大きかったのは、県中央水道事務所（水戸浄水場）や液状化被害を受けた鱒川浄水場である。

県中央水道事務所では浄水場内の被害に加え、管路被害も多数にのぼっていたことから現場が混乱していた。更に長引く停電や県外の原子力事故による影響など、想定外の事態により混乱に拍車がかかったため、体制強化のため次長であった私が対策本部長として事務所に入り、所長と連携して指揮にあたることとなった。現地本部において情報共有や現場ごとの責任者の明確化などを進めたところ、徐々に機能を発揮し早期復旧に向け動き出すことができた。

これは一例に過ぎないが、局全体が一丸となって活動した事により、約2週間後には局が送水する全市町村、企業へ送水を再開する事が出来た。いま振り返れば、水道の早期復旧を可能にしたのは、局長の決断の速さと、職員の間で復旧方針が明確に浸透していたことが大きかったと感じられる。

また、日頃から水道の重要性や危機管理を意識し、災害対応マニュアルの整備や災害訓練の実施に加え、補修資材や給水資機材の備蓄を進めたこと、人的支援のためOB職員による災害時協力員をお願いしていたことなど着実な備えが、本番で大きな強さを発揮したといえる。

今後、更に災害に強い水道施設に向け、多くの課題もあるだろうが、県民への安全安心・安定的な水の供給のため一丸となって努めていきたい。

(10) 地方部

地方部は、地方班として、県央班、県北班、鹿行班、県南班及び県西班の5班で構成される。

地方部の主な業務は、災害・被災情報の把握、市町村との連絡調整及び現地対策本部の支援に関することである。

ア 職員配備体制

(地方部職員動員体制)

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
県央班 (33名)	日中	33名	8名	8名	49名
	宿直	8名	2名	2名	12名
県北班 (52名)	日中	47名	9名	8名	64名
	宿直	6名	5名	3名	14名
鹿行班 (36名)	日中	31名	21名	10名	62名
	宿直	11名	10名	4名	25名
県南班 (92名)	日中	70名	19名	16名	105名
	宿直	8名	4名	2名	14名

県西班 (81名)	日中	66名	26名	13名	105名
	宿直	13名	10名	5名	28名
地方部 (294名)	日中	247名	83名	55名	385名
	宿直	46名	31名	16名	93名
	合計	293名	114名	71名	478名

イ 県央班の対応

(ア) 県民センター総室庶務・地域調整グループ

【3月11日】

17:00 地方部各班に対し、18時00分からは非常体制第3配備体制（職員1/2）、20時30分からは非常体制第2配備体制（職員1/3）とする旨指示した。

- ・ 地方部各班の被害状況の収集及び緊急時対応の報告・連絡等に当たった。

【3月12日】

- ・ 災害対策本部からの情報提供及び各班の対応状況の把握に当たった。

【3月13日】

11:40 笠間市からの相談（庁舎損壊に伴う仮設プレハブ設置手続相談）に対応した。

(イ) 県央環境保全室

【3月11日】

22:00 廃棄物対策課の指示により、管内の自社処理用廃棄物焼却炉及びポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物保管施設の被害状況確認のための台帳整理を行った。

【3月12日】

8:30～ 前夜に整理した台帳に基づき、自社処理用廃棄物焼却炉の稼働状況確認（電話確認1件、現地調査1件）を行い、被害状況の確認・情報収集に当たった。

PCB廃棄物保管施設については、後日対応とした（3月17日～23日に、管内の307事業所に対し、電話による聞き取り調査を行った）。

【3月13日】

8:30～ 緊急時対応の報告・連絡体制をとったほか、室内天井からの水漏れが判明し、その漏水対応に当たった。

(ウ) 県央建築指導室

【3月11日～13日】

- ・ 緊急時対応の報告・連絡に当たった。

ウ 県北班の対応

【3月11日～13日】

- ・ 被害状況などの情報収集に当たった。

【3月12日】

8:50 管内市町村の災害状況を取りまとめ報告した（災害対策本部総括班からの要請）。

【3月13日】

- ・ 県民センター内の被害状況を庁舎管理者（常陸太田県税事務所）へ報告した。

エ 鹿行班の対応

【3月11日】

16:00 合同庁舎の建物等及び駐車場敷地の被害状況の調査を開始した。

（被害状況）

- ・ 庁舎内の壁面タイル剥離や無数のクラック発生，浄化槽送水管破裂等。危険防止のため，可能な範囲で応急措置を行った。
- ・ 停電になったが，非常用自家発電装置により，電源を確保した。

【3月12日】

8:00 非常用自家発電装置の燃料（軽油）を近隣ガソリンスタンドから補給し，電源稼働を確保した。

9:00 災害対策本部に合同庁舎への住民の避難がない旨の状況を報告した。

【3月13日】

8:00 非常用自家発電装置の燃料（軽油）を近隣ガソリンスタンドから補給し，電源稼働を確保した。

オ 県南班の対応

【3月11日】

19:00 土浦合同庁舎内への避難者受入状況を把握した。

【3月12日】

15:00 管内市町村の災害状況を取りまとめた（災害対策本部総括班からの要請）。

【3月13日】

11:50 合同庁舎の災害状況を取りまとめた（管財課からの要請）。

カ 県西班の対応

【3月11日】

16:00頃 合同庁舎の建物・工作物及び敷地内の被害状況調査を行った。

（被害状況）

- ・ 試験・研究棟及び渡り廊下壁面のALC板の割れ及び崩落，試験研究棟実験室の薬品落下による異臭等が発生したため，危険箇所への立入制限等の応急措置を行った。

【3月12日】

12:00 管内市町村の災害状況を取りまとめた（災害対策本部総括班からの要請）。

【3月13日】

- ・ 非常用自家発電装置の燃料（軽油）を確保した（災害対策本部対策班からの要請）。
- ・ 合同庁舎の災害状況を取りまとめた（管財課からの要請）。

キ 被災市町村への職員派遣

建築指導課からの要請により，以下のとおり被災市町村へ職員を派遣した。

	3月12日	3月13日
県央班（県央建築指導室）	那珂市に2人派遣	水戸市に3人派遣
県北班（県北県民センター建築指導課）	—	常陸太田市に2人派遣
鹿行班（鹿行県民センター建築指導課）	—	潮来市に5人派遣
県南班（県南県民センター建築指導課）	—	水戸市に4人派遣
県西班（県西県民センター建築指導課）	筑西市に2人派遣	桜川市に5人派遣

ク 災害救援物資の受入れ及び配布業務

福祉指導課からの要請により，県の備蓄品の配布，流通在庫備蓄協定企業等からの災害救援物資の受入れ及び被災市町村避難所等への救援物資等の配布を実施した。

	3月11日	3月12日	3月13日
県北班	—	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸大宮保健所の備蓄品（クラッカー）を受入れ → 常陸太田市へ1,010箱，常陸大宮市へ40箱配布 ・自衛隊の毛布840枚を受入れ → 北茨城市，高萩市及び常陸太田市に280枚ずつ配布 	—
鹿行班	<ul style="list-style-type: none"> ・銚田市へ毛布500枚配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・大洗町へクラッカー22箱，水6000l配布 ・潮来市へ毛布600枚，クラッカー30箱配布 ・神栖市へ毛布300枚，クラッカー2,000袋配布 ・行方市へクラッカー1箱配布 ・自衛隊から毛布560枚受入れ ・高須病院へクラッカー2箱配布 ・県立あすなろの郷へクラッカー4箱配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊からの毛布を配布 → 銚田市へ90枚 神栖市へ280枚 行方市へ50枚 鹿嶋市へ50枚 潮来市へ90枚

県南班	<ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎内避難者へ食料等（毛布3枚，クラッカー10袋）配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の数量確認 ・災害救援物資の受入れ ・かすみがうら市へ毛布50枚，クラッカー43箱配布 ・茨城町へ毛布300枚配布 ・自衛隊から毛布720枚を受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・毛布の配布 → 取手市へ120枚 つくば市へ190枚 かすみがうら市へ60枚 河内町へ50枚
県西班 (※)	<ul style="list-style-type: none"> ・桜川市へ缶パン（24缶入り）500箱，毛布500枚配布 ・笠間市へクラッカー（1斗缶70袋入り）300缶，飲料水（370ml24本入り）500箱，毛布500枚配布 ・日立市へ飲料水（1.508本入り）500箱及び毛布2700枚配布 ・那珂市へおかゆ（20個入り）20箱，簡易トイレ（100回分）6箱及びボックストイレ（10個入り）3箱配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・常総市へ米飯（30袋入り）14箱配布 ・筑西市へ毛布300枚配布 ・結城市へクラッカー1箱配布 ・日立市へ缶パン192箱，飲料水37箱，毛布1,850枚，簡易トイレ6箱，ボックストイレ3箱配布 ・河内町へクラッカー144箱配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・常陸太田市へクラッカー20箱，防水シート（5枚入り）10箱配布

※ 県西班（県西県民センター）は、2箇所の救援物資倉庫（筑西合同庁舎及び消防防災課で所管する県西総合公園内の県西地区防災活動拠点備蓄倉庫）において、災害対策本部の指示により物資の受入れ及び搬出を行った。

地方部地方班の検証

○非常用自家発電装置の燃料確保について

- ・ 電力供給が停止した場合や停止が長期化した場合においても、非常用自家発電装置が安定稼働できるよう、備蓄燃料を確保しておくとともに、災害時には優先的に燃料の供給を受けられるよう体制を整備しておくべきである。

○迅速かつ円滑な救援物資調達・供給のための体制整備について

- ・ 救援物資の調達・供給は、保健福祉部救助班や災害対策本部物資調整班の指示により実施するものであり、県民センターには供給の決定権がなかったため、緊急に必要としている市町村からの要望に迅速な対応ができなかった。現場においても、救援物資の調達・供給が迅速かつ円滑に進むよう、体制の整備が必要と思われる。

（11）東京連絡部

東京連絡部は、東京連絡班によって構成される。

東京連絡部の主な業務は、都内関係機関等への被害状況の情報提供、連絡調整等である。

東京連絡部：東京連絡班（東京事務所）

ア 職員配備体制

（東京連絡部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
東京連絡班 (8名)	日中	8名	4名	4名	16名
	宿直	4名	4名	4名	12名
合計		12名	8名	8名	28名

イ 東京連絡班の対応

東京事務所は、東京連絡部東京連絡班として、県内の被害状況について、都内関係機関等へ正確かつ迅速な情報提供を図るとともに、都内在住職員の安否確認に努めた。

【3月11日】

- ・ 都内出張職員、在京事務所（産業立地推進本部、農産物販売推進東京本部等）間の安否確認を行った。
- ・ 広報広聴課へ電話で被害状況の確認を行った。
- ・ 国会議員へ県内被害状況の資料（本庁記者発表資料等）による情報提供を開始した。
- ・ 首都圏在住者、国会議員事務所等からの県内被害状況、知人の安否確認、市町村の連絡先等の確認等の電話問合せへの対応を24時間体制で開始した。
- ・ 情報提供及び電話対応の記録を実施した。

【3月12日】

- ・ 全国知事会緊急広域災害対策本部が設置され、各東京事務所から連絡員2名を派遣した。

【3月13日】

- ・ 全国知事会緊急広域災害対策本部の対応状況について、災害対策本部事務局等へメールで情報提供を開始した。

東京連絡部の検証

○連絡網の確保について

- ・ 被災した本庁（広報広聴課）と一時連絡が取れなかったことから、災害時の連絡網の確保をすべきである。

○避難所としての東京事務所の周知

- ・ 都内出張者の把握方法が確立されていないことから、都内出張者への支援、在京派遣職員等の安否確認等が充分には行えなかった。
- ・ 今回の震災では、避難所としての実績はないが、東京都防災計画においても公共団体事務所は避難所としての役割を果たすことが求められていることから、東京事務所を茨城県職員の都内の避難所として周知徹底を図る必要がある。

(12) 教育部

教育部は、8つの班によって構成される。出先機関として、水戸、県北、鹿行、県南及び県西教育事務所、122の県立学校並びに学校以外の7の教育機関を持つ。

教育部の主な災害対応業務は、公立学校の児童生徒や施設、文化財等に関する対応である。

※ 県立養護学校及び日立市立養護学校は、平成24年4月1日より県立特別支援学校及び日立市立特別支援学校に名称を変更した。ここでは当時の校名で表記する。

教育部：総務班（総務課，福利厚生課），学校施設班（財務課），小中学校管理班（義務教育課），
県立高等学校管理班（高校教育課），県立特別支援学校管理班（特別支援教育課），社会教育施設班（生涯学習課），保健・体育施設班（保健体育課），文化財保護班（文化課）

ア 職員配備体制

（教育部職員動員体制）

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
総務班 (37名)	日中	37名	11名	10名	58名
	宿直	8名	2名	2名	12名
学校施設班 (22名)	日中	20名	10名	14名	44名
	宿直	4名	2名	0名	6名
小中学校管理班 (33名)	日中	29名	10名	10名	49名
	宿直	9名	0名	0名	9名
県立高等学校管理班 (44名)	日中	17名	15名	15名	47名
	宿直	5名	0名	0名	5名
県立特別支援学校管理班 (22名)	日中	22名	11名	6名	39名
	宿直	3名	2名	1名	6名
社会教育施設班 (20名)	日中	20名	10名	6名	36名
	宿直	3名	0名	0名	3名
保健・体育施設班 (24名)	日中	6名	6名	6名	18名
	宿直	3名	3名	3名	9名
文化財保護班 (16名)	日中	14名	9名	10名	33名
	宿直	2名	1名	0名	3名
教育部 (218名)	日中	165名	82名	77名	324名
	宿直	37名	10名	6名	53名
合計		202名	92名	83名	377名

- ・ 発災後、直ちに教育部災害対策本部を設置した。
- ・ 本部連絡室として教育委員室を使用し、対策会議等を行った。被害状況の把握については、総務班において行ったため、随時、総務課総務担当が集計業務を行った。

イ 総務班の対応

(ア) 総務課

【3月11日】

16:00頃 班長を招集し、対策会議を開催した。総務班は、教育部を総括する班として、各班の所管する学校や施設の正確な被害状況を集約し、把握することを早急に実施することとした。

把握内容：児童・生徒及び教職員等人的被害の状況

学校及び学校以外の教育施設の被害状況

ライフライン停止による帰宅困難児童・生徒の状況及び要望事項

20:00頃

- ・ 1回目の被害状況等を取りまとめた。
- ・ 電話やFAXの不通により、全体の把握までには至らない状況であった。
- ・ 学校以外の全教育施設において、施設点検のため翌日12日の臨時休館を決定した。

23:00頃 自宅に帰宅できない児童・生徒数を確認した。

【3月12日】

7:30 五浦美術館職員から六角堂の消失を確認したとの報告を受けた。

10:00頃

- ・ 引き続き、被害状況の情報を収集した。
- ・ 学校及び図書館・美術館等学校以外の教育施設の休校・休館等の措置状況を確認した。

16:00頃

- ・ 学校及び学校以外の教育施設の被害状況を把握した。
- ・ 14日以降の学校の休校等の措置について確認した。

【3月13日】

- ・ 引き続き、被害状況等の把握に努めた。

10:00頃 各学校や施設等で早急に必要な物資、問題となっている事象等について報告するよう、各班に対して指示した。

16:00頃

- ・ 14日以降の学校の休校予定及び施設の休館予定等を確認した。
- ・ 県立高校の2次募集の日程変更について、中学校及び高校に通知した。

(被害確認状況)

確認日時	人的被害	施設被害	帰宅困難児童・生徒
3月11日 20:00現在	死亡者0名，負傷者12名	教育施設12件，市町村立学校19市町村	
3月11日 23:00現在	笠松運動公園で利用者2名が病院に搬送され，詳細は確認中		小中学校0名，高等学校2,605名，養護学校138名
3月12日 15:00現在	負傷等14名，	453校，被害が甚大な学校の状況について重点確認	

(イ) 教育事務所

a 水戸教育事務所

【3月11日】

- ・ 庁舎内への入室制限のため、最低限の人員を所内に待機させ、残りの職員は帰宅させた。
- ・ 庁舎内は地震発生後、終日停電状態であった。

【3月12日】

- ・ 各市町村教育委員会へ各学校の被害状況及び休校等の予定について聞き取り調査を実施した。

【3月13日】

- ・ 引き続き、各市町村教育委員会へ各学校の被害状況及び休校等の予定について聞き取り調査を実施した。
- ・ 翌日から通常業務ができる状態に回復した。

b 県北教育事務所

【3月11日】

15:00 管内各市教育委員会と通信不能の状態が13日まで継続した。

18:00 日立市教育会館を所管する多賀図書館長より、施設からの退避命令が発出された。

【3月12日】

9:00 義務教育課と災害優先電話が通じ、各学校の被害状況等については義務教育課で情報を収集する旨の連絡を受けた。

14:00 義務教育課と連携しながら、今後の対応策について協議した。

c 鹿行教育事務所

【3月11日】

- ・ 合同庁舎内が自家発電であったため、テレビによる情報収集を開始した。
- ・ 各市教育委員会に小中学校の状況の確認を行ったが、携帯電話のメールが時々通じる程度であり、確認することは困難な状況であった。
- ・ 管内各市の被害状況を把握するため、指導主事3名を各教育委員会に派遣した。
- ・ 翌日の勤務体制を確認し、残りの職員は自宅待機を指示した。

【3月12日】

- ・ 被害状況の把握及び情報収集を実施した。
- ・ 教育庁総務課より指示のあった被害状況の確認、要望事項の把握及び3月14日以降の各市の対応について確認した。

【3月13日】

- ・ 引き続き、被害状況の把握及び情報収集を実施した。
- ・ 鉾田市教育委員会から、校庭の地盤沈下が激しい学校があるとの情報が入り、職員1名が状況確認を実施した。

d 県南教育事務所

【3月11日】

17:15 ・ 本庁からの待機指示に従い、必要人員を待機させた。

- ・ 土浦合同庁舎のうち事務所が入居する第1分庁舎のみ非常用電源設備が整備されておらず、情報収集等は困難な状況であった。

【3月12日】

- ・ 必要人員が出勤し、本庁からの指示により被害情報等について調査を行った。
- ・ 停電により、災害時優先電話を除く、庁内電話、FAX、通信端末等が使用不能となり、義務教育課へ直接回答するよう市町村教育委員会へ指示したため、管内の被害状況を把握することが困難な状況であった。
- ・ 電気が夜間に復旧した。

【3月13日】

- ・ 必要人員が待機し、情報収集等を実施した。

e 県西教育事務所

【3月11日】

16:00頃 児童・生徒・教職員のけがの状況等を確認するため、各市町教育委員会と連絡を取った。

23:00頃 管内のすべての市町と連絡をとることが可能となり、人的被害がなかったことを確認し、義務教育課へ報告した。

23:30頃 待機解除の指示により、12日・13日の待機職員を確認の上、職員が帰宅した。

【3月12日】

- ・ 学校教育課が被害状況について各市町教育委員会と連絡を取り合った。

15:00頃 人事課の職員が被害の大きかった常総市立石下西中学校へ訪問し、被害状況を確認した。また、常総市教育委員会と打合せを実施し、今後の対応について確認した。

【3月13日】

- ・ 地震の影響による学校教育活動の状況を義務教育課へ報告した。

総務班の検証

○人員確保の課題

- ・ 災害対策本部事務局班員（情報班・対策班・機動班）の継続配置のため、交代要員の確保に時間を要した。
- ・ さらに、自家用車のガソリン給油が困難な状況もあり、12日・13日の休日に出勤できる職員の確保も難しい状況であった。
- ・ 災害時等の緊急時における職員の動員体制については、宿直を含め、あらかじめマニュアル等において、明確に決めておく必要がある。

ウ 学校施設班の対応

(ア) 財務課

【3月11日】

19:00頃 県立学校施設等の被害状況を把握するため、FAX及び電子メールにより、各県立学校に対し被害状況調査を依頼した。

【3月12日】

13:00頃 県立学校施設等の被害状況（第1報）を取りまとめ、教育長に報告した。

16:00頃 被災校への現地調査を実施するため、関係課（営繕課）に調査業務の応援を要請した。

【3月13日】

10:00頃 被災した県立学校への現地調査を開始した。

- ・ 施設担当職員2名（うち1名建築職）が県立高校2校（高萩高校及び大洗高校）へ出向いて施設等の調査を行い、危険箇所への立入禁止等を指示した。
- ・ 財務課長及び財産管理担当職員（土木職）が潮来高校に出向き、法面の応急復旧工事を指示した。

17:00頃 被害状況（第2報）を取りまとめ、教育長に報告した。



県立水戸第二高等学校体育館



県立潮来高等学校法面



県立潮来高等学校テニスコート

学校施設班の検証

○情報収集の対応について

- ・ 学校施設における被害状況の把握については、停電や電話回線の不通など通信手段が途絶しがちな中、財務課職員が現地調査を実施するなどして、情報の収集に努めた。
- ・ 被災数が多く、被害状況を分類するのに手間取ったことから、情報収集の方法を定めておく必要がある。

エ 小中学校管理班の対応

(ア) 義務教育課

【3月11日】

15:00～16:00 県内市町村立学校の被害状況の確認を開始した。

- ・ 各市町村教育委員会に対し、各市町村立学校の人的・物的被害、帰宅困難児童生徒の滞在状況等の確認を行い、各学校の被害状況調査を依頼した。
- ・ 全市町村には、電話が繋がらなかった。

【3月12日】

- ・ 学校再開に向けて、各市町村教育委員会に対し、調査依頼校舎の安全性、学校運営に関わる施設被害の状況及び3月14日の対応について調査を依頼した。
- ・ 災害対策本部の指示により、課員2名を鹿嶋市に派遣した。
- ・ 地震の影響による学校教育活動についての調査を、日立市、常陸太田市、高萩市及び北茨城市を対象にFAXにて実施した。
- ・ 各市町村教育委員会より被害状況調査の結果報告を受け、取りまとめて総務課へ報告した。

【3月13日】

- ・ 各市町村教育委員会より被害状況調査の結果報告を受け、取りまとめて総務課へ報告した。

小中学校管理班の検証

○災害対策本部との調査内容の類似

- ・ 「地震の影響による学校教育活動について」調査を実施したが、災害対策本部でも同様の被害状況等調査を実施しており、県教育委員会としては迅速かつ詳細なデータを得ることができたが、市町村教育委員会にとっては二重手間となっていたと考えられる。
- ・ 災害時における効果的な情報収集方法について検討すべきである。

オ 県立高等学校管理班の対応

(ア) 高校教育課

【3月11日】

- 17:00 ・ 各県立高等学校、並木中等教育学校及び教育研修センターの教職員への待機命令を指示した。
- ・ 交通状況、被害状況の把握を電話で開始した。

21:00 各学校の被害状況等を聴取した。

【3月12日】

終日 各県立高等学校及び並木中等教育学校の被害状況の確認を電話により行った。

2:00～ 水戸商業高等学校からの要請により、職員2名が毛布40枚等緊急支援物資を持ち出発した。

13:00～ 県立高等学校入学者選抜第2次募集の日程について、高校教育課内で検討を開始した。

19:00～ 被害状況の大きい2校（高萩高等学校、大洗高等学校）について、県立高等学校入学者選抜第2次募集の実施が可能かどうかの現地調査を13日に行い、その結果を踏まえて県立高等学校入学者選抜第2次募集の日程を決定することとした。

【3月13日】

終日 職員1名が学校施設班員と共に高萩高校及び大洗高校の現地確認調査に出向いた。

14:00～ ・ 両校とも校舎に甚大な被害を受け使用は不可能であるが、別棟で入試を実施することは可能であるという電話報告を受けた。

- ・ 両校とも入試の実施が可能との報告に基づき、直ちに県立高等学校入学者選抜2次募集の日程を次のとおり変更することとした。

（県立高等学校入学選抜2次募集の日程）

2次募集	変更後	変更前
願書等提出期間	3月14日～17日	3月14日, 15日
学力検査	3月23日	3月17日
合格者の発表	3月25日	3月19日

14:00～23:00 県立高等学校入学者選抜2次募集日程変更について、FAXや電子メール、電話等を用い、関係機関等へ周知を行った。

県立高等学校管理班の検証

○県立高等学校からの緊急支援物資要請への対応

- ・ 県立高等学校から要請を受けて緊急支援物資を届けたが、市町村からの緊急支援物資も届いており重複することとなった。市町村と県の連絡調整が必要である。
- ・ 緊急支援物資の保管場所が県庁舎7階であり、エレベーターも止まっていたため、1階に降ろすまでに時間と労力がかかった。緊急支援物資の保管場所は1階がよいと思われる。

カ 県立特別支援学校管理班の対応

(ア) 特別支援教育課

【3月11日】

16:00 頃 県立養護学校の施設、児童生徒や職員の安全、スクールバスの運行等現在の状況確認を電話により開始した。

- 19:00 頃
- ・ 被害状況の聞き取り、取りまとめに終日対応した。
 - ・ 児童生徒の寒さ対策のため、電気及び燃料のない学校に対し、スクールバスを利用して暖を取るよう指示した。

電気及び燃料のない学校に対してバスで暖を取るよう依頼した。

21:00 頃 今後の対応について、各学校へ指示連絡した。

【3月12日】

- 8:00 頃
- ・ 県立養護学校の地震被害状況の確認を電話により行った。
 - ・ 水戸養護学校ほか近隣の学校の現地調査に出向いた。
 - ・ 寄宿舎生徒及び帰宅困難生徒の帰宅見通し等を電話で確認した。

- 12:00 頃
- ・ 各学校の被害状況を取りまとめ、総務課へ報告した。
 - ・ 文部科学省へ提供する被害状況資料を総務班へ提出した。

16:00 頃 13日の対応について、各学校に指示連絡した。

【3月13日】

- 9:00 頃
- ・ 被害状況の調査（被害箇所報告書）について取りまとめ、報告した。
 - ・ 寄宿舎生徒及び帰宅困難生徒の帰宅見通し等を電話で確認した。
 - ・ 県立学校等の2次募集の日程変更について庁内協議を行い、県立養護学校入学選抜2次募集の日程を次のとおり変更することとした。

(県立養護学校入学選抜2次募集の日程)

2次募集	変更後	変更前
願書等提出期間	3月14日～17日	3月14日, 15日
学力検査	中止	3月17日
合格者の発表	3月25日	3月22日

13:00 頃 14日以降の休校状況について、各学校に依頼し、取りまとめた。

14:00 頃 県立養護学校2次募集の日程変更について、電話で連絡した。

16:00 頃 各学校に対し、現状確認及び県立特別支援学校管理班への報告を指示した。

県立特別支援学校管理班の検証

○屋外避難に関する課題

- ・ 各養護学校では、継続する余震等から児童生徒等を守るため、運動場や駐車場等に避難した学校が多い。しかし、養護学校の児童生徒等には、体温調節等に障害のある者もいることから、今回はスクールバスを校内に駐車して車内暖房で対応した。今後は、大型テント等の安全な避難場所や空調機器等を稼働させる燃料及び電気の確保が課題である。

キ 社会教育施設班の対応

(ア) 生涯学習課

【3月11日】

17:30 災害対策本部からの要請を受け、生涯学習関連施設の被害状況を取りまとめた。

20:00 頃 文部科学省からの要請を受け、市町村の社会教育施設の被害状況について、市町村へ調査を依頼した。

22:00 市町村の社会教育施設の被害状況について、文部科学省へ報告した。

【3月12日】

10:00 生涯学習センター及び青少年教育施設に対して、1時間ごとに被害状況の報告をするよう依頼した。

10:30 災害対策本部からの要請を受け、生涯学習関連施設の被害状況を取りまとめた。

12:00 県立図書館及び水戸生涯学習センターの被害状況を確認するため、現地へ調査に出向いた。

15:00 災害対策本部からの要請を受け、生涯学習関連施設の被害状況を取りまとめた。

16:00 西山研修所の被害状況を確認するため、現地へ調査に出向いた。

【3月13日】

12:00 中央青年の家の被害状況を確認するため、現地調査に出向いた。

14:00 災害対策本部からの要請を受け、生涯学習関連施設の休館等を調査した。

15:00 災害対策本部からの要請を受け、福島県からの避難者受入れが可能か調査した。

(イ) 所管施設

a 県立図書館（水戸市）

【3月11日】

14:46 ・ 利用者に机の下に退避するよう指示した。また、本棚の間にいる利用者はそこから出るよう指示し、図書館前のロータリーに避難・誘導した。

・ 天井から落ちてきた部材で、1人（警備員）が頭部に軽症を負った。

16:00 利用者の荷物を運び出し、外で利用者に荷物を渡した。

17:30 電話等が不通のため、職員が自転車で生涯学習課へ被害状況を報告に出向いた。

【3月12日】

8:30 図書館内の被害状況を確認した。

13:00 県内市町村図書館の被害状況を調査した。

【3月13日】

17:20 県HPに「休館のお知らせ」の情報を掲載した。

b 水戸生涯学習センター（水戸市）

【3月11日】

14:46 利用者・職員等は、駐車場へ避難した。

14:55 全員の避難完了を確認した。

15:00 職員が利用者の荷物を搬出した。

15:30 ・ 利用者及びボランティアは、帰宅した。
 ・ 壁の崩壊や柱のせん断破損など建物に大きな被害を受けたため、建物内は立入禁止となった。

c 県北生涯学習センター（日立市）

【3月11日】

14:46 利用者を東側駐車場へ避難・誘導した。

15:15 ・ 利用者の全員退避・帰宅を確認し、館内の被害状況を確認した。

・ 近隣住民20名程度の避難を受け入れた。

・ 2名の職員が夜間待機し、対応した。

【3月12日】

・ 避難者を指定避難場所へ移動させた。

d 鹿行生涯学習センター・女性プラザ（行方市）

【3月11日】

・ 近隣住民4名の避難を受け入れた。

【3月12日】

10:00 避難者が帰宅した。

e 県南生涯学習センター（土浦市）

【3月11日】

14:55 利用者を非常階段からウララ広場へ避難・誘導した。

15:10 ・ 誘導後、再度、施設に取り残された利用者がいないかを確認した。

・ 高齢者1名が揺れに動揺し、気分が悪くなったため、救急車で搬送した。

15:30 職員が利用者の荷物を搬出した。

f 県西生涯学習センター（筑西市）

【3月11日】

・ 放送で避難を呼びかけるなどの対応を行った。

g 西山研修所（常陸太田市）

【3月11日】

14:55 利用者を本館ロータリー前に避難・誘導した。

16:30 所員により所内危険箇所応急処置を実施したが、本館が傾くなどし、安全が確保できず、建物の利用を禁止した。

h 中央青年の家（土浦市）

【3月11日】

14:50 利用者に対し、卓球台の下へ待避するよう指示し、次の地震が来る前に屋外へ退避した。

15:20 避難場所を提供するため、テントを設営した。

17:30 まで 職員同伴のもと、宿泊者の荷物を取りに戻った。

17:45 利用者1団体（18人）を施設のマイクロバスで送り出し、退所した。

i 白浜少年自然の家（行方市）

【3月11日】

- ・ 発災時利用者はいなかった。施設内外被害状況を確認し、法面崩落を確認した。

j さしま少年自然の家（境町）

【3月11日】

- ・ 東京からの利用者10名が常磐線不通の状態での帰宅手段がないため、宿泊した。

【3月12日】

9:30 常磐線が運転再開したため、東京からの利用者10名が帰宅した。

社会教育施設班の検証

○利用者等への避難誘導等に関する評価

- ・ 各施設とも、利用者及び職員の安全を確認し、避難誘導やけが人への対応や被害箇所の確認を適切に行うなど、指定管理者を含め、社会教育施設を管理する責務を果たすことができた。
- ・ 今後も、災害時を想定した避難訓練を定期的に行うことによって、利用者の安全を確保できるような体制を構築しておく必要がある。

ク 保健・体育施設班の対応

(ア) 保健体育課

【3月11日】

14:50 室内の安全及びけが人の有無、損壊状況等を確認した。

17:00 頃～ ・ 各県営体育施設に対し、電話で被害状況等を確認した。

- ・ 笠松運動公園から、サブプールで女性2名が負傷し、病院に搬送したとの連絡があった。

18:00～ ラジオで県内の被害状況、交通情報を常時確認した。

18:30～ 帰宅した課員から、被害状況に関する情報を随時収集した。

19:00 総務課より待機の指示が発令された。

21:00 頃 堀原運動公園及び東町運動公園から、地域住民の避難受入れのため、堀原運動公園では会議室を、東町運動公園ではスポーツセンターを開放し、職員も宿泊・待機するとの連絡があった。

【3月12日】

8:00 頃～ 堀原運動公園及び東町運動公園の被害状況を目視確認した。

【3月13日】

14:00 頃～ 笠松運動公園の被害状況を目視確認した。

(イ) 所管施設

a 堀原運動公園（水戸市）

【3月11日】

14:46 ・ 館内が停電となったが、非常用発電機が作動し、非常灯が点灯した。

- ・ 断水し、都市ガスの供給が停止した。
- ・ 弓道場内の利用者1名を避難・誘導するとともに、残留者を確認するため、施設内を巡回した。
- ・ 大道場天井材落下、野球場の外周石垣落下等被害状況を確認した。

16:30頃 非常用発電機停止に備え、懐中電灯ランタンの準備を進めた。

18:00頃 ・ 自由広場に避難していた近隣住民が自宅等へ戻った。また、非常用発電機が燃料切れのため停止した。

19:00頃 帰宅困難者約30数名を施設の会議室にて受け入れた。

21:00～ 避難者対応や施設設備管理のため、所長及び副所長の2名が事務室にて宿泊待機した。

【3月12日】

8:00頃～ 施設使用不可の旨を利用予定団体等に連絡するとともに、看板や掲示物を園内や玄関に設置し、利用者へ告知した。

20:00頃 会議室で受け入れていた避難者が全員帰宅した。

【3月13日】

8:00頃 校内の巡回を行うとともに、終日施設貸出し不可とした。

b 東町運動公園（水戸市）

【3月11日】

14:46 ・ 体育館内やフェンシング場の利用者を避難・誘導するとともに、残留者を確認するため、施設内を巡回した。

16:00頃 避難所として使用できるか施設内を巡回し確認した。練習棟及び体育館への出入りを禁止し、出入口は入口ロビーのみの使用とした。

17:00頃 保健体育課の担当者と連絡し、緊急避難所としての対応を相談後、近隣住民の避難所としての受入れ及び駐車場の24時間開放を実施した。

18:00～ 施設に24時間体制で職員が常駐し、18日まで避難者の受入れや駐車場開放の説明及び受入れを行った。

深夜 水戸市水道職員が来所し、給水拠点として機能させるための打合せを行うとともに、給水機の設置作業を行った。

【3月12日】

8:00頃～ ・ 駐車場及びロビーにて避難者の受入れを行うとともに、施設内の巡回を行った。

22:00頃まで 職員が給水場所に常駐し、住民への給水を行った。

【3月13日】

8:00頃～ ・ 駐車場及びロビーにて避難者の受入れを行うとともに、施設内の巡回を行った。

・ 職員が給水場所に常駐し、住民への給水を行った。

・ 県庁から得た放射能等の情報を掲示し、避難者等へ情報を提供した。

c 笠松運動公園（ひたちなか市）

【3月11日】

14:46 ・ 園内の状況確認及び利用者の避難・誘導等を行った。

- ・ サブプールの天井が落下し、利用者2名が下敷きになり負傷した。職員及び利用者で負傷者の救助を行い、消防署へ救急車の出動を要請した。
- ・ プール内の残存者を確認するとともに、館内残留者の確認を実施した。

15:00 頃 火災報知器等の復旧操作を実施した。

- 16:00 頃
- ・ 園内漏水に伴う止水処理を実施した。
 - ・ ひたちなか市の職員が来所し、避難場所としての提供依頼を受けた。
 - ・ 避難所を主陸上競技場役員室に決定した。

- 17:00 頃
- ・ プール棟前にテントを張り、仮事務所とした。
 - ・ 発電機、投光器及びラジオを設置した。

19:00 茨城県体育協会会館から避難所に毛布を搬入した。

20:00 駐車場を24時間開放とした。

【3月12日】

- ・ 被害状況を確認し、当面施設の利用を停止することを決定した。

【3月13日】

- ・ 被害状況の確認を行った。

17:00 頃 主陸上競技場に避難していた避難者を公民館に移動した。

d 里美野外センター（常陸太田市）

【3月11日】

- ・ 施設は閉館中であった。石像の倒壊が確認された。

【3月12日】

- ・ 施設及びキャンプ場等を巡回したところ、ハイキング道については、落石があり通行できない状況であった。
- ・ 施設までの道路に落石があったため、施設を閉鎖した（3月18日まで）。

e 県営ライフル射撃場（桜川市）

【3月11日】

14:46 施設利用者がいないため、施設は閉館していた。

17:00 頃 施設を巡回したところ、射屋建物及びテラスに亀裂を確認した。

【3月12日】

- ・ 引き続き、施設全体を巡回した。通信経路の不具合により保健体育課等の関係機関への連絡がとれなかった。

保健・体育施設班の検証

○利用者等への対応に関する評価

- ・ 各施設とも、施設の管理者として、利用者の避難誘導やけが人への対応及び施設の被害箇所の確認を適切に行うとともに、避難民に対する暖房の事前準備など、公共施設を管理する責務を果たすことができた。

ケ 文化財保護班の対応

(ア) 文化課

a 管理グループ

【3月11日】

- ・ 各美術館・博物館の入館者及び職員の安全並びに建物の被害状況の確認を行った。
- ・ 各館に対して、災害対策本部からの待機命令の連絡をした。

【3月12日】

- 8:00 各館から館内の被害状況の報告を受けた。その後も、随時報告を受けた。
- 9:00 教育庁総務課あてに各館の被害状況を報告した。その後も1時間ごとに報告した。
- 11:00
- ・ 近代美術館、陶芸美術館及び歴史館の被害状況を確認した。
 - ・ 所管するすべての美術館・博物館の臨時休館を決定した。

【3月13日】

- ・ 総務部長へ各館の被害状況を報告した。
- ・ 各館に対して、待機解除の連絡をした。

b 文化財グループ

【3月11日】

- ・ 各市町村教育委員会へ被害状況の調査照会をFAXで依頼した。
- ・ 六角堂の流出状況を五浦美術館職員により確認した。

【3月12日】

- ・ 各市町村教育委員会から被害状況のFAXが戻り、電話で確認した。

(イ) 美術館・博物館

a 茨城県近代美術館（水戸市）

【3月11日】

発災時、館内には、職員のほか、報道関係者及び所蔵作品展観覧者がいた。地震発生後は、展示解説員らの指示により、屋外へ全員無事に避難した。

15:15 職員数名で館内の被害状況及び電気・水の供給状況を確認した。

15:40 文化課へ電話がつながらず、被害状況を報告できなかった。

【3月12日】

7:00 屋外を巡回し、被害状況を確認した。

7:30 携帯電話やメールがつながりやすくなったため、職員の安否を再度確認した。

8:50 文化課と連絡がとれ、美術館として機能させることができないことを報告した。

【3月13日】

10:00

- ・ 被害状況の総点検を実施、確認した状況に基づき、関係業者に点検や復旧を順次依頼した。

- ・ 展覧会の中止及び今後の対応等については、個別に検討した。

b 茨城県近代美術館つくば分館（つくば市）

【3月11日】

14:50 発災後、職員の誘導により来館者を展示室から屋外に避難させた。

15:00 施設内に残った来館者の確認及び施設被害状況について、常駐の設備業者と確認をした。

20:00 全職員の安否が確認できた。

【3月12日】

- ・ 貸しギャラリー主催者と協議のうえ、展覧会の中止を決定し、臨時休館とした。

【3月13日】

- ・ 被害状況の総点検を実施するとともに、年度内に予定していた貸しギャラリー主催者から、使用辞退の申し出を受け、年度内の事業がすべて中止となった。

c 茨城県近代美術館天心記念五浦分館（北茨城市）

【3月11日】

- 14:50 発災後、展示解説員らが来館者をロータリーへ避難誘導し、全員の無事を確認した。
- 15:00 余震や津波に備え、入口付近に来館者を待機させた。
- 17:00 来館者に帰宅か、館内に留まるか確認した。
- 17:20
 - ・ 文化課と連絡がとれたので、状況を報告した。
 - ・ 六角堂の状況確認のため、茨城大学職員に確認したところ、流失したとの情報を得た。
 - ・ JR利用者などの帰宅困難者を受け入れた。

【3月12日】

- 6:00 館内外を巡回し、被害状況を確認した。六角堂の流出状況を目視確認し、文化課に報告した。
- 10:00 緊急職員会議を開き、今後の対応を検討し、当面の休館及び開催中の企画展の中止を決定した。
- 11:00 日本美術院事務局に対し、作品の無事を報告し、早期の撤収・輸送について依頼した。

【3月13日】

- ・ 館内外の被害状況を再度確認し、報告書等を作成した。また、公用車のガソリンを確保した。

d 茨城県陶芸美術館（笠間市）

【3月11日】

- ・ 地震発生後、職員及びミュージアムアシスタントが来館者を館外へ避難誘導し、全員の無事を確認した。
- ・ 通信手段が混乱したため、全職員の安否確認には時間を要した。

【3月12日】

- ・ 館内外を巡回し、被害状況を確認した。建物の被害は、軽微であった。
- ・ 学芸課の職員により、所蔵品及び展示作品の状況を確認するとともに、余震に備え展示作品を保護財で包み横に倒して固定する、作品の周囲に保護材を置くなどの処置を図った。
- ・ 巡回展覧会として実施されていた企画展の主催館及び借用先に対し、現況を報告し、展示作品で一部被害のあった作品への保険対応の手続を行った。

【3月13日】

- ・ 館内外の被害状況を再度確認し、報告書等を作成した。

e ミュージアムパーク茨城県自然博物館（坂東市）

【3月11日】

- 14:26 ・ 発災後、職員及び展示解説員が来館者を館外のバス駐車場へ避難誘導した。
- ・ 野外にいた中学校団体へは、非常放送で同じ避難場所へ誘導し、全員の無事を確認した。
- 15:00 館内外の被害状況及び来館者避難についての最終確認を実施した。
- 16:30 来館者はそれぞれ団体バス又は自家用車で自主的に帰路につき、全員が退館した。
- 16:40 ・ 翌日の企画展オープニングの中止及び休館を決定し、関係団体や出席者に連絡した。
- ・ 在館していなかった職員にも連絡を行い、全職員の安否を確認した。
- 17:00 ・ 文化課へ状況を報告した。
- ・ 地域一帯が停電したが、自家発電により最低限の通電は確保した。

【3月12日】

- ・ 職員及び委託業者が分担して館内外の目視点検を実施し、被害状況を確認した。被害状況を文化課に確認できる範囲で報告した。
- ・ 翌日以降の館の対応を検討し、翌日の休館及び点検業者への速やかな安全点検依頼を行うことを決定した。

【3月13日】

- ・ 職員による情報交換会議を実施し、16日の博物館協議会を中止するとともに、企画展オープニングセレモニーを正式中止とした。
- ・ 設計業者や施工業者による専門的見地から早急な点検を行い、要措置事項を把握した。

f 茨城県立歴史館（水戸市）

【3月11日】

- ・ 発災後、職員及び展示解説員が来館者を館外へ避難誘導し、全員の無事を確認した。
- ・ 通信手段が混乱したため、全職員の安否確認には時間を要した。

【3月12日】

- ・ 館内外を巡回し、被害状況を確認した。建物の被害は、天井灯の落下など軽微であったが、屋外に点在する展示施設には「旧水戸農業高等学校本館」の崩落等、大きな被害が見られた。
- ・ 所蔵品及び展示作品の状況を確認した。常設展示の大型土器の破損をはじめ、多数の資料が落下・転倒していたが、企画展作品には被害はなかった。

午後 電気及び水道が復旧した。

【3月13日】

- ・ 館内外の被害状況を再度確認し、報告書等を作成した。

文化財保護班の検証

○避難誘導対応に関する評価

- ・ すべての館が開館中であったが、来館者の避難誘導はマニュアルに沿って迅速かつ安全うことができたことにより、人的被害が生じなかった。

○避難ルートの見直しについて

- ・ 館の避難誘導時の導線については、通常の災害を想定したものであり、展示のための大きなガラスや照明などの危険物の近くを通過するルートであったため、今回のような大震災の場合に対応するよう、震災後、早急に避難ルートの見直しを図ることとした。

○文化財の被害状況の正確な確認について

- ・ 市町村の文化財担当も、被災後の対応として文化財とは異なる業務に従事していたため、被災直後の文化財の被害状況の正確な確認に時間を要した。また、文化財管理者や管理団体の地域住民も避難する中で、文化財の状況確認が後回しにされる状況は仕方がないものとする。地震のみならず、風水害などの災害時にできる範囲での早期確認体制の構築を各市町村に依頼した。

総括的検証

○情報収集の課題

- ・ 各班とも、発災直後は電話やメール等により情報収集を試みたが、停電や電話回線の不通などにより連絡が取れない学校や施設があり、被害状況等の把握については十分とは言い難い状況であった。

コラム 12

小林 由士郎 教育次長（現人事委員会事務局長）

発災時は県庁舎隣の議会棟におりました。これまでに経験したことのない激しい揺れで、収まるまでなすすべがなく、一旦外に避難し、その後22階の執務室に戻りました。執務室は棚から落ちた書類が散乱し、惨憺たる様子でしたが、職員たちには大きなけがもなく、安堵したのを覚えています。

教育に携わる者として、何よりも先に児童生徒たちが無事なのだろうかと頭に浮かびました。電話がなかなか繋がらない中、各担当課を通じて学校に連絡を取り、少しずつではありましたが被害の状況が判明していきました。学校だけでなく、文化施設などの関係機関についても、来客者・職員の安否や施設の被災状況を確認しました。

ほとんどの学校で何らかの施設被害を受けましたが、幸いなことに、学校内での児童生徒の死者・重傷者はありませんでした。日頃の避難訓練はもちろん、一人一人の教師が目の前の状況に応じて適切に判断し、行動したことで児童生徒の命が守られたのだと思います。

しかしながら、鉄道の再開に1ヶ月以上かかるなど、その後の通学の足に大きな影響がありました。特に高校生は電車通学者も多いことから、始業式の日程を変更するといった対応をとりました。

また、激しく揺れを感じ、崩れ落ちた天井や柱のひびなどを目の当たりにして、児童生徒たちは大きなストレスを受けました。その後も、間借りした学校での生活など慣れない環境がストレスになった様です。そのためスクールカウンセラーを小・中・高の全校に配置し、児童生徒の心のケアへの対策を進めてまいりました。

子どもたちは、不自由な生活を送りながらも、避難所や地域でのボランティア活動に取り組み、多くの人々を勇気づけていました。

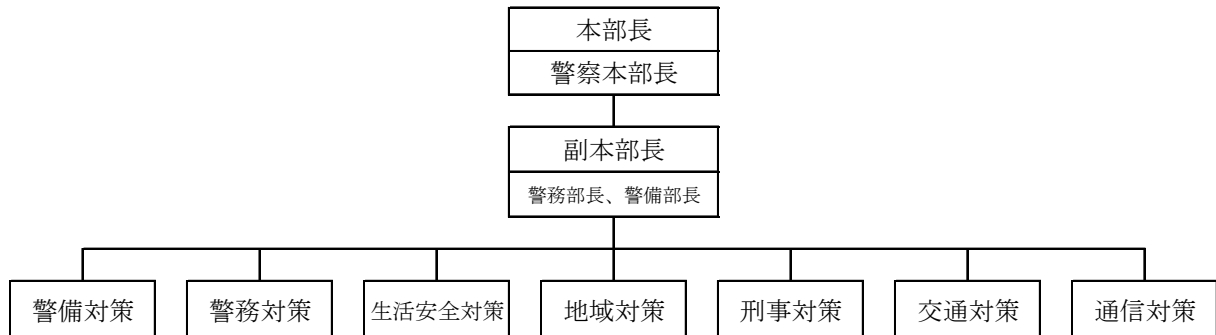
私たちは、この震災の経験から改めて人と人とのつながり、絆の強さや地域のつながりの重要性などを強く感じました。この経験を糧に、学校・家庭・地域社会との連携をより深めていければと思います。

(13) 警備対策部

警備対策部は、警察本部長の定めにより下記のとおり構成される。

警備対策部の主な業務は、災害警備に関することである。

警備対策部（茨城県警察大震災警備本部）構成図：



ア 職員配備体制

- ・ 発災後、県警察では、直ちに「茨城県警察大震災警備本部」を設置した。
- ・ 全職員体制で被害状況の把握、津波警報の発表に伴う住民の避難誘導、被災者の救出救助等の災害警備活動を実施した。
- ・ 市町村と緊密な連携を図るため、主要自治体の災害対策本部に職員を派遣した。

イ 主な警察活動

(ア) 被害状況の確認

a 警察署における活動

震災による被害が県内全域に及んだことから、各警察署では可能な限りの人員、車両を出動させ、管内の被害状況の把握に当たった。

b 警察本部通信指令課における 110 番通報の受理

【3月11日】

- ・ 発災直後から 110 番通報が集中し、受理件数は 3,329 件（平成 22 年中 1 日当たりの平均受理件数の約 5.3 倍）に上った。
- ・ 集中する 110 番通報に対しては、当日の勤務員に加え、自主参集した指定休等の職員を総動員して対応に当たった。
- ・ 通報内容は、津波、家屋浸水、塀の倒壊等地震被害等のほか、交通渋滞、信号機の滅灯に関する情報、ライフラインの障害情報等震災に関連した問合せが集中した。

【3月12日～】

- ・ 強い余震が発生する度に 110 番通報が集中したが、こうした通報は 10 日間程度で落ち着きを取り戻し、通常の受理件数まで減少した。

(イ) 避難誘導

【3月11日】

- ・ 県警察では、津波警報発表後、直ちに警察無線を通じて沿岸警察署に向け、沿岸住民に対する避難広報と避難誘導の呼びかけを一斉に指令し、パトカー等が車載マイクを使用するなどして、住民に対する避難広報、避難誘導を実施した。

- ・ 駅等に滞留した帰宅困難者に対して、指定避難所へ誘導する措置等を実施した。

a 主な活動状況

(a) 高萩警察署

【3月11日】

- ・ 津波警報を認知した大津地区交番員は、直ちにパトカーで出動し、車載マイクを活用した避難広報を実施した。

15:30頃 大津漁港付近において避難が完了していない住民約20名を発見したことから、直ちに同所からの避難誘導を実施した。

(b) 鹿嶋警察署

【3月11日】

16:10頃 神之池地区交番員は、鹿嶋市長柄地内において車両10数台が水没しているとの申告を受け、現場において取り残された者がいないか確認していたところ、津波により同所の水位が急激に上昇し、交番員は腰まで海水に浸かった状態の中で退避した。

(c) 水戸警察署

【3月11日】

- ・ 津波警報を認知した大洗地区交番員は、直ちにパトカーの車載マイクを活用した避難広報、避難誘導及び沿岸警戒活動等を実施した。

16:10頃 津波警報の発表に伴い、機動捜査隊員が大洗町地内を警戒中、老人福祉施設の入居者等が高台に避難しているのを発見し、直ちに無線で応援要請をするとともに、施設職員等と協力して、寝たきりの老人を含む約120名の入居者の避難誘導を実施した。

(d) 鉄道警察隊

- ・ 発災時に駅構内警戒及び列車警乗中であった隊員は、JR常磐線3駅（水戸駅、内原駅、土浦駅）及びJR水郡線1駅（常陸大宮駅）の計4駅において、駅構内及び列車内の乗客をJR社員と共に最寄りの避難場所へ誘導した。
- ・ 発災後直ちに全隊員を招集し、JR社員等と協力して水戸駅ビルの一般利用客ら数千名を同ビル南側及び北側の広場に一時避難させた後、最寄りの避難場所へ誘導した。

(ウ) 救出救助及び行方不明者の捜索

【3月11日】

- ・ 県警察では、茨城県警察広域緊急援助隊や警察本部職員により編成された部隊を被害が甚大な地域に派遣し、管轄警察署と連携し、被災者の救出救助や所在不明者の安否確認を含む被害状況の把握に当たった。

【3月12日～13日】

- ・ 機動隊スクーバ部隊は、鹿行大橋の崩落により北浦に転落した車両の捜索や津波被害に遭った行方不明者の捜索を実施した。



捜索活動を実施する警察官



潜水捜索する機動隊員

(エ) 被災地域における警戒活動

【3月11日～】

- ・ 住民避難等により不在世帯となった住宅や高齢者世帯の多い地域を重点に、発災直後から警察本部職員及び機動隊等により編成された警戒部隊を派遣し、被害地域における空家、コンビニ、避難所等に対する犯罪抑止を図るための警戒活動を管轄警察署と連携し実施した。

(オ) 信号機の滅灯対策、緊急交通路の確保等

a 交通信号機の復旧対策

【3月11日～13日】

- ・ 大規模停電の発生に伴い、県内各地で交通信号機（県内設置数約5,900基）が滅灯した。
- ・ このうち、自動起動式発動発電機が設置された交通信号機162基は、非常用電源装置が正常に作動し、点灯した。
- ・ 県警察では、交通信号機が滅灯した主要幹線道路206箇所の信号交差点において、警察官が手信号等による交通整理を実施した。

b 主要国道及び県道等における交通規制

【3月11日】

- ・ 警察本部交通部では、東水戸道路（水戸南IC～ひたちなかIC間）や国直轄道路10箇所、県管理道路52箇所（うち橋梁27箇所）が通行止めとなったことから、主要幹線道路において、迂回措置をとるなど渋滞の緩和に努めたほか、道路交通情報センター等に情報を提供した。

c 緊急交通路の確保等

【3月11日】

- ・ 高速道路交通警察隊では、発災直後の午後2時49分に県内の高速道路全線において通行止めの措置がとられたことから、東日本道路(株)等と連携し、高速道路上の被害状況把握活動を実施した。
- ・ 高速道路上で地震に伴う交通事故の発生はなかったものの、広域にわたって路面の亀裂や陥没等の損壊被害が発生した。特に、常磐自動車道上り車線の那珂IC～日立南太

田 I C 間では大規模な路面の崩落が発生していたことから、高速道路交通警察隊では緊急交通路の早期確保のため、中央分離帯を開放して下り車線を対面通行とした N E X C O 東日本の措置に対する支援を実施した。

【3月12日～】

- ・ 常磐自動車道の三郷 J C T ～いわき中央 I C 間（174.8 k m）が「災害対策基本法第76条第1項」に基づく緊急交通路に指定されたことから、3月12日6時から同区間において緊急通行車両以外の車両を通行禁止とする交通規制を実施した。
- ・ 警察本部、各警察署及び常磐自動車道各 I C に設置した検問所において、緊急通行車両（被災地における人命救助、応急復旧作業、緊急輸送等のための災害応急対策車両）に対する「緊急通行車両確認標章」の交付事務を行った。



交通規制を実施する警察官

d 警察車両による災害復旧等車両の先導

【3月11日～】

- ・ 高速道路交通警察隊、交通機動隊及び関係警察署では、災害復旧や人工透析患者搬送等の緊急を要する車両のパトカー等による先導を緊急交通路に指定された常磐自動車道等において実施した。

主な用件：病院用燃料搬送車の先導

人工透析患者搬送車の先導

福島第一原子力発電所及び東海第二原子力発電所に向かう電源車、

資機材運搬車等の先導



大型放水車を先導するパトカー

(カ) 生活安全情報の提供

【3月11日】

- ・ 警察本部生活安全部では、津波警報発表直後にひばりくん防犯メールで津波情報を発信し、避難の呼びかけを行った。

【3月12日～】

- ・ 3月12日以降も、ひばりくん防犯メールを活用した、防犯のための注意喚起、生活安全情報等の提供を実施した（3月30日まで）。

主な内容：津波情報、避難の呼びかけ

計画停電中止情報の提供

ガソリンを目的とした窃盗事件の発生と注意喚起

震災名目による詐欺事件の発生と注意喚起

(キ) 通信対策

【3月11日～13日】

- ・ 関東管区警察局茨城県情報通信部では、警備本部等で必要な通信機器を設置するとともに、ヘリコプターテレビシステム、衛星通信システム等を運用し、県内の被害状況等の映像を警備本部、各警察署及び警察庁等にリアルタイムで伝送した。
- ・ 停電が長時間に及んだことに伴い、電力不足が著しい警察署、無線中継所等に可搬式発動発電機を搬送し、通信手段等の確保に努めた。

(ク) 被災者の受入れ

【3月11日】

- ・ 運転免許センターでは、発災時、約480名の来庁者があったことから、全員を試験コースへ一時避難させるとともに、交通手段の途絶に伴い自力での帰宅が困難となった者を最寄りの指定避難所へ誘導した。

【3月11日～】

- ・ 警察学校では、発災後、近隣の住民や水戸市内を旅行中だった観光バス2台が避難してきたほか、自治体の要請に基づき、被害を受けなかった体育館を避難所として臨時開放し、避難者177名（最大時）を受け入れた（3月14日まで）。

(ケ) 御遺体の引渡し

【3月11日～】

- ・ 震災により犠牲となった方や、茨城県沖で発見された御遺体について、検視及び身元の確認作業等を実施した。

警備対策部の検証

○初動態勢の早期確立、情報の収集・集約、情報発信に関する課題

- ・ 救出救助活動や交通規制等の災害警備活動を迅速的確に実施するためには早期に体制を整えることが重要であり、休日、夜間等執務時間外に大規模な災害が発生した場合においても警備本部が十分に機能するための体制の見直し等が課題となった。

また、膨大な被害情報の収集・集約方法及び県民に対する災害、避難、犯罪及び交通規制等に関する情報発信のあり方についても課題となった。

- ・ 県警察では、茨城県警察緊急事態対策検討委員会を設置し、東日本大震災における災害警備活動で得られた多くの課題の早期解消に向けた取り組みを推進している。

○津波の襲来が予想される中での活動に関する課題

- ・ 東日本大震災は地震のみならず、津波の襲来により甚大な被害が発生したことを踏まえ、津波の襲来が予想される中での避難広報、避難誘導、救出救助等のあり方が課題となった。
- ・ 県警察では、東日本大震災における災害警備活動や東北3県の教訓を踏まえ、津波の襲来が予想される中での活動に関し検討を推進している。

○交通規制に関する課題

- ・ 常磐自動車道が緊急交通路に指定されたことに伴い、警察本部、各警察署及び常磐自動車道各ICに設置した検問所において、緊急通行車両に対する「緊急通行車両確認標章」の交付を行い、7,778件の標章を交付したが、緊急通行車両等事前届出制度が周知されていなかったことが判明し、今後の課題となった。
- ・ 県警察では、HP等に緊急通行車両等事前届出制度を掲載し、県民等に対する周知を図っている。

コラム 13

寺門 義文 警備部警備課長（現茨城県警察本部警務部会計課長）

平成23年3月11日、午後2時46分、未曾有の巨大地震（東北地方太平洋沖地震）が発生しました。大自然が凶暴な牙をむき出した瞬間です。

私は当時、災害警備を主管する警察本部警備課の課長の職にありましたが、経験したことのない巨大な揺れに、執務室内の天井の高さまであるロッカーが次々と倒れ、それぞれの机は激しく揺さぶられて、まるで狂人の如き有様です。窓から外を見ると県庁周辺は灰色の砂煙のようなものが一面に立ち上っており、これから明らかになるであろう県内の被害を思いつつ、直ちに警察本部長を長とする警備本部を設置しました。

警察本部は停電のため非常用電源に切り替わっていましたが、県内各署とも警察無線、専用電話は維持できている状態であり、交番、駐在所、出動中のパトカー等からの情報収集を迅速に行い、県内の被害状況の把握に努め、「人命第一の災害警備」がスタートしました。

気象庁発表（同日午後2時49分）の津波警報に伴い、警察本部員で編成した部隊及び機動隊等の本部執行隊を沿岸地域に出動させ、部隊は、管轄警察署と連携して、住民の方々に対する避難広報、避難誘導及び老人介護施設等からの救出救助等に当たりました。

また、北浦、大津漁港での行方不明者の搜索、信号機の滅灯による主要交差点での交通整理、緊急交通路に指定された常磐自動車道における交通規制、避難所及び被災地域のパトロール、震災の犠牲となられた方々の御遺体の検視等を実施し、県民の皆様の安心安全の確保に全力で当たったところであり、まさに県警の総力を挙げた警備でありました。

急場となった時間が過ぎ、今度は、本県以上に甚大な被害を受けた東北3県に対し、行方不明者の搜索、パトロール、交通規制、犯罪捜査等のため本県警察官を派遣しましたが、現在でも数十名の部隊を一定期間派遣しています。

この東日本大震災による県内の被害は甚大であり、死者は24名、震災による住宅の全半壊は、約26,800棟（平成24年11月現在）に及んでいますが、発災から2年余りが経過しようとする中、災害に対する意識の希薄化も懸念されるところです。

県警察は、東日本大震災の災害警備活動を通じ、夜間等における災害警備態勢の早期確立、膨大な被害情報の収集集約及び情報発信のあり方、津波対策等多くの課題を得ましたが、これらの課題を早期に解消して、今後の大規模災害に対する備えに万全を期すとともに、県、市町村、防災関係機関と連携し、各種の災害対策を継続的に推進して、県民の皆様の安全安心の確保に努めてまいります。

(14) その他

ア 直轄

(ア) 出先施設・所管施設

a 県立青少年会館

(a) 被害状況の確認

【3月11日】

発災後 利用者が約30名いたため、第二駐車場へ避難・誘導を行い、帰宅させた。

19:30頃 ・ 女性青少年課担当者が現地へ向かい、大きな被害がないことを確認した。

・ 宿泊予定者2名を発見したため、家族のもとへ送り届けた。

(b) 予約者への対応

【3月11日】

発災後 電話が不通状態のため、宿泊客と連絡が取れなかった。

18:30頃 停電のため安全が確認できない状況での利用は不可能と判断し、閉館とした。

【3月12日】

・ 研修室及び宿泊室(ユースホステル)の予約者へ当分の間休館となる旨を連絡した。

・ 利用料を納めていた団体には、返金又は利用日の振替えにより対応した。

イ 病院局

病院局は、経営管理課及び県立3病院(中央病院、こころの医療センター(旧友部病院)及びこども病院をいう。以下同じ。)によって構成される。

病院局の主な災害対応業務は、県立病院の運営、安全確保等に関することである。

(ア) 職員配備体制

(病院局職員動員体制)

		3月11日	3月12日	3月13日	合計
経営管理課 (25名)	日中	20名	7名	8名	35名
	宿直	3名	5名	3名	11名
中央病院 (639名)	日中	392名	210名	238名	840名
	宿直	130名	126名	98名	354名
こころの医療センター (260名)	日中	180名	150名	150名	480名
	宿直	80名	60名	60名	200名
こども病院 (230名)	日中	150名	150名	150名	450名
	宿直	70名	70名	70名	210名
病院局 (1,154名)	日中	742名	517名	546名	1,805名
	宿直	283名	261名	231名	775名
合計		1,025名	778名	777名	2,580名

(イ) 病院局の対応

a 患者及び職員の安全確保、適切な避難・保護等

各病院とも、臨機の判断で患者の屋外等への避難誘導を行い、けが人などの二次被害も未然に防止した。

(a) 経営管理課

【3月11日】

発災直後 庁内放送の屋外避難指示により避難した。

15:40 ・ 屋外にて職員全員の無事を確認した。

・ 県立3病院との連絡が取れず、職員を派遣し、状況を確認した。

17:00 県立3病院の患者及び職員の無事を確認した。

19:00 報道機関へ県立3病院の診療情報を提供した。

22:10 中央病院の本館の安全性についての調査を営繕課に依頼した。

→12日朝、営繕課が中央病院へ職員を派遣した。

22:50 待機体制を決定し、各職員へ連絡した。

23:00 県立3病院に対し、定時連絡及び被害状況の記録（写真）をとるよう依頼した。

【3月12日】

13:00 茨城県震災建築物応急危険度判定士チーム（営繕課）による中央病院の診断結果を把握した。→本館高層棟の当面の病床使用不可

20:50 ・ 県立3病院の診療状況を確認した。

・ 中央病院は14日休診、15日については14日の会議で判断することとした。

・ こころの医療センター及びこども病院は通常診療を行った。

21:30 中央病院休診情報を広報広聴課へ提供し、周知を依頼した。

【3月13日】

7:00 茨城放送のニュースで、14日の県立3病院それぞれの診療体制について放送されたことを確認した。

(b) 中央病院

【3月11日】

15:00 ・ 患者の屋外搬送の判断をした。

・ 入院患者（13時時点で348名入院中）は、当初、病棟内待機していた。

・ 建物の損壊状況及び余震頻発の現状を踏まえ、入院患者全員の屋外避難を決定した。

17:30 ・ 患者の屋外搬送を終了した。

・ エレベーターが使用停止のため、歩行困難等の患者については担架等により搬送した。

18:00 ・ 患者のがんセンター、救急センターへの収容の判断をした。

・ 病棟建物の再度の目視検査により、がんセンター棟、救急センターの2階部分（循環器センター）も収容可能と判断した。

20:00 ・ 入院患者の移動を終了した。

・ がんセンター棟（定数108床）に202名（会議室収容12名を含む）、救急・循環器センター（定数19床）に82名を収容した。本館6階呼吸器病棟の結核患者7名は、内科新患外来ブースに収容した。

- ・ 帰宅可能な患者については、茨城放送から患者を迎えに来るよう家族に呼びかけを行った。
- ・ がんセンター各階に受付を設置し、患者名と震災前の病棟名を記載し、確認を行った（確認作業は夜を徹して翌朝までに完了した。）。

【3月12日】

10:00 営繕課の調査結果に基づき、本館の使用中止を継続した。

(c) こころの医療センター

【3月11日】

震災直後 各病棟において、担当医、看護師長の判断で対応し、9病棟では、患者をグラウンドに避難させた。

21:00 まで 訪問看護の患者のうち、単身者（約40人）に対して安否確認を行った。電話が不通の患者には、自宅訪問を行い、確認をした。

(d) こども病院

【3月11日】

15:00 警ら警察の指示を踏まえて、内科・外科混合病棟である2A及び2Bの入院患者を一旦屋外に待避させた。

15:30 体温低下の懸念があることから、1F大会議室を待避場所とし、その後、治療が必要な患者については、2A病棟に集中させた。

- ・ 3A（新生児・NICU病棟）及び2C（ICU・乳児病棟）については、酸素管理等の関係で避難をさせる判断には至らず、非常用電源で病棟を維持させた。

患者及び職員の安全確保、適切な避難・保護等の検証

○患者避難の対応に関する評価

- ・ 各病院とも、臨機の判断で患者の屋外等への避難誘導を行ったが、大量の患者移動を短時間で人が人等の二次被害なしに行ったのは、高く評価されるべきものである。

○夜間休日における患者の安全確保に向けての課題

- ・ 今回は平日午後の職員を多く配置している時間帯であったので、患者避難が適切に行うことができた。夜間や休日の人員体制が少なくなる時間帯においてもイメージできる避難方法、避難経路等を想定し準備すべきである。患者の搬送をより容易にするための手法の導入等（例えば、一人で搬送可能な担架（レスキューシート）等）を検討すべきである。また、被害状況等により、避難措置は臨機の判断が基本となるが、それに関する基準等を可能な限り明確にし、マニュアル化を検討すべきである。

b 非常用電源への対応（重油の確保・備蓄）

一定期間経過後まで想定される停電に対応して病院機能を維持させるため、非常用電源用の重油を確保する必要性が生じた。

（重油の備蓄状況等）

	区分	容量	使用用途	消費量	満タン時	震災時
中 央	本館	39,233ℓ 本体 18,000ℓ×2 小出槽3,233ℓ	自家発電 (がんセンター共用) スチームボイラー オペ室滅菌器など	自家発電 2,400ℓ/日 ボイラー 1,680ℓ/日	12日分	残33,750ℓ 7日分
	がんセンター	18,300ℓ 本体 18,000ℓ 小出槽 300ℓ	ボイラー (暖房用)	720ℓ/日		
	救急センター	8,980ℓ 本体 8,000ℓ 小出槽 980ℓ	自家発電	840ℓ/日	10日分	残1,700ℓ 2日分
こ こ ろ	新病院	10,950ℓ 本体 9,000ℓ 小出槽1,950ℓ	自家発電	3,500ℓ/日	3日分	
	旧病院	61,077ℓ 本体 50,000ℓ 小出槽11,077ℓ	自家発電 ボイラー	1,000ℓ/日 1,000ℓ/日	30日分	残35,000ℓ 17日分
こ ど も		28,000ℓ 18,000ℓ 10,000ℓ	自家発電 ボイラー	1,100ℓ/日	25日分	残19,000ℓ 17日分

※ 各病院のタンク容量は、オール電化となるこころの医療センターを除き十分であり、中央病院は満タンであれば10日～12日程度対応できるものである。

※ 中央病院の救急センターは2月に供用開始したこともあり、震災時重油タンクの備蓄残量が2日分(1,700ℓ程度)と極めて少なかった。また、13日午前外部電源が通電し、非常用電源は不使用となるはずだったが、震災によるトランス故障により、引き続き非常用電源用の重油が必要となった。

【3月11日～】

- ・ こころの医療センターでは、電気使用を最小限とするため、食器の消毒、患者の入浴を控えた。
- ・ こころの医療センターでは、故障により旧病院の本タンクから自家発電用タンクへの自動切替が行われず、施設課職員が数時間おきに手作業で切替装置を操作することで給油を行った。

【3月12日】

- 12:20 経営管理課から県立3病院へ重油備蓄量を確認した。
- 12:30 こども病院の電力が復旧した。
- 15:30 経営管理課から県立3病院へ重油の必要量を確認し、中央病院分について災害対策本部に要求した。

【3月13日】

午前 中央病院へ重油 6,000ℓを搬入した。

- 21:40 ・ 災害対策本部会議を踏まえ、東電の計画停電について県立3病院へ連絡した。
(県立3病院とも3月14日の第4グループ(13:50~17:30の間の3時間程度)に計画停電される予定であったが、実施されず。)
- ・ 県立3病院に対し、計画停電を踏まえた重油(自家発電用・空調用)の需要を確認した。
- ・ 中央病院及びこころの医療センターの電気が復旧した。

非常用電源への対応についての検証

○非常用電源への接続に関する問題点

- ・ 中央病院では、救急センターのCT等放射線機器は、非常用電源に接続されておらず、一般電気が通電した14日以降もトランス故障により非常電源に頼らざるを得なかったため、トランス修復がなされた25日まで稼働できなかった。救急センターのトイレも非常用電源に接続されていないことから、汚物が流れず、使用に支障が生じた。また、インターネット関係スイッチが非常用電源に接続されていないものがほとんどであり、通信機能の維持にも大きな支障が生じた。

○県立3病院における非常用電源の安定的な確保に向けて

- ・ 中央病院の救急センターの重油は非常用電源に使用するのみであるので、常時満タンにしておく必要がある。また、トランスの故障防止策として、トランス振止め金具やボルトの設置は既に行っているが、救急センター機器をはじめ、本館も含めて非常用電源対応の機器の分類整理をして、その結果により非常用電源の拡充を検討すべきである。
- ・ こころの医療センターの新病院では、自家発電用の重油タンクの容量が3日分であることから、3日以上停電が続くような場合を想定して、重油を安定的に確保する仕組みを検討すべきである。
- ・ こども病院では、非常用電源への移行に支障はなかったが、今後、非常用電源利用を拡充することとなれば、発電能力を増大させる必要がある。

c 食料・飲料水の確保備蓄

県立3病院共に、食料・飲料水の確保は最重要課題であり、病院内の備蓄量を確認し、確保について各方面に要請を行った。

(地震発生時の備蓄量)

	食料	飲料水
中央病院	3日分・流動食類・冷凍食材	3日分
こころの医療センター	2食分	備蓄なし
こども病院	2日分	2日分

(a) 食料・飲料水の調達及び配布

【3月11日】

17:50 経営管理課において、企業局・生協から飲料水を確保し、中央病院及びこころの医療センターへ配付した。

【3月12日】

1:00 こころの医療センターの食料援助を福祉指導課に依頼した。

5:50 災害支援物資として飲料水を受領し、こころの医療センターへ配付した（県庁で受け取り、経営管理課職員が配送）。

11:40 企業局から水の提供があり、県立3病院へ配付した。

12:20 県立3病院に対し、食事の状況を確認した。

16:00 福祉指導課から県立3病院分の食料を調達し、県南総合防災センターで受け取った。

19:45 県立3病院に対し、食料等の充足状況を確認した。

【3月13日】

・ 笠間市より中央病院へ、リンゴ、卵、野菜が提供された。

（参考）・ 笠間市からは、15日と合わせてリンゴ、卵、野菜が計320個提供された。

・ ローソン中央病院店よりおにぎりが600個提供された。（16日）

(b) 患者への食事提供

i 中央病院

【3月11日】 ・ 一般食用及び嚥下不安者用の2食種を用意した。

【3月12日】 ・ こころの医療センターへ3食分（750食）、ひまわり保育園へ園児用20食を提供した。

【3月12日～】 ・ 朝食から5食種を用意し、備蓄食品を活用しながらカロリー計算するなど（1日1人1,100kcal）、患者の状況に対応した食事の提供を行った。

ii こころの医療センター

【3月12日】 ・ 中央病院から3食分（750食）の提供を受けた。また、地元スーパー等につけ合い、調達することで対応した。

iii こども病院

【3月11日～13日】 ・ 11日の夕食から非常食で対応した。

（参考）14日より、在庫の食材等で調理を開始した。

(c) 職員の食料確保

i 中央病院

当初は食料不足があったものの、各自院内コンビニなどで調達できていた。

ii こども病院

【3月11日～13日】

・ 職員食・付添食について水戸市から状況確認があり、その際の連絡を通じて、同市より、11日の夕食から13日の夕食分までを確保（150食）した。

【3月13日】

・ 水戸市からの配給米（60kg）をご飯、お粥及びおにぎりにし、6時、12時、18時に配布した。（～16日まで）

(患者への食事提供の状況 (中央病院))

日付	食種名	献立内容
3月11日	一般食	パン缶 牛乳
	嚥下不安者用	レトルト全粥 ヨーグルト
3月12日朝 ～	常食・軟食・治療食	レトルト粥, 魚缶詰, 果物缶詰
	分粥食	レトルト粥, 嚥下用市販品, 果物缶詰
3月13日 (15日朝まで継続)	流動食	濃厚流動食2本
	嚥下Ⅰ	嚥下用市販品, ゼリー
	嚥下Ⅱ	レトルト粥, 嚥下用市販品, 果物缶詰

(参考)

15日昼～3月22日朝 5食種で対応, 主食・副食の調理再開

22日昼～ 震災前の食種 (15種) 再開

食料・飲料水の確保についての検証

○適正な備蓄量及び備蓄倉庫の確保

- ・ 病院間で食事の提供を行うなど、病院局内での調整ができていた。中央病院では、今回患者数の減少という事態があり、患者用としては十分な備蓄量であったといえるが、災害拠点病院としての機能を発揮する状況においての必要量については、改めて検討すべきである。また、備蓄は既存病棟にスペースがないため、耐震基準を満たしていない看護師宿舎 (3寮) を使用している状況であるが、これらの備蓄食料を適切に保管する倉庫として、また、災害拠点病院としての患者受入れスペースなども加味して、看護師宿舎の解体撤去・新倉庫棟建設も検討すべきである。今後、直下型地震などへの備えとしては3～5日分の備蓄、更には職員用の備蓄が必要である (3日分で20㎡であり、全体として50㎡以上が必要)。

○職員用の備蓄について

- ・ 患者対応等で多忙となる病院職員についても、備蓄の確保策を検討した。経営管理課及び県立3病院の職員用の食料・飲料水については、概ね3日分を備蓄するよう、準備を進めている。

○その他の備蓄対策

- ・ 震災直後は、卸売業者との連絡がとれない状況になったことから、災害時での連絡体制や優先的な物資支給等に関する協定書等の締結を検討すべきである。また、備蓄量の増加や非常食の確保とともに他の地域 (都内や被災地以外の地区) との輸送ラインの確立を検討する必要がある。また、地元のJAや農家との連携も日頃より密にし、非常時に備えていくべきである。

d ライフラインとしての水の確保

県立3病院共に、水の確保は最重要課題であり、貯水タンクの容量を確認し、水の確保について各方面に要請を行った。

（貯水タンクの容量及び状況）

	区分	タンク	容量	消費量	満タン時	震災時残状況
中央	受水槽	200t×2槽	452t	210t/日	2.2日	2日分
	高架水槽（本館）	20t×2槽				
	高架水槽（がんセンター）	6t×2槽				
こころ	新病院受水槽	50t 井戸水用50t	100t	250t/日	—	—
	旧病院受水槽	本館60t 8・6病棟用72t	153t	250t/日	0.6日	17t（高架水槽残）
	高架水槽	本館12t 8・6病棟用9t				
こども	受水槽	1号棟25t 雑水用80t	163t	97t/日	1.6日	わずか
		2号棟32t				
	高架水槽	1号棟7t 雑水用6t				
		2号棟13t				

※ こころの医療センターは、自家発電非対応のため、受水槽に貯水があっても高架水槽へ送水できず、高架水槽の残水のみしか使用できない状況であった。こども病院は、自家発電により受水槽から高架水槽に送水できるが、受水槽自体の残水がわずかな状況であった。

【3月11日】

発災直後 県立3病院とも、直ちに企業局へ要請し、ライフラインとしての水の確保に着手した。

【3月12日】

夜 水戸市の給水車により、こども病院へ1.8t給水された。

深夜 こども病院の水道が復旧した。

【3月13日】

10:00 企業局より、透析用の給水車（手洗い用）のタンク4t車2台を確保し、中央病院に順次配送した。

12:00 透析用の水について水質に難があったため、配送を中止した。

12:00 中央病院へ水1.5tが到着し、受水槽へ補給した。

12:15 災害対策本部へ透析用の水の確保を要請した。

15:30 中央病院の地下水の水質が問題ないことが確認され、受水槽に注入した。

16:00 こども病院1号棟の雑水用の配管から漏水していることを確認した。トイレの使用ができなかったため、井戸水汲上げによる対応をした。

19:30 中央病院の透析用の水については、井戸水をすでに使っているため、14日以降の透析用の水は要請しないことに決定した。また、笠間市の水道が2～3日程度で復旧の見込みとの情報があり、それまでは井戸水でしのぐことにした。

ライフラインとしての水の確保についての検証

○地下水活用の検討

- ・ 今回、中央病院では、透析等の業務に地下水が十分活用できた。地下水の水質の定期的な検査を継続するとともに、配管の漏水などがないように点検にも留意していくべきである。
- ・ 現在使用している水道水を井戸水併用方式に切り替えることにより、ライフラインの二重化が可能となる地下水浄化処理サービスの導入を検討すべきである。

e 診療機能の対応状況

県立3病院とも、被害の状況を確認し、影響のないところについては通常診療を行った。使用不能な施設においては、機能を移設し、診療を継続した。

(a) 中央病院

i 診察状況

【3月11日】

- ・ 患者の安全確保のため、本館の入院機能（3階～6階）停止を判断した。

【3月11日～12日】

- ・ 透析は、透析センターが漏水により使用不能のため、救急センターに機能を移設し、診療を継続した。

【3月11日～13日】

- ・ 本館棟損傷のため、重症患者が受入不能となった。

【3月13日】

- ・ 配水管修理後、透析センターを再開した。

ii 他医療機関の透析患者の受入れ

【3月12日～】

- ・ 医療機器の故障などにより透析を実施できなくなった医療機関からの要請を受け、緊急的に透析患者の受け入れを開始し、12日に1名、13日に16名を受け入れた（中央病院の透析治療中の患者への治療と併せて、14日まで24時間体制で対応した。）。

(b) こころの医療センター

【3月11日～13日】

- ・ 外来・入院とも通常どおり診療した。

(c) こども病院

【3月11日～13日】

- ・ 放射線機器等に故障があった放射線検査等は除き、外来・入院とも通常どおり診療した。
- ・ 手術材料の調達が困難であったため、手術は緊急手術のみを対応した。

f 通信・連絡機能の対応状況

防災直後、電話・携帯電話共に不通状態となり、県庁の防災無線電話もアンテナが倒れてしまったために使用できず、県立3病院とも外部との連絡手法に大きな制約を生じることになった。

（通信手段の状況）

	有線電話	携帯電話	防災無線電話	インターネット
中央病院	発災直後～ 3月11日20:00	発災直後～ 発信規制の	アンテナ倒壊 のため使用不 可能	ルーターが非常用電源に接続されて おらず、通電するまで使用不可能
こころの医 療センター	まで発信規制の ため不通	ため不通		端末が非常用電源に接続されてお らず、バッテリーの残量分のみ使用
こども病院			整備なし	可能

g 関係機関・他病院の情報把握及び県立3病院の情報提供

震災当日は、県立3病院とも、県内の他の病院の被害状況・対応状況は把握できず、それによりどのような行動を取るべきかの判断がつきにくい状況となった。

【3月11日】

23:00 E M I Sへ被災情報及び患者受入れの可否等の情報を入力した（中央病院のインターネット環境が停止していたため、災害担当医師の個人携帯電話から行った。）。

【3月12日～】

- ・保健福祉部において、県内病院の被害状況・対応状況について情報提供を行った。

関係機関・他病院の情報把握及び県立病院の情報提供についての検証

○各病院の診療状況の情報提供

- ・中央病院の診療機能の状況に関するアナウンスで、「中央病院は休診」、「救急受入れ制限」等のみがNHKデジタル放送で流れ、病院や病院局に、県民から「なぜ中央病院は診療を行わないのか」といった苦情等が多く寄せられた。
- ・被災した場合でも、県民が正確に状況を把握できる情報伝達の工夫を検討すべきである（例えば、「・・・は可能」等のプラス面に力点を置いた伝達方法、「3階以上の病棟機能の停止により入院患者を制限」等）。
- ・震災直後においても、情報通信回線の保全により情報提供がなされるような仕組みを検討すべきである。

○E M I Sによる発信

- ・災害時においてE M I Sが確実に利用できるようインターネット環境を整備しておく必要がある。E M I Sへの情報入力状況やそれらに基づき効果的な災害医療活動が行われたかどうかについては、国、県レベルでの検証を進めており、今後のその動向を注視していく。

h 電子カルテシステムの運用状況

(a) 中央病院

【3月11日】

発災直後 停電に伴い、自家発電機を起動したが安定しなかったため、電子カルテ及び中央病院の部門システムサーバ群を停止した。

19:00～ サーバを再起動したが、各種オーダーは紙伝票、結果参照及びカルテ記載はシステムによる運用とした。

(b) こども病院

【3月11日】

発災直後 停電に伴い自家発電機に切り替えた。

15:30 中央病院のサーバの停止により電子カルテサーバを停止し、紙による運用に切り替えた。

【3月12日】

15:00 電源が復旧した。